

改 正 案

目次

第一編（略）

第二編 保険会社、外国保険会社等及び少額短期保険業者

第一章（略）

第一章の二 電磁的記録及び電磁的方法等（第十四条の三―第十四条の十）

第二章 保険業を営む株式会社及び相互会社

第一節 保険業を営む株式会社の特例（第十五条―第十九条の四）

第二節 相互会社

第一款 機関等（第二十条―第二十三条の二十）

第二款 計算等

第一目 計算書類等（第二十四条―第二十五条の八）

第二目 会計監査人設置会社以外の相互会社における計算関係書類の監査（第二十六条―第二十六条の四）

第三目 会計監査人設置会社における計算関係書類の監査（第二十七条―第二十七条の八）

第四目 事業報告等の監査（第二十八条―第二十八条の四）

第五目 計算書類等の提供等（第二十九条―第二十九条の八）

第六目 基金利息の支払、基金の償却及び剰余金の分配（第三十条―第三十条の八）

第七目 基金償却積立金及び損失てん補準備金（第三十条の九―第三十条の十五）

現 行

目次

第一編（略）

第二編 保険会社、外国保険会社等及び少額短期保険業者

第一章（略）

（新設）

第二章 保険業を営む株式会社及び相互会社

第一節 保険業を営む株式会社の特例（第十五条―第十九条の二）

第二節 相互会社

第一款 機関等（第十九条の三―第二十三条の十三）

第二款 計算（第二十四条―第三十二条の二）

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

第三款 相互会社の社債を引き受ける者の募集（第三十一条―第三十一条の十六）

第四款 事業の譲渡等（第三十二条―第三十二条の二）

（削る）

（削る）

（削る）

（削る）

第五款 雑則（第三十三条―第三十五条）

第三節 （略）

第三章（第十二章 （略）

第三編 （略）

第四編 （略）

附則

（定義）

第一条 この府令において、「保険業」、「保険会社」、「生命保険会社」、「損害保険会社」、「相互会社」、「外国保険業者」、「外国保険会社等」、「外国生命保険会社等」、「外国損害保険会社等」、「外国相互会社」、「総株主等の議決権」、「子会社」、「主要株主基準値」、「保険主要株主」、「保険持株会社」、「少額短期保険業」、「少額短期保険業者」、「生命保険募集人」、「損害保険募集人」、「損害保険代理店」、「少額短期保険募集人」、「保険募集人」、「所属保険会社等」、「保険仲立人」、「保険募集」又は「公告方法」とは、それぞれ保険業法（平成七年法律第百五号。以下「法」という。）第二条に規定する保険業、保険会社、生命保険会社、損害保険会社、相互会社、外国保険業者、外国保険会社等、外国生命保険会社等、外国損害保険会社等、外国相互会社、総株主等の議決権、子会社、主要株主基準値、保険主要株主、保険持株会社、少額短期保険業、少額短期保険業者、生

（新設）

（新設）

第三款 財産の評価（第三十二条の三―第三十二条の九）

第四款 貸借対照表の記載事項（第三十二条の十一―第三十二条の十四）

第五款 連結子会社等（第三十二条の十五・第三十二条の十六）

第六款 相互会社における連結計算書類の監査等（第三十二条の十七―第三十二条の二十一）

第七款 雑則（第三十三条―第三十五条）

第三節 （略）

第三章（第十二章 （略）

第三編 （略）

第四編 （略）

附則

（定義）

第一条 この府令において、「保険業」、「保険会社」、「生命保険会社」、「損害保険会社」、「相互会社」、「外国保険業者」、「外国保険会社等」、「外国生命保険会社等」、「外国損害保険会社等」、「外国相互会社」、「総株主等の議決権」、「子会社」、「主要株主基準値」、「保険主要株主」、「保険持株会社」、「少額短期保険業」、「少額短期保険業者」、「生命保険募集人」、「損害保険募集人」、「損害保険代理店」、「少額短期保険募集人」、「保険募集人」、「所属保険会社等」、「保険仲立人」、「保険募集」又は「保険募集」とは、それぞれ保険業法（平成七年法律第百五号。以下「法」という。）第二条に規定する保険業、保険会社、生命保険会社、損害保険会社、相互会社、外国保険業者、外国保険会社等、外国生命保険会社等、外国損害保険会社等、外国相互会社、総株主等の議決権、子会社、主要株主基準値、保険主要株主、保険持株会社、少額短期保険業、少額短期保険業者、生命保険募集人、

命保険募集人、損害保険募集人、損害保険代理店、少額短期保険募集人、保険募集人、所属保険会社等、保険仲立人、保険募集又は公告方法をいう。

(計算書類等に係る連結の方法等)

第一条の二 保険業法施行令(平成七年政令第四百二十五号。以下「令」という。)第一条の三第二号に規定する内閣府令で定めるところにより連結してその計算書類その他の書類を作成するものとされる会社は、連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和五十一年大蔵省令第二十八号。以下「連結財務諸表規則」という。)第二条第三号に規定する連結子会社並びに持分法(同条第八号に規定する持分法をいう。)が適用される非連結子会社(同条第五号に規定する非連結子会社をいう。)及び関連会社(同条第六号に規定する関連会社をいう。)とする。

2・3 (略)

(計算書類等に係る連結の方法等)

第一条の五 (略)

2 法第二条の二第二項第二号に規定する内閣府令で定めるところにより計算される数は、当該会社の保有する当該保険会社等(法第二条の二第一項に規定する保険会社等をいう。以下同じ。)の特定議決権(法第二十一条に規定する議決権から会社法(平成十七年法律第八十六号)第八百七十九条第三項(特別清算事件の管轄)の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を除いたものをいう。以下この条において同じ。)の数に、その連結する会社等(同号に規定する会社等をいう。以下この条から第一条の七までにおいて同じ。)について、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定める当該保険会社等の特定議決権の数を合算した数に係る特定議決権比率(その保有する一の保険会社等の特定議決権の数を当該保険会社等の総株主の特定議

損害保険募集人、損害保険代理店、少額短期保険募集人、保険募集人、所属保険会社等、保険仲立人又は保険募集をいう。

(計算書類等に係る連結の方法等)

第一条の二 保険業法施行令(平成七年政令第四百二十五号。以下「令」という。)第一条の三第二号に規定する内閣府令で定めるところにより連結してその計算書類その他の書類を作成するものとされる会社は、連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和五十一年大蔵省令第二十八号。以下「連結財務諸表規則」という。)第二条第三号に規定する連結子会社並びに持分法(同条第八号に規定する持分法をいう。第三十二条の十九第二項第七号及び第三十二条の二十において同じ。)が適用される非連結子会社(同条第五号に規定する非連結子会社をいう。)及び関連会社(同条第六号に規定する関連会社をいう。第三十二条の十九第二項第七号及び第三十二条の二十において同じ。)とする。

2・3 (略)

(計算書類等に係る連結の方法等)

第一条の五 (略)

2 法第二条の二第二項第二号に規定する内閣府令で定めるところにより計算される数は、当該会社の保有する当該保険会社の特定議決権(法第二十一条に規定する議決権から商法(明治三十二年法律第四十八号)第二百一十一条ノ二第五項の規定により議決権を有するものとみなされる株式又は持分に係る議決権を除いたものをいう。以下この条において同じ。)の数に、その連結する会社等(同号に規定する会社等をいう。以下この条から第一条の七までにおいて同じ。)について、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定める当該保険会社の特定議決権の数を合算した数に係る特定議決権比率(その保有する一の保険会社の特定議決権の数を当該保険会社の総株主の特定議決権の数で除して得た数をいう。)を当該保険会社の総株主の議決権の数に乗じて得た数とす

決権の数で除して得た数をいう。)を当該保険会社等の総株主の議決権の数に乗じて得た数とする。

一 当該会社の子会社(財務諸表等規則第八条第三項に規定する子会社をいう。)その保有する当該保険会社の特定議決権の数

二 当該保険会社等に係る議決権の行使について財務諸表等規則第八条第六項第三号に規定する認められる者及び同意している者となる者 その保有する当該保険会社等の特定議決権の数

三 当該会社の関連会社(財務諸表等規則第八条第五項に規定する関連会社をいう。)(前号に掲げる者を除く。)当該関連会社の純資産のうち当該会社に帰属する部分の当該純資産に対する割合を当該関連会社の保有する当該保険会社の特定議決権の数に乗じて得た数

(連結基準対象会社等に準ずる者)

第一条の七 法第二条の二第一項第七号に規定する内閣府令で定める者及び内閣府令で定めるところにより計算される数は、次の各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める数とする。

一 保険持株会社の主要株主基準値以上の数の議決権の保有者(法第二条の二第一項第一号に掲げる者を含み、同項第二号から第六号までに掲げる者を除く。)その保有する当該保険持株会社の議決権の数を当該保険持株会社の総株主の議決権の数で除して得た数に当該保険持株会社の子会社である保険会社等の総株主の議決権の数乗じて得た数又は当該者、当該保険持株会社及び当該保険持株会社の子会社等(法第二百七十一条の二十四第一項に規定する子会社等をいう。)が保有する当該保険持株会社の子会社である保険会社等の議決権の数を合算して得た数のうちいずれか少ない数

二 法第二条の二第一項第二号から第六号までの規定中「保険会社等」を「保険持株会社」と読み替えて適用することとしたならば当該各号に掲げる者となる者(当該各号に掲げる者及び前号に掲げる者を除く。)それぞれ当該各号に定める議決権の数を当

る。

一 当該会社の子会社(財務諸表等規則第八条第三項に規定する子会社をいう。)その保有する当該保険会社の特定議決権の数

二 当該保険会社に係る議決権の行使について財務諸表等規則第八条第六項第三号に規定する認められる者及び同意している者となる者 その保有する当該保険会社の特定議決権の数

三 当該会社の関連会社(財務諸表等規則第八条第五項に規定する関連会社をいう。)(前号に掲げる者を除く。)当該関連会社の純資産のうち当該会社に帰属する部分の当該純資産に対する割合を当該関連会社の保有する当該保険会社の特定議決権の数に乗じて得た数

(連結基準対象会社等に準ずる者)

第一条の七 法第二条の二第一項第七号に規定する内閣府令で定める者及び内閣府令で定めるところにより計算される数は、次の各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める数とする。

一 保険持株会社の主要株主基準値以上の数の議決権の保有者(法第二条の二第一項第一号に掲げる者を含み、同項第二号から第六号までに掲げる者を除く。)その保有する当該保険持株会社の議決権の数を当該保険持株会社の総株主の議決権の数で除して得た数に当該保険持株会社の子会社である保険会社の総株主の議決権の数乗じて得た数又は当該者、当該保険持株会社及び当該保険持株会社の子会社等(法第二百七十一条の二十四第一項に規定する子会社等をいう。)が保有する当該保険持株会社の子会社である保険会社の議決権の数を合算して得た数のうちいずれか少ない数

二 法第二条の二第一項第二号から第六号までの規定中「保険会社」を「保険持株会社」と読み替えて適用することとしたならば当該各号に掲げる者となる者(当該各号に掲げる者及び前号に掲げる者を除く。)それぞれ当該各号に定める議決権の数を当該議

該議決権に係る株式を発行した保険持株会社の総株主の議決権の数で除して得た数に当該保険持株会社の子会社である保険会社等の総株主の議決権の数を乗じて得た数又は当該者及びその連結する会社等、当該者に係る会社等集団（同項第三号に規定する会社等集団をいう。）に属する会社等、当該者の合算議決権数（同項第五号に規定する合算議決権数をいう。）を計算する場合においてその保有する議決権を合算若しくは加算する会社等若しくは個人若しくは当該者の共同保有者（同項第六号に規定する共同保有者をいう。第二百八条において同じ。）が保有する当該保険持株会社の子会社である保険会社等の議決権の数をそれぞれ合算して得た数のうちいずれか少ない数

（免許申請書の添付書類）

第六条 法第四条第二項に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一・二 （略）

三 創立総会が招集されたときは、その創立総会の議事録（会社法第八十二条第一項（創立総会の決議の省略）の規定により創立総会の決議があつたものとみなされる場合には、当該場合に該当することを証する書面。以下同じ。）（当該保険会社が株式移転（法第九十六条の八第一項に規定する組織変更株式移転を含む。）により設立された場合又は会社分割により設立された場合には、これに関する株主総会の議事録（会社法第三百十九条第一項（株主総会の決議の省略）の規定により株主総会の決議があつたものとみなされる場合には、当該場合に該当することを証する書面。以下同じ。）その他必要な手続があつたことを証する書面

（削る）

決権に係る株式を発行した保険持株会社の総株主の議決権の数で除して得た数に当該保険持株会社の子会社である保険会社の総株主の議決権の数を乗じて得た数又は当該者及びその連結する会社等、当該者に係る会社等集団（同項第三号に規定する会社等集団をいう。）に属する会社等、当該者の合算議決権数（同項第五号に規定する合算議決権数をいう。）を計算する場合においてその保有する議決権を合算若しくは加算する会社等若しくは個人若しくは当該者の共同保有者（同項第六号に規定する共同保有者をいう。第二百八条において同じ。）が保有する当該保険持株会社の子会社である保険会社の議決権の数をそれぞれ合算して得た数のうちいずれか少ない数

（免許申請書の添付書類）

第六条 法第四条第二項に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一・二 （略）

三 創立総会が招集されたときは、その創立総会の議事録（当該保険会社が株式移転により設立された場合又は分割により設立された場合には、これに関する株主総会の議事録（商法の規定により株主総会の決議があつたものとみなされる場合には、当該場合に該当することを証する書面。以下同じ。）（次号に規定する場合を除く。）

四 当該保険会社が商法第三百七十四条ノ六第一項（簡易な新設分割手続の要件）の規定により分割計画書について株主総会の承認を得ないで設立された場合には、これに関する取締役会の議事録（株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律（昭和四十九年法律第二十二号。以下「商法特例法」という。）第一条の二第三項（定義）に規定する委員会等設置会社（以下「委員会等設置会社」という。）において、商法特例法第二十一条の七第三項（取締役会の権限等）の取締役会の決議による委任に基づく執行役の決定があつたときは、当該取締役会の議事録及び当該決定があつたことを証

四・五 (略)

六 取締役及び監査役（委員会設置会社（法第四条第一項第三号に規定する委員会設置会社をいう。以下同じ。）にあつては、取締役及び執行役）の履歴書

七 会計参与設置会社（会計参与を置く株式会社又は相互会社をいう。以下同じ。）にあつては、会計参与の履歴書（会計参与が法人であるときは、当該会計参与の沿革を記載した書面及びその職務を行うべき社員の履歴書。以下同じ。）

八・九 (略)

十 法第三条第一項の免許を受けようとする者が子会社等（法第九十七条の二第三項前段に規定する子会社等をいう。以下この号及び第十条の二第五号において同じ。）を有する場合には、次に掲げる書類

イ (略)

ロ 当該子会社等の役員の役職名及び氏名又は名称を記載した書類

ハ (略)

ニ 当該子会社等の最終の貸借対照表（関連する注記を含む。以下同じ。）、損益計算書（関連する注記を含む。以下同じ。）、株主資本等変動計算書（関連する注記を含む。以下同じ。）、その他の当該子会社等の最近における業務、財産及び損益の状況を
知ることができる書類

ホ (略)

十一 (略)

2 前項第四号の事業計画書には保険募集の計画及び収支の見込み並びにそれらの基礎となる事項を記載しなければならない。

3 保険会社以外の株式会社が従前の目的を変更して保険業を営むため法第四条第一項の規定により免許申請書を提出する場合においては、同条第二項に規定する内閣府令で定める書類は、第一項（第三号に係る部分を除く。）に規定する書類のほか、次に掲げる書

する書面。以下同じ。）

五・六 (略)

七 取締役及び監査役（委員会等設置会社及び法第五十二条の三第一項に規定する委員会等設置相互会社（以下「委員会等設置相互会社」という。）にあつては、取締役及び執行役）の履歴書

（新設）

八・九 (略)

十 法第三条第一項の免許を受けようとする者が子会社等（法第九十七条の二第三項前段に規定する子会社等をいう。以下この号及び第十条の三第五号において同じ。）を有する場合には、次に掲げる書類

イ (略)

ロ 当該子会社等の役員の役職名及び氏名を記載した書類

ハ (略)

ニ 当該子会社等の最終の貸借対照表、損益計算書及び利益処分又は損失処理に関する書面その他の当該子会社等の最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書類

ホ (略)

十一 (略)

2 前項第五号の事業計画書には保険募集の計画及び収支の見込み並びにそれらの基礎となる事項を記載しなければならない。

3 保険会社以外の株式会社が従前の目的を変更して保険業を営むため法第四条第一項の規定により免許申請書を提出する場合においては、同条第二項に規定する内閣府令で定める書類は、第一項（第三号及び第四号に係る部分を除く。）に規定する書類のほか、次

類とする。

一・二 (略)

三 最終の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書

(事業方法書の記載事項)

第八条 (略)

2 免許申請者は、特別勘定（法第百十八条第一項の規定により設ける特別の勘定をいう。以下この章から第五章までにおいて同じ。）を設ける場合においては、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一・二 (略)

3 免許申請者は、積立勘定（第三十条の三第一項（第六十三条において準用する場合を含む。）の規定により設ける勘定をいう。以下この項及び第十一条において同じ。）を設ける場合においては、第一項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一・三 (略)

4 (略)

(保険料及び責任準備金の算出方法書の記載事項)

第十条 免許申請者は、法第三条第四項の生命保険業免許の申請の場合にあつては第一号から第六号まで及び第八号に掲げる事項を、同条第五項の損害保険業免許の申請の場合にあつては第一号から第四号まで及び第六号から第八号までに掲げる事項（第三号にあつては保険料積立金を計算する保険契約又は払戻積立金を積み立てる保険契約に、第四号にあつては社員に対する剰余金の分配又は契約者配当を行う保険契約に、第六号にあつては保険料積立金を計算する保険契約に、それぞれ限るものとする。）を、法第四条第二項第四号に掲げる書類に記載しなければならない。

一・三 (略)

に掲げる書類とする。

一・二 (略)

三 最終の貸借対照表、損益計算書及び利益の処分又は損失の処理に関する書面

(事業方法書の記載事項)

第八条 (略)

2 免許申請者は、特別勘定（法第百十八条第一項の規定により設ける特別の勘定をいう。以下この章から第五章までにおいて同じ。）を設ける場合においては、第一項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一・二 (略)

3 免許申請者は、積立勘定（第二十六条第一項（第六十三条において準用する場合を含む。）の規定により設ける勘定をいう。以下この項及び第十一条において同じ。）を設ける場合においては、第一項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一・三 (略)

4 (略)

(保険料及び責任準備金の算出方法書の記載事項)

第十条 免許申請者は、法第三条第四項の生命保険業免許の申請の場合にあつては第一号から第六号まで及び第八号に掲げる事項を、同条第五項の損害保険業免許の申請の場合にあつては第一号から第四号まで及び第六号から第八号までに掲げる事項（第三号にあつては保険料積立金を計算する保険契約又は払戻積立金を積み立てる保険契約に、第四号にあつては社員に対する剰余金の分配又は契約者配当を行う保険契約に、第六号にあつては保険料積立金を計算する保険契約に、それぞれ限るものとする。）を、法第四条第二項第四号に掲げる書類に記載しなければならない。

一・三 (略)

四 第三十条の五第一項第一号の社員配当準備金又は第六十四条第一項の契約者配当準備金及び社員に対する剰余金の分配又は契約者配当の計算の方法に関する事項
五〃八（略）

（削る）

（免許の審査）

第十條の二（略）

（事業方法書等の審査基準）

第十一條 法第五條第一項第三号ホに規定する内閣府令で定める基準は、次に掲げる基準とする。

一（略）

四 第二十八條第一項第一号の社員配当準備金又は第六十四条第一項の契約者配当準備金及び社員に対する剰余金の分配又は契約者配当の計算の方法に関する事項
五〃八（略）

（免許申請書に添付すべき電磁的記録）

第十條の二 法第四條第三項（法第二百七十二條の二第三項において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定める電磁的記録は、工業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）に基づく日本工業規格（以下「日本工業規格」という。）X六二二三に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジに該当する構造の磁気ディスクとする。

2 前項の電磁的記録への記録は、次に掲げる方式に従ってしなければならない。

一 トラックフォーマットについては、日本工業規格×六二二五に規定する方式

二 ボリューム及びファイル構成については、日本工業規格×〇六〇五に規定する方式

3 第一項の電磁的記録には、日本工業規格×六二二三に規定するラベル領域に、次に掲げる事項を記載した書面をはり付けなければならない。

一 申請者の商号又は名称

二 申請年月日

（免許の審査）

第十條の三（略）

（事業方法書等の審査基準）

第十一條 法第五條第一項第三号ホに規定する内閣府令で定める基準は、次に掲げる基準とする。

一（略）

二 保険契約の締結（被保険者の同意を必要とする契約の変更を含む。以下この条において同じ。）又は商法（明治三十二年法律第四十八号）第六百七十七条第一項（同法第六百八十三条第一項において準用する同法第六百六十四条の規定により準用される場合を含む。）に規定する指定若しくは変更の手続に関し、同法第六百七十四条（同法第六百八十三条第一項において準用する同法第六百六十四条の規定により準用される場合及び同法第六百七十七条第二項（同法第六百八十三条第一項において準用する同法第六百六十四条の規定により準用される場合を含む。）に規定する保険契約に係る同意の方式が、被保険者の書面により同意する方式その他これに準じた方式であり、かつ、当該同意の方式が明瞭に定められていること。

二の二（八）（略）

（保険会社の取締役の兼職制限等に係る特定関係者）

第十四条 令第二条の三第二項に規定する内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げる法人等（同項に規定する法人等をいう。以下この条において同じ。）とする。ただし、財務上又は営業上若しくは事業上の関係からみて他の法人等の意思決定機関（同項に規定する意思決定機関をいう。以下この項において同じ。）を支配していないことが明らかであると認められるときは、この限りでない。

一 他の法人等（破産手続開始の決定、再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受けた他の法人等その他これらに準ずる他の法人等であつて、有効な支配従属関係が存在しないと認められるものを除く。以下この項において同じ。）の議決権の過半数を自己の計算において所有している法人等

二 他の法人等の議決権の百分の四十以上、百分の五十以下を自己の計算において所有している法人等であつて、次に掲げるいずれかの要件に該当するもの

イ（略）

ロ 当該法人等の役員、自己の業務を執行する社員若しくは使用人である者、又はこれらであつた者であつて当該法人等が当該他の法人等の財務及び営業又は事業の方

二 保険契約の締結（被保険者の同意を必要とする契約の変更を含む。以下この条において同じ。）又は商法第六百七十七条第一項（第六百八十三条第一項において準用する同法第六百六十四条の規定により準用される場合を含む。）に規定する指定若しくは変更の手続に関し、商法第六百七十四条（第六百八十三条第一項において準用する同法第六百六十四条の規定により準用される場合及び第六百七十七条第二項（第六百八十三条第一項において準用する同法第六百六十四条の規定により準用される場合を含む。）に規定する保険契約に係る同意の方式が、被保険者の書面により同意する方式その他これに準じた方式であり、かつ、当該同意の方式が明瞭に定められていること。

二の二（八）（略）

（保険会社の取締役の兼職制限等に係る特定関係者）

第十四条 令第二条の三第二項に規定する内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げる法人等（同項に規定する法人等をいう。以下この条において同じ。）とする。ただし、財務上又は営業上若しくは事業上の関係からみて他の法人等の意思決定機関（同項に規定する意思決定機関をいう。以下この項において同じ。）を支配していないことが明らかであると認められるときは、この限りでない。

一 他の法人等（破産手続開始の決定、再生手続開始の決定、整理開始の命令又は更生手続開始の決定を受けた他の法人等その他これらに準ずる他の法人等であつて、有効な支配従属関係が存在しないと認められるものを除く。以下この項において同じ。）の議決権の過半数を自己の計算において所有している法人等

二 他の法人等の議決権の百分の四十以上、百分の五十以下を自己の計算において所有している法人等であつて、次に掲げるいずれかの要件に該当するもの

イ（略）

ロ 当該法人等の役員若しくは使用人である者、又はこれらであつた者であつて当該法人等が当該他の法人等の財務及び営業又は事業の方針の決定に関して影響を与え

針の決定に関して影響を与えることができるものが、当該他の法人等の取締役会その他これに準ずる機関の構成員の過半数を占めていること。

ハゝホ (略)

三 (略)

2 令第二条の三第三項に規定する内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げるものとする。ただし、財務上又は営業上若しくは事業上の関係からみて法人等（当該法人等の子法人等（令第二条の三第二項に規定する子法人等をいう。以下この条において同じ。）を含む。）が子法人等以外の他の法人等の財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができないことが明らかであると認められるときは、この限りでない。

一 法人等（当該法人等の子法人等を含む。）が子法人等以外の他の法人等（破産手続開始の決定、再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受けた子法人等以外の他の法人等その他これらに準ずる子法人等以外の他の法人等であつて、当該法人等がその財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができないと認められるものを除く。以下この項において同じ。）の議決権の百分の二十以上を自己の計算において所有している場合における当該子法人等以外の他の法人等

二 法人等（当該法人等の子法人等を含む。）が子法人等以外の他の法人等の議決権の百分の十五以上、百分の二十未満を自己の計算において所有している場合における当該子法人等以外の他の法人等であつて、次に掲げるいずれかの要件に該当するもの

イ 当該法人等の役員、自己の業務を執行する社員若しくは使用人である者、又はこれらであつた者であつて当該法人等がその財務及び営業又は事業の方針の決定に関して影響を与えることができるものが、その代表取締役、取締役又はこれらに準ずる役職に就任していること。

ロゝホ (略)

三 (略)

ることができものが、当該他の法人等の取締役会その他これに準ずる機関の構成員の過半数を占めていること。

ハゝホ (略)

三 (略)

2 令第二条の三第三項に規定する内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げるものとする。ただし、財務上又は営業上若しくは事業上の関係からみて法人等（当該法人等の子法人等（令第二条の三第二項に規定する子法人等をいう。以下この条において同じ。）を含む。）が子法人等以外の他の法人等の財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができないことが明らかであると認められるときは、この限りでない。

一 法人等（当該法人等の子法人等を含む。）が子法人等以外の他の法人等（破産手続開始の決定、再生手続開始の決定、整理開始の命令又は更生手続開始の決定を受けた子法人等以外の他の法人等その他これらに準ずる子法人等以外の他の法人等であつて、当該法人等がその財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができないと認められるものを除く。以下この項において同じ。）の議決権の百分の二十以上を自己の計算において所有している場合における当該子法人等以外の他の法人等

二 法人等（当該法人等の子法人等を含む。）が子法人等以外の他の法人等の議決権の百分の十五以上、百分の二十未満を自己の計算において所有している場合における当該子法人等以外の他の法人等であつて、次に掲げるいずれかの要件に該当するもの

イ 当該法人等の役員若しくは使用人である者、又はこれらであつた者であつて当該法人等がその財務及び営業又は事業の方針の決定に関して影響を与えることができるものが、その代表取締役、取締役又はこれらに準ずる役職に就任していること。

ロゝホ (略)

三 (略)

3 (略)

(取締役等の兼職の認可の申請等)

第十四条の二 保険会社の常務に従事する取締役(委員会設置会社にあつては、執行役。次項において同じ。)は、法第八条第二項の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付し、当該保険会社を経由して金融庁長官に提出しなければならない。ただし、常務に従事しようとする他の会社が保険会社又は外国保険会社等である場合においては、第五号に掲げる書類を添付することを要しない。

一〇四 (略)

五 当該他の会社の定款(これに準ずるものを含む)、最終の貸借対照表、損益計算書、事業報告書及び株主資本等変動計算書(相互会社にあつては、剰余金の処分又は損失の処理に関する書面及び基金等変動計算書)その他最近における業務、財産及び損益の状況に関する事項を記載した書面

六 (略)

2 (略)

第一章の二 電磁的記録及び電磁的方法等

(電磁的記録)

第十四条の三 法第四条第三項(法第二百七十二条の二第三項において準用する場合を含む。)に規定する内閣府令で定めるものは、磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものである。

(電磁的記録に記録された事項を表示する方法)

第十四条の四 次に掲げる規定に規定する内閣府令で定める方法は、次に掲げる規定の電

3 (略)

(取締役等の兼職の認可の申請等)

第十四条の二 保険会社の常務に従事する取締役(委員会等設置会社及び委員会等設置相互会社(以下「委員会等設置会社等」という。)にあつては、執行役。次項において同じ。)は、法第八条第二項の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付し、当該保険会社を経由して金融庁長官に提出しなければならない。ただし、常務に従事しようとする他の会社が保険会社又は外国保険会社等である場合においては、第五号に掲げる書類を添付することを要しない。

一〇四 (略)

五 当該他の会社の定款(これに準ずるものを含む)、最終の貸借対照表、損益計算書、事業報告書、利益若しくは剰余金の処分又は損失の処理に関する書面その他最近における業務、財産及び損益の状況に関する事項を記載した書面

六 (略)

2 (略)

(新設)

(新設)

(新設)

磁的記録（法第四条第三項に規定する電磁的記録をいう。以下同じ。）に記録された事項を紙面又は映像面に表示する方法とする。

一 法第十六条第二項第三号（法第五十七条第四項において準用する場合を含む。）

二 法第十七条の四第二項第三号（法第五十七条第四項において準用する場合を含む。）

三 法第二十六条第二項第三号

四 法第三十条の八第六項において準用する会社法第七十四条第七項第二号（議決権の代理行使）、第七十六条第五項（電磁的方法による議決権の行使）及び第八十一条第三項第二号（議事録）

五 法第三十二条の二第三項第二号

六 法第四十一条第一項において準用する会社法第三百十條第七項第二号（議決権の代理行使）、第三百十二條第五項（電磁的方法による議決権の行使）、第三百十八條第四項第二号（議事録）及び第三百十九條第三項第一号（株主総会の決議の省略）

七 法第四十四条の二第三項（法第七十七条第六項において準用する場合を含む。）において準用する会社法第三百十條第七項第二号

八 法第四十九条第一項において準用する会社法第三百十二條第五項及び第三百十八條第四項第二号

九 法第五十三条の十六において準用する会社法第三百七十一條第二項第二号（議事録等）

十 法第五十三条の十七において準用する会社法第三百七十四條第二項第一号（会計参与の権限）及び第三百七十八條第二項第三号（会計参与による計算書類等の備置き等）

十一 法第五十三条の二十一において準用する会社法第三百九十四條第二項第一号（議事録）（同条第三項において準用する場合を含む。）

十二 法第五十三条の二十二第二項第二号

十三 法第五十三条の二十八第六項において準用する会社法第四百十三條第二項第一号（議事録）

十四 法第五十四条の八第三項第三号

十五 法第六十一条の五において準用する会社法第六百八十四條第二項第二号（社債原簿の備置き及び閲覧等）

十六 法第六十一条の八第二項において準用する会社法第七百三十一条第三項第二号（議事録）

十七 法第六十九条の二第三項第三号及び第五項第三号

十八 法第七十四条第三項において準用する会社法第七十四条第七項第二号

十九 法第七十四条第三項（法第七十七条第六項において準用する場合を含む。）において準用する会社法第七十六条第五項及び第八十一条第三項第二号

二十 法第八十二条第三項第三号（法第九十六条の十五において準用する場合を含む。）

二十一 法第八十七条第三項第三号及び第五項第三号

二十二 法第九十六条の五第三項において準用する会社法第七百九十一条第四項（吸収分割又は株式交換に関する書面等の備置き及び閲覧等）において準用する同条第三項第三号

二十三 法第九十六条の五第三項において準用する会社法第七百九十四条第三項第三号（吸収合併契約等に関する書面等の備置き及び閲覧等）

二十四 法第九十六条の五第三項において準用する会社法第八百一条第六項（吸収合併等に関する書面等の備置き及び閲覧等）において準用する同条第四項第三号

二十五 法第九十六条の九第四項において準用する会社法第八百三条第三項第三号（新設合併契約等に関する書面等の備置き及び閲覧等）

二十六 法第九十六条の九第四項において準用する会社法第八百十一条第四項（新設分割又は株式移転に関する書面等の備置き及び閲覧等）において準用する同条第三項第三号

二十七 法第九十六条の九第四項において準用する会社法第八百十五条第六項（新設合併契約等に関する書面等の備置き及び閲覧等）において準用する同条第四項第三号

二十八 法第百五十六条の二第二項第三号

二十九 法第百六十五条の二第二項第三号

三十 法第百六十五条の九第二項第三号

三十一 法第百六十五条の十三第三項第三号（法第百六十五条の十四第三項において準用する場合を含む。）

三十二 法第百六十五条の十五第二項第三号

三十三 法第百六十五条の十九第二項第三号

三十四 法第百六十五条の二十一第三項第三号（法第百六十五条の二十二第三項において準用する場合を含む。）

三十五 法第百六十六条第三項第三号

三十六 法第百八十条の十五において準用する会社法第三百七十一条第二項第二号

三十七 法第百八十条の十七において準用する会社法第四百九十六条第二項第三号（貸借対照表等の備置き及び閲覧等）

三十八 法第百九十六条第五項第三号

三十九 法第二百二十四条第三項第三号

四十 法第二百四十条の七第二項第三号

（電磁的方法）

第十四条の五 法第十六条第二項第四号（法第五十七条第四項において準用する場合を含む。）に規定する電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて内閣府令で定めるものは、次に掲げる方法とする。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの

イ 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ 送信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて情報の提供を受ける者の閲覧に供し、当該情報の提供を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録する方法

二 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

2 前項各号に掲げる方法は、受信者がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものでなければならない。

（新設）

(電子署名)

第十四条の六 次に掲げる規定に規定する内閣府令で定める署名又は記名押印に代わる措置は、電子署名とする。

一 法第二十二條第二項

二 法第五十三條の十六及び第百八十條の十五において準用する会社法第三百六十九條第四項（取締役会の決議）

三 法第五十三條の二十一において準用する会社法第三百九十三條第三項（監査役会の決議）

四 法第五十三條の二十八第六項において準用する会社法第四百十二條第四項（委員会の決議）

五 法第六十一條の五において準用する会社法第六百八十二條第三項（社債原簿記載事項を記載した書面の交付等）及び第六百九十五條第三項（質権に関する社債原簿の記載事項を記載した書面の交付等）

2 前項に規定する「電子署名」とは、電磁的記録に記録することができ、情報について行われる措置であつて、次の要件のいずれにも該当するものをいう。

一 当該情報が当該措置を行った者の作成に係るものであることを示すためのものであること。

二 当該情報について改変が行われていないかどうかを確認することができるものであること。

(検査役が提供する電磁的記録)

第十四条の七 次に掲げる規定に規定する内閣府令で定めるものは、商業登記規則（昭和三十九年法務省令第二十三号）第三十六條第一項各号のいずれかに該当する構造の磁気ディスク（電磁的記録に限る。）及び次に掲げる規定により電磁的記録の提供を受ける者が定める電磁的記録とする。

一 法第二十四條第二項において準用する会社法第三十三條第四項（定款の記載又は記

(新設)

(新設)

録事項に関する検査役の選任)

二 法第四十条第二項及び第四十七条第二項において準用する会社法第三百六条第五項

(株主総会の招集手続等に関する検査役の選任)

三 法第五十三条の十五において準用する会社法第三百五十八条第五項(業務の執行に関する検査役の選任)

四 法第九十六条の四において準用する会社法第二百七条第四項(金銭以外の財産の出

資)

(検査役による電磁的記録に記録された事項の提供)

第十四条の八 次に掲げる規定(以下この条において「検査役提供規定」という。)に規定する内閣府令で定める方法は、電磁的方法(法第十六条第二項第四号に規定する電磁的方法をいう。以下同じ。)のうち、検査役提供規定により当該検査役提供規定の電磁的記録に記録された事項の提供を受ける者が定めるものとする。

一 法第二十四条第二項において準用する会社法第三十三条第六項(定款の記載又は記録事項に関する検査役の選任)

二 法第四十条第二項及び第四十七条第二項において準用する会社法第三百六条第七項(株主総会の招集手続等に関する検査役の選任)

三 法第五十三条の十五において準用する会社法第三百五十八条第七項(業務の執行に関する検査役の選任)

四 法第九十六条の四において準用する会社法第二百七条第六項(金銭以外の財産の出資)

(電磁的記録の備置きに関する特則)

第十四条の九 次に掲げる規定に規定する内閣府令で定めるものは、相互会社の使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて相互会社の主たる事務所又は従たる事務所において使用される電子計算機に備えられた

(新設)

(新設)

ファイルに当該情報を記録する方法とする。

一 法第二十六条第三項

二 法第四十一条第一項及び第四十九条第一項において準用する会社法第三百十八條第

三項（議事録）

三 法第五十四条の八第二項

（保険業法施行令に係る電磁的方法）

第十四条の十 令第四条の六第一項又は第四条の七第一項の規定により示すべき電磁的方法の種類及び内容は、次に掲げるものとする。

一 次に掲げる方法のうち、送信者が使用するもの

イ 電子情報処理組織を使用する方法のうち次に掲げるもの

(1) 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

(2) 送信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて情報の提供を受ける者の閲覧に供し、当該情報の提供を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録する方法

ロ 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

二 ファイルへの記録の方式

（基準日株主が行使することができる権利）

第十五条 法第十一条の規定により読み替えて適用する会社法第二百二十四条第二項（基準日）に規定する内閣府令で定める権利は、次に掲げるものとする。

一 剰余金の配当を受ける権利

二 残余財産の分配を受ける権利

（新設）

（保険業を営む株式会社の監査報告書等の様式）

第十五条 法第十二条第二項の規定により読み替えて適用する商法特例法第十三条第一項（会計監査人の監査報告書）に規定する会計監査人の監査報告書は、別紙様式第一号（少額短期保険業者にあつては、別紙様式第一号の三）により作成しなければならない。

2| 法第十二条第二項の規定により読み替えて適用する商法特例法第十四条第二項（監査

役会の監査報告書）に規定する監査役会の監査報告書は、別紙様式第二号（少額短期保険業者にあつては、別紙様式第一号の三）により作成しなければならない。

3| 法第十二条第二項の規定により読み替えて適用する商法特例法第十六条第三項（公告すべき貸借対照表等の要旨）の規定により公告すべき貸借対照表及び損益計算書の要旨は、別紙様式第三号（少額短期保険業者にあつては、別紙様式第三号の五）（商法特例法第二十一条の三十一第三項（定時総会における計算書類の取扱い等）において準用する場合にあつては、別紙様式第三号の三（少額短期保険業者にあつては、別紙様式第三号の三の二）（第五十三条の六の二第一項に規定する特定取引勘定を設けた保険会社（以下「特定取引勘定設置会社」という。）にあつては、別紙様式第三号の二（商法特例法第二十一条の三十一第三項において準用する場合にあつては、別紙様式第三号の四））により作成しなければならない。

4| 商法第二百八十三条第五項（公告すべき貸借対照表の要旨）の規定により公告すべき貸借対照表の要旨は、別紙様式第三号の六に準じて作成しなければならない。

（新設）

（株主総会参考書類の様式）

第十五条の二 法第十三条の規定により読み替えて適用する会社法第三百一条第一項（株主総会参考書類の交付等）の規定又は同法第三百二条第一項の規定により交付すべき株主総会参考書類（法第十三条の規定により読み替えて適用する会社法第三百一条第一項に規定する株主総会参考書類をいう。以下この条において同じ。）は、別紙様式第四号により作成しなければならない。

2| 会社法第二百九十八条第一項第三号及び第四号（株主総会の招集の決定）に掲げる事項を定めた保険業を営む株式会社が行った株主総会参考書類の交付（当該交付に代えて行う電磁的方法による提供を含む。）は、法第十三条の規定により読み替えて適用する会社法第三百一条第一項の規定による株主総会参考書類の交付とする。

3| 取締役は、株主総会参考書類に記載すべき事項について、招集通知（会社法第二百九十九条第一項又は第三項（株主総会の招集の通知）の規定による通知をいう。以下この条及び次条において同じ。）を发出した日から株主総会の前日までの間に修正をすべき事

情が生じた場合における修正後の事項を株主に周知させる方法を、当該招集通知と併せて通知することができる。

4| 同一の株主総会に関して株主に対して提供する株主総会参考書類に記載すべき事項のうち、他の書面に記載している事項又は電磁的方法により提供する事項がある場合には、これらの事項は、株主に対して提供する株主総会参考書類に記載することを要しない。この場合においては、他の書面に記載している事項又は電磁的方法により提供する事項があることを明らかにしなければならない。

5| 同一の株主総会に関して株主に対して提供する招集通知又は会社法第四百三十七条（計算書類等の株主への提供）の規定により株主に対して提供する事業報告（同条に規定する事業報告をいう。）の内容とすべき事項のうち、株主総会参考書類に記載している事項がある場合には、当該事項は、株主に対して提供する招集通知又は同条の規定により株主に対して提供する事業報告の内容とすることを要しない。

（議決権行使書面の様式）

第十六条 法第十三条の規定により読み替えて適用する会社法第三百一条第一項（議決権行使書面の交付等）の規定により交付すべき議決権行使書面（同項に規定する議決権行使書面をいう。以下この条において同じ。）は、別紙様式第五号により作成しなければならない。

2| 会社法施行規則（平成十八年法務省令第十二号）第六十三条第四号イ（招集の決定事項）に掲げる事項についての定めがある場合には、保険業を営む株式会社は、会社法第二百九十九条第三項（株主総会の招集の通知）の承諾をした株主の請求があった時に、当該株主に対して、法第十三条の規定により読み替えて適用する会社法第三百一条第一項の規定による議決権行使書面の交付（当該交付に代えて行う同条第二項の規定による電磁的方法による提供を含む。）をしなければならない。

3| 同一の株主総会に関して株主に対して提供する招集通知の内容とすべき事項のうち、議決権行使書面に記載している事項がある場合には、当該事項は、招集通知の内容とする（一）を要しない。

（保険業を営む株式会社の貸借対照表等の様式）

第十六条 保険業を営む株式会社にあつては、商法第二百八十一条第一項（計算書類及びその附属明細書の作成）又は商法特例法第二十一条の二十六第一項（計算書類の作成等）に規定する貸借対照表、損益計算書、営業報告書及び附属明細書は、それぞれ別紙様式第十二号（少額短期保険業者にあつては、別紙様式第十六号の十六、特定取引勘定設置会社にあつては別紙様式第十二号の二）第四、第五、第一及び第二に準じて作成しなければならない。

4| 同一の株主総会に關して株主に対して提供する議決權行使書面に記載すべき事項（別紙様式第五（記載上の注意）第三項から第五項までに掲げる事項に限る。）のうち、招集通知の内容としている事項がある場合には、当該事項は、議決權行使書面に記載することを要しない。

（會計帳簿の作成）

第十七条 法第十三条の規定により読み替えて適用する会社法第四百三十二条第一項（會計帳簿の作成及び保存）の規定により保険業を営む株式会社が作成すべき會計帳簿は、書面又は電磁的記録をもって作成しなければならない。

2| 前項の會計帳簿に關し、この府令に定めのない事項については、会社計算規則（平成十八年法務省令第十三号。以下「計算規則」という。）に定めるところによる。

（成立の日の貸借対照表）

第十七条の二 法第十三条の規定により読み替えて適用する会社法第四百三十五条第一項（計算書類等の作成及び保存）の規定により作成すべき貸借対照表は、株式会社の成立の日における會計帳簿に基づき作成しなければならない。

（各事業年度に係る計算書類等）

第十七条の三 法第十三条の規定により読み替えて適用する会社法第四百三十五条第二項

（株主総会における参考書類等の様式）

第十七条 法第十二条第二項の規定により読み替えて適用する商法特例法第二十一条の第二項（株主総会の招集の通知に際しての参考書類の交付）に規定する株主総会の招集の通知に際して交付しなければならない議決權の行使について参考となるべき事項を記載した書類は、別紙様式第四号により作成しなければならない。

2| 法第十二条第二項の規定により読み替えて適用する商法特例法第二十一条の第三第二項（議決權を行使するための書面）に規定する議決權を行使するための書面は、別紙様式第五号により作成しなければならない。

（保険業を営む委員会等設置会社の監査報告書の様式）

第十七条の二 法第十二条第二項の規定により読み替えて適用する商法特例法第二十一条の二十八第一項（會計監査人の監査報告書）に規定する會計監査人の監査報告書は、別紙様式第一号の二（少額短期保険業者にあつては、別紙様式第一号の二の二）により作成しなければならない。

2| 法第十二条第二項の規定により読み替えて適用する商法特例法第二十一条の二十九第一項（監査委員会の監査報告書）に規定する監査委員会の監査報告書は、別紙様式第二号の二（少額短期保険業者にあつては、別紙様式第一号の二の二）により作成しなければならない。

（利益配当等における控除額及び加算額）

第十七条の三 法第十五条第三項において読み替えて適用する商法第二百九十条第一項第

（計算書類等の作成及び保存）に規定する内閣府令で定めるものは、次項及び第三項の規定に従い作成される株主資本等変動計算書とする。

2| 法第十三条の規定により読み替えて適用する会社法第四百三十五条第二項の規定により作成すべき各事業年度に係る計算書類（同項に規定する計算書類をいう。以下この節において同じ。）及び事業報告（同項に規定する事業報告をいう。以下この条及び次条において同じ。）並びにこれらの附属明細書は、別紙様式第十二号（少額短期保険業者にあつては、別紙様式第十六号の十六、第五十三条の六の二第一項に規定する特定取引勘定を設けた保険会社（以下「特定取引勘定設置会社」という。）にあつては、別紙様式第十二号の二）に準じて作成しなければならない。

3| 前項の計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書に関しこの府令に定めのない事項については、会社法施行規則及び計算規則に定めるところによる。

四号（利益の配当）に規定する内閣府令で定める額は、次に掲げる額とする。

一 商法施行規則（平成十四年法務省令第二十二号）第三十六条（開業費）及び第三十七条（研究費及び開発費）の規定により貸借対照表の資産の部に計上した金額の合計額が、商法第二百九十条第一項第二号及び第三号の準備金の合計額を超えるときは、その超過額

二 商法施行規則第九十一条第一項第一号（その他資本の部に計上すべきもの）に定める部に記載した金額があるときは、その金額

三 資産（法第一百八条第一項に規定する特別勘定に属するものとして経理されたものを除く。次項第三号、第二十四条の二及び第二十七条第八号において同じ。）につき時価を付するものとした場合（商法施行規則第二十八条第一項ただし書及び第二項（流動資産の評価）（これらの規定を同令第三十一条第二項（社債その他の債券の評価）（同条第三項において準用する場合を含む。）及び第三十二条第二項（株式その他の出資の評価）において準用する場合を含む。）の場合を除く。次項第三号において同じ。）において、その付した時価の総額が当該資産の取得価額（法第一百十二条第一項の規定により取得価額を超え時価を超えない価額を付するものとしたときは、その付した価額。次項第三号、第二十四条の二及び第二十七条第八号において同じ。）の総額を超えるときは、時価を付したことにより増加した貸借対照表上の純資産額

2| 法第十五条第三項において読み替えて適用する商法第二百九十三条ノ五第三項第四号（中間配当における控除額）に規定する内閣府令で定める額は、次に掲げる額とする。

一 最終の決算期において商法施行規則第三十六条及び第三十七条の規定により貸借対照表の資産の部に計上した金額の合計額が、商法第二百九十条第一項第二号及び第三号の準備金の合計額を超えるときは、その超過額

二 最終の決算期において商法施行規則第九十一条第一号に定める部に記載した金額があるときは、その金額

三 最終の決算期において資産につき時価を付するものとした場合において、その付した時価の総額が当該資産の取得価額の総額を超えるときは、時価を付したことにより増加した最終の貸借対照表上の純資産額

四 最終の決算期後に取得した自己の株式（商法第二百十條第一項（自己の株式の買受

け）及び第二百十一条ノ三第一項（取締役会の決議による自己の株式の買受け）の決議に基づき買い受けたものを除く。）があるときは、当該自己の株式について会計帳簿に記載した額

五 最終の決算期後に商法第二百十条第一項又は第二百十一条ノ三第一項の決議（当該決算期前に決議されたものに限り。）に基づき自己の株式を買い受けたときは、当該自己の株式について会計帳簿に記載した額

六 最終の決算期後に当該株式会社が分割をする会社となる新設分割又は吸収分割をした場合において、当該新設分割によつて設立する株式会社若しくは有限会社又は当該吸収分割によつて事業を承継する株式会社若しくは有限会社が当該分割をする会社の株主に対し、分割に際して発行する新株（吸収分割の場合にあつては、当該新株に代えて移転する自己の株式を含む。）又は出資（吸収分割の場合にあつては、当該出資に代えて移転する自己の持分を含む。）の全部又は一部の割当てをしたときは、当該株式会社が当該分割により承継させた資産につき当該株式会社の会計帳簿に記載した価額の合計額が次に掲げる額の合計額を超える場合におけるその差額

イ 当該分割により承継させた負債につき当該株式会社の会計帳簿に記載した価額の合計額

ロ 当該分割により当該株式会社が割当てを受けた株式又は出資があるときは、当該株式又は出資につき当該株式会社の会計帳簿に記載した価額及び支払を受けた金額の合計額

ハ 当該分割により承継させた資産につき第三号に規定する純資産額があるときは、当該純資産額

3 法第十五条第三項において読み替えて適用する商法第二百九十三条ノ五第三項第七号（中間配当における加算額）に規定する内閣府令で定める額は、次に掲げる額とする。

一 最終の決算期後資本又は資本準備金若しくは利益準備金を使用し、又は減少して資本の欠損のてん補に充てた額

二 最終の決算期後商法第二百八十八条ノ二第二項又は第四項前段（資本準備金）の規定により資本準備金としなかつた額からこれらの規定に規定する分割に際して増加させた利益準備金の額を控除した額

〔計算書類等の監査〕

第十七条の四 法第十三条の規定により読み替えて適用する会社法第四百三十六条第一項及び第二項（計算書類等の監査等）の規定による各事業年度に係る計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書に係る監査については、次条に定めるところによる。

〔監査報告の内容等〕

第十七条の五 会計監査人が作成すべき会計監査報告は別紙様式第一号（少額短期保険業者にあつては、別紙様式第一号の三）により、監査役、監査役会及び監査委員会が作成すべき監査報告はそれぞれ別紙様式第二号、第二号の二及び第二号の三（少額短期保険業者にあつては、それぞれ別紙様式第二号の三の二、第二号の三の三及び第二号の三の四）により作成しなければならない。

2 前項の会計監査報告及び監査報告に関しこの府令に定めのない事項については、会社法施行規則及び計算規則に定めるところによる。

〔計算書類等の承認の特則に関する要件〕

第十七条の六 法第十三条の規定により読み替えて適用する会社法第四百三十九条（会計監査人設置会社の特則）に規定する内閣府令で定める要件は、次のいずれにも該当することとする。

一 法第十三条の規定により読み替えて適用する会社法第四百三十九条に規定する計算書類についての会計監査報告の内容に無限定適正意見（監査の対象となつた計算書類が一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に準拠して、当該計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示している」と認められる旨の意見をいう。）が含まれていること。

三 最終の決算期後商法第二百八十八条ノ二第五項前段の規定により資本準備金としなかつた額から同項後段の規定により利益準備金とした額を控除した額

（新設）

（新設）

（新設）

二 前号の会計監査報告に係る監査役、監査役会又は監査委員会の監査報告（監査役会設置会社（監査役会を置く株式会社又は相互会社をいう。以下同じ。）にあつては、前条第一項の規定により作成した監査役会の監査報告に限る。）の内容として会計監査人の監査の方法又は結果を相当でないと認める意見がないこと。

三 第一号の会計監査報告に係る監査役会又は監査委員会の監査報告に付記された内容

一 監査役会監査報告（計算規則第百五十六条第一項に規定する監査役会監査報告をいう。）の内容が監査役監査報告（同項に規定する監査報告をいう。）の内容と異なる場合に付記される各監査役の監査役監査報告の内容又は監査委員会の監査報告の内容が監査委員の監査報告の内容と異なる場合に付記される各監査委員の監査報告の内容をいう。）が前号の意見でないこと。

四 法第十三条の規定により読み替えて適用する会社法第四百三十九条に規定する計算書類が計算規則第百六十条第三項の規定により監査を受けたものとみなされたものではないこと。

（計算書類の公告）

第十七条の七 保険業を営む株式会社が法第十三条の規定により読み替えて適用する会社法第四百四十条第一項（計算書類の公告）の規定による公告（同条第三項の規定による措置を含む。以下この項において同じ。）をする場合には、次に掲げる事項を当該公告において明らかにしなければならない。この場合において、第一号から第七号に掲げる事項は、当該事業年度に係る注記に限るものとする。

- 一 継続企業の前提に関する注記
- 二 重要な会計方針に係る事項に関する注記
- 三 貸借対照表に関する注記
- 四 税効果会計に関する注記
- 五 関連当事者との取引に関する注記
- 六 一株当たり情報に関する注記

（新設）

七| 重要な後発事象に関する注記
八| 当期純損益金額

2| 保険業を営む株式会社が法第十三条において読み替えて適用する会社法第四百四十条第一項の規定により損益計算書の公告をする場合における前項の規定の適用については、同項中「次に」とあるのは、「第一号から第七号までに」とする。

3| 前項の規定は、保険業を営む株式会社が損益計算書の内容である情報について会社法第四百四十条第三項に規定する措置をとる場合について準用する。

（計算書類の要旨の様式）

第十七条の八| 保険業を営む株式会社が会社法第四百四十条第二項（計算書類の公告）の規定により貸借対照表及び損益計算書の要旨を公告する場合は、別紙様式第三号（少額短期保険業者にあつては別紙様式第三号の五、特定取引勘定設置会社にあつては別紙様式第三号の二）により作成しなければならない。

（法第十五条の規定による準備金の計上）

第十七条の九| 保険業を営む株式会社が剰余金の配当をする場合には、剰余金の配当後の資本準備金の額は、当該剰余金の配当の直前の資本準備金の額に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額を加算して得た額とする。

一| 当該剰余金の配当をする日における準備金（法第十五条に規定する準備金をいう。以下この節において同じ。）の額が当該日における資本金の額以上である場合| 零

二| 当該剰余金の配当をする日における準備金の額が当該日における資本金の額未満である場合| イ又はロに掲げる額のうちいずれか少ない額に資本剰余金配当割合（次条第一号イに掲げる額を会社法第四百四十六条第六号（剰余金の額）に掲げる額で除して得た割合をいう。）を乗じて得た額

イ| 当該剰余金の配当をする日における準備金計上限度額（資本金の額から準備金の額を減じて得た額をいう。以下この条において同じ。）

ロ| 会社法第四百四十六条第六号に掲げる額に五分の一を乗じて得た額

（新設）

（新設）

2| 保険業を営む株式会社が剰余金の配当をする場合には、剰余金の配当後の利益準備金の額は、当該剰余金の配当の直前の利益準備金の額に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額を加算して得た額とする。

一 当該剰余金の配当をする日における準備金の額が当該日における資本金の額以上である場合 零

二 当該剰余金の配当をする日における準備金の額が当該日における資本金の額未満である場合 イ又はロに掲げる額のうちいずれか少ない額に利益剰余金配当割合（次条第二号イに掲げる額を会社法第四百四十六条第六号に掲げる額で除して得た割合をいう）を乗じて得た額

イ 当該剰余金の配当をする日における準備金計上限度額

ロ 会社法第四百四十六条第六号に掲げる額に五分の一を乗じて得た額

（減少する剰余金の額）

第十七条の十 保険業を営む株式会社が剰余金の配当をする場合には、剰余金の配当後の次の各号に掲げる額は、当該剰余金の配当の直前の当該額から、当該各号に定める額を減じて得た額とする。

一 その他資本剰余金の額 次に掲げる額の合計額

イ 会社法第四百四十六条第六号（剰余金の額）に掲げる額のうち、保険業を営む株式会社がその他資本剰余金から減ずるべき額と定めた額

ロ 前条第一項第二号に掲げるときは、同号に定める額

二 その他利益剰余金の額 次に掲げる額の合計額

イ 会社法第四百四十六条第六号に掲げる額のうち、保険業を営む株式会社がその他利益剰余金から減ずるべき額と定めた額

ロ 前条第二項第二号に掲げるときは、同号に定める額

（資本金等の額の減少に係る書類の備置き）

第十七条の十一 法第十六条第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項

（新設）

（資本の減少に係る備置書類）

第十七条の四 法第十六条の二第一項に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書

とする。

一 資本金等（資本金又は準備金をいう。以下この節において同じ。）の額の減少に関する議案

二（略）

（欠損の額）

第十七条の十二 法第十六条第一項第二号に規定する内閣府令で定める方法は、次に掲げる額のうちいずれか高い額をもつて欠損の額とする方法とする。

一 零

二 零から分配可能額（会社法第四百六十一条第二項（配当等の制限）に規定する分配可能額をいう。）を減じて得た額

（計算書類に関する事項）

第十七条の十三 法第十七条第二項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、同項の規定による公告の日における次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一 最終事業年度に係る貸借対照表又はその要旨につき公告対象会社（法第十七条第二項第二号の株式会社をいう。以下この条において同じ。）が法第十三条の規定により読み替えて適用する会社法第四百四十条第一項（計算書類の公告）の規定又は同条第二項の規定により公告をしている場合 次に掲げるもの

イ 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙で公告をしているときは、当該日刊新聞紙の名称、日付及び当該公告が掲載されている頁

ロ 電子公告により公告をしているときは、会社法第九百十一条第三項第二十九号イ（株式会社の設立の登記）に掲げる事項

二 最終事業年度に係る貸借対照表につき公告対象会社が会社法第四百四十条第三項に規定する措置をとっている場合 会社法第九百十一条第三項第二十七号に掲げる事項

類とする。

一 資本の減少に関する議案

二（略）

（新設）

（新設）

三 公告対象会社が会社法第四百四十条第四項に規定する株式会社である場合において、当該株式会社が証券取引法第二十四条第一項の規定により最終事業年度に係る有価証券報告書を提出している場合 その旨

四 公告対象会社が会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十七年法律第八十七号）第二十八条の規定により会社法第四百四十条の規定が適用されないものである場合 その旨

五 公告対象会社につき最終事業年度がない場合 その旨

六 前各号に掲げる場合以外の場合 第十七条の八の規定による最終事業年度に係る貸借対照表の要旨の内容

（資本金等の額の減少に係る公告事項）

第十七条の十四 法第十七条第二項第四号に規定する内閣府令で定める事項は、資本金等の額の減少を行う理由とする。

（保険契約に係る債権の額）

第十八条 法第十七条第六項に規定する内閣府令で定める金額は、生命保険会社にあつては第一号に掲げる金額とし、損害保険会社にあつては第二号及び第三号に掲げる金額の合計額とし、少額短期保険業者にあつては第二号に掲げる金額とする。

一 法第十七条第二項の公告（以下この条において「公告」という。）の時ににおいて被保険者のために積み立てるべき金額

二・三 （略）

（資本金の額の減少の認可の申請等）

第十九条 保険業を営む株式会社は、法第十七条の二第三項の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官、財務局長又は福岡財務支局長（以下「金融庁長官等」という。）に提出しなければならない。

（資本の減少に係る公告事項）

第十七条の五 法第十七条第一項に規定する内閣府令で定める事項は、資本の減少を行う理由とする。

（保険契約に係る債権の額）

第十八条 法第十七条第四項に規定する内閣府令で定める金額は、生命保険会社にあつては第一号に掲げる金額とし、損害保険会社にあつては第二号及び第三号に掲げる金額の合計額とし、少額短期保険業者にあつては第二号に掲げる金額とする。

一 同条第一項の公告（以下この条において「公告」という。）の時ににおいて被保険者のために積み立てるべき金額

二・三 （略）

（資本の減少の認可の申請等）

第十九条 保険業を営む株式会社は、法第十七条第六項の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官、財務局長又は福岡財務支局長（以下「金融庁長官等」という。）に提出しなければならない。

- 一 (略)
- 二 資本金の額の減少の方法を記載した書面
- 三 株主総会の議事録その他必要な手続があったことを証する書面
- 四 (略)
- 五 法第十七条第二項の規定による公告をしたことを証する書面
- 六 法第十七条第四項の異議を述べた保険契約者その他の債権者があるときは、当該保険契約者その他の債権者に対し、弁済し、相当の担保を提供し、若しくは当該保険契約者その他の債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社等(信託会社(信託業法(平成十六年法律第五十四号)第二条第二項(定義)に規定する信託会社をいう。以下同じ。))及び信託業務を営む金融機関(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(昭和十八年法律第四十三号)第一条第一項(信託業務の認可)の認可を受けたる金融機関をいう。以下同じ。))をいう。以下同じ。))に相当の財産を信託したこと又は当該資本金の額の減少をしても当該保険契約者その他の債権者を害するおそれがないことを証する書面
- 七 法第十七条第六項の異議を述べた保険契約者の数が同項の保険契約者の総数の五分の一を超えなかったことを証する書面又はその者の前条に規定する金額が同項の金額の総額の五分の一を超えなかったことを証する書面
- 八 株券発行会社が株式の併合をする場合においては、会社法第二百十九条第一項本文(株券の提出に関する公告等)の規定による公告をしたことを証する書面又は当該株式の全部について株券を発行していないことを証する書面
- (削る)
- 九 (略)
- 2 金融庁長官は、前項の規定による認可の申請があったときは、次に掲げる基準に適合

- 一 (略)
- 二 資本の減少の方法を記載した書面
- 三 株主総会の議事録
- 四 (略)
- 五 法第十七条第一項の規定による公告をしたことを証する書面
- 六 法第十七条第二項の期間内に異議を述べた保険契約者の数又はその者の前条に規定する金額が、法第十七条第四項に定める割合を超えなかったことを証する書面
- 七 商法第三百七十六条第一項(資本の減少に関する債権者の異議)の規定による公告及び催告をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、その者に対し弁済し、若しくは担保を提供し、若しくは信託したこと又は資本の減少をしてもその者を害するおそれがないことを証する書面
- 八 株式の併合をする場合においては、商法第二百五十五条第一項(株式の併合の公告等)の規定による公告及び通知をしたことを証する書面
- 九 株式の消却をする場合においては、商法第二百十三条第二項(株式の消却の手続)において準用する同法第二百十五条第一項の規定による公告及び通知をしたことを証する書面
- 十 (略)
- 2 金融庁長官は、前項の規定による認可の申請があったときは、次に掲げる基準に適合

するかどうかを審査するものとする。

一 当該認可の申請をした保険業を営む株式会社（以下この項において「申請保険会社等」という。）が当該認可の申請に係る資本金の額の減少を行うことについてやむを得ないと認められる理由があること。

二 申請保険会社等の資本金の額が、当該資本金の額の減少後において、令第二条の二（申請保険会社等が少額短期保険業者である場合にあっては、令第三十八条の三）に規定する額以上であり、かつ、その業務を健全かつ効率的に遂行するに足りる額であること。

三 申請保険会社等の収支が当該資本金の額の減少後において、良好に推移することが見込まれること。

（資本金等の額の減少に係る備置書類の記載事項）

第十九条の二 法第十七条の四第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 法第十七条に規定する手続の経過

二 法第十七条第二項の規定による公告の状況

三 資本金の額の減少による変更の登記をした日

（最終事業年度の末日後に生ずる控除額）

第十九条の三 法第十七条の六第三項の規定により読み替えて適用する会社法第四百四十六條第七号（剰余金の額）に規定する内閣府令で定める各勘定科目に計上した額の合計額は、第一号から第三号までに掲げる額の合計額から第四号に掲げる額を減じて得た額とする。

一 最終事業年度の末日後に剰余金の額を減少して資本金の額又は準備金の額を増加した場合における当該減少額

するかどうかを審査するものとする。

一 当該認可の申請をした保険業を営む株式会社（以下この項において「申請保険会社等」という。）が当該認可の申請に係る資本の減少を行うことについてやむを得ないと認められる理由があること。

二 申請保険会社等の資本の額が、当該資本の減少後において、令第二条の二（申請保険会社等が少額短期保険業者である場合にあっては、令第三十八条の三）に規定する額以上であり、かつ、その業務を健全かつ効率的に遂行するに足りる額であること。

三 申請保険会社等の収支が当該資本の減少後において、良好に推移することが見込まれること。

（資本の減少に係る備置書類の記載事項）

第十九条の二 法第十七条第九項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 法第十七条第一項から第四項までに規定する手続の経過

二 商法第三百七十六條第一項（資本の減少に関する債権者の異議）及び催告の状況

三 資本の減少による変更の登記をした日

（電磁的記録の規定の準用）

第十九条の三 第二十二條の三の規定は、法第二十一条第一項において商法第三十三條ノ二第一項（法第五十二條の三第二項において準用する商法特例法第二十一条の二十六第二項において準用する場合を含む。）の規定を準用する場合、法第二十二條第四項において商法第六十六條第三項において準用する同法第三十三條ノ二第一項の規定を準用する場合、法第四十一条及び第四十九條において商法第二百四十四條第四項（法第二十六条第四項及び第七十三條第三項（法第七十六條第五項において準用する場合を含む。）に

二 最終事業年度の末日後に剰余金の配当をした場合における第十七条の十第一号ロ及び第二号ロに掲げる額

三 最終事業年度の末日後に保険業を営む株式会社が吸収型再編受入行為（計算規則第二条第三項第三十三号イからハまでに規定する行為をいう。以下この条及び次条において同じ。）に際して処分する自己株式に係る会社法第四百四十六條第二号に掲げる額

四 最終事業年度の末日後に保険業を営む株式会社が吸収型再編受入行為をした場合における当該吸収型再編受入行為に係る次に掲げる額の合計額

イ 吸収型再編後資本剰余金額（計算規則第二条第三項第四十九号に規定する額をいう。以下この条において同じ。）から吸収型再編直前資本剰余金額（同規則第二条第三項第四十八号に規定する額をいう。以下この条において同じ。）を減じて得た額

ロ 吸収型再編後利益剰余金額（計算規則第二条第三項第五十三号に規定する額をいう。以下この条において同じ。）から吸収型再編直前利益剰余金額（同規則第二条第三項第五十二号に規定する額をいう。以下この条において同じ。）を減じて得た額

2 前項の規定にかかわらず、最終事業年度のない保険業を営む株式会社における法第七條の六第三項の規定により読み替えて適用する会社法第四百四十六條第七号に規定する内閣府令で定める各勘定科目に計上した額の合計額は、第一号から第四号までに掲げる額の合計額から第五号から第十号までに掲げる額の合計額を減じて得た額とする。

一 成立の日後に会社法第一百七十八條第一項（株式の消却）の規定により自己株式の消却をした場合における当該自己株式の帳簿価額

二 成立の日後に剰余金の配当をした場合における当該剰余金の配当に係る会社法第四百四十六條第六号に掲げる額

三 成立の日後に剰余金の額を減少して資本金の額又は準備金の額を増加した場合における当該減少額

四 成立の日後に剰余金の配当をした場合における第十七条の十第一号ロ及び第二号ロに掲げる額

五 成立の日におけるその他資本剰余金の額

六 成立の日におけるその他利益剰余金の額

七 成立の日後に自己株式の処分をした場合（吸収型再編受入行為に際して自己株式の

において準用する商法第八十條第三項において準用する場合並びに法第八十三條第一項において準用する商法第四百三十條第二項において準用する場合を含む。）において準用する同法第三十三條ノ二第一項の規定を準用する場合、法第五十一條第二項において商法第二百六十條ノ四第四項（法第五十二條の二第三項において準用する商法特例法第一条の四第三項、法第五十二條の三第二項において準用する商法特例法第二十一条の九第六項及び法第五十九條第一項において準用する商法特例法第十八條の三第二項において準用する場合を含む。）において準用する商法第三十三條ノ二第一項の規定を準用する場合、法第五十二條第三項（法第八十三條第一項において準用する場合を含む。）において商法第二百二十三條第二項において準用する同法第三十三條ノ二第一項の規定を準用する場合、法第五十九條第一項において商法第二百八十一條第二項において準用する同法第三十三條ノ二第一項の規定を準用する場合、法第六十一條第二項において商法第三百十七條第二項及び第三百三十九條第四項において準用する同法第三十三條ノ二第一項の規定を準用する場合並びに法第八十三條第一項において商法第四百十九條第二項において準用する同法第三十三條ノ二第一項の規定を準用する場合について準用する。

処分をした場合を除く。）における当該自己株式の対価の額から当該自己株式の帳簿価額を減じて得た額

八 成立の日後に資本金の額の減少をした場合における当該減少額（会社法第四百四十七条第一項第二号（資本金の額の減少）の額を除く。）

九 成立の日後に準備金の額の減少をした場合における当該減少額（会社法第四百四十八条第一項第二号（準備金の額の減少）の額を除く。）

十 成立の日後に保険業を営む株式会社が吸収型再編受入行為をした場合における当該吸収型再編（計算規則第二条第三項第三十二号イからハまでに規定する行為をいう。）に係る次に掲げる額の合計額

イ 吸収型再編後資本剰余金額から吸収型再編直前資本剰余金額を減じて得た額

ロ 吸収型再編後利益剰余金額から吸収型再編直前利益剰余金額を減じて得た額

3| 最終事業年度の末日後に株式会社以外の法人が保険業を営む株式会社となった場合には、保険業を営む株式会社となった日における当該保険業を営む株式会社のその他資本剰余金の額及びその他利益剰余金の額の合計額を最終事業年度の末日における剰余金の額とみなす。

（その他減ずるべき額）

第十九条の四 法第十七条の六第四項の規定により読み替えて適用する会社法第四百六十一条第二項第六号（配当等の制限）に規定する内閣府令で定める各勘定科目に計上した額の合計額は、第一号から第七号までに掲げる額の合計額から第八号及び第九号に掲げる額の合計額を減じて得た額とする。

一 最終事業年度（会社法第四百六十一条第二項第二号に規定する場合にあつては、同法第四百四十一条第一項第二号（臨時計算書類）の期間（当該期間が二以上ある場合にあつては、その末日が最も遅いもの）。以下この条において同じ。）の末日（当該事業年度の前事業年度がない場合（同法第四百六十一条第二項第二号に規定する場合を除く。）にあつては、成立の日。以下この条において同じ。）におけるのれん等調整額（資産の部に計上したのれんの額を二で除して得た額及び繰延資産の部に計上した額

（署名に代わる措置）

第十九条の四 法第二十一条第一項において準用する商法第三十三条ノ二第二項に規定する内閣府令で定める措置は、電子署名（電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百二号）第二条第一項の電子署名をいう。）とする。

2| 前項の規定は、法第二十二條第四項において商法第百六十六條第三項において準用する同法第三十三條ノ二第二項の規定を準用する場合、法第二十三條第四項（法第七十七條第三項において準用する場合を含む。）、第二十五條第三項、第六十條第五項及び第九十二條の二第二項において商法第百七十五條第八項（法第六十一條第二項において準用する商法第三百一條第五項において準用する場合を含む。）において準用する同法第三十三條ノ二第二項の規定を準用する場合、法第四十一條及び第四十九條において商法第二百四十四條第四項（法第二十六條第四項及び第七十三條第三項（法第七十六條第五項に

の合計額をいう。以下この条において同じ。）が次のイからハまでに掲げる場合に該当する場合における当該イからハまでに定める額

イ 当該のれん等調整額が資本等金額（最終事業年度の末日における資本金の額及び準備金の額の合計額をいう。以下この号において同じ。）以下である場合 零

ロ 当該のれん等調整額が資本等金額及び最終事業年度の末日におけるその他資本剰余金の額の合計額以下である場合（イに掲げる場合を除く。） 当該のれん等調整額から資本等金額を減じて得た額

ハ 当該のれん等調整額が資本等金額及び最終事業年度の末日におけるその他資本剰余金の額の合計額を超えている場合 次に掲げる場合の区分に応じ、次に定める額

(1) 最終事業年度の末日におけるのれんの額を二で除して得た額が資本等金額及び最終事業年度の末日におけるその他資本剰余金の額の合計額以下の場合 当該のれん等調整額から資本等金額を減じて得た額

(2) 最終事業年度の末日におけるのれんの額を二で除して得た額が資本等金額及び最終事業年度の末日におけるその他資本剰余金の額の合計額を超えている場合 最終事業年度の末日におけるその他資本剰余金の額及び繰延資産の部に計上した額の合計額

二 最終事業年度の末日における貸借対照表のその他有価証券評価差額金の項目に計上した額（当該額が零以上である場合にあつては、零）を零から減じて得た額

三 最終事業年度の末日における貸借対照表の土地再評価差額金の項目に計上した額（当該額が零以上である場合にあつては、零）を零から減じて得た額

四 保険業を営む株式会社が連結配当規制適用会社（計算規則第二条第三項第七十二号に規定する連結配当規制適用会社をいう。）であるとき（同号のある事業年度が最終事業年度である場合に限る。）は、イ及びロに掲げる額の合計額からハに掲げる額を減じて得た額（当該額が零未満である場合にあつては、零）

イ 最終事業年度の末日における貸借対照表の(1)から(3)までに掲げる額の合計額から(4)に掲げる額を減じて得た額

(1) 株主資本の額

(2) その他有価証券評価差額金の項目に計上した額（当該額が零以上である場合に

において準用する場合を含む。）において準用する商法第八十条第三項において準用する場合並びに法第八十三条第一項において準用する商法第四百三十条第二項において準用する場合を含む。）において準用する同法第三十三条ノ二第二項の規定を準用する場合、法第五十一条第二項において商法第二百六十条ノ四第四項（法第五十二条の二第三項において準用する商法特例法第一条の四第三項、法第五十二条の三第二項において準用する商法特例法第二十一条の九第六項及び法第五十九条第一項において準用する商法特例法第十八条の三第二項において準用する場合を含む。）において準用する商法第三十三条ノ二第二項の規定を準用する場合並びに法第六十一条第二項において商法第三百三十九条第四項において準用する同法第三十三条ノ二第二項の規定を準用する場合について準用する。

あつては、零)

(3) 土地再評価差額金の項目に計上した額(当該額が零以上である場合にあつては、零)

(4) のれん等調整額(当該のれん等調整額が資本金の額、資本剰余金の額及び利益準備金の額の合計額を超えている場合にあつては、資本金の額、資本剰余金の額及び利益準備金の額の合計額)

ロ 最終事業年度の末日後に子会社(会社法第二条第三号(定義)に規定する子会社をいう。以下この号において同じ。)から当該保険業を営む株式会社の株式を取得した場合における当該株式の取得直前の当該子会社における帳簿価額のうち、当該保険業を営む株式会社の子会社に対する持分に相当する額

ハ 最終事業年度の末日における連結貸借対照表(関連する注記を含む。以下同じ。)

の(1)から(3)までに掲げる額の合計額から(4)に掲げる額を減じて得た額

(1) 株主資本の額

(2) その他有価証券評価差額金の項目に計上した額(当該額が零以上である場合にあつては、零)

(3) 土地再評価差額金の項目に計上した額(当該額が零以上である場合にあつては、零)

(4) のれん等調整額(当該のれん等調整額が資本金の額及び資本剰余金の額の合計額を超えている場合にあつては、資本金の額及び資本剰余金の額の合計額)

五

最終事業年度の末日後に二以上の臨時計算書類(会社法第四百四十一条第一項に規定する臨時計算書類をいう。以下この条において同じ。)を作成した場合における最終の臨時計算書類以外の臨時計算書類に係る会社法第四百六十一条第二項第二号に掲げる額(同号ロに掲げる額のうち、吸収型再編受入行為及び特定募集(次の要件のいずれにも該当する場合におけるロの募集をいう。以下この条において同じ。)に際して処分する自己株式に係るものを除く。)から同項第五号に掲げる額を減じて得た額

イ 最終事業年度の末日後に会社法第七十三条第一項(株式会社の継続)の規定により当該保険業を営む株式会社の株式の取得(株式の取得に際して当該株式の株主に対してロの募集により当該保険業を営む株式会社が払込み又は給付を受けた財産

のみを交付する場合における当該株式の取得に限る。）をすること。

ロ 会社法第二編第二章第八節（募集株式の発行等）の規定によりイの株式（当該株式の取得と同時に当該取得した株式の内容を変更する場合にあつては、当該変更後の内容の株式）の全部又は一部を引き受ける者の募集をすること。

ハ イの株式の取得に係る会社法第七十一条第三号（全部取得条項付種類株式の取得に関する決定）の日とロの募集に係る同法第九十九条第一項第四号（募集事項の決定）の期日が同一の日であること。

六 最終事業年度の末日後保険業を営む株式会社が吸収型再編受入行為又は特定募集に際

して処分する自己株式に係る会社法第四百六十一条第二項第二号ロに掲げる額

七 次に掲げる額の合計額

イ 最終事業年度の末日後に計算規則第四十四条の規定により増加したその他資本剰余

金の額

ロ 当該事業年度の前事業年度がない保険業を営む株式会社が成立の日後に自己株式を処分した場合における当該自己株式の対価の額及び計算規則第四十四条の規定により増加したその他資本剰余金の額の合計額

ハ 最終事業年度の末日後に保険業を営む株式会社が当該保険業を営む株式会社の株式を取得した場合（当該株式の取得と引換えに当該株式の株主に対して当該保険業を営む株式会社の株式を交付する場合に限る。）における当該取得した株式の帳簿価額から次に掲げる額の合計額を減じて得た額

イ 当該取得に際して当該取得した株式の株主に交付する当該保険業を営む株式会社の株式以外の財産（社債等（自己社債及び自己新株予約権を除く。ロにおいて同じ。）を除く。）の帳簿価額

ロ 当該取得に際して当該取得した株式の株主に交付する当該保険業を営む株式会社の社債等に付すべき帳簿価額

九 最終事業年度の末日後に保険業を営む株式会社が吸収型再編受入行為又は特定募集に際して処分する自己株式に係る会社法第四百六十一条第二項第四号（当該事業年度

の前事業年度がない場合にあつては、第七号）に掲げる額

(削る)

(削る)

(承諾手続の際に示すべき電磁的方法の種類及び内容)

第十九条の五 令第四条の二第二項（令第四条の四、第五条の六第一項、第五条の七第一項、第十条の三第一項及び第十二条の二第二項において準用する場合を含む。）、第四条の六第一項（令第五条の二第二項、第五条の二の三第三項、第五条の十第一項及び第三項、第九条の二第一項並びに第十条の二第二項において準用する場合を含む。）、第四条の七第一項（令第四条の十一、第五条の二第一項及び第三項、第五条の二の三第二項及び第四項、第五条の二の五、第五条の四、第五条の四の三、第五条の四の五、第五条の五、第五条の五の三、第五条の八第二項、第五条の十第二項及び第五項、第九条の二第二項、第十条の二第三項、第十六条の二、第十七条の五第二項並びに第十八条の二第一項及び第三項において準用する場合を含む。）、第四条の八第一項（令第五条の二第四項、第五条の二の三第一項、第五条の十第四項、第九条の二第三項並びに第十条の二第一項において準用する場合を含む。）、第四条の九第一項（令第五条の二第五項、第五条の二の三第五項、第九条の二第四項並びに第十条の二第四項において準用する場合を含む。）、第四条の十第一項（令第五条の二第六項、第五条の二の三第六項、第九条の二第五項並びに第十条の二第五項において準用する場合を含む。）、第四条の十二第一項（令第五条の八第一項及び第十七条の五第一項において準用する場合を含む。）、第五条の三第一項（令第五条の四の二及び第十八条の二第二項において準用する場合を含む。）及び第五条の九第一項により示すべき電磁的方法の種類及び内容は、次に掲げる事項とする。

- 一 第二十二条の二第一項各号に規定する電磁的方法のうち、送信者が使用するもの
- 二 ファイルへの記録の方式

(承諾手続の際に示すべき電磁的記録の種類及び内容)

第十九条の六 令第四条の三第一項（令第四条の五、第五条の六第二項、第五条の七第二項、第十条の三第二項及び第十二条の二第二項において準用する場合を含む。）により示

すべき電磁的記録の種類及び内容は、次に掲げる事項とする。

一 第二十二条の三に規定する物のうち、作成者が使用するもの

二 ファイルへの記録の方式

(電磁的記録に記録された情報の内容を表示する方法の規定の準用)

第十九条の七 第三十六条の三の規定は、法第二十六条第四項及び第七十三条第三項において商法第百八十条第三項において準用する同法第二百三十九条第七項第二号の規定を準用する場合、法第四十一条、第四十四条第四項（法第七十六条第五項において準用する場合を含む。）及び第百八十三条第一項において商法第二百三十九条第七項第二号の規定を準用する場合並びに法第四十一条及び第四十九条において商法第二百三十九条ノ三第七項（法第二十六条第四項及び第七十三条第三項（法第七十六条第五項において準用する場合を含む。）において準用する商法第百八十条第三項において準用する場合を含む。）において準用する同法第二百三十九号第七項第二号の規定を準用する場合について準用する。

2| 第三十六条の三の規定は、法第四十一条、第四十九条及び第百六条第八項において商法第二百四十四条第六項（法第二十六条第四項及び第七十三条第三項（法第七十六条第五項において準用する場合を含む。）において準用する商法第百八十条第三項において準用する場合並びに法第百八十三条第一項において準用する商法第四百三十条第二項において準用する場合を含む。）において準用する同法第二百六十三条第三項第二号の規定を準用する場合、法第四十一条において商法第二百五十三条第二項において準用する同法第二百六十三条第三項第二号の規定を準用する場合並びに法第五十二条第三項（法第百八十三条第一項において準用する場合を含む。）において商法第二百六十三条第三項第二号の規定を準用する場合について準用する。

3| 第三十六条の三の規定は、法第五十一条第二項及び第百六条第八項において商法第二百六十条ノ四第六項第二号の規定を準用する場合、法第五十二条の二第三項において商法特例法第一条の四第三項において準用する法第五十一条第二項において準用する商法第二百六十条ノ四第六項第二号の規定を準用する場合、法第五十二条の三第二項におい

て商法特例法第二十一条の九第六項において準用する法第五十一条第二項において準用する商法第二百六十条ノ四第六項第二号の規定を準用する場合並びに法第五十九条第一項において商法特例法第十八条の三第二項において準用する法第五十一条第二項において準用する商法第二百六十条ノ四第六項第二号の規定を準用する場合について準用する。

4| 第三十六条の三の規定は、法第五十二条第三項（法第百八十三条第一項において準用する場合を含む。）において商法第二百六十三条第二項第三号の規定を準用する場合について準用する。

5| 第三十六条の三の規定は、法第五十二条の二第三項において商法特例法第一条の四第二項第二号の規定を準用する場合について準用する。

6| 第三十六条の三の規定は、法第五十二条の三第二項において商法特例法第二十一条の九第五項第二号の規定を準用する場合について準用する。

7| 第三十六条の三の規定は、法第五十九条第一項において法第十三条の規定により読み替えて適用する商法第二百八十二条第二項第三号の規定を準用する場合、法第五十九条第一項において商法特例法第十五条において準用する商法第二百八十二条第二項第三号の規定を準用する場合並びに法第六十六条第八項及び第百八十三条第一項において商法第四百二十条第六項において準用する同法第二百八十二条第二項第三号の規定を準用する場合について準用する。

8| 第三十六条の三の規定は、法第五十九条第一項において商法特例法第七条第二項第二号の規定を準用する場合について準用する。

9| 第三十六条の三の規定は、法第六十一条第二項において商法第三百三十九条第六項第二号の規定を準用する場合について準用する。

（設立費用）

第二十條 法第二十四条第一項第三号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

（新設）

一 定款に係る印紙税

二 設立時に募集をする基金の抛出に係る金銭の払込みの取扱いをした銀行等（法第二十八條第一項第三号に規定する銀行等をいう。）に支払うべき手数料及び報酬

三 法第二十四條第二項において準用する会社法第三十三條第三項（定款の記載又は記録事項に関する検査役の選任）の規定により決定された検査役の報酬

四 相互会社の設立の登記の登録免許税

（検査役の調査を要しない市場価格のある有価証券）

第二十條の二 法第二十四條第二項において読み替えて準用する会社法第三十三條第十項第二号（定款の記載又は記録事項に関する検査役の選任）に規定する内閣府令で定める方法は、次に掲げる額のうちいずれか高い額をもつて同号に規定する有価証券の価格とする方法とする。

一 法第二十三條第四項において準用する会社法第三十條第一項（定款の認証）の認証の日における当該有価証券を取引する市場における最終の価格（当該日に売買取引がない場合又は当該日が当該市場の休業日に当たるときは、その後最初になされた売買取引の成立価格）

二 法第二十三條第四項において準用する会社法第三十條第一項の認証の日において当該有価証券が公開買付け等（証券取引法第二十七條の二第六項（同法第二十七條の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）に規定する公開買付け及びこれに相当する外国の法令に基づく制度をいう。）の対象であるときは、当該日における当該公開買付け等に係る契約における当該有価証券の価格

（銀行等）

第二十條の三 法第二十八條第一項第三号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 商工組合中央金庫

二 農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第十條第一項第三号の事業を行

（新設）

（新設）

う農業協同組合又は農業協同組合連合会

三 水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第十一条第一項第四号、第八十七條第一項第四号、第九十三條第一項第二号又は第九十七條第一項第二号の事業を行う漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合又は水産加工業協同組合連合会

四 信用協同組合又は中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）第九条の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会

五 信用金庫又は信用金庫連合会

六 労働金庫又は労働金庫連合会

七 農林中央金庫

（基金の抛出の申込みをしようとする者に対して通知すべき事項）

第二十條の四 法第二十八條第一項第四号に規定する内閣府令で定める事項は、定款に定められた事項（法第二十八條第一項第一号から第三号までに掲げる事項を除く。）であつて、相互会社の設立に際して基金の抛出の申込みをしようとする者が發起人に対して通知することを請求した事項とする。

（入社の申込みをしようとする者に対して通知すべき事項）

第二十條の五 法第三十條の七第一項第六号に規定する内閣府令で定める事項は、定款に定められた事項（法第三十條の七第一項第一号から第五号までに掲げる事項を除く。）であつて、相互会社の設立に際して入社の申込みをしようとする者が發起人に対して通知することを請求した事項とする。

（招集の決定事項）

第二十條の六 法第三十條の八第六項において読み替へて準用する会社法第六十七條第一項第五号（創立総会の招集の決定）に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事

（新設）

（新設）

（新設）

項とする。

一 法第三十条の八第六項において準用する会社法第六十七条第一項第三号又は第四号に掲げる事項を定めたときは、次に掲げる事項

イ 次条第一項の規定により創立総会参考書類（法第三十条の八第六項において準用する会社法第七十条第一項（創立総会参考書類の交付等）に規定する創立総会参考書類をいう。次条において同じ。）に記載すべき事項

ロ 法第三十条の八第六項において準用する会社法第六十七条第一項第三号に掲げる事項を定めたときは、書面による議決権の行使の期限（創立総会の日時以前の時であつて、法第三十条の八第六項において準用する会社法第六十八条第一項（創立総会の招集の通知）の規定による通知を発した時から二週間を経過した時以後の時に限る。）

ハ 法第三十条の八第六項において準用する会社法第六十七条第一項第四号に掲げる事項を定めたときは、電磁的方法による議決権の行使の期限（創立総会の日時以前の時であつて、法第三十条の八第六項において準用する会社法第六十八条第一項の規定による通知を発した時から二週間を経過した時以後の時に限る。）

ニ 社員になろうとする者から各議案についての賛否（棄権の欄を設ける場合にあつては、棄権を含む。第二十条の十九、第二十三条及び第三十一条の十三において同じ。）を記載する欄に記載がない議決権行使書面（法第三十条の八第六項において準用する会社法第七十条第一項（議決権行使書面の交付等）に規定する議決権行使書面をいう。以下この条及び第二十条の八において同じ。）が発起人に提出された場合における各議案についての賛成、反対又は棄権のいずれかの意思の表示があつたものとする取扱いを定めるときは、その取扱いの内容

二 法第三十条の八第六項において準用する会社法第六十七条第一項第三号及び第四号に掲げる事項を定めたときは、次に掲げる事項

イ 法第三十条の八第六項において読み替えて準用する会社法第六十八条第三項の承諾をした社員になろうとする者の請求があつた時に当該社員になろうとする者に対して法第三十条の八第六項において準用する会社法第七十条第一項の規定による議決権行使書面の交付（当該交付に代えて行う同条第二項の規定による電磁的方法に

よる提供を含む。)をすることとするときは、その旨

ロ 一の社員になろうとする者が同一の議案につき法第三十条の八第六項において読み替えて準用する会社法第七十五条第一項（書面による議決権の行使）又は第七十六条第一項（電磁的方法による議決権の行使）の規定により重複して議決権を行使した場合において、当該同一の議案に対する議決権の行使の内容が異なるものであるときにおける当該社員になろうとする者の議決権の行使の取扱いに関する事項を定めるときは、その事項

三 第一号に規定する場合以外の場合において、次に掲げる事項が創立総会の目的である事項であるときは、当該事項に係る議案の概要

イ 設立時役員等（法第三十条の十第一項に規定する設立時取締役、設立時会計参与、設立時監査役及び設立時会計監査人をいう。以下同じ。）の選任
ロ 定款の変更

（創立総会参考書類）

第二十條の七 法第三十条の八第六項において準用する会社法第七十条第一項又は第七十条第一項（創立総会参考書類の交付等）の規定により交付すべき創立総会参考書類は、別紙様式第六号に準じて作成しなければならない。

2 法第三十条の八第六項において準用する会社法第六十七条第一項第三号及び第四号（創立総会の招集の決定）に掲げる事項を定めた発起人が行った創立総会参考書類の交付（当該交付に代えて行う電磁的方法による提供を含む。）は、法第三十条の八第六項において準用する会社法第七十条第一項及び第七十一条第一項の規定による創立総会参考書類の交付とする。

（削る）

（創立総会における参考書類等の様式）

第十九條の八 法第二十六条第四項において準用する商法第百八十条第三項において準用する同法第二百三十九条ノ二第二項及び第二百三十九条ノ三第二項（株主総会の招集の通知に際しての参考書類の交付等）に規定する議決権の行使について参考となるべき事項を記載した書類は、別紙様式第六号に準じて作成しなければならない。

2 法第二十六条第四項において準用する商法第百八十条第三項において準用する同法第二百三十九条ノ二第四項（議決権を行使するための書面）に規定する議決権を行使するための書面は、別紙様式第七号に準じて作成しなければならない。

（貸借対照表等の情報の提供を電磁的方法により受けるために必要な事項）

第十九條の九 次の各号に掲げる規定に規定する内閣府令で定める事項は、それぞれ当該各号に定める規定に規定する措置を執るために使用する自動公衆送信装置（著作権法（昭

和四十五年法律第四十八号) 第二条第一項第九号の五イに規定する自動公衆送信装置をいう。第三十二条の二第一項において同じ。)のうち当該措置を執るための用に供する部分をインターネットにおいて識別するための文字、記号その他の符号又はこれらの結合であつて、情報の提供を受ける者がその使用に係る電子計算機に入力することによつて当該情報の内容を閲覧し、当該電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録することができるものとする。

一 法第二十七条第二項第七号 法第五十九条第一項において準用する商法特例法第十条第五項

二 法第五十二条の三第三項において準用する商法特例法第二十一条の三十一第四項において読み替えて適用する法第二十七条第二項第七号 法第五十二条の三第二項において準用する商法特例法第二十一条の三十一第三項において準用する法第五十九条第一項において準用する商法特例法第十六条第五項

三 法第八十三条第一項において準用する商法第四百三十条第三項において準用する法第二十七条第二項第七号 法第八十三条第一項において準用する商法第四百三十条第二項において準用する同法第二百八十三条第七項

四 法第九十三条において準用する商法第四百八十三条ノ二第二項において準用する同法第四百八十八条第二項第十号 法第九十三条において準用する商法第四百八十三条ノ二第二項において準用する同法第二百八十三条第七項

五 法第二百十三条第一項において準用する商法第四百八十五条第二項において準用する同法第四百三十条第三項において準用する同法第四百八十八条第二項第十号 法第二百十三条第一項において準用する商法第四百八十五条第二項において準用する同法第四百三十条第二項において準用する同法第二百八十三条第七項

(電磁的方法の規定の準用)

第十九条の十 第二十二條の二の規定は、法第三十二条第二項及び第七十三條の七第四項において商法第二百二十四條第二項の規定を準用する場合並びに法第六十一条第二項

〔議決権行使書面〕

第二十條の八 法第三十條の八第六項において準用する会社法第七十條第一項（議決権行使書面の交付等）の規定により交付すべき議決権行使書面は、別紙様式第七号に準じて作成しなければならない。

2 第二十條の六第二号イに掲げる事項を定めた場合には、発起人は、法第三十條の八第六項において準用する会社法第六十八條第三項（創立總會の招集の通知）の承諾をした社員になろうとする者の請求があつた時に、当該社員になろうとする者に対して、法第三十條の八第六項において準用する会社法第七十條第一項の規定による議決権行使書面の交付（当該交付に代えて行う同條第二項の規定による電磁的方法による提供を含む。）をしなければならない。

3 法第三十條の八第六項において準用する会社法第七十一條第三項又は第四項（議決権行使書面の交付等）の規定により電磁的方法により提供すべき議決権行使書面に記載すべき事項は、別紙様式第七号の定めるところによる。

〔書面による議決権行使の期限〕

第二十條の九 法第三十條の八第六項において読み替えて準用する会社法第七十五條第一項（書面による議決権の行使）に規定する内閣府令で定める時は、第二十條の六第一号ロの行使の期限とする。

〔電磁的方法による議決権行使の期限〕

第二十條の十 法第三十條の八第六項において読み替えて準用する会社法第七十六條第一項（電磁的方法による議決権の行使）に規定する内閣府令で定める時は、第二十條の六第一号ハの行使の期限とする。

において商法第三百十八條第一項において準用する同法第二百二十四條第二項の規定を準用する場合について準用する。

（新設）

（新設）

（新設）

（発起人の説明義務）

第二十條の十一 法第三十條の八第六項において読み替えて準用する会社法第七十八條（発起人の説明義務）に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 社員になろうとする者が説明を求めた事項について説明をするために調査をする必要である場合（次に掲げる場合を除く。）

イ 当該社員になろうとする者が創立総会の日より相当の期間前に当該事項を発起人に対して通知した場合

ロ 当該事項について説明をするために必要な調査が著しく容易である場合

二 社員になろうとする者が説明を求めた事項について説明をすることにより成立後の相互会社その他の者（当該社員になろうとする者を除く。）の権利を侵害することとなる場合

三 社員になろうとする者が当該創立総会において実質的に同一の事項について繰り返し説明を求める場合

四 前三号に掲げる場合のほか、社員になろうとする者が説明を求めた事項について説明をしないことにつき正当な事由がある場合

（創立総会の議事録）

第二十條の十二 法第三十條の八第六項において準用する会社法第八十一條第一項（議事録）の規定による創立総会の議事録の作成については、この条の定めるところによる。

2 創立総会の議事録は、書面又は電磁的記録をもって作成しなければならない。

3 創立総会の議事録は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならない。

一 創立総会が開催された日時及び場所

二 創立総会の議事の経過の要領及びその結果

三 創立総会に出席した発起人、設立時取締役、設立時会計参与、設立時監査役若しくは設立時会計監査人（法第三十條第一項に規定する設立時取締役、設立時会計参与、設立時監査役若しくは設立時会計監査人をいう。）又は設立時執行役（法第三十條の十

（新設）

（新設）

第六項に規定する設立時執行役をいう。）の氏名又は名称

四 創立総会の議長が存するときは、議長の氏名

五 議事録の作成に係る職務を行った発起人の氏名又は名称

（社員の名簿）

第二十條の十三 法第三十二條の二第一項に規定する相互会社の社員の名簿は、毎事業年度一回以上、作成の日の前三月以内の日における社員について作成しなければならない。

2 法第三十二條の二第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 社員の商号、名称又は氏名

二 社員の住所又は居所

（相互会社がその経営を支配している法人）

第二十條の十四 法第三十三條の二第一項に規定する内閣府令で定めるものは、当該相互会社が会社等（会社（株式会社、合名会社、合資会社又は合同会社をいい、外国会社を含む。）、組合（外国における組合に相当するものを含む。）、その他これらに準ずる事業体をいう。）の財務及び事業の方針の決定を支配している場合における当該会社等とする。

2 前項に規定する「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」とは、次に掲げる場合（財務上又は事業上の関係からみて会社等の財務又は事業の方針の決定を支配していないことが明らかであると認められる場合を除く。）をいう（以下この項において同じ。）。

一 会社等（次に掲げる会社等であつて、有効な支配従属関係が存在しないと認められるものを除く。以下この項において同じ。）の議決権の総数に対する自己（その実質子会社（法第三十三條の二第一項に規定する実質子会社をいう。以下同じ。）を含む。以下この項において同じ。）の計算において所有している議決権の数が百分の五十を超えている場合

イ 民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）の規定による再生手続開始の決定を受けた会社等

（新設）

（新設）

ロ 会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）の規定による更生手続開始の決定を受けた株式会社

ハ 破産法（平成十六年法律第七十五号）の規定による破産手続開始の決定を受けた会社等

ニ その他イからハまでに掲げる会社等に準ずる会社等

二 会社等の議決権の総数に対する自己の計算において所有している議決権の割合が百分の四十以上である場合（前号に掲げる場合を除く。）であつて、次に掲げるいずれかの要件に該当する場合

イ 会社等の議決権の総数に対する自己所有等議決権数（次に掲げる議決権の数の合計数をいう。次号において同じ。）の割合が百分の五十を超えていること。

（1） 自己の計算において所有している議決権

（2） 自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより自己の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者が所有している議決権

（3） 自己の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者が所有している議決権

ロ 会社等の取締役会その他これに準ずる機関の構成員の総数に対する次に掲げる者（当該会社等の財務及び事業の方針の決定に関して影響を与えることができるものに限る。）の数の割合が百分の五十を超えていること。

（1） 自己の役員

（2） 自己の業務を執行する社員

（3） 自己の使用人

（4） （1）から（3）までに掲げる者であつた者

ハ 自己が会社等の重要な財務及び事業の方針の決定を支配する契約等が存在すること。

ニ 会社等の資金調達額（貸借対照表の負債の部に計上されているものに限る。）の総額に対する自己が行う融資（債務の保証及び担保の提供を含む。二において同じ。）の額（自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係のある者が行う

融資の額を含む。）の割合が百分の五十を超えていること。

ホ その他自己が会社等の財務及び事業の方針の決定を支配していることが推測される事実が存在すること。

三 会社等の議決権の総数に対する自己所有等議決権数の割合が百分の五十を超えている場合（自己の計算において議決権を所有していない場合を含み、前二号に掲げる場合を除く。）であつて、前号ロからホまでに掲げるいずれかの要件に該当する場合

（特別目的会社の特則）

第二十条の十五 前条の規定にかかわらず、特別目的会社（資産の流動化に関する法律第二条第三項に規定する特定目的会社及び事業の内容の変更が制限されているこれと同様の事業を営む事業体をいう。以下この条において同じ。）については、次に掲げる要件のいずれにも該当する場合には、当該特別目的会社に対する出資者又は当該特別目的会社に資産を譲渡した相互会社の実質子会社に該当しないものと推定する。

一 当該特別目的会社が適正な価額で譲り受けた資産から生ずる収益をその発行する証券（当該証券に表示されるべき権利を含む。）の所有者（資産の流動化に関する法律第二条第十二項に規定する特定目的借入れに係る債権者及びこれと同様の借入れに係る債権者を含む。）に享受させることを目的として設立されていること。

二 当該特別目的会社の事業がその目的に従つて適切に遂行されていること。

（利益の供与に関して責任をとるべき取締役等）

第二十条の十六 法第三十三条の二第二項において読み替えて準用する会社法第二百十条第四項（株主の権利の行使に関する利益の供与）に規定する内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 利益の供与（法第三十三条の二第一項に規定する利益の供与をいう。以下この条において同じ。）に関する職務を行った取締役及び執行役

二 利益の供与が取締役会の決議に基づいて行われたときは、次に掲げる者

イ 当該取締役会の決議に賛成した取締役

（新設）

（新設）

ロ 当該取締役会に当該利益の供与に関する議案を提案した取締役及び執行役

三 利益の供与が社員総会（総代会を設けているときは、総代会。以下この号において同じ。）の決議に基づいて行われたときは、次に掲げる者

イ 当該社員総会に当該利益の供与に関する議案を提案した取締役

ロ イの議案の提案が取締役会の決議に基づいて行われたときは、当該取締役会の決議に賛成した取締役

ハ 当該社員総会において当該利益の供与に関する事項について説明をした取締役及び執行役

（責任追及等の訴えの提起の請求方法）

第二十條の十七 法第三十三條の二第二項及び第五十三條の三十七において読み替えて準用する会社法第八百四十七條第一項（責任追及等の訴え）の内閣府令で定める方法は、次に掲げる事項を記載した書面の提出又は当該事項の電磁的方法による提供とする。

一 被告となるべき者

二 請求の趣旨及び請求を特定するのに必要な事実

（訴えを提起しない理由の通知方法）

第二十條の十八 法第三十三條の二第二項及び第五十三條の三十七において読み替えて準用する会社法第八百四十七條第四項（責任追及等の訴え）の内閣府令で定める方法は、次に掲げる事項を記載した書面の提出又は当該事項の電磁的方法による提供とする。

一 相互会社が行った調査の内容（次号の判断の基礎とした資料を含む。）

二 請求対象者の責任又は義務の有無についての判断

三 請求対象者に責任又は義務があると判断した場合において、責任追及等の訴え（法第三十三條の二第二項、第五十三條の三十七及び第九十六條の四において準用する会社法第八百四十七條第一項に規定する責任追及等の訴えをいう。）を提起しないときは、その理由

2 前項第二号及び第三号の請求対象者とは、次に掲げる者のうち、法第三十三條の二第

（新設）

（新設）

二項、第五十三条の三十七及び第九十六条の四において読み替えて準用する会社法第八百四十七条第一項の規定による請求に係る前条第一号に掲げる者をいう。

一 発起人

二 設立時取締役及び設立時監査役

三 役員等（取締役、会計参与、監査役、執行役又は会計監査人をいう。以下同じ。）

四 清算人

五 法第三十三条の二第二項において準用する会社法第二百十条第三項（株主の権利の行使に関する利益の供与）の利益の供与を受けた者

（招集の決定事項）

第二十條の十九 法第四十一条第一項において読み替えて準用する会社法第二百九十八条第一項第五号（株主総会の招集の決定）に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 法第四十一条第一項において読み替えて準用する会社法第二百九十八条第一項第一号に規定する社員総会が定時社員総会である場合において、同号の日が前事業年度に係る定時社員総会の日に応当する日と著しく離れた日であるときは、その日時を決定した理由

二 法第四十一条第一項において読み替えて準用する会社法第二百九十八条第一項第一号に規定する社員総会の場所が過去に開催した社員総会のいずれの場所とも著しく離れた場所であるとき（次に掲げる場合を除く。）は、その場所を決定した理由

イ 当該場所が定款で定められたものである場合

ロ 当該場所で開催することについて社員総会に出席しない社員全員の同意がある場合

三 法第四十一条第一項において準用する会社法第二百九十八条第一項第三号又は第四号に掲げる事項を定めたときは、次に掲げる事項（定款にロからニまでに掲げる事項についての定めがある場合又はこれらの事項の決定を取締役に委任する旨を決定した場合における当該事項を除く。）

（新設）

イ 次条第一項の規定により社員総会参考書類（法第四十一条第一項において読み替えて準用する会社法第三百一条第一項（株主総会参考書類の交付等）に規定する社員総会参考書類をいう。以下この条から第二十条の二十の二までにおいて同じ。）に記載すべき事項（別紙様式第六号（記載上の注意）第九項に規定するものを除く。）

ロ 特定の時（社員総会の日時以前の時であつて、法第四十一条第一項において準用する会社法第二百九十九条第一項（株主総会の招集の通知）の規定により通知を發した時から二週間を経過した時以後の時に限る。）をもつて書面による議決権の行使の期限とする旨を定めるときは、その特定の時

ハ 特定の時（社員総会の日時以前の時であつて、法第四十一条第一項において準用する会社法第二百九十九条第一項の規定により通知を發した時から二週間を経過した時以後の時に限る。）をもつて電磁的方法による議決権の行使の期限とする旨を定めるときは、その特定の時

ニ 社員から各議案についての賛否を記載する欄に記載がない議決権行使書面（法第四十一条第一項において準用する会社法第三百一条第一項に規定する議決権行使書面をいう。次号及び第二十条の二十一において同じ。）が相互会社に提出された場合における各議案についての賛成、反対又は棄権のいずれかの意思の表示があつたものとする取扱いを定めるときは、その取扱いの内容

ホ 第二十条の二十の二第一項の措置をとることにより社員に対して提供する社員総会参考書類に記載しないものとする事項

四 法第四十一条第一項において準用する会社法第二百九十八条第一項第三号及び第四号に掲げる事項を定めたときは、次に掲げる事項（定款にイ又はロに掲げる事項についての定めがある場合における当該事項を除く。）

イ 法第四十一条第一項において読み替えて準用する会社法第二百九十九条第三項の承諾をした社員の請求があつた時に当該社員に対して法第四十一条第一項において準用する会社法第三百一条第一項の規定による議決権行使書面の交付（当該交付に代えて行う同条第二項の規定による電磁的方法による提供を含む。）をすることとするときは、その旨

ロ 一の社員が同一の議案につき法第四十一条第一項において準用する会社法第三百

十一 一条第一項（書面による議決権の行使）又は第三百十二条第一項（電磁的方法による議決権の行使）の規定により重複して議決権を行使した場合において、当該同一の議案に対する議決権の行使の内容が異なるものであるときにおける当該社員の議決権の行使の取扱いに関する事項を定めるときは、その事項

五 法第四十一条第一項において準用する会社法第三百十条第一項（議決権の代理行使）の規定による代理人による議決権の行使について、代理権（代理人の資格を含む。）を証明する方法、代理人の数その他代理人による議決権の行使に関する事項を定めるとき（定款に当該事項についての定めがある場合を除く。）は、その事項

六 第三号に規定する場合以外の場合において、次に掲げる事項が社員総会の目的である事項であるときは、当該事項に係る議案の概要（議案が確定していない場合にあっては、その旨）

イ 役員等の選任

ロ 役員等の報酬等（報酬、賞与その他の職務執行の対価として相互会社から受ける財産上の利益をいう。以下同じ。）

ハ 法第六十二条の二第一項第一号から第三号までに掲げる行為

ニ 定款の変更

ホ 合併

（社員総会参考書類）

第二十 条の二十 法第四十一条第一項において読み替えて準用する会社法第三百一条第一項又は第三百二条第一項（株主総会参考書類の交付等）の規定により交付すべき社員総会参考書類は、別紙様式第六号により作成しなければならない。

2 法第四十一条第一項において読み替えて準用する会社法第二百九十八条第一項第三号及び第四号（株主総会の招集の決定）に掲げる事項を定めた相互会社が行った社員総会参考書類の交付（当該交付に代えて行う電磁的方法による提供を含む。）は、法第四十一条第一項において読み替えて準用する会社法第三百一条第一項及び第三百二条第一項の規定による社員総会参考書類の交付とする。

（社員総会における参考書類等の様式）

第二十 条 法第四十一条において準用する商法第二百三十九条ノ二第二項及び第二百三十九条ノ三第二項並びに商法特例法第二十一条の二第一項（株主総会の招集の通知に際しての参考書類の交付等）に規定する社員総会の招集の通知に際して交付しなければならない議決権の行使について参考となるべき事項を記載した書類は、別紙様式第六号により作成しなければならない。

2 法第四十一条において準用する商法第二百三十九条ノ二第四項及び商法特例法第二十一条の三第二項（議決権を行使するための書面）に規定する議決権を行使するための書面は、別紙様式第七号により作成しなければならない。

3| 取締役は、社員総会参考書類に記載すべき事項について、招集通知（法第四十一条第一項において準用する会社法第二百九十九条第一項又は第三項（株主総会の招集の通知）の規定による通知をいう。以下この条から第二十二条の二までにおいて同じ。）を发出した日から社員総会の前日までの間に修正をすべき事情が生じた場合における修正後の事項を社員に周知させる方法を、当該招集通知と併せて通知することができる。

4| 同一の社員総会に関して社員に対して提供する社員総会参考書類に記載すべき事項のうち、他の書面に記載している事項又は電磁的方法により提供する事項がある場合には、これらの事項は、社員に対して提供する社員総会参考書類に記載することを要しない。この場合においては、他の書面に記載している事項又は電磁的方法により提供する事項があることを明らかにしなければならない。

5| 同一の社員総会に関して社員に対して提供する招集通知又は法第五十四条の五の規定により社員に対して提供する事業報告（同条に規定する事業報告をいう。）の内容とすべき事項のうち、社員総会参考書類に記載している事項がある場合には、当該事項は、社員に対して提供する招集通知又は同条の規定により社員に対して提供する事業報告の内容とすることを要しない。

（社員総会参考書類の記載の特則）

第二十條の二十の二 社員総会参考書類に記載すべき事項（次に掲げるものを除く。）に係る情報を、当該社員総会に係る招集通知を发出する時から当該社員総会の日から三箇月が経過する日までの間、継続して電磁的方法により社員が提供を受けることができる状態に置く措置（第十四条の五第一項第一号ロに掲げる方法のうち、インターネットに接続された自動公衆送信装置（公衆の用に供する電気通信回線に接続することにより、その記録媒体のうち自動公衆送信の用に供する部分に記録され、又は当該装置に入力される情報を自動公衆送信する機能を有する装置をいう。以下同じ。）を使用する方法によつて行われるものに限る。）をとる場合には、当該事項は、当該事項を記載した社員総会参考書類を社員に対して提供したものとみなす。ただし、この項の措置をとる旨の定款の定めがある場合に限る。

（新設）

一 議案

二 第二十九条の二第三項第一号から第十四号までに掲げる事項を社員総会参考書類に記載することとしている場合における当該事項

三 次項の規定により社員総会参考書類に記載すべき事項

四 社員総会参考書類に記載すべき事項（前二号に掲げるものを除く。）につきこの項の措置をとることについて監査役又は監査委員会が異議を述べている場合における当該事項

五 前項の場合には、社員に対して提供する社員総会参考書類に、同項の措置をとるために使用する自動公衆送信装置のうち当該措置をとるための用に供する部分をインターネットにおいて識別するための文字、記号その他の符号又はこれらの結合であつて、情報の提供を受ける者がその使用に係る電子計算機に入力することによって当該情報の内容を閲覧し、当該電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録することができるものを記載しなければならない。

（議決権行使書面）

第二十条の二十一 法第四十一条第一項において準用する会社法第三百一条第一項（議決権行使書面の交付等）の規定により交付すべき議決権行使書面は、別紙様式第七号により作成しなければならない。

2 法第四十一条第一項において準用する会社法第三百二条第三項若しくは第四項（議決権行使書面の交付等）の規定により電磁的方法により提供すべき議決権行使書面に記載すべき事項は、別紙様式第七号の定めるところによる。

3 第二十条の十九第一項第四号イに掲げる事項についての定めがある場合には、相互会社は、法第四十一条第一項において準用する会社法第二百九十九条第三項（株主総会の招集の通知）の承諾をした社員の請求があつた時に、当該社員に対して、法第四十一条第一項において準用する会社法第三百一条第一項の規定による議決権行使書面の交付（当該交付に代えて行う同条第二項の規定による電磁的方法による提供を含む。）をしなければならない。

（新設）

4| 同一の社員総会に関して社員に対して提供する招集通知の内容とすべき事項のうち、議決権行使書面に記載している事項がある場合には、当該事項は、招集通知の内容とすることを要しない。

5| 同一の社員総会に関して社員に対して提供する議決権行使書面に記載すべき事項（次に掲げるものに限る。）のうち、招集通知の内容としている事項がある場合には、当該事項は、議決権行使書面に記載することを要しない。

- 一 第二十條の十九第一項第三号二に掲げる事項
- 二 第二十條の十九第一項第四号ロに掲げる事項
- 三 議決権の行使の期限

（書面による議決権行使の期限）

第二十條の二十二 法第四十一條第一項において読み替えて準用する会社法第三百十一條第一項（書面による議決権の行使）に規定する内閣府令で定める時は、社員総会の日時の直前の事業時間の終了時（第二十條の十九第一項第三号ロに掲げる事項についての定めがある場合にあつては、同号ロの特定の時）とする。

（電磁的方法による議決権行使の期限）

第二十條の二十三 法第四十一條第一項において読み替えて準用する会社法第三百十二條第一項（電磁的方法による議決権の行使）に規定する内閣府令で定める時は、社員総会の日時の直前の事業時間の終了時（第二十條の十九第一項第三号ハに掲げる事項についての定めがある場合にあつては、同号ハの特定の時）とする。

（取締役等の説明義務）

第二十條の二十四 法第四十一條第一項において読み替えて準用する会社法第三百十四條（取締役等の説明義務）に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 社員が説明を求めた事項について説明をするために調査をすることが必要である場

（新設）

（新設）

（新設）

合（次に掲げる場合を除く。）

イ 当該社員が社員総会の日より相当の期間前に当該事項を相互会社に対して通知した場合

ロ 当該事項について説明をするために必要な調査が著しく容易である場合

二 社員が説明を求めた事項について説明をすることにより相互会社その他の者（当該社員を除く。）の権利を侵害することとなる場合

三 社員が当該社員総会において実質的に同一の事項について繰り返して説明を求める場合

四 前三号に掲げる場合のほか、社員が説明を求めた事項について説明をしないことにつき正当な理由がある場合

（議事録）

第二十条の二十五 法第四十一第一項において読み替えて準用する会社法第三百十八条第一項（議事録）の規定による社員総会の議事録の作成については、この条の定めるところによる。

2 社員総会の議事録は、書面又は電磁的記録をもって作成しなければならない。

3 社員総会の議事録は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならない。

一 社員総会が開催された日時及び場所（当該場所に存しない取締役、執行役、会計参与、監査役、会計監査人又は社員が社員総会に出席した場合における当該出席の方法を含む。）

二 社員総会の議事の経過の要領及びその結果

三 次に掲げる規定により社員総会において述べられた意見又は発言があるときは、その意見又は発言の内容の概要

イ 法第五十三条の十一において準用する会社法第三百四十五条第一項（会計参与等の選任等についての意見の陳述）（同条第四項及び第五項において準用する場合を含む。）

ロ 法第五十三条の十一において準用する会社法第三百四十五条第二項（同条第四項

（新設）

及び第五項において準用する場合を含む。)

ハ 法第五十三条の十七において準用する会社法第三百七十七条第一項(株主総会における意見の陳述)

ニ 法第五十三条の十七において準用する会社法第三百七十九条第三項(会計参与の報酬等)

ホ 法第五十三条の二十において準用する会社法第三百八十四条(株主総会に対する報告義務)

ヘ 法第五十三条の二十において準用する会社法第三百八十七条第三項(監査役の報酬等)

ト 法第五十三条の二十三において準用する会社法第三百九十八条第一項(定時株主総会における会計監査人の意見の陳述)

チ 法第五十三条の二十三において準用する会社法第三百九十八条第二項

四 社員総会に出席した取締役、執行役、会計参与、監査役又は会計監査人の氏名又は名称

五 社員総会の議長が存するときは、議長の氏名

六 議事録の作成に係る職務を行った取締役の氏名

4 次の各号に掲げる場合には、社員総会の議事録は、当該各号に定める事項を内容とするものとする。

一 法第四十一条第一項において読み替えて準用する会社法第三百十九条第一項(株主総会の決議の省略)の規定により社員総会の決議があったものとみなされた場合 次に掲げる事項

イ 社員総会の決議があったものとみなされた事項の内容

ロ イの事項の提案をした者の氏名又は名称

ハ 社員総会の決議があったものとみなされた日

ニ 議事録の作成に係る職務を行った取締役の氏名

二 法第四十一条第一項において読み替えて準用する会社法第三百二十条(株主総会への報告の省略)の規定により社員総会への報告があったものとみなされた場合 次に掲げる事項

- イ 社員総会への報告があつたものとみなされた事項の内容
- ロ 社員総会への報告があつたものとみなされた日
- ハ 議事録の作成に係る職務を行つた取締役の氏名

(総代会参考書類)

第二十二條 法第四十八條第一項の規定により交付すべき議決権の行使について参考となるべき事項を記載した書類（以下この条、次条及び第二十三條において「総代会参考書類」という。）は、別紙様式第八号により作成しなければならない。

2| 法第四十九條第一項において読み替えて準用する会社法第二百九十八條第一項第三号及び第四号（株主総会の招集の決定）に掲げる事項を定めた相互会社が行つた総代会参考書類の交付（当該交付に代えて行ふ電磁的方法による提供を含む。）は、法第四十八條第一項の規定による総代会参考書類の交付とする。

3| 取締役は、総代会参考書類に記載すべき事項について、招集通知（法第四十九條第一項において準用する会社法第二百九十九條第一項又は第三項（株主総会の招集の通知）の規定による通知をいう。以下この条から第二十三條までにおいて同じ。）を发出した日から総代会の前日までの間に修正をすべき事情が生じた場合における修正後の事項を総代会に周知させる方法を、当該招集通知と併せて通知することができる。

4| 同一の総代会に関して総代会に対して提供する総代会参考書類に記載すべき事項のうち、他の書面に記載している事項又は電磁的方法により提供する事項がある場合には、これらの事項は、総代会に対して提供する総代会参考書類に記載することを要しない。この場合においては、他の書面に記載している事項又は電磁的方法により提供する事項があることを明らかにしなければならない。

5| 同一の総代会に関して総代会に対して提供する招集通知又は法第五十四條の五の規定により総代会に対して提供する事業報告（同条に規定する事業報告をいう。）の内容とすべき事項のうち、総代会参考書類に記載している事項がある場合には、当該事項は、総代会に対して提供する招集通知又は同条の規定により総代会に対して提供する事業報告の内容とするを要しない。

(総代会における参考書類等の様式)

第二十二條 法第四十八條第一項に規定する総代会の招集の通知に際して交付しなければならない議決権の行使について参考となるべき事項を記載した書類は、別紙様式第八号により作成しなければならない。

2| 法第四十九條において準用する商法第二百三十九條ノ二第四項（議決権を行使するための書面）に規定する議決権を行使するための書面は、別紙様式第七号に準じて作成しなければならない。

(新設)

(新設)

(新設)

（総代会参考書類の記載の特則）

第二十二條の二 総代会参考書類に記載すべき事項（次に掲げるものを除く。）に係る情報を、当該総代会に係る招集通知を发出する時から当該総代会の日から三箇月が経過する日までの間、継続して電磁的方法により総代が提供を受けることができる状態に置く措置（第十四條の五第一項第一号ロに掲げる方法のうち、インターネットに接続された自動公衆送信装置を使用する方法によつて行われるものに限る。）をとる場合には、当該事項は、当該事項を記載した総代会参考書類を社員に対して提供したものとみなす。ただし、この項の措置をとる旨の定款のある場合に限る。

一 議案

二 第二十九條の二第三項第一号から第十四号までに掲げる事項を総代会参考書類に記載することとしている場合における当該事項

三 次項の規定により総代会参考書類に記載すべき事項

四 総代会参考書類に記載すべき事項（前二号に掲げるものを除く。）につきこの項の措置をとることについて監査役又は監査委員会が異議を述べている場合における当該事項

2 前項の場合には、総代に対して提供する総代会参考書類に、同項の措置をとるために使用する自動公衆送信装置のうち当該措置をとるための用に供する部分をインターネットにおいて識別するための文字、記号その他の符号又はこれらの結合であつて、情報の提供を受ける者がその使用に係る電子計算機に入力することによつて当該情報の内容を閲覧し、当該電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録することができるものを記載しなければならない。

（議決権行使書面）

第二十二條の三 法第四十八條第三項の規定により交付すべき議決権を行使するための書面（以下この条及び次条において「議決権行使書面」という。）は、別紙様式第七号に準じて作成しなければならない。

（新設）

（電磁的方法）

第二十二條の二 法第四十八條第二項に規定する内閣府令で定める電磁的方法は、次に掲げる方法とする。

一 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線

2| 法第四十八条第五項又は第六項の規定により電磁的方法により提供すべき議決権行使書面に記載すべき事項は、別紙様式第七号の定めるところによる。

3| 次条第一項第四号イに掲げる事項についての定めがある場合には、相互会社は、法第四十九条第一項において準用する会社法第二百九十九条第三項（株主総会の招集の通知）の承諾をした総代の請求があった時に、当該総代に対して、法第四十八条第三項の規定による議決権行使書面の交付（当該交付に代えて行う同条第四項の規定による電磁的方法による提供を含む。）をしなければならない。

4| 同一の総代会に関して総代に対して提供する招集通知の内容とすべき事項のうち、議決権行使書面に記載している事項がある場合には、当該事項は、招集通知の内容とすることを要しない。

5| 同一の総代会に関して総代に対して提供する議決権行使書面に記載すべき事項（次に掲げるものに限る。）のうち招集通知の内容としている事項がある場合には、当該事項は、議決権行使書面に記載することを要しない。

一 次条第一項第三号ニに掲げる事項

二 次条第一項第四号ロに掲げる事項

三 議決権の行使の期限

（削る）

（招集の決定事項）

第二十三条 法第四十九条第一項において読み替えて準用する会社法第二百九十八条第一項第五号（株主総会の招集の決定）に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事

で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの

二 次条に規定するファイルに情報を記録したものを交付する方法

2| 前項各号に掲げる方法は、受信者がファイルへの記録を出力することによる書面を作成できるものでなければならない。

（電磁的記録）

第二十二條の三 法第五十二条第一項（法第百八十三条第一項において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定める電磁的記録は、磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものである。

（社員の名簿の記載事項等）

第二十三条 相互会社の社員の名簿には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 社員の商号、名称又は氏名

項とする。

一 法第四十九条第一項において読み替えて準用する会社法第二百九十八条第一項第一号に規定する総代会が定時総代会である場合において、同号の日が前事業年度に係る定時総代会の日に応当する日と著しく離れた日であるときは、その日時を決定した理由

二 法第四十九条第一項において読み替えて準用する会社法第二百九十八条第一項第一号に規定する総代会の場所が過去に開催した総代会のいずれの場所とも著しく離れた場所であるとき（次に掲げる場合を除く。）は、その場所を決定した理由

イ 当該場所が定款で定められたものである場合

ロ 当該場所で開催することについて総代会に出席しない総代全員の同意がある場合

三 法第四十九条第一項において準用する会社法第二百九十八条第一項第三号又は第四号に掲げる事項を定めたときは、次に掲げる事項（定款にロからニまでに掲げる事項についての定めがある場合又はこれらの事項の決定を取締役に委任する旨を決定した場合における当該事項を除く。）

イ 第二十二条第一項の規定により総代会参考書類に記載すべき事項（別紙様式第六号（記載上の注意）第九項に規定するものを除く。）

ロ 特定の時（総代会の日時以前の時であつて、法第四十九条第一項において準用する会社法第二百九十九条第一項（株主総会の招集の通知）の規定により通知を発した時から二週間を経過した時以後の時に限る。）をもつて書面による議決権の行使の期限とする旨を定めるときは、その特定の時

ハ 特定の時（総代会の日時以前の時であつて、法第四十九条第一項において準用する会社法第二百九十九条第一項の規定により通知を発した時から二週間を経過した時以後の時に限る。）をもつて電磁的方法による議決権の行使の期限とする旨を定めるときは、その特定の時

ニ 総代から各議案についての賛否を記載する欄に記載がない議決権行使書面が相互会社提出された場合における各議案についての賛成、反対又は棄権のいずれかの意思の表示があつたものとする取扱いを定めるときは、その取扱いの内容

ホ 総代会参考書類に記載すべき事項（次に掲げるものを除く。）に係る情報を、当該総代会に係る招集通知を発出する時から当該総代会の日から三月が経過する日まで

二 社員の住所又は居所

2| 前項の社員の名簿は、毎事業年度一回以上、作成の日の前三月以内の日における社員について作成しなければならない。

の間、継続して電磁的方法により総代が提供を受けることができる状態に置く措置（第十四条の五第一項第一号ロに掲げる方法のうち、インターネットに接続された自動公衆送信装置を使用する方法によって行われるものに限る。）をとることににより総代に対して提供する総代会参考書類に記載しないものとする事項

(1) 議案

(2) 第二十九条の二第三項第一号から第十四号までに掲げる事項を総代会参考書類に記載することとしている場合における当該事項

(3) 次項の規定により総代会参考書類に記載すべき事項

(4) 総代会参考書類に記載すべき事項（(2)及び(3)に掲げるものを除く。）につきこの本の措置をとることについて監査役又は監査委員会が異議を述べている場合における当該事項

四

法第四十九条第一項において準用する会社法第二百九十八条第一項第三号及び第四号に掲げる事項を定めたときは、次に掲げる事項（定款にイ又はロに掲げる事項についての定めがある場合における当該事項を除く。）

イ 法第四十九条第一項において準用する会社法第二百九十九条第三項の承諾をした総代の請求があつた時に当該総代に対して法第四十八条第三項の規定による議決権行使書面の交付（当該交付に代えて行う同条第四項の規定による電磁的方法による提供を含む。）をすることとするときは、その旨

ロ 一の総代が同一の議案につき法第四十九条第一項において準用する会社法第三百十一条第一項（書面による議決権の行使）又は第三百十二条第一項（電磁的方法による議決権の行使）の規定により重複して議決権を行使した場合において、当該同一の議案に対する議決権の行使の内容が異なるものであるときにおける当該総代の議決権の行使の取扱いに関する事項を定めるときは、その事項

五 第三号に規定する場合以外の場合において、次に掲げる事項が総代会の目的である事項であるときは、当該事項に係る議案の概要（議案が確定していない場合にあつては、その旨）

イ 役員等の選任

ロ 役員等の報酬等

ハ 法第六十二条の二第一項第一号から第三号までに掲げる行為

ニ 定款の変更

ホ 合併

2| 前項第三号ホの措置をとる場合には、当該措置をとることにより総代に対して提供する総代会参考書類に記載しないものとする事項は、当該事項を記載した総代会参考書類を総代に対して提供したものとみなす。ただし、当該措置をとる旨の定款の定めがある場合に限り。

3| 第二項第三号ホの場合には、総代に対して提供する総代会参考書類に、同号ホの措置をとるために使用する自動公衆送信装置のうち当該措置をとるための用に供する部分をインターネットにおいて識別するための文字、記号その他の符号又はこれらの結合であつて、情報の提供を受ける者がその使用に係る電子計算機に入力することによつて当該情報の内容を閲覧し、当該電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録することができ、るものを記載しなければならない。

〔書面による議決権行使の期限〕

第二十三条の二 法第四十九条第一項において読み替えて準用する会社法第三百十一条第一項（書面による議決権の行使）に規定する内閣府令で定める時は、総代会の日時の直前の事業時間の終了時（前条第一項第三号ロに掲げる事項についての定めがある場合にあっては、同号ロの特定の時）とする。

〔電磁的方法による議決権行使の期限〕

第二十三条の三 法第四十九条第一項において読み替えて準用する会社法第三百十二条第一項（電磁的方法による議決権の行使）に規定する内閣府令で定める時は、総代会の日

〔電磁的記録に記録された情報を提供するための電磁的方法の規定の準用〕

第二十三条の二 第三十六条の四の規定は、法第五十二条第三項（法第百八十三条第一項において準用する場合を含む。）において商法第二百六十三条第二項第四号の規定を準用する場合について準用する。

2| 第三十六条の四の規定は、法第五十九条第一項において商法第二百八十二条第二項第四号の規定を準用する場合、法第五十九条第一項において商法特例法第十五条において準用する商法第二百八十二条第二項第四号の規定を準用する場合並びに法第百六条第八項及び第百八十三条第一項において商法第四百二十条第六項において準用する同法第二百八十二条第二項第四号の規定を準用する場合について準用する。

〔委員会等設置相互会社の監査委員会の職務の遂行のために必要な事項〕

第二十三条の三 法第五十二条の三第二項において準用する商法特例法第二十一条の七第一項第二号（取締役会の権限等）に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるもの

時の直前の事業時間の終了時（第二十三条第一項第三号ハに掲げる事項についての定めがある場合にあつては、同号ハの特定の時）とする。

（取締役等の説明義務）

第二十三条の四 法第四十九条第一項において読み替えて準用する会社法第三百十四条（取締役等の説明義務）に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 総代が説明を求めた事項について説明をするために調査をすることが必要である場合（次に掲げる場合を除く。）

イ 当該総代が総代会の日より相当の期間前に当該事項を相互会社に対して通知した場合

ロ 当該事項について説明をするために必要な調査が著しく容易である場合

二 総代が説明を求めた事項について説明をすることにより相互会社その他の者（当該総代を除く。）の権利を侵害することとなる場合

三 総代が当該総代会において実質的に同一の事項について繰り返して説明を求める場合

四 前三号に掲げる場合のほか、総代が説明を求めた事項について説明をしないことにつき正当な理由がある場合

（議事録）

第二十三条の五 法第四十九条第一項において準用する会社法第三百十八条第一項（議事

とする。

一 監査委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項

二 前号の使用人の執行役からの独立性の確保に関する事項

三 執行役及び使用人が監査委員会に報告すべき事項その他の監査委員会に対する報告に関する事項

四 執行役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項

五 損失の危険の管理に関する規程その他の体制に関する事項

六 執行役の職務の執行が法令及び定款に適合し、かつ、効率的に行われることを確保するための体制に関するその他の事項

（委員会等設置相互会社の貸借対照表等の様式）

第二十三条の四 法第五十二条の三第二項において準用する商法特例法第二十一条の二十六第一項（計算書類の作成等）の委員会等設置相互会社の貸借対照表、損益計算書、事業報告書及び附属明細書は、それぞれ別紙様式第十二号（少額短期保険業者にあつては、別紙様式第十二号の二三）（特定取引勘定設置会社にあつては、別紙様式第十二号の二四、第五、第一及び第二に準じて作成しなければならない。）

（委員会等設置相互会社の監査報告書等の様式）

第二十三条の五 法第五十二条の三第二項において準用する商法特例法第二十一条の二十

録)の規定による総代会の議事録の作成については、この条の定めるところによる。

2| 総代会の議事録は、書面又は電磁的記録をもって作成しなければならない。

3| 総代会の議事録は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならない。

一 総代会が開催された日時及び場所(当該場所に存しない取締役、執行役、会計参与、監査役、会計監査人又は総代会が総代会に出席をした場合における当該出席の方法を含む)。

二 総代会の議事の経過の要領及びその結果

三 次に掲げる規定により総代会において述べられた意見又は発言があるときは、その意見又は発言の内容の概要

イ 法第五十三条の十一において準用する会社法第三百四十五条第一項(会計参与等の選任等)についての意見の陳述(同条第四項及び第五項において準用する場合を含む)。

ロ 法第五十三条の十一において準用する会社法第三百四十五条第二項(同条第四項及び第五項において準用する場合を含む)。

ハ 法第五十三条の十七において準用する会社法第三百七十七条第一項(株主総会における意見の陳述)。

ニ 法第五十三条の十七において準用する会社法第三百七十九条第三項(会計参与の報酬等)。

ホ 法第五十三条の二十において準用する会社法第三百八十四条(株主総会に対する報告義務)。

ヘ 法第五十三条の二十において準用する会社法第三百八十七条第三項(監査役の報酬等)。

ト 法第五十三条の二十三において準用する会社法第三百九十八条第一項(定時株主総会における会計監査人の意見の陳述)。

チ 法第五十三条の二十三において準用する会社法第三百九十八条第二項

四 総代会に出席した取締役、執行役、会計参与、監査役又は会計監査人の氏名又は名称

五 総代会の議長が存するときは、議長の氏名

八第一項(会計監査人の監査報告書)に規定する会計監査人の監査報告書は、別紙様式第九号の二(少額短期保険業者にあつては、別紙様式第九号の二の二)により作成しなければならない。

2| 法第五十二条の三第二項において準用する商法特例法第二十一条の二十九第一項(監査委員会の監査報告書)に規定する監査委員会の監査報告書は、別紙様式第十号の二(少額短期保険業者にあつては、別紙様式第十号の二の二)により作成しなければならない。

3| 法第五十二条の三第二項において準用する商法特例法第二十一条の三十一第三項(定時総会における計算書類の取扱い等)において準用する法第五十九条第一項において準用する商法特例法第十六条第三項(公告すべき貸借対照表等の要旨)に規定する委員会等設置相互会社が公告しなければならない貸借対照表及び損益計算書の要旨は、別紙様式第十一号の三(少額短期保険業者にあつては、別紙様式第十一号の三の二)(特定取引勘定設置会社にあつては、別紙様式第十一号の四)により作成しなければならない。

六 議事録の作成に係る職務を行つた取締役の氏名

(補欠の会社役員を選任)

第二十三条の六 法第五十二条第二項の規定による補欠の会社役員(当該相互会社の取締役、会計参与及び監査役をいう。以下この条及び第二十九条の二において同じ。)の選任については、この条の定めるところによる。

2 法第五十二条第二項に規定する決議により補欠の会社役員を選任する場合には、次に掲げる事項も併せて決定しなければならない。

一 当該候補者が補欠の会社役員である旨

二 当該候補者を補欠の社外取締役として選任するときは、その旨

三 当該候補者を補欠の社外監査役として選任するときは、その旨

四 当該候補者を一人又は二人以上の特定の会社役員(補欠の会社役員として選任するときは、その旨及び当該特定の会社役員の氏名(会計参与である場合にあっては、氏名又は名称))

五 同一の会社役員(二以上の会社役員(補欠として選任した場合にあっては、当該二以上の会社役員))につき二人以上の補欠の会社役員を選任するときは、当該補欠の会社役員相互間の優先順位

六 補欠の会社役員について、就任前にその選任の取消しを行う場合があるときは、その旨及び取消しを行うための手続

3 補欠の会社役員(補欠の会社役員)の選任に係る決議が効力を有する期間は、定款に別段の定めがある場合を除き、当該決議後最初に開催する定時社員総会(総代会を設けているときは、定時総代会)の開始の時までとする。ただし、社員総会(総代会を設けているときは、総代会)の決議によつてその期間を短縮することを妨げない。

(社債を引き受ける者の募集に際して取締役会が定めるべき事項)

第二十三条の七 法第五十二条の十四第四項第五号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(委員会等設置相互会社の計算書類等の取締役への提供)

第二十三条の六 法第五十二条の三第二項において準用する商法特例法第二十一条の三十一第一項(計算書類の取締役への提供等)に規定する情報は、法第五十二条の三第二項において準用する商法特例法第二十一条の二十九第一項(監査委員会の監査報告書)の規定による提出後速やかに、次に掲げる方法のいずれかにより、各取締役(監査委員(法第五十二条の三第二項において準用する商法特例法第二十一条の八第七項に規定する監査委員をいう。以下この条において同じ。))を除く。以下この条において同じ。)に提供しなければならない。この場合において、第二号又は第三号に掲げる方法によりその提供をしたときは、取締役の請求があつた場合には、当該情報が記載されている書面の写しをその取締役に交付しなければならない。

一 当該情報が記載されている書面の写しの交付

二 前号の書面のファクシミリを利用してする送信

三 当該情報の電磁的方法による提供

(監査の方法等)

第二十三条の七 法第五十二条の三第二項において準用する商法特例法第二十一条の三十一第二項(連結計算書類)の規定により受けるべき監査、同条第三項の規定により受け

一 二以上の募集（法第六十一条の募集をいう。以下この条において同じ。）に係る同条各号に掲げる事項の決定を委任するときは、その旨

二 募集社債（法第六十一条に規定する募集社債をいう。以下この条において同じ。）の総額の上限（前号に規定する場合にあつては、各募集に係る募集社債の総額の上限の合計額）

三 募集社債の利率の上限その他の利率に関する事項の要綱

四 募集社債の払込金額（法第六十一条第九号に規定する払込金額をいう。以下この号において同じ。）の総額の最低金額その他の払込金額に関する事項の要綱

（業務の適正を確保するための体制）

第二十三条の八 法第五十二条の十四第四項第六号に規定する内閣府令で定める体制は、次に掲げる体制とする。

一 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

二 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

三 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

四 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

五 当該相互会社及びその実質子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

六 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

七 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

八 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

九 前三号のほか、監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

（取締役会の議事録）

第二十三条の九 法第五十二条の十六において準用する会社法第三百六十九条第三項（取

るべき取締役会の承認及び同条第四項の規定による監査の結果の報告は、次条から第二十三条の十三までの規定の定めるところによる。

（連結計算書類の提出期限）

第二十三条の八 法第五十二条の三第二項において準用する商法特例法第二十一条の二十六第一項（計算書類の作成等）の執行役（以下この款において「指定執行役」という。）は、定時社員総会（総代会を設けているときは、定時総代会。以下この款において同じ。）の会日の六週間前までに、連結計算書類（法第五十九条第一項において準用する商法特例法第十九条の二第二項に規定する連結計算書類をいう。以下この款において同じ。）を、監査委員会及び会計監査人に提出しなければならない。

2 法第五十二条の三第二項において準用する商法特例法第二十一条の二十七第三項及び第四項（計算書類の提出期限等）の規定は、前項の規定による連結計算書類の提出について準用する。

（会計監査人の監査報告書）

第二十三条の九 会計監査人は、前条第一項の規定により連結計算書類を受領した日から

取締役会の決議）の規定による取締役会の議事録の作成については、この条の定めるところによる。

2| 取締役会の議事録は、書面又は電磁的記録をもって作成しなければならない。

3| 取締役会の議事録は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならない。

一 取締役会が開催された日時及び場所（当該場所に存しない取締役、執行役、会計参与、監査役又は会計監査人が取締役に出席をした場合における当該出席の方法を含む。）

二 取締役会が法第五十三条の十六において準用する会社法第三百七十三条第二項（取締役会への報告の省略）の取締役会であるときは、その旨

三 取締役会が次に掲げるいずれかのものに該当するときは、その旨

イ 法第五十三条の十六において準用する会社法第三百六十六条第二項（招集権者）の規定による取締役の請求を受けて招集されたもの

ロ 法第五十三条の十六において準用する会社法第三百六十六条第三項の規定により取締役が招集したもの

ハ 法第五十三条の二十において準用する会社法第三百八十三条第二項（取締役会への出席義務等）の規定による監査役の請求を受けて招集されたもの

ニ 法第五十三条の二十において準用する会社法第三百八十三条第三項の規定により監査役が招集したもの

ホ 法第五十三条の三十第五項において準用する会社法第四百十七条第一項（委員会設置会社の取締役会の運営）の規定により委員の中から選定された者が招集したものの

ヘ 法第五十三条の三十第五項において準用する会社法第四百十七条第二項前段の規定による執行役の請求を受けて招集されたもの

ト 法第五十三条の三十第五項において準用する会社法第四百十七条第二項後段の規定により執行役が招集したもの

四| 取締役会の議事の経過の要領及びその結果

五| 決議を要する事項について特別の利害関係を有する取締役があるときは、当該取締役の氏名

四週間以内に、監査報告書を監査委員会及び指定執行役に提出しなければならない。

2| 前項の監査報告書には、第三十二条の十九第二項各号に掲げる事項を記載しなければならない。

3| 監査委員は、会計監査人に対して、第一項の監査報告書につき説明を求めることができる。

4| 第三十二条の十九第四項及び第五項並びに商法第二百八十一条第三項（計算書類及びその附属明細書の作成）の規定は第一項の監査報告書の作成について、法第五十二条の三第二項において準用する商法特例法第二十一条の二十七第三項及び第四項（計算書類の提出期限等）の規定は第一項の監査報告書の提出について、それぞれ準用する。この場合において、商法第二百八十一条第三項中「取締役」とあり、並びに法第五十二条の三第二項において準用する商法特例法第二十一条の二十七第三項中「第一項の執行役」及び「当該執行役」とあるのは「会計監査人」と、同条第四項中「会計監査人」とあるのは「保険業法第五十二条の三第二項において準用する第二十一条の二十六第一項の執行役」と、「第一項の執行役」とあるのは「会計監査人」と読み替えるものとする。

六 次に掲げる規定により取締役会において述べられた意見又は発言があるときは、その意見又は発言の内容の概要

イ 法第五十三条の十五において準用する会社法第三百六十五条第二項（競業及び取締役会設置会社との取引等の制限）（法第五十三条の三十二において準用する会社法第四百十九条第二項（執行役の監査委員に対する報告義務等））において準用する場合を含む。）

ロ 法第五十三条の十七において準用する会社法第三百七十六条第一項（取締役会への出席）

ハ 法第五十三条の二十において準用する会社法第三百八十二条（取締役への報告義務）

ニ 法第五十三条の二十において準用する会社法第三百八十三条第一項（取締役会への出席義務等）

ホ 法第五十三条の二十八第五項において準用する会社法第四百六条（取締役会への報告義務）

七 取締役会に出席した執行役、会計参与又は会計監査人の氏名又は名称

ハ 取締役会の議長が存するときは、議長の氏名

4 次の各号に掲げる場合には、取締役会の議事録は、当該各号に定める事項を内容とするものとする。

一 法第五十三条の十六において準用する会社法第三百七十条（取締役会の決議の省略）の規定により取締役会の決議があったものとみなされた場合 次に掲げる事項

イ 取締役会の決議があったものとみなされた事項の内容

ロ イの事項の提案をした取締役の氏名

ハ 取締役会の決議があったものとみなされた日

ニ 議事録の作成に係る職務を行った取締役の氏名

二 法第五十三条の十六において準用する会社法第三百七十二条第一項（特別取締役に係る取締役会の決議）（同条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により取締役会への報告を要しないものとされた場合 次に掲げる事項

イ 取締役会への報告を要しないものとされた事項の内容

- ロ 取締役会への報告を要しないものとされた日
- ハ 議事録の作成に係る職務を行った取締役の氏名

(会計参与報告の内容)

第二十三条の十 法第五十三条の十七において準用する会社法第三百七十四条第一項（会計参与の権限）の規定により作成すべき会計参与報告は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならない。

- 一 会計参与が職務を行うにつき会計参与設置会社と合意した事項のうち主なもの
- 二 次に掲げるもの（以下この節において「計算関係書類」という。）のうち、取締役又は執行役と会計参与が共同して作成したものの種類
 - イ 成立の日における貸借対照表
 - ロ 各事業年度に係る計算書類（法第五十四条の三第二項に規定する計算書類をいう。以下この節において同じ。）及びその附属明細書
 - ハ 連結計算書類（法第五十四条の十第一項に規定する連結計算書類をいう。以下この節において同じ。）
 - 三 計算関係書類の作成のために採用している会計処理の原則及び手続並びに表示方法その他計算関係書類の作成のための基本となる事項であつて、次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）
 - イ 資産の評価基準及び評価方法
 - ロ 固定資産の減価償却の方法
 - ハ 引当金の計上基準
 - ニ 収益及び費用の計上基準
 - ホ その他計算関係書類の作成のための基本となる重要な事項
 - 四 計算関係書類の作成に用いた資料の種類その他計算関係書類の作成の過程及び方法
 - 五 前号に規定する資料が次に掲げる事由に該当するときは、その旨及びその理由
 - イ 当該資料が著しく遅滞して作成されたとき。
 - ロ 当該資料の重要な事項について虚偽の記載がされていたとき。

(監査委員会の監査報告書)

第二十三条の十 監査委員会は、前条第一項の監査報告書を受領した日から一週間以内に、監査報告書を作成した上、これを指定執行役に提出し、かつ、その謄本を会計監査人に交付しなければならない。

2 第三十二条の二十第三項の規定は前項の規定により監査委員会が作成すべき監査報告書について、第三十二条の十九第四項及び第五項並びに商法第二百八十一条第三項（計算書類及びその附属明細書の作成）の規定は当該監査報告書の作成について、法第五十二条の三第二項において準用する商法特例法第二十一条の二十七第三項及び第四項（計算書類の提出期限等）の規定は当該監査報告書の提出又はその謄本の交付について、それぞれ準用する。この場合において、第三十二条の二十第三項前段中「第一項の規定による監査役の報告に基づき、次に」とあるのは「次に」と、同項後段中「監査役」とあるのは「監査委員」と、同項第二号中「監査役」とあるのは「監査委員会」と、同項第三号中「法第五十三条第二項において準用する商法第二百七十四条ノ三第一項（監査役による子会社の調査等）又は法第五十九条第一項において準用する商法特例法第十九条の三第一項（監査役による連結子会社の調査等）」とあるのは「法第五十二条の三第二項において準用する商法特例法第二十一条の十第二項（監査委員会による監査の方法等）」と、商法第二百八十一条第三項中「取締役」とあり、並びに法第五十二条の三第二項において準用する商法特例法第二十一条の二十七第三項中「第一項の執行役」及び「当該執行役」とあるのは「監査委員会」と、同条第四項中「監査委員会」とあるのは「法第五十二条の三第二項において準用する第二十一条の二十六第一項の執行役」と、「第一項の執行役」とあるのは「監査委員会」と読み替えるものとする。

六 計算関係書類の作成に必要な資料が作成されていなかったとき又は適切に保存されていなかったときは、その旨及びその理由

七 会計参与が計算関係書類の作成のために行った報告の徴収及び調査の結果

八 会計参与が計算関係書類の作成に際して取締役又は執行役と協議した主な事項

(計算書類等の備置き)

第二十三条の十一 法第五十三条の十七において準用する会社法第三百七十八条第一項（会計参与による計算書類等の備置き等）の規定により会計参与が同項第一号に掲げるものを備え置く場所（以下この条において「会計参与報告等備置場所」という。）を定める場合には、この条の定めるところによる。

2 会計参与は、当該会計参与である公認会計士若しくは監査法人又は税理士若しくは税理士法人の事務所（会計参与が税理士法（昭和二十六年法律第二百三十七号）第二条第三項（税理士の業務）の規定により税理士又は税理士法人の補助者として常時同項に規定する業務に従事する者であるときは、その従事する税理士事務所又は所属税理士法人の事務所）の場所の中から会計参与報告等備置場所を定めなければならない。

3 会計参与は、会計参与報告等備置場所として会計参与設置会社の主たる事務所又は従たる事務所と異なる場所を定めなければならない。

4 会計参与は、会計参与報告等備置場所を定めただけの場合には、遅滞なく、会計参与設置会社に対して、会計参与報告等備置場所を通知しなければならない。

(計算書類の閲覧)

第二十三条の十二 法第五十三条の十七において読み替えて準用する会社法第三百七十八条第二項（会計参与による計算書類等の備置き等）に規定する内閣府令で定める場合とは、会計参与である公認会計士若しくは監査法人又は税理士若しくは税理士法人の業務時間外である場合とする。

(期限についての合意)

第二十三条の十一 第二十三条の八第一項、第二十三条の九第一項及び前条第一項の規定にかかわらず、指定執行役、監査委員会及び会計監査人は、次に掲げる期限についての合意をすることができる。

一 指定執行役が連結計算書類を監査委員会及び会計監査人に提出すべき期限

二 会計監査人が第二十三条の九第一項の監査報告書を監査委員会及び指定執行役に提出すべき期限

三 監査委員会が前条第一項の規定により作成すべき監査報告書を指定執行役に提出し、かつ、その謄本を会計監査人に交付すべき期限

(連結計算書類の承認に関する取締役会)

第二十三条の十二 連結計算書類の承認を会議の目的とする取締役会は、次項の規定による提供がされる前には、開催することができない。

2 監査委員会は、連結計算書類、第二十三条の九第一項の監査報告書及び第二十三条の十第一項の規定により監査委員会が作成した監査報告書に記載されている情報を、同項の規定による提出後速やかに、第二十三条の六各号に掲げる方法のいずれかにより、各取締役（監査委員を除く。）に提供しなければならない。この場合においては、同条後段

（監査報告の作成）

第二十三条の十三 法第五十三条の十八第一項の規定により内閣府令で定める事項については、この条の定めるところによる。

2 監査役は、その職務を適切に遂行するため、次に掲げる者との意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めなければならない。この場合において、取締役又は取締役会は、監査役の職務の執行のための必要な体制の整備に留意しなければならない。

一 当該相互会社の取締役、会計参与及び使用人

二 当該相互会社の実質子会社の取締役、会計参与、執行役、業務を執行する社員、会社法第五百九十八条第一項（法人が業務を執行する社員である場合の特則）の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者及び使用人

三 その他監査役が適切に職務を遂行するに当たり意思疎通を図るべき者

3 前項の規定は、監査役が公正不偏の態度及び独立の立場を保持することができなくなるおそれのある関係の創設及び維持を認めるものと解してはならない。

4 監査役は、その職務の遂行に当たり、必要に応じ、当該相互会社の他の監査役、当該相互会社の実質子会社の監査役その他これらに相当する者との意思疎通及び情報の交換を図るよう努めなければならない。

（監査役の調査の対象）

第二十三条の十四 法第五十三条の二十において読み替えて準用する会社法第三百八十四条（株主総会に対する報告義務）に規定する内閣府令で定めるものは、電磁的記録その他の資料とする。

（監査役会の議事録）

第二十三条の十五 法第五十三条の二十一において準用する会社法第三百九十三条第二項

の規定を準用する。

（監査結果の報告）

第二十三条の十三 委員会等設置相互会社の定時社員総会においては、第二十三条の九第二項の事項及び第二十三条の十第二項において準用する第三十二条の二十第三項各号に掲げる事項についての監査報告書の概要を報告しなければならない。

（新設）

（新設）

（監査役会の決議）の規定による監査役会の議事録の作成については、この条の定めるところによる。

2| 監査役会の議事録は、書面又は電磁的記録をもって作成しなければならない。

3| 監査役会の議事録は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならない。

一| 監査役会が開催された日時及び場所（当該場所に存しない監査役、取締役、会計参与又は会計監査人が監査役会に出席をした場合における当該出席の方法を含む。）

二| 監査役会の議事の経過の要領及びその結果

三| 次に掲げる規定により監査役会において述べられた意見又は発言があるときは、その意見又は発言の内容の概要

イ| 法第五十三条の十五及び第百八十条の八第四項において準用する会社法第三百五十七條第二項（取締役の報告義務）の規定により読み替えて適用する同条第一項

ロ| 法第五十三条の十七において準用する会社法第三百七十五條第二項（会計参与の報告義務）の規定により読み替えて適用する同条第一項

ハ| 法第五十三条の二十三において準用する会社法第三百九十七條第三項（監査役に対する報告）の規定により読み替えて適用する同条第一項

四| 監査役会に出席した取締役、会計参与又は会計監査人の氏名又は名称

五| 監査役会の議長が存するときは、議長の氏名

4| 法第五十三条の二十一において準用する会社法第三百九十五條（監査役会への報告の省略）の規定により監査役会への報告を要しないものとされた場合には、監査役会の議事録は、次の各号に掲げる事項を内容とするものとする。

一| 監査役会への報告を要しないものとされた事項の内容

二| 監査役会への報告を要しないものとされた日

三| 議事録の作成に係る職務を行った監査役の氏名

（会計監査報告の作成）

第二十三条の十六 法第五十三条の二十二第一項後段の規定により内閣府令で定める事項については、この条の定めるところによる。

（新設）

2| 会計監査人は、その職務を適切に遂行するため、次に掲げる者との意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めなければならない。ただし、会計監査人が公正不偏の態度及び独立の立場を保持することができなくなるおそれのある関係の創設及び維持を認めるものと解してはならない。

一 当該相互会社の取締役、会計参与及び使用人

二 当該相互会社の実質子会社の取締役、会計参与、執行役、業務を執行する社員、会社法第五百九十八条第一項（法人が業務を執行する社員である場合の特則）の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者及び使用人

三 その他会計監査人が適切に職務を遂行するに当たり意思疎通を図るべき者

（委員会の議事録）

第二十三条の十七 法第五十三条の二十八第六項において準用する会社法第四百十二条第三項（委員会の決議）の規定による委員会の議事録の作成については、この条の定めるところによる。

2| 委員会の議事録は、書面又は電磁的記録をもって作成しなければならない。

3| 委員会の議事録は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならない。

一 委員会が開催された日時及び場所（当該場所に存しない取締役、執行役、会計参与又は会計監査人が委員会に出席をした場合における当該出席の方法を含む。）

二 委員会の議事の経過の要領及びその結果

三 決議を要する事項について特別の利害関係を有する委員があるときは、その氏名

四 委員会が監査委員会である場合において、次に掲げる意見又は発言があるときは、その意見又は発言の内容の概要

イ 法第五十三条の十七において準用する会社法第三百七十五条第三項（会計参与の報告義務）の規定により読み替えて適用する同条第一項の規定により監査委員会において述べられた意見又は発言

ロ 法第五十三条の二十三において準用する会社法第三百九十七条第四項（監査役に対する報告）の規定により読み替えて適用する同条第一項の規定により監査委員会

（新設）

において述べられた意見又は発言

ハ 法第五十三条の三十二において準用する会社法第四百十九条第一項（執行役の監査委員に対する報告義務等）の規定により行うべき監査委員に対する報告が監査委員会において行われた場合における当該報告に係る意見又は発言

五 委員会に出席した執行役、会計参与又は会計監査人の氏名又は名称

六 委員会の議長が存するときは、議長の氏名

4 法五十三條の二十八第六項において準用する会社法第四百十四條（委員会への報告の省略）の規定により委員会への報告を要しないものとされた場合には、委員会の議事録は、次の各号に掲げる事項を内容とするものとする。

一 委員会への報告を要しないものとされた事項の内容

二 委員会への報告を要しないものとされた日

三 議事録の作成に係る職務を行つた委員の氏名

（業務の適正を確保するための体制）

第二十三條の十八 法第五十三條の三十第一項第一号ロに規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 監査委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項

二 前号の取締役及び使用人の執行役からの独立性に関する事項

三 執行役及び使用人が監査委員会に報告をするための体制その他の監査委員会への報告に関する体制

四 その他監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

五 当該相互会社及びその実質子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

2 法第五十三條の三十第一項第一号ホに規定する内閣府令で定める体制は、次に掲げる体制とする。

一 執行役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

二 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

（新設）

- 三 執行役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- 四 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

（報酬等の額の算定方法）

第二十三条の十九 法第五十三条の三十六において読み替えて準用する会社法第四百二十五条第一項第一号（責任の一部免除）に規定する内閣府令で定める方法により算定される額は、次に掲げる額の合計額とする。

一 役員等がその在職中に報酬、賞与その他の職務執行の対価（当該役員等が当該相互会社の執行役又は支配人その他の使用人を兼ねている場合における当該執行役又は支配人その他の使用人の報酬、賞与その他の職務執行の対価を含む。）として相互会社から受け、又は受けるべき財産上の利益（次号に定めるものを除く。）の額の事業年度（次のイからハまでに掲げる場合の区分に応じ、当該イからハまでに定める日を含む事業年度及びその前の各事業年度に限る。）ごとの合計額（当該事業年度の期間が一年でない場合にあつては、当該合計額を一年当たりの額に換算した額）のうち最も高い額

イ 法第五十三条の三十六において読み替えて準用する会社法第四百二十五条第一項の社員総会（総代会を設けているときは、総代会。以下この号において同じ。）の決議を行った場合 当該社員総会の決議の日

ロ 法第五十三条の三十六において準用する会社法第四百二十六条第一項（取締役等による免除に関する定款の定め）の規定による定款の定めに基づいて責任を免除する旨の取締役会の決議を行った場合 当該決議のあった日

ハ 法第五十三条の三十六において準用する会社法第四百二十七条第一項（責任限定契約）の契約を締結した場合 責任の原因となる事実が生じた日（二以上の日がある場合にあつては、最も遅い日）

二 イに掲げる額をロに掲げる数で除して得た額

イ 次に掲げる額の合計額

- (1) 当該役員等が当該相互会社から受けた退職慰労金の額
- (2) 当該役員等が当該相互会社の執行役又は支配人その他の使用人を兼ねていた場

（新設）

合における当該執行役としての退職慰労金又は支配人その他の使用人としての退職手当のうち当該役員等を兼ねていた期間の職務執行の対価である部分の額

(3) 1)又は2)に掲げるものの性質を有する財産上の利益の額

ロ 当該役員等がその職に就いていた年数(当該役員等が次に掲げるものに該当する場合における次に定める数が当該年数を超えている場合にあつては、当該数)

(1) 代表取締役又は代表執行役 六

(2) 代表取締役以外の取締役(社外取締役を除く。)又は代表執行役以外の執行役

四

(3) 社外取締役、会計参与、監査役又は会計監査人 二

(責任の免除の決議後に受ける退職慰労金等)

第二十三条の二十 法第五十三条の三十六において準用する会社法第四百二十五条第四項

(責任の一部免除)(法第五十三条の三十六において準用する会社法第四百二十六条第六項(取締役等による免除に関する定款の定め)及び第四百二十七条第五項(責任限定契約)において準用する場合を含む。)に規定する内閣府令で定める財産上の利益とは、次に掲げるものとする。

一 退職慰労金

二 当該役員等が当該相互会社の執行役を兼ねていたときは、当該執行役としての退職慰労金

三 当該役員等が当該相互会社の支配人その他の使用人を兼ねていたときは、当該支配人その他の使用人としての退職手当のうち当該役員等を兼ねていた期間の職務執行の対価である部分

四 前三号に掲げるものの性質を有する財産上の利益

第二款 計算等

第一目 計算書類等

(会計慣行のしん酌)

(新設)

第二款 計算

(新設)

(損失てん補準備金の基準)

第二十四条 この節の用語の解釈及び規定の適用に関しては、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準その他の企業会計の慣行をしん酌しなければならない。

（会計帳簿の作成）

第二十四条の二 法五十四条の二第一項の規定により相互会社が作成すべき会計帳簿は、書面又は電磁的記録をもつて作成しなければならない。

（資産の評価）

第二十四条の三 前条の会計帳簿に付すべき資産については、法令に別段の定めがある場合を除き、会計帳簿にその取得価額を付さなければならない。

2| 償却すべき資産については、事業年度の末日において、相当の償却をしなければならない。

3| 次の各号に掲げる資産については、事業年度の末日において当該各号に定める価格を付すべき場合には、当該各号に定める価格を付さなければならない。

- 一 事業年度の末日における時価がその時の取得原価より著しく低い資産（当該資産の時価がその時の取得原価まで回復すると認められるものを除く。） 事業年度の末日における時価

二 事業年度の末日において予測することができない減損が生じた資産又は減損損失を

第二十四条 法五十四条に規定する内閣府令で定める準備金は、第二十八条第一項各号に掲げる準備金とする。

（基金利息の支払等における控除額）

第二十四条の二 法第五十五条第一項第三号に規定する内閣府令で定める額は、資産につき時価を付するものとした場合（第三十二条の四第一項ただし書及び第二項（これらの規定を第三十二条の七第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）及び第三十二条の八第二項において準用する場合を含む。）の場合を除く。次項第二号及び第二十七条第八号において同じ。）において、その付した時価の総額が当該資産の取得価額の総額を超えるときは、時価を付したことにより増加した貸借対照表上の純資産額とする。

2| 法第五十五条第二項第五号に規定する内閣府令で定める額は、次に掲げる額とする。

- 一 第三十二条の十の規定により貸借対照表の資産の部に計上した額

二 資産につき時価を付するものとした場合において、その付した時価の総額が当該資産の取得価額の総額を超えるときは、時価を付したことにより増加した貸借対照表上の純資産額

（基金償却積立金の取崩しに係る備置書類）

第二十四条の三 法第五十六条の二第四項において準用する法第十六条の二第一項に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- 一 基金償却積立金の取崩しに関する議案
- 二 貸借対照表

認識すべき資産　その時の取得原価から相当の減額をした額

4| 取立不能のおそれのある債権については、事業年度の末日においてその時に取り立てることができないと見込まれる額を控除しなければならない。

5| 債権については、その取得価額が債権金額と異なる場合その他相当の理由がある場合には、適正な価格を付すことができる。

6| 次に掲げる資産については、事業年度の末日においてその時の時価又は適正な価格を付すことができる。

一| 事業年度の末日における時価がその時の取得原価より低い資産

二| 市場価格のある資産（実質子会社及び関連会社（相互会社が会社等の財務及び事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができる場合における当該会社等（実質子会社を除く。）をいう。第二十五条の八において同じ。）の株式並びに満期保有目的の債券（満期まで所有する意図をもって保有する債券（満期まで所有する意図をもつて取得したものに限る。）をいう。以下同じ。）を除く。）

三| 前二号に掲げる資産のほか、事業年度の末日においてその時の時価又は適正な価格を付すことが適当な資産

7| 前項第二号に規定する「財務及び事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができる場合」とは、次に掲げる場合（財務上又は事業上の関係からみて会社等の財務又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができないことが明らかであると認められる場合を除く。）をいう。

一| 会社等（次に掲げる会社等であつて、当該会社等の財務又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができないと認められるものを除く。以下この項において同じ。）の議決権の総数に対する自己（その実質子会社を含む。以下この項において同じ。）の計算において所有している議決権の数の割合が百分の二十以上である場合

イ| 民事再生法の規定による再生手続開始の決定を受けた会社等

ロ| 会社更生法の規定による更生手続開始の決定を受けた株式会社

ハ| 破産法の規定による破産手続開始の決定を受けた会社等

ニ| その他イからハまでに掲げる会社等に準ずる会社等

二| 会社等の議決権の総数に対する自己の計算において所有している議決権の数の割合

が百分の十五以上である場合（前号に掲げる場合を除く。）であつて、次に掲げるいずれかの要件に該当する場合

イ 次に掲げる者（会社等の財務及び事業の方針の決定に関して影響を与えることができるものに限る。）が会社等の代表取締役、取締役又はこれらに準ずる役職に就任していること。

(1) 自己の役員

(2) 自己の業務を執行する社員

(3) 自己の使用人

(4) (1)から(3)までに掲げる者であつた者

ロ 自己が会社等に対して重要な融資を行っていること。

ハ 自己が会社等に対して重要な技術を提供していること。

ニ 自己と会社等との間に重要な販売、仕入れその他の事業上の取引があること。

ホ その他自己が会社等の財務及び事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができないことが推測される事実が存在すること。

三 会社等の議決権の総数に対する自己所有等議決権数（次に掲げる議決権の数の合計数をいう。）の割合が百分の二十以上である場合（自己の計算において議決権を所有していない場合を含み、前二号に掲げる場合を除く。）であつて、前号イからホまでに掲げるいずれかの要件に該当する場合

イ 自己の計算において所有している議決権

ロ 自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより自己の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者が所有している議決権

ハ 自己の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者が所有している議決権

四 自己と自己から独立した者との間の契約その他これに準ずるものに基づきこれらの者が会社等を共同で支配している場合

（負債の評価）

（基金償却積立金の取崩しに係る公告事項）

第二十四条の四 第二十四条の二の会計帳簿に付すべき負債については、法令に別段の定めがある場合を除き、会計帳簿に債務額を付さなければならない。

2 次に掲げる負債については、事業年度の末日においてその時の時価又は適正な価格を付すことができる。

一 退職給付引当金（使用人が退職した後に当該使用人に退職一時金、退職年金その他これらに類する財産の支給をする場合における事業年度の末日において繰り入れるべき引当金をいう。）のほか将来の費用又は損失（収益の控除を含む。以下この号において同じ。）の発生に備えて、その合理的な見積額のうち当該事業年度の負担に属する金額を費用又は損失として繰り入れることにより計上すべき引当金

二 払込みを受けた金額が債務額と異なる社債

三 前二号に掲げる負債のほか、事業年度の末日においてその時の時価又は適正な価格を付すことが適当な負債

（評価・換算差額等）

第二十四条の五 相互会社の会計帳簿には、次に掲げるものその他資産、負債又は基金等（基金、基金申込証拠金、基金償却積立金、再評価積立金、基金償却積立金減少差益及び剰余金をいう。）以外のものであっても、純資産の部の項目として計上することが適当であると認められるものは純資産として計上することができる。

一 資産又は負債（デリバティブ取引により生じる正味の資産又は負債を含む。以下この条において同じ。）につき時価を付すものとした場合における当該資産又は負債の評価差額（剰余又は損失に計上するもの並びに次号及び第三号に掲げる評価差額を除く。）

二 ヘッジ会計（ヘッジ手段（資産（将来の取引により確実に発生すると見込まれるものを含む。以下この号において同じ。）若しくは負債（将来の取引により確実に発生すると見込まれるものを含む。以下この号において同じ。）又はデリバティブ取引に係る価格変動、金利変動及び為替変動による損失の可能性を減殺することを目的とし、かつ、当該可能性を減殺することが客観的に認められる取引をいう。以下同じ。）に係る

第二十四条の四 法第五十六条の二第四項において準用する法第十七条第一項に規定する内閣府令で定める事項は、基金償却積立金の取崩しを行う理由とする。

（保険契約に係る債権の額）

第二十四条の五 法第五十六条の二第四項において準用する法第十七条第四項に規定する内閣府令で定める金額は、生命保険会社にあつては第一号に掲げる金額とし、損害保険会社にあつては第二号及び第三号に掲げる金額の合計額とし、少額短期保険業者にあつては第二号に掲げる金額とする。

一 法第五十六条の二第四項において準用する法第十七条第一項の公告（以下この条において「公告」という。）の時ににおいて被保険者のために積み立てるべき金額

二 未經過期間（保険契約に定めた保険期間のうち、公告の時ににおいて、まだ経過していない期間をいう。）に対応する保険料の金額

三 公告の時ににおいて第七十条第一項第三号の払戻積立金として積み立てるべき金額

損益とヘッジ対象（ヘッジ手段の対象である資産若しくは負債又はデリバティブ取引をいう。）に係る損益を同一の会計期間に認識するための会計処理をいう。）を適用する場合におけるヘッジ手段に係る損益又は評価差額

三 土地の再評価に関する法律（平成十年法律第三十四号）第七条第一項に規定する再評価差額金

（土地再評価差額金を計上している会社を当事者とする組織再編行為における特則）

第二十四条の六 吸収合併又は新設合併（以下この項において「合併」という。）に際して前条第三号に掲げる再評価差額金を計上している土地が吸収型再編対象財産又は新設型再編対象財産（以下この項において「対象財産」という。）に含まれる場合において、当該対象財産につき吸収型再編受入会社又は新設型再編受入会社が付すべき帳簿価額を当該合併の直前の帳簿価額とすべきときは、当該土地に係る土地の再評価に関する法律の規定による再評価前の帳簿価額を当該土地の帳簿価額とみなして、当該合併に係るのれん、負債並びに株主資本及び社員資本の計算に関する規定を適用する。

（基金償却積立金の取崩しの認可の申請等）

第二十四条の六 相互会社は、法第五十六条の二第五項の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

一 理由書

二 社員総会又は総代会の議事録（法において準用する商法の規定により社員総会の決議があつたものとみなされる場合には、当該場合に該当することを証する書面。以下同じ。）

三 貸借対照表

四 法第五十六条の二第四項において準用する法第十七条第一項の規定による公告をしたことを証する書面

五 法第五十六条の二第四項において準用する法第十七条第二項の期間内に異議を述べた保険契約者の数又はその者の前条に規定する金額が、法第五十六条の二第四項において準用する法第十七条第四項に定める割合を超えなかつたことを証する書面

六 法第五十六条の二第四項において準用する商法第三百七十六条第一項本文（資本の減少に関する債権者の異議）の規定による公告及び催告をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、その者に対し弁済し、若しくは担保を提供し、若しくは信託したこと又は基金償却積立金の取崩しをしてもその者を害するおそれがないことを証する書面

七 その他参考となるべき事項を記載した書類

2| 金融庁長官等は、前項の規定による認可の申請があつたときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査するものとする。

（更生計画に基づく行為に係る計算に関する特則）

第二十四条の七 更生会社（更生特例法第六十九条第七項に規定する更生会社をいう。以下この条において同じ。）が更生計画（同法第六十九条第二項に規定する更生計画をいう。以下この条において同じ。）に基づき行う行為についての当該更生会社が計上すべきのれん、純資産その他の計算に関する事項は、この府令の規定にかかわらず、更生計画の定めるところによる。

（成立の日の貸借対照表）

第二十五条 法第五十四条の三第一項の規定により作成すべき貸借対照表は、相互会社の成立の日における会計帳簿に基づき作成しなければならない。

一 当該認可の申請をした相互会社（以下この項において「申請保険会社等」という。）が当該認可の申請に係る基金償却積立金の取崩しを行うことについてやむを得ないと認められる理由があること。

二 申請保険会社等の基金（法第五十六条の基金償却積立金を含む。）の総額が、当該基金償却積立金の取崩し後において、令第二条の二（申請保険会社等が少額短期保険業者である場合にあっては、令第三十八条の三）に規定する額以上であり、かつ、その業務を健全かつ効率的に遂行するに足りる額であること。

三 申請保険会社等が保険会社である場合にあっては、当該保険会社の収支が当該基金償却積立金の取崩し後において、良好に推移することが見込まれること。

（基金償却積立金の取崩しに係る備置書類の記載事項）

第二十四条の七 法第五十六条の二第四項において準用する法第十七条第九項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 法第五十六条の二第四項において準用する法第十七条第一項から第四項までに規定する手続の経過

二 法第五十六条の二第四項において準用する商法第三百七十六条第一項本文（資本の減少に関する債権者の異議）の規定による公告及び催告の状況

三 基金償却積立金の取崩しによる変更の登記をした日

（剰余金の分配の計算方法）

第二十五条 相互会社が社員に対する剰余金の分配をする場合には、保険契約の特性に応じて設定した区分ごとに、剰余金の分配の対象となる金額を計算し、次の各号（少額短期保険業者である相互会社にあつては、第一号、第二号及び第四号）に掲げるいずれかの方法により、又はそれらの方法の併用により行わなければならない。

一 社員が支払った保険料及び保険料として収受した金銭を運用することによって得られる収益から、保険金、返戻金その他の給付金の支払、事業費の支出その他の費用等を控除した金額に応じて分配する方法

（各事業年度に係る計算書類等）

第二十五条の二 法第五十四条の三第二項に規定する内閣府令で定めるものは、第三項の規定に従い作成される基金等変動計算書とする。

2 各事業年度に係る計算書類及びその附属明細書の作成に係る期間は、当該事業年度の前事業年度の末日の翌日（当該事業年度の前事業年度がない場合にあつては、成立の日）から当該事業年度の末日までの期間とする。

3 法第五十四条の三第二項の規定により作成すべき各事業年度に係る計算書類及びその附属明細書は、当該事業年度に係る会計帳簿に基づき、別紙様式第十二号（少額短期保険業者にあつては、別紙様式第十六号の十六）（特定取引勘定設置会社にあつては、別紙様式第十二号の二）に準じて作成しなければならない。

4 法第五十四条の三第二項の規定により作成すべき事業報告（同項に規定する事業報告をいう。以下この款において同じ。）及びその附属明細書は、別紙様式第十二号（少額短期保険業者にあつては、別紙様式第十六号の十六）（特定取引勘定設置会社にあつては、別紙様式第十二号の二）に準じて作成しなければならない。

（連結計算書類）

第二十五条の三 法第五十四条の十第一項に規定する内閣府令で定めるものは、次条から第二十五条の八までの規定に従い作成される次に掲げるものとする。

- 一 連結貸借対照表
- 二 連結損益計算書

二 剰余金の分配の対象となる金額をその発生の原因ごとに把握し、それぞれ各保険契約の責任準備金、保険金その他の基準となる金額に応じて計算し、その合計額を分配する方法

三 剰余金の分配の対象となる金額を保険期間等により把握し、各保険契約の責任準備金、保険料その他の基準となる金額に応じて計算した金額を分配する方法

四 その他前三号に掲げる方法に準ずる方法

（新設）

（新設）

三 連結基金等変動計算書

- 2 前項各号に掲げる連結計算書類は、別紙様式第十二号の三第二の二及び三（少額短期保険業者にあつては、別紙様式第十二号の三第二の四）に準じて作成しなければならない。

（連結会計年度）

- 第二十五条の四 各事業年度に係る連結計算書類の作成に係る期間（以下この款において「連結会計年度」という。）は、当該事業年度の前事業年度の末日の翌日（当該事業年度の前事業年度がない場合にあつては、成立の日）から当該事業年度の末日までの期間とする。

（新設）

（連結の範囲）

- 第二十五条の五 相互会社は、そのすべての実質子会社を連結の範囲に含めなければならない。ただし、次のいずれかに該当する実質子会社は、連結の範囲に含めないものとする。

（新設）

- 一 財務及び事業の方針を決定する機関（株主総会その他これに準ずる機関をいう。）に対する支配が一時的であると認められる実質子会社

- 二 連結の範囲に含めることにより当該相互会社の利害関係人の判断を著しく誤らせるおそれがあると認められる実質子会社

- 2 前項の規定により連結の範囲に含めるべき実質子会社のうち、その資産、売上高等からみて、連結の範囲から除いてもその企業集団の財産及び損益の状況に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性の乏しいものは、連結の範囲から除くことができる。

（事業年度に係る期間の異なる実質子会社）

- 第二十五条の六 相互会社の事業年度の末日と異なる日をその事業年度の末日とする連結実質子会社（連結の範囲に含められる実質子会社をいう。以下この条及び次条において

（新設）

同じ。)は、当該相互会社の事業年度の末日において、連結計算書類の作成の基礎となる計算書類を作成するために必要とされる決算を行わなければならない。ただし、当該連結実質子会社の事業年度の末日と当該相互会社の事業年度の末日との差異が三箇月を超えない場合において、当該連結実質子会社の事業年度に係る計算書類を基礎として連結計算書類を作成するときは、この限りでない。

2| 前項ただし書の規定により連結計算書類を作成する場合には、連結実質子会社の事業年度の末日と当該相互会社の事業年度の末日が異なることから生ずる連結会社(当該相互会社とその連結実質子会社をいう。次条において同じ。)相互間の取引に係る会計記録の重要な不一致について、調整をしなければならない。

(連結実質子会社の資産及び負債の評価等)

第二十五条の七 連結計算書類の作成に当たっては、連結実質子会社の資産及び負債の評価並びに相互会社の連結実質子会社に対する投資とこれに対応する当該連結実質子会社の資本との相殺消去その他必要とされる連結会社相互間の項目の相殺消去をしなければならない。

(持分法の適用)

第二十五条の八 非連結実質子会社(連結の範囲から除かれる実質子会社をいう。以下この条において同じ。)及び関連会社に対する投資については、持分法(投資会社が、被投資会社の純資産及び損益のうち当該投資会社に帰属する部分の変動に応じて、その投資の金額を各事業年度ごとに修正する方法をいう。以下この条において同じ。)により計算する価額をもって連結貸借対照表に計上しなければならない。ただし、次のいずれかに該当する非連結実質子会社及び関連会社に対する投資については、持分法を適用しないものとする。

- 一 財務及び事業の方針の決定に対する影響が一時的であると認められる関連会社
- 二 持分法を適用することにより相互会社の利害関係人の判断を著しく誤らせるおそれがあると認められる非連結実質子会社及び関連会社

(新設)

(新設)

2| 前項の規定により持分法を適用すべき非連結実質子会社及び関連会社のうち、その損益等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に重要な影響を与えないものは、持分法の対象から除くことができる。

第二目 会計監査人設置会社以外の相互会社における計算関係書類の監査

(計算関係書類の監査の通則)

第二十六条 法第五十四条の四第一項及び第二項並びに第五十四条の十第四項の規定による監査(計算関係書類(成立時の貸借対照表を除く。以下この目及び次目において同じ。))に係るものに限る。以下この款において同じ。))については、以下この目及び次目に定めるところによる。

2| 前項に規定する監査には、公認会計士法(昭和二十三年法律第百三号)第二条第一項に規定する監査のほか、計算関係書類に表示された情報と計算関係書類に表示すべき情報との合致の程度を確かめ、かつ、その結果を利害関係者に伝達するための手続を含むものとする。

(監査役の監査報告の内容)

第二十六条の二 監査役(会計監査人設置会社(会計監査人を置く株式会社又は相互会社をいう。以下同じ。))の監査役を除く。以下この目において同じ。))は、計算関係書類を受領したときは、別紙様式第二号の三の二により監査報告を作成しなければならない。

(監査役会の監査報告の内容等)

(新設)

(積立勘定の設置)

第二十六条 保険会社である相互会社は、公正かつ衡平な剰余金の分配をするために、保険期間の満了後満期返戻金を支払う旨を約した保険契約に係る責任準備金の金額に相当する財産の全部又は一部をその他の財産と分別して運用するための勘定(以下この条において「積立勘定」という。))を設けることができる。

2| 積立勘定に属する財産は、他の積立勘定又は積立勘定以外の勘定に属する財産と経理を区分し、かつ、これを特に設けた帳簿に記載しなければならない。

3| 保険会社である相互会社は、金融庁長官の承認又は法第四条第二項第二号に掲げる書類に記載された方法により金銭を他の勘定に振り替える場合を除き、次に掲げる行為をしてはならない。

一 積立勘定に属する財産を他の積立勘定又はその他の勘定に振り替えること。

二 積立勘定に属する財産以外の財産を積立勘定に振り替えること。

4| 保険会社である相互会社は、前項の規定による承認を受けようとするときは、承認申請書に理由書を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

(新設)

第二十六条の三 監査役会（会計監査人設置会社の監査役会を除く。以下この条及び次条

（新設）

第一項において同じ。）は、前条の規定により監査役が作成した監査報告（以下この条において「監査役監査報告」という。）に基づき、別紙様式第二号の三の三により監査役会の監査報告（以下この条において「監査役会監査報告」という。）を作成しなければならない。

2| 監査役会が監査役会監査報告を作成する場合には、監査役会は、一回以上、会議を開催する方法又は情報の送受信により同時に意見の交換をすることができる方法により、監査役会監査報告の内容（監査役会監査報告の内容が監査役監査報告の内容と異なる場合に付記される各監査役の監査役監査報告の内容を除く。）を審議しなければならない。

（監査報告の通知期限等）

第二十六条の四 特定監査役は、次に掲げる日のいずれか遅い日までに、特定取締役に対し、各事業年度に係る計算書類及びその附属明細書についての監査報告（監査役会設置会社にあっては、前条第一項の規定により作成された監査役会の監査報告に限る。以下この条において同じ。）の内容を通知しなければならない。

（新設）

- 一 当該計算書類の全部を受領した日から四週間を経過した日
 - 二 当該計算書類の附属明細書を受領した日から一週間を経過した日
 - 三 特定取締役及び特定監査役が合意により定めた日があるときは、その日
- 2| 計算関係書類については、特定取締役が前項の規定による監査報告の内容の通知を受けた日に、監査役の監査を受けたものとする。

3| 前項の規定にかかわらず、特定監査役が第一項の規定により通知をすべき日までに同項の規定による監査報告の内容の通知をしない場合には、当該通知をすべき日に、計算関係書類については、監査役の監査を受けたものとみなす。

4| 第一項及び第二項に規定する「特定取締役」とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者（当該相互会社が会計参与設置会社である場合にあつては、当該各号に定める者及び会計参与）をいう。

- 一 第一項の規定による通知を受ける者を定めた場合 当該通知を受ける者として定め

られた者

二 前号に掲げる場合以外の場合 監査を受けるべき計算関係書類の作成に関する職務を行つた取締役

5 第一項及び第三項に規定する「特定監査役」とは、次の各号に掲げる相互会社の区分に応じ、当該各号に定める者とする。

一 監査役設置会社（監査役会設置会社及び会計監査人設置会社を除く。） 次のイから

ハまでに掲げる場合の区分に応じ、当該イからハまでに定める者

イ 二以上の監査役が存する場合において、第一項の規定による監査報告の内容の通知をすべき監査役を定めたとき 当該通知をすべき監査役として定められた監査役

ロ 二以上の監査役が存する場合において、第一項の規定による監査報告の内容の通知をすべき監査役を定めていないとき すべての監査役

ハ イ又はロに掲げる場合以外の場合 監査役

二 監査役会設置会社（会計監査人設置会社を除く。） 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める者

イ 監査役会が第一項の規定による監査報告の内容の通知をすべき監査役を定めた場合

ロ 当該通知をすべき監査役として定められた監査役

イ イに掲げる場合以外の場合 すべての監査役

第三目 会計監査人設置会社における計算関係書類の監査

（計算関係書類の提供）

第二十七条 計算関係書類を作成した取締役（委員会設置会社にあつては、執行役）は、会計監査人に対して計算関係書類を提供しようとするときは、監査役（委員会設置会社にあつては、監査委員会の指定した監査委員）に対しても計算関係書類を提供しなければならない。

（新設）

（剰余金のうち一定の比率を乗じる対象となる金額）

第二十七条 法第五十八条第二項に規定する内閣府令で定める金額は、当期末処分剰余金の額から次に掲げるものの合計額を控除した金額（法第五十五条第二項に規定する貸借対照表上の純資産額から同項各号に掲げる金額の合計額を控除した額を限度とする。）とする。

一 前期繰越剰余金の額

二 任意積立金目的取崩額

三 法第五十五条第一項の基金利息の支払額

(会計監査報告の内容)

第二十七条の二 会計監査人は、計算関係書類を受領したときは、別紙様式第一号(少額短期保険業者にあつては、別紙様式第一号の三)により会計監査報告を作成しなければならない。

2 当該事業年度に係る計算書類(その附属明細書を含む。以下この項において同じ。)の監査をする時における過年度事項(当該事業年度より前の事業年度に係る計算書類に表示すべき事項をいう。以下この項において同じ。)が会計方針の変更その他の正当な理由により当該事業年度より前の事業年度に係る定時社員総会(総代会を設けているときは、定時総代会)において承認又は報告をしたものと異なるものに修正されている場合において、当該事業年度に係る計算書類が当該修正後の過年度事項を前提として作成されているときは、会計監査人は、当該修正に係る事項をも、監査しなければならない。連結計算書類についても、同様とする。

四 法第五十四条の損失てん補準備金としてその決算期に積み立てる額

五 法第五十六条の基金償却積立金としてその決算期に積み立てる額

六 基金の償却に充ててることを目的としてその決算期に資本の部に積み立てる任意積立金の額(ただし、基金の額(償却を完了する予定の日を定めない基金がある場合には当該基金の額を除く。)をその払込期日から償却を完了する予定の日までの期間に含まれる決算期の数で除して得られた額(払込期日又は償却を完了する予定の日が異なる基金がある場合には、それぞれについて計算して得られた額の合計額)を上限とする。)

七 第三十二条の十の規定により貸借対照表の資産の部に計上した金額

八 資産につき時価を付するものとした場合において、その付した時価の総額が当該資産の取得価額の総額を超えるときは、時価を付したことにより増加した当期末処分剰余金の額

九 次条第一項第一号に規定する社員配当準備金の取崩額が決算期の剰余金に含まれる場合における当該取崩額

(新設)

（会計監査人設置会社の監査役の監査報告の内容）

第二十七条の三 会計監査人設置会社の監査役は、計算関係書類及び会計監査報告（第二十七条の六第三項に規定する場合にあつては、計算関係書類）を受領したときは、別紙様式第二号（少額短期保険業者にあつては、別紙様式第二号の三の二）により監査報告を作成しなければならない。

（会計監査人設置会社の監査役会の監査報告の内容等）

第二十七条の四 会計監査人設置会社の監査役会は、前条の規定により監査役が作成した監査報告（以下この条及び第二十九条の四において「監査役監査報告」という。）に基づき、別紙様式第二号の二（少額短期保険業者にあつては、別紙様式第二号の三の三）により監査役会の監査報告（以下この条及び第二十九条の四において「監査役会監査報告」という。）を作成しなければならない。

2 会計監査人設置会社の監査役会が監査役会監査報告を作成する場合には、監査役会は、一回以上、会議を開催する方法又は情報の送受信により同時に意見の交換をすることができる方法により、監査役会監査報告の内容（監査役会監査報告の内容が監査役監査報告の内容と異なる場合に付記される各監査役の監査役監査報告の内容を除く。）を審議しなければならない。

（監査委員会の監査報告の内容）

第二十七条の五 監査委員会は、計算関係書類及び会計監査報告（次条第三項に規定する場合にあつては、計算関係書類）を受領したときは、別紙様式第二号の三（少額短期保険業者にあつては、別紙様式第二号の三の四）により監査報告を作成しなければならない。

2 前項に規定する監査報告の内容（監査委員会の監査報告の内容が監査委員の監査報告の内容と異なる場合に付記される各監査委員の監査報告の内容を除く。）は、監査委員会の決議をもつて定めなければならない。

（新設）

（新設）

（新設）

（会計監査報告の通知期限等）

第二十七条の六 会計監査人は、次の各号に掲げる会計監査報告の区分に応じ、当該各号に定める日までに、特定監査役及び特定取締役に対し、当該会計監査報告の内容を通知しなければならない。

一 各事業年度に係る計算書類及びその附属明細書についての会計監査報告 次に掲げる日のいずれか遅い日

イ 当該計算書類の全部を受領した日から四週間を経過した日

ロ 当該計算書類の附属明細書を受領した日から一週間を経過した日

ハ 特定取締役、特定監査役及び会計監査人の間で合意により定めた日があるときは、その日

二 連結計算書類についての会計監査報告 当該連結計算書類の全部を受領した日から四週間を経過した日（特定取締役、特定監査役及び会計監査人の間で合意により定めた日がある場合には、その日）

2 計算関係書類については、特定監査役及び特定取締役が前項の規定による会計監査報告の内容の通知を受けた日に、会計監査人の監査を受けたものとする。

3 前項の規定にかかわらず、会計監査人が第一項の規定により通知をすべき日までに同項の規定による会計監査報告の内容の通知をしない場合には、当該通知をすべき日に、計算関係書類については、会計監査人の監査を受けたものとみなす。

4 第一項及び第二項に規定する「特定取締役」とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者（当該相互会社が会計参与設置会社である場合にあっては、当該各号に定める者及び会計参与）をいう（第二十七条の八において同じ。）。

一 第一項の規定による通知を受ける者を定めた場合 当該通知を受ける者として定められた者

二 前号に掲げる場合以外の場合 監査を受けるべき計算関係書類の作成に関する職務を行った取締役及び執行役

5 第一項及び第二項に規定する「特定監査役」とは、次の各号に掲げる相互会社の区分

（新設）

に^レ応じ、当該各号に定める者とする（第二十七条の八において同じ。）。

一 監査役設置会社（監査役会設置会社を除く。） 次^のイからハまでに掲げる場合^の区

分^に応じ、当該イからハまでに定める者

イ 二以上の監査役が存する場合において、第一項の規定による会計監査報告の内容
の通知を受ける監査役を定めたとき 当該通知を受ける監査役として定められた監
査役

ロ 二以上の監査役が存する場合において、第一項の規定による会計監査報告の内容
の通知を受ける監査役を定めていないとき すべて^の監査役

ハ イ又はロに掲げる場合以外の場合 監査役

二 監査役会設置会社 次^のイ又はロに掲げる場合^の区分^に応じ、当該イ又はロに定め
る者

イ 監査役会が第一項の規定による会計監査報告の内容の通知を受ける監査役を定め
た場合 当該通知を受ける監査役として定められた監査役

ロ イに掲げる場合以外の場合 すべて^の監査役

三 委員会設置会社 監査委員会が第一項の規定による会計監査報告の内容の通知を受
ける監査委員として定められた監査委員

（会計監査人の職務の遂行に関する事項）

第二十七条の七 会計監査人は、前条第一項の規定による特定監査役に対する会計監査報
告の内容の通知に際して、当該会計監査人についての次に掲げる事項（当該事項に係る
定めがない場合にあつては、当該事項を定めていない旨）を通知しなければならない。
ただし、すべての監査役（委員会設置会社にあつては、監査委員会）が既に当該事項を
知っている場合は、この限りでない。

一 独立性に関する事項その他監査に関する法令及び規程の遵守に関する事項

二 監査、監査に準ずる業務及びこれらに関する業務の契約の受任及び継続の方針に関
する事項

三 会計監査人の職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制に関するその

（新設）

他の事項

〔会計監査人設置会社の監査役等の監査報告の通知期限〕

第二十七条の八 会計監査人設置会社の特定監査役は、次の各号に掲げる監査報告の区分に応じ、当該各号に定める日までに、特定取締役及び会計監査人に対し、監査報告（監査役会設置会社にあつては、第二十七条の四第一項の規定により作成した監査役会の監査報告に限る。以下この条において同じ。）の内容を通知しなければならない。

一 連結計算書類以外の計算関係書類についての監査報告 次に掲げる日のいずれか遅い日

イ 会計監査報告を受領した日（第二十七条の六第三項に規定する場合にあつては、同項の規定により監査を受けたものとみなされた日。次号において同じ。）から一週間を経過した日

ロ 特定取締役及び特定監査役の間で合意により定めた日があるときは、その日

二 連結計算書類についての監査報告 会計監査報告を受領した日から一週間を経過した日（特定取締役及び特定監査役の間で合意により定めた日がある場合にあつては、その日）

2 計算関係書類については、特定取締役及び会計監査人が前項の規定による監査報告の内容の通知を受けた日に、監査役（委員会設置会社にあつては、監査委員会）の監査を受けたものとする。

3 前項の規定にかかわらず、特定監査役が第一項の規定により通知をすべき日までに同項の規定による監査報告の内容の通知をしない場合には、当該通知をすべき日に、計算関係書類については、監査役（委員会設置会社にあつては、監査委員会）の監査を受けたものとみなす。

第四目 事業報告等の監査

〔監査役の監査報告の内容〕

第二十八条 監査役は、事業報告及びその附属明細書を受領したときは、別紙様式第二号

（新設）

（新設）

〔剰余金の分配をするための準備金〕

第二十八条 法第五十八条第二項に規定する内閣府令で定める準備金は、次に掲げるもの

により監査報告を作成しなければならない。

とする。

一 社員配当準備金

二 社員配当平衡積立金

2| 前項第一号の社員配当準備金は、社員に対する剰余金の分配をするための準備金として貸借対照表の負債の部に計上するものとする。

3| 生命保険相互会社（法第三条第四項の生命保険業免許を受けた相互会社をいう。次条において同じ。）は、第一項第一号の社員配当準備金に、次に掲げるもの（決算期においては、剰余金の処分による次に掲げるものへの繰入額を含む。）の合計額を超えて繰り入れてはならない。

一 積立配当（社員に分配された配当で利息を付して積み立てているものをいう。）の額

二 未払配当（社員に分配された配当で支払われていないもののうち、前号に規定する積立配当以外のものをいう。）の額（決算期においては、翌期に分配する予定の配当の額を含む。）

三 全件消滅時配当（保険契約のすべてが消滅したと仮定して計算した当該保険契約の消滅時に支払う配当をいう。）の額

四 その他前三号に掲げるものに準ずるものとして法第四条第二項第四号に掲げる書類において定める方法により計算した額

4| 少額短期保険業者である相互会社は、第一項第一号の社員配当準備金に、次に掲げるもの（決算期においては、剰余金の処分による次に掲げるものへの繰入額を含む。）の合計額を超えて繰り入れてはならない。

一 未払配当（社員に分配された配当で支払われていないものをいう。）の額（決算期においては、翌期に分配する予定の配当の額を含む。）

二 翌期に分配する予定の配当の額に百分の五を乗じて得た額

5| 第一項第二号の社員配当平衡積立金は、社員に対する剰余金の分配の額を安定させることを目的とする任意積立金として貸借対照表の資本の部に計上するものとする。

6| 第一項に規定する社員配当準備金又は社員配当平衡積立金を取り崩した場合には、当該取崩額の合計額から社員に対する剰余金の分配に充てた額を控除した残額は、社員配当準備金又は社員配当平衡積立金に積み立てなければならない。ただし、当該残額を損

（監査役会の監査報告の内容等）

第二十八条の二 監査役会は、前条の規定により監査役が作成した監査報告（以下この条において「監査役監査報告」という。）に基づき、別紙様式第二号の二により監査役会の監査報告（以下この条において「監査役会監査報告」という。）を作成しなければならない。

2 監査役会が監査役会監査報告を作成する場合には、監査役会は、一回以上、会議を開催する方法又は情報の送受信により同時に意見の交換をすることができる方法により、監査役会監査報告の内容（監査役会監査報告の内容が監査役監査報告の内容と異なる場合に付記される各監査役の監査役監査報告の内容を除く。）を審議しなければならない。

（監査委員会の監査報告の内容等）

第二十八条の三 監査委員会は、事業報告及びその附属明細書を受領したときは、別紙様式第二号の三により監査報告を作成しなければならない。

2 前項に規定する監査報告の内容（監査委員会の監査報告の内容が監査委員の監査報告の内容と異なる場合に付記される各監査委員の監査報告の内容を除く。）は、監査委員会の決議をもって定めなければならない。

（監査役監査報告等の通知期限）

第二十八条の四 特定監査役は、次に掲げる日のいずれか遅い日までに、特定取締役に対して、監査報告（監査役会設置会社にあつては、第二十八条の二第一項の規定により作成した監査役会の監査報告に限る。以下この条において同じ。）の内容を通知しなければならない。

一 事業報告を受領した日から四週間を経過した日

失のてん補、基金利息の支払、損失てん補準備金の積立て又は基金償却積立金の積立てに充てた場合は、この限りでない。

（新設）

（新設）

（新設）

二 事業報告の附属明細書を受領した日から一週間を経過した日

三 特定取締役及び特定監査役の間で合意した日

2 事業報告及びその附属明細書については、特定取締役が前項の規定による監査報告の内容の通知を受けた日に、監査役（委員会設置会社にあつては、監査委員会）の監査を受けたものとする。

3 前項の規定にかかわらず、特定監査役が第一項の規定により通知をすべき日までに同項の規定による監査報告の内容の通知をしない場合には、当該通知をすべき日に、事業報告については、監査役（委員会設置会社にあつては、監査委員会）の監査を受けたものとみなす。

4 第一項及び第二項に規定する「特定取締役」とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者をいう。

一 第一項の規定による通知を受ける者を定めた場合 当該通知を受ける者と定められた者

二 前号に掲げる場合以外の場合 事業報告及びその附属明細書の作成に関する職務を行った取締役及び執行役

5 第一項及び第三項に規定する「特定監査役」とは、次の各号に掲げる相互会社の区分に応じ、当該各号に定める者とする。

一 監査役設置会社（監査役会設置会社を除く。） 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める者

イ 二以上の監査役が存する場合において、第一項の規定による監査報告の内容の通知をすべき監査役を定めたとき 当該通知をすべき監査役として定められた監査役

ロ 二以上の監査役が存する場合において、第一項の規定による監査報告の内容の通知をすべき監査役を定めていないとき すべての監査役

ハ イ又はロに掲げる場合以外の場合 監査役

二 監査役会設置会社 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める者

イ 監査役会が第一項の規定による監査報告の内容の通知をすべき監査役を定めた場合 当該通知をすべき監査役として定められた監査役

ロ イに掲げる場合以外の場合 すべての監査役

三 委員会設置会社 監査委員会において第一項の規定による監査報告の内容の通知をすべき監査委員として定められた監査委員

第五目 計算書類等の提供

(計算書類等の提供)

第二十九条 法第五十四条の五の規定により社員（総代会を設けているときは、総代。以下この条から第二十九条の三までにおいて同じ。）に対して行う提供計算書類（次の各号に掲げる相互会社の区分に応じ、当該各号に定めるものをいう。以下この条において同じ。）の提供に関しては、この条に定めるところによる。

一 会計監査人設置会社以外の相互会社 次に掲げるもの

イ 計算書類

ロ 計算書類に係る監査役（監査役会設置会社にあつては、監査役会）の監査報告があるときは、当該監査報告（二以上の監査役が存する相互会社（監査役会設置会社を除く。）の各監査役の監査報告の内容（監査報告を作成した日を除く。）が同一である場合にあつては、一又は二以上の監査役の監査報告）

ハ 第二十六条の四第三項の規定により監査を受けたものとみなされたときは、その旨の記載又は記録をした書面又は電磁的記録

二 会計監査人設置会社 次に掲げるもの

イ 計算書類

ロ 計算書類に係る会計監査報告があるときは、当該会計監査報告

ハ 会計監査人が存しないとき（法第五十三条の十二第四項の一時会計監査人の職務を行うべき者が存する場合を除く。）は、会計監査人が存しない旨の記載又は記録をした書面又は電磁的記録

ニ 第二十七条の六第三項の規定により監査を受けたものとみなされたときは、その旨の記載又は記録をした書面又は電磁的記録

ホ 計算書類に係る監査役（監査役会設置会社にあつては監査役会、委員会設置会社

(新設)

(積立割合)

第二十九条 法第五十八条第三項に規定する内閣府令で定める比率は、百分の二十とする。

にあつては監査委員会）の監査報告があるときは、当該監査報告（二以上の監査役が存する相互会社（監査役会設置会社を除く。）の各監査役の監査報告の内容（監査報告を作成した日を除く。）が同一である場合にあっては、一又は二以上の監査役の監査報告）

ヘ 前条第三項の規定により監査を受けたものとみなされたときは、その旨の記載又は記録をした書面又は電磁的記録

2| 定時社員総会（総代会を設けているときは、定時総代会。この条から第二十九条の三までにおいて同じ。）の招集通知（法第四十一条第一項又は第四十九条第一項において準用する会社法第二百九十九条第一項又は第三項（株主総会の招集の通知）の規定による通知をいう。以下この条から第二十九条の三までにおいて同じ。）を次の各号に掲げる方法により行う場合にあっては、提供計算書類は、当該各号に定める方法により提供しなければならぬ。

一 書面の提供 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める方法

イ 提供計算書類が書面をもつて作成されている場合 当該書面に記載された事項を記載した書面の提供

ロ 提供計算書類が電磁的記録をもつて作成されている場合 当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面の提供

二 電磁的方法による提供 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める方法

イ 提供計算書類が書面をもつて作成されている場合 当該書面に記載された事項の電磁的方法による提供

ロ 提供計算書類が電磁的記録をもつて作成されている場合 当該電磁的記録に記録された事項の電磁的方法による提供

3| 提供計算書類を提供する際には、当該事業年度より前の事業年度に係る貸借対照表、損益計算書又は基金等変動計算書に表示すべき事項（以下この項において「過年度事項」という。）を併せて提供することができる。この場合において、提供計算書類の提供をする時における過年度事項が会計方針の変更その他の正当な理由により当該事業年度より前の事業年度に係る定時社員総会において承認又は報告をしたものと異なるものとなつ

ているときは、修正後の過年度事項を提供することを妨げない。

4| 提供計算書類に表示すべき事項（貸借対照表、損益計算書又は基金等変動計算書に関連する注記に限る。）に係る情報を、定時社員総会に係る招集通知を发出する時から定時社員総会の日から三箇月が経過する日までの間、継続して電磁的方法により社員が提供を受けることができる状態に置く措置（第十四条の五第一項第一号ロに掲げる方法のうち、インターネットに接続された自動公衆送信装置を使用する方法によって行われるものに限る。）をとる場合における第二項の規定の適用については、当該事項につき同項各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める方法により社員に対して提供したものとみなす。ただし、この項の措置をとる旨の定款の定めがある場合に限る。

5| 前項の場合には、取締役は、同項の措置をとるために使用する自動公衆送信装置のうち当該措置をとるための用に供する部分をインターネットにおいて識別するための文字、記号その他の符号又はこれらの結合であつて、情報の提供を受ける者がその使用に係る電子計算機に入力することによって当該情報の内容を閲覧し、当該電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録することができものを社員に対して通知しなければならない。

6| 第四項の規定により計算書類に表示した事項の一部が社員に対して第二項各号に定める方法により提供したものとみなされる場合において、監査役、会計監査人又は監査委員会が、現に社員に対して提供された計算書類が監査報告又は会計監査報告を作成するに際して監査をした計算書類の一部であることを社員に対して通知すべき旨を取締役に請求したときは、取締役は、その旨を社員に対して通知しなければならない。

7| 取締役は、計算書類の内容とすべき事項について、定時社員総会の招集通知を发出した日から定時社員総会の前日までの間に修正をすべき事情が生じた場合における修正後の事項を社員に周知させる方法を、当該招集通知と併せて通知することができる。

（事業報告等の社員への提供）

第二十九条の二 法第五十四条の五の規定により社員に対して行う提供事業報告（次に掲げるものをいう。以下この条において同じ。）の提供に関しては、この条に定めるところ

（新設）

による。

一 事業報告

二 事業報告に係る監査役（監査役会設置会社にあつては監査役会、委員会設置会社にあつては監査委員会）の監査報告があるときは、当該監査報告（二以上の監査役が存する相互会社（監査役会設置会社を除く。）の各監査役の監査報告の内容（監査報告を作成した日を除く。）が同一である場合にあっては、一又は二以上の監査役の監査報告）を記載又は記録をした書面又は電磁的記録

2| 定時社員総会の招集通知を次の各号に掲げる方法により行う場合には、提供事業報告は、当該各号に定める方法により提供しなければならない。

一 書面の提供 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める方法

イ 提供事業報告が書面をもって作成されている場合 当該書面に記載された事項を記載した書面の提供

ロ 提供事業報告が電磁的記録をもって作成されている場合 当該電磁的記録に記載された事項を記載した書面の提供

二 電磁的方法による提供 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める方法

イ 提供事業報告が書面をもって作成されている場合 当該書面に記載された事項の電磁的方法による提供

ロ 提供事業報告が電磁的記録をもって作成されている場合 当該電磁的記録に記載された事項の電磁的方法による提供

3| 事業報告に表示すべき事項（次に掲げるものを除く。）に係る情報を、定時社員総会に係る招集通知を发出する時から定時社員総会の日から三箇月が経過する日までの間、継続して電磁的方法により社員が提供を受けることができる状態に置く措置（第十四条の五第一項第一号ロに掲げる方法のうち、インターネットに接続された自動公衆送信装置を使用する方法によつて行われるものに限る。）をとる場合における前項の規定の適用については、当該事項につき同項各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める方法により社員に対して提供したものとみなす。ただし、この項の措置をとる旨の定款の定

めがある場合に限る。

一 当該事業年度の末日における主要な事業内容

二 当該事業年度の末日における主要な事業所及び使用人の状況

三 当該事業年度の末日において主要な借入先があるときは、その借入先及び借入額

四 当該事業年度における事業の経過及びその成果

五 当該事業年度における次に掲げる事項についての状況（重要なものに限る。）

イ 資金調達

ロ 設備投資

ハ 事業の譲渡

ニ 他の会社（外国会社を含む。）の事業の譲受け

ホ 他の会社（外国会社を含む。）の株式その他の持分又は新株予約権等の取得

ヘ 吸収合併（会社以外の者との合併（当該合併後当該相互会社が存続するものに限る。）を含む。）又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継

六 直前三事業年度（当該事業年度の末日において三事業年度が終了していない相互会社にあつては、成立後の各事業年度）の財産及び損益の状況

七 重要な実質子会社の状況

八 対処すべき課題

九 会社役員（直前の定時社員総会の終結の日の翌日以降に在任していたものであつて、当該事業年度の末日までに退任したものを含む。）の氏名（会計参与にあつては、氏名又は名称）

十 会社役員の地位及び担当

十一 会社役員が他の法人等の代表者その他これに類する者であるときは、その重要な
実 事

十二 当該事業年度に係る取締役、会計参与、監査役又は執行役ごとの報酬等の総額（会社役員の全部又は一部につき当該会社役員ごとの報酬等の額を掲げることとする場合に
あつては、当該会社役員ごとの報酬等の額及びその他の会社役員の報酬等の総額）

十三 当該事業年度に係る各会社役員の報酬等の額又はその算定方法に係る決定に関する

る方針を定めているときは、当該方針の決定の方法及びその方針の内容の概要

十四 監査役又は監査委員が財務及び会計に関する相当程度の知見を有しているものであるときは、その事実

十五 事業報告に表示すべき事項（前号に掲げるものを除く。）につきこの項の措置をとることについて監査役又は監査委員会が異議を述べている場合における当該事項

4 前項の場合には、取締役は、同項の措置をとるために使用する自動公衆送信装置のうち当該措置をとるための用に供する部分をインターネットにおいて識別するための文字、記号その他の符号又はこれらの結合であつて、情報の提供を受ける者がその使用に係る電子計算機に入力することによつて当該情報の内容を開覧し、当該電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録することができものを社員に対して通知しなければならない。

5 第三項の規定により事業報告に表示した事項の一部が社員に対して第二項各号に定める方法により提供したものとみなされた場合において、監査役又は監査委員会が、現に社員に対して提供される事業報告が監査報告を作成するに際して監査をした事業報告の一部であることを社員に対して通知すべき旨を取締役に請求したときは、取締役は、その旨を社員に対して通知しなければならない。

6 取締役は、事業報告の内容とすべき事項について、定時社員総会の招集通知を発出した日から定時社員総会の前日までの間に修正をすべき事情が生じた場合における修正後の事項を社員に周知させる方法を、当該招集通知と併せて通知することができる。

（連結計算書類の提供）

第二十九条の三 法第五十四条の十第六項において読み替えて準用する法第五十四条の五の規定により社員に対して連結計算書類の提供をする場合において、定時社員総会の招集通知を次の各号に掲げる方法により行うときは、連結計算書類は、当該各号に定める方法により提供しなければならない。

一 書面の提供 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める方法
イ 連結計算書類が書面をもつて作成されている場合 当該書面に記載された事項を

（新設）

記載した書面の提供

ロ 連結計算書類が電磁的記録をもって作成されている場合 当該電磁的記録に記載した事項を記載した書面の提供

二 電磁的方法による提供 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定

める方法

イ 連結計算書類が書面をもって作成されている場合 当該書面に記載された事項の電磁的方法による提供

ロ 連結計算書類が電磁的記録をもって作成されている場合 当該電磁的記録に記載された事項の電磁的方法による提供

2 前項の連結計算書類に係る会計監査報告又は監査報告がある場合において、当該会計監査報告又は監査報告の内容をも社員に対して提供することを定めたときにおける同項の規定の適用については、同項第一号イ及びロ並びに第二号イ及びロ中「連結計算書類」とあるのは、「連結計算書類（当該連結計算書類に係る会計監査報告又は監査報告を含む。）とする。」とする。

3 連結計算書類を提供する際には、当該連結会計年度より前の連結会計年度に係る連結貸借対照表、連結損益計算書又は連結基金等変動計算書に表示すべき事項（以下この項において「過年度事項」という。）を併せて提供することができる。この場合において、連結計算書類の提供をする時における過年度事項が会計方針の変更その他の正当な理由により当該連結会計年度より前の連結会計年度に相当する事業年度に係る定時社員総会において報告をしたものと異なるものとなつているときは、修正後の過年度事項を提供することを妨げない。

4 連結計算書類（第二項に規定する場合にあつては、当該連結計算書類に係る会計監査報告又は監査報告を含む。）に表示すべき事項に係る情報を、定時社員総会に係る招集通知を発出する時から定時社員総会の日から三箇月が経過する日までの間、継続して電磁的方法により社員が提供を受けることができる状態に置く措置（第十四条の五第一項第一号ロに掲げる方法のうち、インターネットに接続された自動公衆送信装置を使用する方法）によつて行われるものに限る。）をとる場合における第一項の規定の適用について

は、当該事項につき同項各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める方法により社員に対して提供したものとみなす。ただし、この項の措置をとる旨の定款の定めがある場合に限る。

5 前項の場合には、取締役は、同項の措置をとるために使用する自動公衆送信装置のうち当該措置をとるための用に供する部分をインターネットにおいて識別するための文字、記号その他の符号又はこれらの結合であつて、情報の提供を受ける者がその使用に係る電子計算機に入力することによつて当該情報の内容を閲覧し、当該電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録することができものを社員に対して通知しなければならない。

6 第四項の規定により連結計算書類に表示した事項の一部が社員に対して第一項各号に定める方法により提供したものとみなされた場合において、監査役、会計監査人又は監査委員会が、現に社員に対して提供された連結計算書類が監査報告又は会計監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類の一部であることを社員に対して通知すべき旨を取締役に請求したときは、取締役は、その旨を社員に対して通知しなければならない。

7 取締役は、連結計算書類の内容とすべき事項について、定時社員総会の招集通知を发出した日から定時社員総会の前日までの間に修正をすべき事情が生じた場合における修正後の事項を社員に周知させる方法を、当該招集通知と併せて通知することができる。

（計算書類等の承認の特則に関する要件）

第二十九条の四 法第五十四条の六第四項に規定する内閣府令で定める要件は、次の各号のいずれにも該当することとする。

一 法第五十四条の六第四項に規定する計算書類についての会計監査報告の内容に無限定適正意見（監査の対象となった計算書類が一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に準拠して、当該計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示していると認められる旨の意見をいう。）が含まれていること。

二 前号の会計監査報告に係る監査役、監査役会又は監査委員会の監査報告（監査役会

（新設）

設置会社にあつては、監査役会監査報告に限る。）の内容として会計監査人の監査の方法又は結果を相当でないと認める意見がないこと。

三 第一号の会計監査報告に係る監査役会又は監査委員会の監査報告に付記された内容（監査役会監査報告の内容が監査役監査報告の内容と異なる場合に付記される各監査役の監査役監査報告の内容又は監査委員会の監査報告の内容が監査委員の監査報告の内容と異なる場合に付記される各監査委員の監査報告の内容をいう。）が前号の意見でないこと。

四 法第五十四条の六第四項に規定する計算書類が第二十七条の八第三項の規定により監査を受けたものとみなされたものでないこと。

（計算書類の公告）

第二十九条の五 相互会社が法第五十四条の七第一項の規定による公告（同条第三項の規定による措置を含む。以下この項において同じ。）をする場合には、次に掲げる事項を当該公告において明らかにしなければならない。この場合において、第一号から第六号に掲げる事項は、当該事業年度に係る注記に限るものとする。

- 一 継続企業の前提に関する注記
 - 二 重要な会計方針に係る事項に関する注記
 - 三 貸借対照表に関する注記
 - 四 税効果会計に関する注記
 - 五 関連当事者との取引に関する注記
 - 六 重要な後発事象に関する注記
 - 七 当期純剰余金額又は当期純損失金額
- 2 相互会社が法第五十四条の七第一項の規定により損益計算書の公告をする場合における前項の規定の適用については、同項中「次に」とあるのは、「第一号から第六号までに」とする。
- 3 前項の規定は、相互会社が損益計算書の内容である情報について法第五十四条の七第三項に規定する措置をとる場合について準用する。

（新設）

〔計算書類の要旨の公告〕

第二十九条の六 法第五十四条の七第二項の規定により貸借対照表の要旨又は損益計算書の要旨を公告する場合における貸借対照表の要旨又は損益計算書の要旨は、別紙様式第十一号（少額短期保険業者にあつては、別紙様式第十一号の八）（特定取引勘定設置会社にあつては、別紙様式第十一号の二）により作成しなければならない。

（新設）

〔貸借対照表等の電磁的方法による公開の方法〕

第二十九条の七 法第五十四条の七第三項の規定による措置は、第十四条の五第一項第一号ロに掲げる方法のうち、インターネットに接続された自動公衆送信装置を使用する方法によつて行わなければならない。

（新設）

〔不適正意見がある場合等における公告事項〕

第二十九条の八 次の各号のいずれかに該当する場合において、会計監査人設置会社が法第五十四条の七第一項又は第二項の規定による公告（同条第三項に規定する措置を含む。以下この条において同じ。）をするときは、当該各号に定める事項を当該公告において明らかにしなければならない。

（新設）

- 一 会計監査人が存しない場合（法第五十三条の十二第四項の一時会計監査人の職務を行ふべき者が存する場合を除く。） 会計監査人が存しない旨
- 二 第二十七条の六第三項の規定により監査を受けたものとみなされた場合 その旨
- 三 当該公告に係る計算書類についての会計監査報告に不適正意見（監査の対象となつた計算関係書類が不適正である旨の意見及びその理由をいう。）がある場合 その旨
- 四 当該公告に係る計算書類についての会計監査報告に当該計算書類が当該相互会社の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているかどうかについての意見がない場合 その旨

第五目 基金利息の支払、基金の償却及び剰余金の分配

(基金利息の支払等における控除額)

第三十条 法第五十五条第一項第三号に規定する内閣府令で定める額は、最終事業年度の末日における貸借対照表に計上した次に掲げる額とする。

- 一 基金申込証拠金の科目に計上した額
 - 二 再評価積立金の科目に計上した額
 - 三 その他有価証券評価差額金の科目に計上した額(零以上である場合に限る。)
 - 四 繰延ヘッジ損益の科目に計上した額
 - 五 土地再評価差額金の科目に計上した額(零以上である場合に限る。)
- 2| 法第五十五条第二項第五号に規定する内閣府令で定める額は、最終事業年度の末日における貸借対照表に計上した次に掲げる額とする。
- 一 基金申込証拠金の科目に計上した額
 - 二 再評価積立金の科目に計上した額
 - 三 のれん等調整額(資産の部に計上したのれんの額を二で除して得た額及び繰延資産の部に計上した額の合計額をいう。以下この号において同じ。)が次のイからハまでに掲げる場合に該当する場合における当該イからハまでに定める額
 - イ 当該のれん等調整額が基金等金額(最終事業年度の末日における基金、基金申込証拠金、基金償却積立金、再評価積立金及び損失てん補準備金の額の合計額をいう。以下この号において同じ。)以下である場合 零
 - ロ 当該のれん等調整額が基金等金額及び最終事業年度の末日における基金償却積立金減少差益の額の合計額以下である場合(イに掲げる場合を除く。) 当該のれん等調整額から基金等金額を減じて得た額
 - ハ 当該のれん等調整額が基金等金額及び最終事業年度の末日における基金償却積立金減少差益の額の合計額を超えている場合 次に掲げる場合の区分に応じ、次に定める額
- (1) 最終事業年度の末日におけるのれんの額を二で除して得た額が基金等金額及び最終事業年度の末日における基金償却積立金減少差益の額の合計額以下の場合

(新設)

(社員配当準備金等の積立ての例外に係る認可の申請等)

第三十条 相互会社は、法第五十八条第五項の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

- 一 理由書
 - 二 社員総会又は総代会の議事録
 - 三 その他参考となるべき事項を記載した書類
- 2| 金融庁長官等は、前項の規定による認可の申請があつたときは、当該認可の申請をした相互会社の業務又は財産の状況等に照らし、当該決算期において第二十八条第一項各号に掲げる準備金として積み立てる額を当該申請に係る比率を乗じた額としなければ、当該相互会社の経営の健全性を損ない保険契約者等の保護に欠けることとなるおそれがあるかどうかを審査するものとする。

当該のれん等調整額から基金等金額を減じて得た額

(2) 最終事業年度の末日におけるのれんの額を二で除して得た額が基金等金額及び最終事業年度の末日における基金償却積立金減少差益の額の合計額を超えている場合

最終事業年度の末日における基金償却積立金減少差益の額及び繰延資産の部に計上した額の合計額

四 その他有価証券評価差額金の科目に計上した額（零以上である場合に限る。）

五 繰延ヘッジ損益の科目に計上した額

六 土地再評価差額金の科目に計上した額（零以上である場合に限る。）

（剰余金の分配の計算方法）

第三十条の二 相互会社が社員に対する剰余金の分配をする場合には、保険契約の特性に応じて設定した区分ごとに、剰余金の分配の対象となる金額を計算し、次の各号（少額短期保険業者である相互会社にあつては、第一号、第二号及び第四号）に掲げるいずれの方法により、又はそれらの方法の併用により行わなければならない。

一 社員が支払った保険料及び保険料として収受した金銭を運用することによって得られる収益から、保険金、返戻金その他の給付金の支払、事業費の支出その他の費用等を控除した金額に応じて分配する方法

二 剰余金の分配の対象となる金額をその発生の原因ごとに把握し、それぞれ各保険契約の責任準備金、保険金その他の基準となる金額に応じて計算し、その合計額を分配する方法

三 剰余金の分配の対象となる金額を保険期間等により把握し、各保険契約の責任準備金、保険料その他の基準となる金額に応じて計算した金額を分配する方法

四 その他前三号に掲げる方法に準ずる方法

（積立勘定の設置）

第三十条の三 保険会社である相互会社は、公正かつ衡平な剰余金の分配をするために、

（新設）

（新設）

保険期間の満了後満期返戻金を支払う旨を約した保険契約に係る責任準備金の金額に相当する財産の全部又は一部をその他の財産と分別して運用するための勘定（以下この条において「積立勘定」という。）を設けることができる。

2| 積立勘定に属する財産は、他の積立勘定又は積立勘定以外の勘定に属する財産と経理を区分し、かつ、これを特に設けた帳簿に記載しなければならない。

3| 保険会社である相互会社は、金融庁長官の承認又は法第四条第二項第二号に掲げる書類に記載された方法により金銭を他の勘定に振り替える場合を除き、次に掲げる行為をしてはならない。

一 積立勘定に属する財産を他の積立勘定又はその他の勘定に振り替えること。

二 積立勘定に属する財産以外の財産を積立勘定に振り替えること。

4| 保険会社である相互会社は、前項の規定による承認を受けようとするときは、承認申請書に理由書を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

（剰余金のうち一定の比率を乗じる対象となる金額）

第三十条の四 法第五十五条の二第二項に規定する内閣府令で定める金額は、当期末処分剰余金の額から次に掲げるものの合計額を控除した金額（法第五十五条第二項に規定する貸借対照表上の純資産額から同項各号に掲げる金額の合計額を控除した額を限度とする。）とする。

一 前期繰越剰余金の額

二 任意積立金目的取崩額

三 法第五十五条第一項の基金利息の支払額

四 法第五十八条の損失てん補準備金としてその決算期に積み立てる額

五 法第五十六条の基金償却積立金としてその決算期に積み立てる額

六 基金の償却に充てることを目的としてその決算期に純資産の部に積み立てる任意積立金の額（ただし、基金の額（償却を完了する予定の日を定めない基金がある場合には当該基金の額を除く。）をその払込期日から償却を完了する予定の日までの期間に含まれる決算期の数で除して得られた額（払込期日又は償却を完了する予定の日が異なる

（新設）

る基金がある場合には、それぞれについて計算して得られた額の合計額）を上限とする。）

七 第三十条第二項第三号に規定する額

八 次条第一項第一号に規定する社員配当準備金の取崩額が決算期の剰余金に含まれる場合における当該取崩額

（剰余金の分配をするための準備金）

第三十条の五 法第五十五条の二第二項に規定する内閣府令で定める準備金は、次に掲げるものとする。

一 社員配当準備金

二 社員配当平衡積立金

2 前項第一号の社員配当準備金は、社員に対する剰余金の分配をするための準備金として貸借対照表の負債の部に計上するものとする。

3 生命保険相互会社（法第三条第四項の生命保険業免許を受けた相互会社をいう。次条において同じ。）は、第一項第一号の社員配当準備金に、次に掲げるもの（決算期においては、剰余金の処分による次に掲げるものへの繰入額を含む。）の合計額を超えて繰り入れてはならない。

一 積立配当（社員に分配された配当で利息を付して積み立てているものをいう。）の額

二 未払配当（社員に分配された配当で支払われていないもののうち、前号に規定する積立配当以外のものをいう。）の額（決算期においては、翌期に分配する予定の配当の額を含む。）

三 全件消滅時配当（保険契約のすべてが消滅したと仮定して計算した当該保険契約の消滅時に支払う配当をいう。）の額

四 その他前三号に掲げるものに準ずるものとして法第四条第二項第四号に掲げる書類において定める方法により計算した額

4 少額短期保険業者である相互会社は、第一項第一号の社員配当準備金に、次に掲げるもの（決算期においては、剰余金の処分による次に掲げるものへの繰入額を含む。）の合

（新設）

計額を超えて繰り入れてはならない。

一 未払配当（社員に分配された配当で支払われていないものをいう。）の額（決算期においては、翌期に分配する予定の配当の額を含む。）

二 翌期に分配する予定の配当の額に百分の五を乗じて得た額

5 第一項第二号の社員配当平衡積立金は、社員に対する剰余金の分配の額を安定させることを目的とする任意積立金として貸借対照表の純資産の部に計上するものとする。

6 第一項に規定する社員配当準備金又は社員配当平衡積立金を取り崩した場合には、当該取崩額の合計額から社員に対する剰余金の分配に充てた額を控除した残額は、社員配当準備金又は社員配当平衡積立金に積み立てなければならない。ただし、当該残額を損失のてん補、基金利息の支払、損失てん補準備金の積立て又は基金償却積立金の積立てに充てた場合は、この限りでない。

（積立割合）

第三十条の六 法第五十五条の二第三項に規定する内閣府令で定める比率は、百分の二十とする。

（社員配当準備金等の積立ての例外に係る認可の申請等）

第三十条の七 相互会社は、法第五十五条の二第五項の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

一 理由書

二 社員総会又は総代会の議事録（法第四十一条第一項において読み替えて準用する会社法第三百十九条第一項（株主総会の決議の省略）の規定により社員総会の決議があつたものとみなされる場合には、当該場合に該当することを証する書面。以下同じ。）その他の必要な手続があつたことを証する書面

三 その他参考となるべき事項を記載した書類

2 金融庁長官等は、前項の規定による認可の申請があつたときは、当該認可の申請をし

（新設）

（新設）

た相互会社の業務又は財産の状況等に照らし、当該決算期において第二十八条第一項各号に掲げる準備金として積み立てる額を当該申請に係る比率を乗じた額としなければ、当該相互会社の経営の健全性を損ない保険契約者等の保護に欠けることとなるおそれがあるかどうかを審査するものとする。

〔基金利息の支払等に関して責任をとるべき取締役等〕

第三十条の八 法第五十五条の三第一項第一号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる者とする。

- 一 基金利息の支払等（法第五十五条の三第一項に規定する基金利息の支払等をいう。以下この条において同じ。）による金銭の交付に関する職務を行った取締役及び執行役
 - 二 基金利息の支払等に関する事項の決定に係る定時社員総会（総代会を設けているときは、定時総代会。以下この条において同じ。）において基金利息の支払等に関する事項について説明をした取締役及び執行役
 - 三 基金利息の支払等に関する事項の決定に係る取締役会において基金利息の支払等に賛成した取締役
 - 四 利息支払限度額（法第五十五条第一項に規定する利息支払限度額をいう。）又は償却等限度額（法第五十五条第二項に規定する償却等限度額をいう。次項において同じ。）の計算に関する報告を監査役又は会計監査人が請求したときは、当該請求に応じて報告をした取締役及び執行役
- 2 法第五十五条の三第一項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる者とする。
- 一 定時社員総会に議案を提案した取締役
 - 二 前号の議案の提案が取締役会の決議に基づいて行われたときは、当該取締役会において当該提出に賛成した取締役

第七目 基金償却積立金及び損失てん補準備金

第三十条の九 法第五十七条第四項において準用する法第十六条第一項に規定する内閣府

（新設）

（新設）

（新設）

令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 基金償却積立金の取崩しに関する議案
- 二 貸借対照表

(計算書類に関する事項)

第三十条の十 法第五十七条第四項において読み替えて準用する法第十七条第二項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、同項の規定による公告の日における次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

- 一 最終事業年度に係る貸借対照表又はその要旨につき公告対象会社（法第五十七条第四項において準用する法第十七条第二項第二号の相互会社をいう。以下この条において同じ。）が法第五十四条の七第一項又は第二項の規定により公告をしている場合 次に掲げるもの

イ 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙で公告をしているときは、当該日刊新聞紙の名称、日付及び当該公告が掲載されている頁

ロ 電子公告により公告をしているときは、法第六十四条第二項第十八号イに掲げる事項

二 最終事業年度に係る貸借対照表につき公告対象会社が法第五十四条の七第三項に規定する措置をとっている場合 法第六十四条第二項第十六号に掲げる事項

三 公告対象会社が法第五十四条の七第四項に規定する相互会社である場合において、当該相互会社が証券取引法第二十四条第一項の規定により最終事業年度に係る有価証券報告書を提出している場合 その旨

四 公告対象会社につき最終事業年度がない場合 その旨

五 前各号に掲げる場合以外の場合 最終事業年度に係る別紙様式第十一号（少額短期保険業者にあつては、別紙様式第十一号の八）（特定取引勘定設置会社にあつては、別紙様式第十一号の二）に定める貸借対照表の要旨の内容

(基金償却積立金の取崩しに係る公告事項)

(新設)

第三十条の十一 法第五十七条第四項において準用する法第十七条第二項第四号に規定する内閣府令で定める事項は、基金償却積立金の取崩しを行う理由とする。

(新設)

(保険契約に係る債権の額)

第三十条の十二 法第五十七条第四項において準用する法第十七条第六項に規定する内閣府令で定める金額は、生命保険会社にあつては第一号に掲げる金額とし、損害保険会社にあつては第二号及び第三号に掲げる金額の合計額とし、少額短期保険業者にあつては第二号に掲げる金額とする。

(新設)

- 一 法第五十七条第四項において準用する法第十七条第二項の公告(以下この条において「公告」という。)の時ににおいて被保険者のために積み立てるべき金額
- 二 未經過期間(保険契約に定めた保険期間のうち、公告の時ににおいて、まだ経過していない期間をいう。)に対応する保険料の金額
- 三 公告の時ににおいて第七十条第一項第三号の払戻積立金として積み立てるべき金額

(基金償却積立金の取崩しに係る備置書類の記載事項)

第三十条の十三 法第五十七条第四項において準用する法第十七条の四第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(新設)

- 一 法第五十七条第四項において準用する法第十七条に規定する手続の経過
- 二 法第五十七条第四項において準用する法第十七条第二項の規定による公告の状況
- 三 基金償却積立金の取崩しによる変更の登記をした日

(基金償却積立金の取崩しの認可の申請等)

第三十条の十四 相互会社は、法第五十七条第五項の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

(新設)

一 理由書

二 社員総会又は総代会の議事録

三 貸借対照表

四 法第五十七条第四項において準用する法第十七条第二項の規定による公告をしたことを証する書面

五 法第五十七条第四項において準用する法第十七条第四項の異議を述べた保険契約者その他の債権者があるときは、当該保険契約者その他の債権者に対し、弁済し、相当の担保を提供し、若しくは当該保険契約者その他の債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社等に相当の財産を信託したこと又は当該基金償却積立金の取崩しをしても当該保険契約者その他の債権者を害するおそれがないことを証する書面

六 法第五十七条第四項において準用する法第十七条第六項の異議を述べた保険契約者の数が同項の保険契約者の総数の五分の一を超えなかったことを証する書面又はその者の第三十条の十二に規定する金額が同項の金額の総額の五分の一を超えなかったことを証する書面

七 その他参考となるべき事項を記載した書類

2 金融庁長官等は、前項の規定による認可の申請があつたときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査するものとする。

一 当該認可の申請をした相互会社（以下この項において「申請保険会社等」という。）が当該認可の申請に係る基金償却積立金の取崩しを行うことについてやむを得ないと認められる理由があること。

二 申請保険会社等の基金（法第五十六条の基金償却積立金を含む。）の総額が、当該基金償却積立金の取崩し後において、令第二条の二（申請保険会社等が少額短期保険業者である場合にあっては、令第三十八条の三）に規定する額以上であり、かつ、その業務を健全かつ効率的に遂行するに足りる額であること。

三 申請保険会社等が保険会社である場合にあっては、当該保険会社の収支が当該基金償却積立金の取崩し後において、良好に推移することが見込まれること。

（損失てん補準備金の基準）

第三十条の十五 法第五十八条に規定する内閣府令で定める準備金は、第三十条の五第一

（新設）

項各号に掲げる準備金とする。

第三款 相互会社の社債を引き受ける者の募集

(募集事項)

第三十一条 法第六十一条第十二号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 数回に分けて募集社債と引換えに金銭の払込みをさせるときは、その旨及び各払込みの期日における払込金額（法第六十一条第九号に規定する払込金額をいう。）
- 二 他の会社（相互会社を含む。第三十一条の四及び第三十二条において同じ。）と合同して募集社債を発行するときは、その旨及び各会社の負担部分
- 三 募集社債と引換えにする金銭の払込みに代えて金銭以外の財産を給付する旨の契約を締結するときは、その契約の内容
- 四 法第六十一条の六の規定による委託に係る契約において法に規定する社債管理者の権限以外の権限を定めるときは、その権限の内容
- 五 法第六十一条の七第八項において準用する会社法第七百十一条第二項本文（社債管理者の辞任）に規定するときは、同項本文に規定する事由

(申込みをしようとする者に対して通知すべき事項)

第三十一条の二 法第六十一条の二第一項第三号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 社債管理者を定めたときは、その名称及び住所
- 二 社債原簿管理人（法第六十一条の五において準用する会社法第六百八十三条（社債原簿管理人）に規定する社債原簿管理人をいう。以下この款において同じ。）を定めたときは、その氏名又は名称及び住所

(新設)

(相互会社の監査報告書等の様式)

第三十一条 法第五十九条第一項において準用する商法特例法第十三条第一項（会計監査人の監査報告書）に規定する会計監査人の監査報告書は、別紙様式第九号（少額短期保険業者にあつては、別紙様式第九号の三）により作成しなければならない。

2 法第五十九条第一項において準用する商法特例法第十四条第二項（監査役会の監査報告書）に規定する監査役会の監査報告書は、別紙様式第十号（少額短期保険業者にあつては、別紙様式第十号の三）により作成しなければならない。

3 法第五十九条第一項において準用する商法特例法第十六条第三項（公告すべき貸借対照表等の要旨）の規定により公告すべき貸借対照表及び損益計算書の要旨は、別紙様式第十一号（少額短期保険業者にあつては別紙様式第十一号の八）（特定取引勘定設置会社にあつては、別紙様式第十一号の二）により作成しなければならない。

4 法第五十九条第一項において準用する商法第二百八十三条第五項（公告すべき貸借対照表の要旨）の規定により公告すべき貸借対照表の要旨は、別紙様式第十一号の九により作成しなければならない。

(新設)

〔申込みをしようとする者に対する通知を要しない場合〕

第三十一条の三 法第六十一条の二第四項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合であつて、相互会社が同条第一項の申込みをしようとする者に対して同項各号に掲げる事項を提供している場合とする。

一 当該相互会社が証券取引法の規定に基づき目論見書に記載すべき事項を電磁的方法により提供している場合

二 当該相互会社が外国の法令に基づき目論見書その他これに相当する書面その他の資料を提供している場合

〔社債の種類〕

第三十一条の四 法第六十一条の五において読み替えて準用する会社法第六百八十一条第

一号（社債原簿）に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 社債の利率

二 社債の償還の方法及び期限

三 利息支払の方法及び期限

四 社債券を発行するときは、その旨

五 社債権者が法第六十一条の五において準用する会社法第六百九十八条（記名式と無記名式との間の転換）の規定による請求の全部又は一部をすることができないこととするときは、その旨

六 社債管理者が社債権者集会の決議によらずに法第六十一条の七第四項第一号に掲げる行為をすることができることとするときは、その旨

七 他の会社と合同して募集社債を発行するときは、その旨及び各会社の負担部分

八 社債管理者を定めたときは、その名称及び住所並びに法第六十一条の六の規定による委託に係る契約の内容

九 社債原簿管理人を定めたときは、その氏名又は名称及び住所

（新設）

（新設）

十 社債が担保付社債であるときは、担保付社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）第十九条第一項第一号、第十一号及び第十三号に掲げる事項

（社債原簿記載事項）

第三十一条の五 法第六十一条の五において読み替えて準用する会社法第六百八十一条第七号（社債原簿）に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 募集社債と引換えにする金銭の払込みに代えて金銭以外の財産の給付があつたときは、その財産の価額及び給付の日
- 二 社債権者が募集社債と引換えにする金銭の払込みをする債務と相互会社に対する債権とを相殺したときは、その債権の額及び相殺をした日

（閲覧権者）

第三十一条の六 法第六十一条の五において読み替えて準用する会社法第六百八十四条第二項（社債原簿の備置き及び閲覧等）に規定する内閣府令で定める者は、社債権者その他の社債を発行した相互会社の債権者及び社員とする。

（社債原簿記載事項の記載等の請求）

第三十一条の七 法第六十一条の五において読み替えて準用する会社法第六百九十一条第二項（社債権者の請求による社債原簿記載事項の記載又は記録）に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 社債取得者（社債を発行した相互会社以外の者から当該社債を取得した者（当該社債を発行した相互会社を除く。）をいう。以下この条において同じ。）が社債権者として社債原簿に記載若しくは記録がされた者又はその一般承継人に対して当該社債取得者の取得した社債に係る法第六十一条の五において準用する会社法第六百九十一条第一項の規定による請求をすべきことを命ずる確定判決を得た場合において、当該確定判決の内容を証する書面その他の資料を提供して請求をしたとき。

（新設）

（新設）

（新設）

二 社債取得者が前号の確定判決と同一の効力を有するものの内容を証する書面その他の資料を提供して請求をしたとき。

三 社債取得者が一般承継により当該相互会社の社債を取得した者である場合において、当該一般承継を証する書面その他の資料を提供して請求をしたとき。

四 社債取得者が当該相互会社の社債を競売により取得した者である場合において、当該競売により取得したことを証する書面その他の資料を提供して請求をしたとき。

2 前項の規定にかかわらず、社債取得者が取得した社債が社債券を発行する定めがあるものである場合には、法第六十一条の五において読み替えて準用する会社法第六百九十一条第二項に規定する内閣府令で定める場合は、社債取得者が社債券を提示して請求をした場合とする。

（社債管理者を設置することを要しない場合）

第三十一条の八 法第六十一条の六に規定する内閣府令で定める場合は、ある種類（法第六十一条の五において準用する会社法第六百八十一条第一号（社債原簿）に規定する種類をいう。以下この条において同じ。）の社債の総額を当該種類の各社債の金額の最低額で除して得た数が五十を下回る場合とする。

（社債管理者の資格）

第三十一条の九 法第六十一条の七第八項において読み替えて準用する会社法第七百三条第三号（社債管理者の資格）に規定する内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 担保付社債信託法第五条第一項の免許を受けた者

二 商工組合中央金庫

三 農業協同組合法第十条第一項第二号及び第三号の事業を併せ行う農業協同組合又は農業協同組合連合会

四 信用協同組合又は中小企業等協同組合法第九条の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会

（新設）

（新設）

五| 信用金庫又は信用金庫連合会

六| 労働金庫連合会

七| 長期信用銀行法第二条に規定する長期信用銀行

八| 保険会社

九| 農林中央金庫

（特別の関係）

第三十一条の十 法第六十一条の七第八項において読み替えて準用する会社法第七百十條第二項第二号（社債管理者の責任）（法第六十一条の七第八項において準用する会社法第七百十二條（社債管理者が辞任した場合の責任）において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定める特別の関係は、次に掲げる関係とする。

一| 法人の総社員又は総株主の議決権の百分の五十を超える議決権を有する者（以下この条において「支配社員」という。）と当該法人（以下この条において「被支配法人」という。）との関係

二| 被支配法人とその支配社員の他の被支配法人との関係

2| 支配社員とその被支配法人が合わせて他の法人の総社員又は総株主の議決権の百分の五十を超える議決権を有する場合には、当該他の法人も、当該支配社員の被支配法人とみなして前項の規定を適用する。

（社債権者集会の招集の決定事項）

第三十一条の十一 法第六十一条の八第二項において読み替えて準用する会社法第七百十條第四号（社債権者集会の招集の決定）に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一| 次条の規定により社債権者集会参考書類（法第六十一条の八第二項において準用する会社法第七百二十一条第一項（社債権者集会参考書類及び議決権行使書面の交付等）に規定する社債権者集会参考書類をいう。次条において同じ。）に記載すべき事項

（新設）

（新設）

二 書面による議決権の行使の期限（社債権者集会の日時以前の時であつて、法第六十一条の八第二項において準用する会社法第七百二十条第一項（社債権者集会の招集の通知）の規定による通知を発した時から二週間を経過した時以後の時に限る。）

三 法第六十一条の八第二項において準用する会社法第七百十九条第三号に掲げる事項を定めたときは、次に掲げる事項

イ 電磁的方法による議決権の行使の期限（社債権者集会の日時以前の時であつて、法第六十一条の八第二項において準用する会社法第七百二十条第一項の規定による通知を発した時から二週間を経過した時以後の時に限る。）

ロ 法第六十一条の八第二項において準用する会社法第七百二十条第二項の承諾をした社債権者の請求があつた時に当該社債権者に対して法第六十一条の八第二項において準用する会社法第七百二十一条第一項の規定による議決権行使書面（法第六十一条の八第二項において準用する会社法第七百二十一条第一項に規定する議決権行使書面をいう。第三十一条の十三において同じ。）の交付（当該交付に代えて行う法第六十一条の八第二項において準用する会社法第七百二十一条第二項の規定による電磁的方法による提供を含む。）をすることとするときは、その旨

ハ 一の社債権者が同一の議案につき法第六十一条の八第二項において準用する会社法第七百二十六条第一項（書面による議決権の行使）又は第七百二十七条第一項（電磁的方法による議決権の行使）の規定により重複して議決権を行使した場合において、当該同一の議案に対する議決権の行使の内容が異なるものであるときにおける当該社債権者の議決権の行使の取扱いに関する事項を定めるときは、その事項

ニ 第三十一条の十三第一項第三号の取扱いを定めるときは、その取扱いの内容

（社債権者集会参考書類）

第三十一条の十二 社債権者集会参考書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
い。

一 議案

（新設）

二 議案が代表社債権者の選任に関する議案であるときは、次に掲げる事項

イ 候補者の氏名又は名称

ロ 候補者の略歴又は沿革

ハ 候補者が社債を発行した相互会社又は社債管理者と特別の利害関係があるときは、その事実の概要

2 社債権者集会参考書類には、前項に定めるもののほか、社債権者の議決権の行使について参考となると認める事項を記載することができる。

3 同一の社債権者集会に関して社債権者に対して提供する社債権者集会参考書類に記載すべき事項のうち、他の書面に記載している事項又は電磁的方法により提供している事項がある場合には、これらの事項は、社債権者集会参考書類に記載することを要しない。

4 同一の社債権者集会に関して社債権者に対して提供する招集通知（法第六十一条の八第二項において準用する会社法第七百二十条第一項又は第二項（社債権者集会の招集の通知）の規定による通知をいう。以下この条及び次条において同じ。）の内容とすべき事項のうち、社債権者集会参考書類に記載している事項がある場合には、当該事項は、招集通知の内容とすることを要しない。

（議決権行使書面）

第三十一条の十三 法第六十一条の八第二項において準用する会社法第七百二十一条第一項（社債権者集会参考書類及び議決権行使書面の交付等）の規定により交付すべき議決権行使書面に記載すべき事項又は法第六十一条の八第二項において準用する会社法第七百二十二条第一項若しくは第二項の規定により電磁的方法により提供すべき議決権行使書面に記載すべき事項は、次に掲げる事項とする。

一 各議案についての賛否を記載する欄

二 第三十一条の十一第三号ハに掲げる事項を定めたときは、当該事項

三 第三十一条の十一第三号ニに掲げる事項を定めたときは、第一号の欄に記載がない議決権行使書面が招集者（法第六十一条の八第二項において準用する会社法第七百十

（新設）

九条（社債権者集会の招集の決定）に規定する招集者をいう。以下この条において同じ。）に提出された場合における各議案についての賛成、反対又は棄権のいずれかの意思の表示があつたものとする取扱いの内容

四 議決権の行使の期限

五 議決権を行使すべき社債権者の氏名又は名称及び行使することができる議決権の数

2 第三十一条の十一第三号ロに掲げる事項を定めた場合には、招集者は、法第六十一条の八第二項において準用する会社法第七百二十条第二項（社債権者集会の招集の通知）の承諾をした社債権者の請求があつた時に、当該社債権者に対して、法第六十一条の八第二項において準用する会社法第七百二十一条第一項の規定による議決権行使書面の交付（当該交付に代えて行う同条第二項の規定による電磁的方法による提供を含む。）をしなければならない。

3 同一の社債権者集会に關して社債権者に対して提供する議決権行使書面に記載すべき事項（第一項第二号から第四号までに掲げる事項に限る。）のうち、招集通知の内容としてある事項がある場合には、当該事項は、社債権者に対して提供する議決権行使書面に記載することを要しない。

4 同一の社債権者集会に關して社債権者に対して提供する招集通知の内容とすべき事項のうち、議決権行使書面に記載している事項がある場合には、当該事項は、社債権者に対して提供する招集通知の内容とすることを要しない。

（書面による議決権行使の期限）

第三十一条の十四 法第六十一条の八第二項において読み替えて準用する会社法第七百二十六条第二項（書面による議決権の行使）に規定する内閣府令で定める時は、第三十一条の十一第二号の行使の期限とする。

（電磁的方法による議決権行使の期限）

第三十一条の十五 法第六十一条の八第二項において読み替えて準用する会社法第七百二

（新設）

（新設）

十七条第一項（電磁的方法による議決権の行使）に規定する内閣府令で定める時は、第三十一条の十一第三号イの行使の期限とする。

（社債権者集会の議事録）

第三十一条の十六 法第六十一条の八第二項において準用する会社法第七百三十一条第一項（議事録）の規定による社債権者集会の議事録の作成については、この条の定めるところによる。

2 社債権者集会の議事録は、書面又は電磁的記録をもつて作成しなければならない。

3 社債権者集会の議事録は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならない。

一 社債権者集会が開催された日時及び場所

二 社債権者集会の議事の経過の要領及びその結果

三 法第六十一条の八第二項において準用する会社法第七百二十九条第一項（社債発行会社の代表者の出席等）の規定により社債権者集会において述べられた意見があるときは、その意見の内容の概要

四 社債権者集会に出席した社債を発行した相互会社の代表者又は社債管理者の氏名又は名称

五 社債権者集会の議長が存するときは、議長の氏名

六 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名又は名称

第四款 事業の譲渡等

（総資産額）

第三十二条 法第六十二条の二第一項第二号に規定する内閣府令で定める方法は、算定基準日（同号に規定する譲渡に係る契約を締結した日（当該契約により当該契約を締結した日と異なる時（当該契約を締結した日後から当該譲渡の効力が生ずる時の直前までの間の時に限る。）を定めた場合にあつては、当該時）をいう。以下この条において同じ。）

（新設）

（新設）

（相互会社の貸借対照表等の様式）

第三十二条 法第五十九条第一項において準用する商法第二百八十一条第一項（計算書類及びその附属明細書の作成）の相互会社の貸借対照表、損益計算書、事業報告書及び附属明細書は、それぞれ別紙様式第十二号（少額短期保険業者にあつては、別紙様式第十六号の十六）（特定取引勘定設置会社にあつては、別紙様式第十二号の二）第四、第五、

における第一号から第七号までに掲げる額の合計額をもって相互会社の総資産額とする方法とする。

一 基金の額

二 基金償却積立金の額

三 再評価積立金の額

四 剰余金の額

五 最終事業年度の末日（最終事業年度がない場合にあつては、相互会社の成立の日。

以下この条及び次条において同じ。）における評価・換算差額等に係る額

六 最終事業年度の末日において負債の部に計上した額

七 最終事業年度の末日後に吸収合併による他の会社の事業に係る権利義務の承継又は他の会社（外国会社及び外国相互会社を含む。）の事業の全部の譲受けをしたときは、これらの行為により承継又は譲受けをした負債の額

2 前項の規定にかかわらず、算定基準日において法第六十二条の二第一項第二号に規定する譲渡をする相互会社が清算相互会社（法第八十条の二に規定する清算相互会社をいう。次条において同じ。）である場合における同号に規定する内閣府令で定める方法は、法第八十条の十七において準用する会社法第四百九十二条第一項（財産目録等の作成等）の規定により作成した貸借対照表の資産の部に計上した額をもって相互会社の総資産額とする方法とする。

（純資産額）

第三十二条の二 法第六十二条の二第一項第四号ロに規定する内閣府令で定める方法は、算定基準日（同号に規定する取得に係る契約を締結した日（当該契約により当該契約を締結した日と異なる時（当該契約を締結した日後から当該取得の効力が生ずる時の直前までの間の時に限る。）を定めた場合にあつては、当該時）をいう。以下この条において同じ。）における第一号から第五号までに掲げる額の合計額をもって相互会社の純資産額とする方法とする。

第一及び第二に準じて、法第八十三条第一項において準用する商法第四百十九条第一項（会社財産調査報告の義務）及び第四百二十条第一項（計算書類等の監査等）の相互会社の貸借対照表及び附属明細書は、それぞれ別紙様式第十二号（少額短期保険業者にあつては、別紙様式第十六号の十六）（特定取引勘定設置会社にあつては、別紙様式第十二号の二）第四及び第二に準じて、法第八十三条第一項において準用する商法第四百三十条第二項（清算に関する準用規定）において準用する同法第二百八十三条第五項（計算書類の公告）に規定する相互会社が公告しなければならない貸借対照表の要旨は、別紙様式第十一号（少額短期保険業者にあつては、別紙様式第十一号の八）（特定取引勘定設置会社にあつては、別紙様式第十一号の二）第一の貸借対照表の要旨に準じて作成しなければならない。

（貸借対照表等の情報を電磁的方法により提供する措置を行うための電磁的方法）

第三十二条の二 法第五十九条第一項において準用する商法特例法第十六条第五項（法第五十二条の三第二項において準用する商法特例法第二十一条の三十一第三項において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定める電磁的方法は、第二十二条の二第一項第一号に掲げる方法のうち、相互会社の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて情報の提供を受ける者の閲覧に供し、当該情報の提供を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記

一 基金の額

二 基金償却積立金の額

三 再評価積立金の額

四 剰余金の額

五 最終事業年度の末日における評価・換算差額等に係る額

2| 前項の規定にかかわらず、算定基準日において法第六十二条の二第一項第四号に規定する取得をする相互会社が清算相互会社である場合における同号ロに規定する内閣府令で定める方法は、法第八十条の十七において準用する会社法第四百九十二条第一項（財産目録等の作成等）の規定により作成した貸借対照表の資産の部に計上した額から負債の部に計上した額を減じて得た額（当該額が五百万円を下回る場合にあっては、五百万円）をもつて相互会社の純資産額とする方法とする。

（削る）

（削る）

（削る）

（削る）

録する方法であつて、インターネットに接続された自動公衆送信装置を使用するものとする。

2| 前項の規定は、法第八十三条第一項において商法第四百三十条第二項において準用する同法第二百八十三条第七項の規定を準用する場合について準用する。

第三款 財産の評価

（財産の評価）

第三十二条の三 相互会社の会計帳簿に記載すべき財産に付すべき価額については、この款の定めるところによる。

（流動資産の評価）

第三十二条の四 流動資産については、その取得価額又は製作価額を付さなければならない。ただし、時価が取得価額又は製作価額より著しく低いときは、その価格が取得価額又は製作価額まで回復すると認められる場合を除き、時価を付さなければならない。

2| 前項の規定は、時価が取得価額又は製作価額より低いときは時価を付するものとすることを妨げない。

（固定資産の評価）

第三十二条の五 固定資産については、その取得価額又は製作価額を付し、毎決算期にお

いて相当の償却をしなければならない。ただし、予測することができない減損が生じたときは、相当の減額をしなければならない。

（金銭債権の評価）

第三十二条の六 金銭債権については、その債権金額を付さなければならない。ただし、債権金額より高い代金で買い入れたときは相当の増額を、債権金額より低い代金で買い入れたときその他相当の理由があるときは相当の減額をすることができる。

2| 前項の場合において、金銭債権につき取立不能のおそれがあるときは、取り立てることができない見込額を控除しなければならない。

3| 市場価格のある金銭債権については、第一項の規定にかかわらず、時価を付するものとすることができる。

（社債その他の債券の評価）

第三十二条の七 社債については、その取得価額を付さなければならない。ただし、その取得価額が社債の金額と異なるときは、相当の増額又は減額をすることができる。

2| 第三十二条の四第一項ただし書及び第二項並びに前条第三項の規定は市場価格のある社債について、同条第二項の規定は市場価格のない社債について、それぞれ準用する。

3| 前二項の規定は、国債、地方債その他の債券について準用する。

（株式その他の出資の評価）

第三十二条の八 株式については、その取得価額を付さなければならない。

2| 第三十二条の四第一項ただし書の規定は市場価格のある株式について、同条第二項及び第三十二条の六第三項の規定は市場価格のある株式であつて子会社の株式以外のものについて、それぞれ準用する。

3| 市場価格のない株式については、その発行会社の資産状態が著しく悪化したときは、

（削る）

（削る）

（削る）

相当の減額をしなければならない。

4| 第一項及び前項の規定は、有限会社の社員の持分その他出資による持分について準用する。

(のれんの評価)

第三十二条の九 のれんは、有償で譲り受け又は合併により取得した場合に限り、貸借対照表の資産の部に計上することができる。この場合においては、その取得価額を付し、その取得の後五年以内に、毎決算期において均等額以上の償却をしなければならない。

第四款 貸借対照表の記載事項

(研究費及び開発費)

第三十二条の十 次に掲げる目的のために特別に支出した金額は、貸借対照表の資産の部に計上することができる。この場合においては、その支出の後五年以内に、毎決算期において均等額以上の償却をしなければならない。

- 一 新製品又は新技術の研究
- 二 新技術又は新経営組織の採用
- 三 資源の開発
- 四 市場の開拓

(基金募集費)

第三十二条の十一 基金を募集したときは、その募集のために必要な費用の額は、貸借対照表の資産の部に計上することができる。この場合においては、その募集の後三年以内に、毎決算期において均等額以上の償却をしなければならない。

(社債発行費)

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

第三十二条の十二 社債を発行したときは、その発行のために必要な費用の額は、貸借対照表の資産の部に計上することができる。この場合においては、その発行の後三年以内（三年以内に社債償還の期限が到来するときは、その期限内）に、毎決算期において均等額以上の償却をしなければならない。

(削る)

(社債発行差金)

第三十二条の十三 社債権者に償還すべき金額の総額が社債の募集によって得た実額を超えるときは、その差額は、貸借対照表の資産の部に計上することができる。この場合においては、社債償還の期限内に、毎決算期において均等額以上の償却をしなければならない。

(削る)

(引当金)

第三十二条の十四 特定の支出又は損失に備えるための引当金は、その事業年度の費用又は損失とすることを相当とする額に限り、貸借対照表の負債の部に計上することができる。

(削る)

第五款 連結子会社等

(削る)

(連結子会社)

第三十二条の十五 法第五十九条第一項において準用する商法特例法第一条の二第四項に規定する内閣府令で定める会社その他の団体は、同項の相互会社の子法人等（令第二条の三第二項に規定する子法人等をいう。）のうち子会社以外のものをいう。

(削る)

(連結計算書類)

第三十二条の十六 法第五十九条第一項において準用する商法特例法第十九条の二第二項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 連結貸借対照表

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

二 連結損益計算書

2| 前項各号に規定する連結貸借対照表及び連結損益計算書は、それぞれ別紙様式第十二号の三第二の二及び三（少額短期保険業者にあつては、別紙様式第十二号の三第二の四）に準じて作成しなければならない。

第六款 相互会社における連結計算書類の監査等

(監査の方法等)

第三十二条の十七 法第五十九条第一項において準用する商法特例法第十九条の二第三項の規定により受けるべき監査及び同条第四項の規定による監査の結果の報告は、この款の定めるところによる。

(連結計算書類の提出期限)

第三十二条の十八 取締役は、定時社員総会（総代会を設けているときは、定時総代会。以下この款において同じ。）の会日の六週間前までに、連結計算書類（法第五十九条第一項において準用する商法特例法第十九条の二第一項に規定する連結計算書類をいう。以下この款において同じ。）を監査役会及び会計監査人に提出しなければならない。

2| 商法第二百八十一条ノ二第三項及び第四項（計算書類等の監査役への提出時期）の規定は、前項の規定による連結計算書類の提出について準用する。この場合において、同法第二百八十一条ノ二第四項中「監査役」とあるのは、「監査役会又ハ会計監査人」と読み替えるものとする。

(会計監査人の監査報告書)

第三十二条の十九 会計監査人は、前条第一項の規定により連結計算書類を受領した日から四週間以内に、監査報告書を監査役会及び取締役提出しなければならない。

2| 前項の監査報告書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 監査の方法の概要

- 二 連結計算書類が法令及び定款に従い連結計算書類作成相互会社（第三十二条の十六第一項に規定するものを作成すべき相互会社をいう。以下この款において同じ。）及びその子法人等（令第二条の第三第二項に規定する子法人等をいう。以下この款において同じ。）から成る企業集団の財産及び損益の状態を正しく示しているときは、その旨
- 三 連結計算書類が法令又は定款に違反し連結計算書類作成相互会社及びその子法人等から成る企業集団の財産及び損益の状態を正しく示していないときは、その旨及び事由

- 四 連結計算書類の作成に関する会計方針の変更が相当かどうか、及びその理由
- 五 法第五十九条第一項において準用する商法特例法第七条第三項（会計監査人の権限等）の規定により子会社若しくは連結子会社（法第五十九条第一項において準用する商法特例法第一条の二第四項に規定する連結子会社をいう。以下この款において同じ。）に対して会計に関する報告を求め、又は子会社若しくは連結子会社の業務及び財産の状況を調査したときは、その方法及び結果（連結計算書類に関するものに限る。）
- 六 監査のために必要な調査をすることができなかったときは、その旨及び理由

- 七 連結会社（連結計算書類作成相互会社及び連結の範囲に含まれる子法人等をいう。次条において同じ。）並びに持分法が適用される非連結子法人等（連結の範囲から除かれる子法人等をいう。次条において同じ。）及び関連会社の翌連結会計年度（第三十二条の十六第一項各号に規定する連結貸借対照表及び連結損益計算書の作成に係る期間をいう。次条において同じ。）以降の財産及び損益の状態に重要な影響を及ぼす事実であつて連結決算期後に生じたものについて、連結貸借対照表又は連結損益計算書に注記（事業報告書への記載を含む。）があるときはその旨、連結計算書類作成相互会社又はその子法人等の取締役、執行役その他業務を執行する役員から報告があつたときはその事実

- 3| 監査役は、会計監査人に対して、第二項の監査報告書につき説明を求めることができる。

- 4| 第一項の監査報告書には、その記載すべき事項ごとに監査の方法及び結果を正確に示すよう明瞭に記載しなければならない。

5| 監査の方法の概要は、監査の信頼性を正確に判断することができるよう記載しなければならぬ。

6| 商法第二百八十一条第三項（計算書類及びその附属明細書の作成）の規定は第一項の監査報告書の作成について、同法第二百八十一条ノ二第三項及び第四項（計算書類等の監査役への提出時期）の規定は第一項の監査報告書の提出について、それぞれ準用する。この場合において、同法第二百八十一条第三項並びに第二百八十一条ノ二第三項及び第四項中「取締役」とあるのは「会計監査人」と、同項中「監査役」とあるのは「監査役会又ハ取締役」と読み替えるものとする。

（監査役会の監査報告書）

第三十二条の二十 監査役は、前条第一項の監査報告書の調査その他の監査（連結計算書類に関するものに限る。）を終えたときは、監査役会に対し、第三項各号に掲げる事項について報告しなければならない。

2| 監査役会は、前条第一項の監査報告書を受領した日から一週間以内に、監査報告書を作成した上、これを取締役に提出し、かつ、その謄本を会計監査人に交付しなければならない。

3| 前項の規定により監査役会が作成すべき監査報告書には、第一項の規定による監査役の報告に基づき、次に掲げる事項を記載しなければならない。この場合において、監査役は、当該監査報告書に自己の意見を付記することができる。

一 会計監査人の連結計算書類についての監査の方法及び結果を相当であると認めたと
きは、その旨

二 会計監査人の連結計算書類についての監査の方法又は結果を相当でないと認めたと
きは、その旨及び理由並びに監査役の監査の方法の概要又は結果

三 法第五十三条第二項において準用する商法第二百七十四条ノ三第一項（監査役による子会社の調査等）又は法第五十九条第一項において準用する商法特例法第十九条の
三第一項（監査役による連結子会社の調査等）の規定により子会社若しくは連結子会

社に対して会計に関する報告を求め、又は子会社若しくは連結子会社の業務及び財産の状況を調査したときは、その方法及び結果（連結計算書類に関するものに限る。）

四 監査のために必要な調査をすることができなかったときは、その旨及び理由

五 連結会社並びに持分法が適用される非連結子法人等及び関連会社の翌連結会計年度以降の財産及び損益の状態に重要な影響を及ぼす事実であつて連結決算期後に生じたものについて連結計算書類作成相互会社又はその子法人等の取締役、執行役その他業務を執行する役員から報告があつたときは、その事実（前条第一項の監査報告書に記載があるものを除く。）

4 前条第四項及び第五項並びに商法第二百八十一条第三項（計算書類及びその附属明細書の作成）の規定は前項の監査報告書の作成について、同法第二百八十一条ノ二第三項及び第四項（計算書類等の監査役への提出時期）の規定は前項の監査報告書の提出又はその謄本の交付について、それぞれ準用する。この場合において、同法第二百八十一条第三項並びに第二百八十一条ノ二第三項及び第四項中「取締役」とあるのは「監査役会」と、同項中「監査役」とあるのは「取締役又ハ会計監査人」と読み替えるものとする。

（期限についての合意）

第三十二条の二十一 第三十二条の十八第一項、第三十二条の十九第一項及び前条第二項の規定にかかわらず、取締役、監査役会及び会計監査人は、次に掲げる期限についての合意をすることができる。

一 取締役が連結計算書類を監査役会及び会計監査人に提出すべき期限

二 会計監査人が第三十二条の十九第一項の監査報告書を監査役会及び取締役に提出すべき期限

三 監査役会が前条第二項の監査報告書を取締役に提出し、かつ、その謄本を会計監査人に交付すべき期限

（監査結果の報告）

（削る）

(削る)

第五款 雑則

(登記に関する事項)

第三十五条の二 次の各号に掲げる規定に規定する内閣府令で定めるものは、当該各号に定める行為をするために使用する自動公衆送信装置のうち当該行為をするための用に供する部分をインターネットにおいて識別するための文字、記号その他の符号又はこれらの結合であつて、情報の提供を受ける者がその使用に係る電子計算機に入力することによつて当該情報の内容を閲覧し、当該電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録することができるものとする。

一 法第六十四条第二項第十六号 法第五十四条の七第三項の規定による措置

二 法第六十四条第二項第十八号イ 相互会社が行う電子公告

2 法第六十四条第二項第十八号に規定する場合には、同号イに掲げる事項であつて、決算公告（法第五十四条の七第一項の規定による公告をいう。以下この項において同じ。）の内容である情報の提供を受けるものを、当該事項であつて決算公告以外の公告の内容である情報の提供を受けるものと別に登記することができる。

第三節 組織変更

第一款 株式会社から相互会社への組織変更

(株式会社から相互会社への組織変更に係る組織変更計画)

第三十六条 法第六十九条第四項第五号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 組織変更後相互会社（法第六十九条第四項第一号に規定する組織変更後相互会社を

第三十二条の二十二 相互会社の定時社員総会においては、第三十二条の十九第二項各号に掲げる事項及び第三十二条の二十第三項各号に掲げる事項についての監査報告書の概要を報告しなければならない。

第七款 雑則

(新設)

第三節 組織変更

第一款 株式会社から相互会社への組織変更

(株式会社から相互会社への組織変更に係る組織変更計画書の記載事項)

第三十六条 法第六十九条第四項第五号に規定する内閣府令で定める事項は、組織変更後の相互会社の任意積立金の額とする。

(新設)

いう。以下同じ。）の目的、名称及び主たる事務所の所在地

二 前号に掲げるもののほか、組織変更後相互会社の定款で定める事項

三 組織変更後相互会社の取締役の氏名

四 次のイからハまでに掲げる場合の区分に応じ、当該イからハまでに定める事項

イ 組織変更後相互会社が会計参与設置会社である場合 組織変更後相互会社の会計参与の氏名又は名称

ロ 組織変更後相互会社が監査役設置会社である場合 組織変更後相互会社の監査役の氏名

ハ 組織変更後相互会社が会計監査人設置会社である場合 組織変更後相互会社の会計監査人の氏名又は名称

五 組織変更後相互会社が組織変更の際して組織変更をする株式会社の株主に対してその株式に代わる金銭を交付するときは、当該金銭の額又はその算定方法

六 前号に規定する場合には、組織変更をする株式会社の株主（組織変更をする株式会社を除く。）に対する前号の金銭の割当てに関する事項

七 組織変更をする株式会社が新株予約権を発行しているときは、組織変更後相互会社が組織変更の際して当該新株予約権の新株予約権者に対して交付する当該新株予約権に代わる金銭の額又はその算定方法

八 前号に規定する場合には、組織変更をする株式会社の株主の新株予約権者に対する同号の金銭の割当てに関する事項

九 組織変更後相互会社の任意積立金の額

（組織変更をする株式会社の事前開示事項）

第三十六条の二 法第六十九条の二第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

（削る）

一 組織変更に関する議案の内容

（削る）

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

（株式会社から相互会社への組織変更に係る備置書類）

第三十六条の二 法第六十九条の二第一項に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 組織変更計画書

二 組織変更に関する議案

三 組織変更後の相互会社の定款

二 前条第五号及び第六号に掲げる事項についての定め（当該定めがない場合にあつては、当該定めがないこと）の相当性に関する事項

三 法第六十九条第四項第一号の基金の総額及び同条第二号の準備金の額の相当性に関する事項

四 組織変更をする株式会社が新株予約権を発行しているときは、前条第七号及び第八号に掲げる事項についての定め（当該事項についての定めとして、全部又は一部の新株予約権の新株予約権者に対して交付する金銭の額を零と定めた場合における当該定めを含む。）の相当性に関する事項

五 組織変更をする株式会社（清算株式会社を除く。）の計算書類等（株式会社にあつては各事業年度に係る計算書類（会社法第四百三十五条第二項（法第十三条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する計算書類をいう。）及び事業報告（監査報告又は会計監査報告を含む。）をいい、相互会社にあつては各事業年度に係る計算書類（法第五十四条の三第二項に規定する計算書類をいう。）及び事業報告（監査報告又は会計監査報告を含む。）をいう。以下この節並びに第八章第二節及び第三節において同じ。）についての次に掲げる事項

イ 最終事業年度に係る計算書類等（最終事業年度がない場合にあつては、組織変更をする株式会社の成立の日における貸借対照表）の内容

ロ 最終事業年度の末日（最終事業年度がない場合にあつては、組織変更をする株式会社の成立の日。ハにおいて同じ。）後の日を臨時決算日（二以上の臨時決算日がある場合にあつては、最も遅いもの）とする臨時計算書類等（会社法第四百四十一条第一項に規定する臨時計算書類（監査報告又は会計監査報告を含む。）をいう。以下同じ。）があるときは、当該臨時計算書類等の内容

ハ 最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容（組織変更計画備置開始日（法第六十九条の二第二項に規定する組織変更計画備置開始日をいう。以下この款において同じ。）後組織変更の効力が生ずる日までの間に新たな最終事業年度が存することとなる場合にあつては、当該新たな最終事業年度の末日後に生じた事象

四 株主に対する補償に関する事項について、その理由を記載した書面

（新設）

（新設）

五 最終の貸借対照表及び損益計算書

の内容に限る。)

六 組織変更をする株式会社(清算株式会社に限る。)が会社法第四百九十二条第一項の規定により作成した貸借対照表

七 組織変更後相互会社の債務(法第七十条第一項の規定により組織変更について異議を述べることが出来る保険契約者その他の債権者に対して負担する債務(保険契約者その他保険契約に係る権利を有する者の当該権利(保険金請求権等を除く。)に係る債務を除く。)に限る。)の履行の見込みに関する事項

八 組織変更計画備置開始日後、前各号に掲げる事項に変更が生じたときは、変更後の当該事項

(組織変更後相互会社の事後開示事項)

第三十六条の三 法第六十九条の二第四項に規定する内閣府令で定める事項は、前条各号に掲げる事項とする。

(計算書類に関する事項)

第三十六条の四 法第七十条第二項第三号に規定する内閣府令で定めるものは、同項の規定による公告の日における次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

- 一 最終事業年度に係る貸借対照表又はその要旨につき組織変更をする株式会社が法第十三条の規定により読み替えて適用する会社法第四百四十条第一項の規定又は同条第二項の規定により公告をしている場合 次に掲げるもの
- イ 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙で公告をしているときは、当該日刊新聞紙の名称、日付及び当該公告が掲載されている頁

(新設)

(新設)

(新設)

(電磁的記録に記録された情報の内容を表示する方法)

第三十六条の三 法第六十九条の二第三項第三号(法第八十一条第三項、第八十六条の二第二項、第五百五十六条の二第二項、第六百六十五条の二第二項、第六百六十六条第六項、第六百七十三条の三第二項及び第六百七十三条の四第六項において準用する場合を含む。)に規定する内閣府令で定める方法は、当該電磁的記録に記録された情報の内容を紙面又は出力装置の映像面に表示する方法とする。

(電磁的記録に記録された情報を提供するための電磁的方法)

第三十六条の四 法第六十九条の二第三項第四号(法第八十一条第三項、第八十六条の二第二項、第五百五十六条の二第二項、第六百六十五条の二第二項、第六百六十六条第六項、第六百七十三条の三第二項及び第六百七十三条の四第六項において準用する場合を含む。)に規定する内閣府令で定める電磁的方法は、第二十一条の二第一項各号に掲げるもののうち、相互会社が定めるものとする。

ロ 電子公告により公告をしているときは、会社法第九百十一条第三項第二十九号イに掲げる事項

二 最終事業年度に係る貸借対照表につき組織変更をする株式会社が会社法第四百四十条第三項に規定する措置を執っている場合 同法第九百十一条第三項第二十七号に掲げる事項

三 組織変更をする株式会社が会社法第四百四十条第四項に規定する株式会社である場合において、当該株式会社が証券取引法第二十四条第一項の規定により最終事業年度に係る有価証券報告書を提出しているとき その旨

四 組織変更をする株式会社が会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十七年法律第八十七号）第二十八条の規定により会社法第四百四十条の規定が適用されないものである場合 その旨

五 組織変更をする株式会社につき最終事業年度がない場合 その旨

六 組織変更をする株式会社が清算株式会社である場合 その旨

七 前各号に掲げる場合以外の場合 最終事業年度に係る別紙様式第十一号（少額短期保険業者にあつては、別紙様式第十一号の八）（特定取引勘定設置会社にあつては、別紙様式第十一号の二）に定める貸借対照表の要旨の内容

（株式会社から相互会社への組織変更に係る公告事項）

第三十六条の五 法第七十条第二項第五号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 組織変更後相互会社の基金の総額

二 株主及び新株予約権者に対する補償に関する事項

三 （略）

（保険契約に係る債権の額）

第三十七条 法第七十条第七項に規定する内閣府令で定める金額は、生命保険会社にあつては第一号に掲げる金額とし、損害保険会社にあつては第二号及び第三号に掲げる金額の合計額とし、少額短期保険業者にあつては第二号に掲げる金額とする。

第三十六条の五 法第七十条第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 組織変更後の相互会社の基金の総額

二 株主に対する補償に関する事項

三 （略）

（保険契約に係る債権の額）

第三十七条 法第七十条第二項において準用する法第十七条第四項に規定する内閣府令で定める金額は、生命保険会社にあつては第一号に掲げる金額とし、損害保険会社にあつては第二号及び第三号に掲げる金額の合計額とし、少額短期保険業者にあつては第二号

一 法第七十条第二項の公告（以下この条において「公告」という。）の時ににおいて被保険者のために積み立てるべき金額

二・三 （略）

（招集の決定事項）

第三十八条 法第七十四条第三項において読み替えて準用する会社法第六十七条第一項第五号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 法第七十四条第三項において読み替えて準用する会社法第六十七条第一項第一号に規定する保険契約者総会の場所が過去に開催した株主総会のいずれの場所とも著しく離れた場所であるとき（次に掲げる場合を除く。）は、その場所を決定した理由

イ 当該場所が組織変更をする株式会社の子会社として組織変更をする株式会社の定款で定められたもの又は法第六十九条第一項の決議で定められたものである場合

ロ 当該場所で開催することについて保険契約者総会に出席しない保険契約者全員の同意がある場合

二 法第七十四条第三項において準用する会社法第六十七条第一項第三号又は第四号に掲げる事項を定めたときは、次に掲げる事項（法第六十九条第一項の決議にロからニまでに掲げる事項についての定めがある場合における当該事項を除く。）

イ 次条第一項の規定により保険契約者総会参考書類（法第七十四条第三項において読み替えて準用する会社法第七十条第一項に規定する保険契約者総会参考書類をいう。以下この款において同じ。）に記載すべき事項

ロ 特定の時（保険契約者総会の日時以前の時であつて、法第七十四条第三項において準用する会社法第六十八条第一項の規定により通知を発した時から二週間を経過した時以後の時に限る。）をもって書面による議決権の行使の期限とする旨を定めるときは、その特定の時

ハ 特定の時（保険契約者総会の日時以前の時であつて、法第七十四条第三項におい

に掲げる金額とする。

一 法第七十条第一項の公告（以下この条において「公告」という。）の時ににおいて被保険者のために積み立てるべき金額

二・三 （略）

（異議の催告をすることを要しない債権者）

第三十八条 令第九条第三号に規定する内閣府令で定める債権者は、保護預り契約に係る債権者とする。

て準用する会社法第六十八条第一項の規定により通知を発した時から二週間を経過した時以後の時に限る。」をもって電磁的方法による議決権の行使の期限とする旨を定めるときは、その特定の時

二 各議案についての賛否を記載する欄に記載がない議決権行使書面（法第七十四条第三項において準用する会社法第七十条第一項に規定する議決権行使書面をいう。以下この条及び次条において同じ。）が組織変更をする株式会社提出された場合における各議案についての賛成、反対又は棄権のいずれかの意思の表示があつたものとする取扱いを定めるときは、その取扱いの内容

ホ 保険契約者総会参考書類に記載すべき事項（次に掲げるものを除く。）に係る情報を、保険契約者総会に係る招集通知を発出する時から当該保険契約者総会の日から三月が経過する日までの間、継続して電磁的方法により保険契約者が提供を受けることができる状態に置く措置をとることにより保険契約者に対して提供する保険契約者総会参考書類に記載しないものとする事項

(1) 議案

(2) 第二十九条の二第三項第一号から第十四号までに掲げる事項を保険契約者総会参考書類に記載することとしている場合における当該事項

(3) ヘの規定により保険契約者総会参考書類に記載すべき事項

(4) 保険契約者総会参考書類に記載すべき事項（②及び③に掲げるものを除く。）につきホの措置をとることについて監査役又は監査委員会が異議を述べている場合における当該事項

ヘ ホの場合には、保険契約者に対して提供する保険契約者総会参考書類に、ホの措置をとるために使用する自動公衆送信装置のうち当該措置をとるための用に供する部分をインターネットにおいて識別するための文字、記号その他の符号又はこれらの結合であつて、情報の提供を受ける者がその使用に係る電子計算機に入力することによつて当該情報の内容閲覧し、当該電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録することができるものを記載しなければならない。

三 法第七十四条第三項において準用する会社法第六十七条第一項第三号及び第四号に

掲げる事項を定めたときは、次に掲げる事項（法第六十九条第一項の決議にイ又はロに掲げる事項についての定めがある場合における当該事項を除く。）

イ 法第七十四条第三項において読み替えて準用する会社法第六十八条第三項の承諾をした保険契約者の請求があつた時に当該保険契約者に対して法第七十四条第三項において準用する会社法第七十条第一項の規定による議決権行使書面の交付（当該交付に代えて行ふ法第七十四条第三項において準用する会社法第七十条第二項の規定による電磁的方法による提供を含む。）をすることとするときは、その旨

ロ 一の保険契約者が同一の議案につき法第七十四条第三項において準用する会社法第七十五条第一項又は第七十六条第一項の規定により重複して議決権を行使した場合において、当該同一の議案に対する議決権の行使の内容が異なるものであるときにおける当該保険契約者の議決権の行使の取扱いに関する事項を定めるときは、その事項

四 法第七十四条第三項において準用する会社法第七十四条第一項の規定による代理人による議決権の行使について、代理権（代理人の資格を含む。）を証明する方法、代理人の数その他代理人による議決権の行使に関する事項を定めるとき（当該事項について法第六十九条第一項の決議があつた場合を除く。）は、その事項

五 第二号に規定する場合以外の場合においては、次に掲げる事項に係る議案の概要

イ 役員等の選任

ロ 定款の変更

（保険契約者総会参考書類等）

第三十八条の二 法第七十四条第三項において読み替えて準用する会社法第七十条第一項又は第七十一条第一項（創立総会参考書類及び議決権行使書面の交付等）の規定により交付すべき保険契約者総会参考書類は、別紙様式第六号に準じて作成しなければならない。

2| 法第七十四条第三項において準用する会社法第七十条第一項の規定により交付すべき議決権行使書面は、別紙様式第七号に準じて作成しなければならない。

（保険契約者総会における参考書類等の様式）

第三十八条の二 法第七十三条第三項において準用する商法第八十条第三項において準用する同法第二百三十九条ノ二第二項及び第二百三十九条ノ三第二項（株主総会の招集の通知に際しての参考書類の交付等）に規定する保険契約者総会の招集の通知に際して交付しなければならない議決権の行使について参考となるべき事項を記載した書類は、別紙様式第六号に準じて作成しなければならない。

2| 法第七十三条第三項において準用する商法第八十条第三項において準用する同法第二百三十九条ノ二第四項（議決権を行使するための書面）に規定する議決権を行使する

3| 法第七十四条第三項において準用する会社法第七十一条第三項又は第四項の規定により電磁的方法により提供すべき議決権行使書面に記載すべき事項は、別紙様式第七号に定めるところによる。

(書面による議決権行使の期限)

第三十八条の三 法第七十四条第三項において読み替えて準用する会社法第七十五条第一項に規定する内閣府令で定める時は、保険契約者総会の日時の直前の営業時間の終了時(第三十八条第二号ロに掲げる事項についての定めがある場合にあつては、同号ロの特定の時)とする。

(電磁的方法による議決権行使の期限)

第三十八条の四 法第七十四条第三項において読み替えて準用する会社法第七十六条第一項に規定する内閣府令で定める時は、保険契約者総会の日時の直前の営業時間の終了時(第三十八条第二号ハに掲げる事項についての定めがある場合にあつては、同号ハの特定の時)とする。

(組織変更をする株式会社の説明義務)

第三十八条の五 法第七十四条第三項において読み替えて準用する会社法第七十八条に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 保険契約者が説明を求めた事項について説明をするために調査をすることが必要である場合(次に掲げる場合を除く。)

イ 当該保険契約者が保険契約者総会の日より相当の期間前に当該事項を組織変更をする株式会社に対して通知した場合

ロ 当該事項について説明をするために必要な調査が著しく容易である場合

二 保険契約者が説明を求めた事項について説明をすることにより組織変更をする株式会社その他の者(当該保険契約者を除く。)の権利を侵害することとなる場合

三 保険契約者が当該保険契約者総会において実質的に同一の事項について繰り返し説明を求める場合

ための書面は、別紙様式第七号に準じて作成しなければならない。

(新設)

(新設)

(新設)

四 前三号に掲げる場合のほか、保険契約者が説明を求めた事項について説明をしないことにつき正当な理由がある場合

（保険契約者総会の議事録）

第三十八条の六 法第七十四条第三項において読み替えて準用する会社法第八十一条第一項の規定による保険契約者総会の議事録の作成については、この条の定めるところによる。

2 保険契約者総会の議事録は、書面又は電磁的記録をもって作成しなければならない。

3 保険契約者総会の議事録は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならない。

一 保険契約者総会が開催された日時及び場所（当該場所に存しない取締役、執行役、会計参与、監査役、会計監査人又は保険契約者が保険契約者総会に出席をした場合における当該出席の方法を含む。）

二 保険契約者総会の議事の経過の要領及びその結果

三 保険契約者総会に出席した取締役、執行役、会計参与、監査役又は会計監査人の氏名又は名称

四 保険契約者総会の議長が存するときは、議長の氏名

五 議事録の作成に係る職務を行った取締役の氏名

（保険契約者総代会に関する決議事項）

第三十九条 法第七十七条第二項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 四 （略）

（保険契約に係る債権の額）

第四十条 法第七十七条第五項に規定する内閣府令で定める金額は、生命保険会社にあつては第一号に掲げる金額とし、損害保険会社にあつては第二号及び第三号に掲げる金額

（新設）

（保険契約者総代会に関する決議事項）

第三十九条 法第七十六条第二項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 四 （略）

（保険契約に係る債権の額）

第四十条 法第七十六条第四項において準用する法第十七条第四項に規定する内閣府令で定める金額は、生命保険会社にあつては第一号に掲げる金額とし、損害保険会社にあつ

の合計額とし、少額短期保険業者にあつては第二号に掲げる金額とする。

一 法第七十七条第四項の公告（以下この条において「公告」という。）の時ににおいて被保険者のために積み立てるべき金額

二・三 （略）

（招集の決定事項）

第四十条の二 法第七十七条第六項において読み替えて準用する法第七十四条第三項において準用する会社法第六十七条第一項第五号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 法第七十七条第六項において読み替えて準用する法第七十四条第三項において準用する会社法第六十七条第一項第一号に規定する保険契約者総代会の場所が過去に開催した株主総会のいずれの場所とも著しく離れた場所であるとき（次に掲げる場合を除く。）は、その場所を決定した理由

イ 当該場所が組織変更をする株式会社の株主総会の場所として組織変更をする株式会社の定款で定められたもの又は法第七十七条第一項の決議で定められたものである場合

ロ 当該場所で開催することについて保険契約者総代会に出席しない総代全員の同意がある場合

二 法第七十七条第六項において準用する法第七十四条第三項において準用する会社法第六十七条第一項第三号又は第四号に掲げる事項を定めたときは、次に掲げる事項（法第七十七条第一項の決議にロからニまでに掲げる事項についての定めがある場合又はこれらの事項の決定を取締役に委任する旨を決定した場合における当該事項を除く。）

イ 次条第一項の規定により保険契約者総代会参考書類（法第七十七条第六項において読み替えて準用する法第七十四条第三項において準用する会社法第七十条第一項に規定する保険契約者総代会参考書類をいう。以下この款において同じ。）に記載すべき事項

ては第二号及び第三号に掲げる金額の合計額とし、少額短期保険業者にあつては第二号に掲げる金額とする。

一 法第七十六条第三項の公告（以下この条において「公告」という。）の時ににおいて被保険者のために積み立てるべき金額

二・三 （略）

（新設）

ロ 特定の時（保険契約者総代会の日時以前の時であつて、法第七十七条第六項において準用する法第七十四条第三項において準用する会社法第六十八条第一項の規定により通知を發した時から一週間を経過した時以後の時に限る。）をもつて書面による議決権の行使の期限とする旨を定めるときは、その特定の時

ハ 特定の時（保険契約者総代会の日時以前の時であつて、法第七十七条第六項において準用する法第七十四条第三項において準用する会社法第六十八条第一項の規定により通知を發した時から一週間を経過した時以後の時に限る。）をもつて電磁的方法による議決権の行使の期限とする旨を定めるときは、その特定の時

ニ 各議案についての賛否を記載する欄に記載がない議決権行使書面（法第七十七条第六項において準用する法第七十四条第三項において準用する会社法第七十条第一項に規定する議決権行使書面をいう。以下この条及び次条において同じ。）が組織変更をする株式会社提出された場合における各議案についての賛成、反対又は棄権のいずれかの意思の表示があつたものとする取扱いを定めるときは、その取扱いの内容

ホ 保険契約者総代会参考書類に記載すべき事項（次に掲げるものを除く。）に係る情報を、保険契約者総代会に係る招集通知を發出する時から当該保険契約者総代会の日から三月が経過する日までの間、継続して電磁的方法により総代が提供を受けることができる状態に置く措置をとることにより総代に対して提供する保険契約者総代会参考書類に記載しないものとする事項

(1) 議案

(2) 第二十九条の二第三項第一号から第十四号までに掲げる事項を保険契約者総代会参考書類に記載することとしている場合における当該事項

(3) への規定により保険契約者総代会参考書類に記載すべき事項

(4) 保険契約者総代会参考書類に記載すべき事項（②及び③に掲げるものを除く。）につきホの措置をとることについて監査役又は監査委員会が異議を述べている場合における当該事項

ヘ ホの場合には、総代に対して提供する保険契約者総代会参考書類に、ホの措置をとるために使用する自動公衆送信装置のうち当該措置をとるための用に供する部分

をインターネットにおいて識別するための文字、記号その他の符号又はこれらの結合であつて、情報の提供を受ける者がその使用に係る電子計算機に入力することによつて当該情報の内容を閲覧し、当該電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録することができるものを記載しなければならない。

三 法第七十七条第六項において準用する法第七十四条第三項において準用する会社法第六十七条第一項第三号及び第四号に掲げる事項を定めたときは、次に掲げる事項（法第七十七条第一項の決議にイ又はロに掲げる事項についての定めがある場合における当該事項を除く。）

イ 法第七十七条第六項において読み替えて準用する法第七十四条第三項において準用する会社法第六十八条第三項の承諾をした総代の請求があつた時に当該総代に対して法第七十七条第六項において準用する法第七十四条第三項において準用する会社法第七十条第一項の規定による議決権行使書面の交付（当該交付に代えて行う法第七十七条第六項において準用する法第七十四条第三項において準用する会社法第七十条第二項の規定による電磁的方法による提供を含む。）をすることとするときは、その旨

ロ 一の総代が同一の議案につき法第七十七条第六項において準用する法第七十四条第三項において準用する会社法第七十五条第一項又は第七十六条第一項の規定により重複して議決権を行使した場合において、当該同一の議案に対する議決権の行使の内容が異なるものであるときにおける当該総代の議決権の行使の取扱いに関する事項を定めるときは、その事項

四 法第七十七条第六項において準用する法第四十四条の二第一項の規定による代理人による議決権の行使について、代理権（代理人の資格を含む。）を証明する方法その他代理人による議決権の行使に関する事項を定めるとき（当該事項について法第七十七条第一項の決議があつた場合を除く。）は、その事項

五 第二号に規定する場合以外の場合においては、次に掲げる事項に係る議案の概要

イ 役員等の選任

ロ 定款の変更

（保険契約者総代会参考書類等）

第四十条の三 法第七十七条第六項において読み替えて準用する法第七十四条第三項において準用する会社法第七十条第一項又は第七十一条第一項（創立総会参考書類及び議決権行使書面の交付等）の規定により交付すべき保険契約者総代会参考書類は、別紙様式第八号に準じて作成しなければならない。

2 法第七十七条第六項において準用する法第七十四条第三項において準用する会社法第七十条第一項の規定により交付すべき議決権行使書面は、別紙様式第七号に準じて作成しなければならない。

3 法第七十七条第六項において準用する法第七十四条第三項において準用する会社法第七十一条第三項又は第四項の規定により電磁的方法により提供すべき議決権行使書面に記載すべき事項は、別紙様式第七号に定めるところによる。

（削る）

（書面による議決権行使の期限）

第四十条の四 法第七十七条第六項において読み替えて準用する法第七十四条第三項において準用する会社法第七十五条第一項に規定する内閣府令で定める時は、保険契約者総代会の日時の直前の営業時間の終了時（第四十条の二第二号ロに掲げる事項についての定めがある場合にあつては、同号ロの特定の時）とする。

（電磁的方法による議決権行使の期限）

（保険契約者総代会における参考書類等の様式）

第四十条の二 法第七十六条第五項において準用する法第七十三条第三項において準用する商法第百八十条第三項において準用する同法第二百三十九条ノ二第二項及び第二百三十九条ノ三第二項（株主総会の招集の通知に際しての参考書類の交付等）に規定する保険契約者総代会の招集の通知に際して交付しなければならない議決権の行使について参考となるべき事項を記載した書類は、別紙様式第八号に準じて作成しなければならない。

2 法第七十六条第五項において準用する法第七十三条第三項において準用する商法第百八十条第三項において準用する同法第二百三十九条ノ二第四項（議決権を行使するための書面）に規定する議決権を行使するための書面は、別紙様式第七号に準じて作成しなければならない。

（新設）

（組織変更における基金募集費の償却）

第四十条の三 法第七十七条第四項に規定する場合においては、同条第一項の規定による基金の募集の後三年以内に、毎決算期において均等額以上の償却をしなければならない。

（新設）

第四十条の五 法第七十七条第六項において読み替えて準用する法第七十四条第三項において準用する会社法第七十六条第一項に規定する内閣府令で定める時は、保険契約者総代会の直前の営業時間の終了時（第四十条の二第二号ハに掲げる事項についての定めがある場合にあつては、同号ハの特定の時）とする。

（組織変更をする株式会社の説明義務）

第四十条の六 法第七十七条第六項において読み替えて準用する法第七十四条第三項において準用する会社法第七十八条に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 総代が説明を求めた事項について説明をするために調査をすることが必要である場合（次に掲げる場合を除く。）

イ 当該総代が保険契約者総代会の日より相当の期間前に当該事項を組織変更をする株式会社に対して通知した場合

ロ 当該事項について説明をするために必要な調査が著しく容易である場合

二 総代が説明を求めた事項について説明をすることにより組織変更をする株式会社その他の者（当該総代を除く。）の権利を侵害することとなる場合

三 総代が当該保険契約者総代会において実質的に同一の事項について繰り返して説明を求める場合

四 前三号に掲げる場合のほか、総代が説明を求めた事項について説明をしないことにつき正当な理由がある場合

（保険契約者総代会の議事録）

第四十条の七 法第七十七条第六項において読み替えて準用する法第七十四条第三項において準用する会社法第八十一条の規定による保険契約者総代会の議事録の作成については、この条の定めるところによる。

2 保険契約者総代会の議事録は、書面又は電磁的記録をもって作成しなければならない。

（新設）

（新設）

（新設）

3| 保険契約者総代会の議事録は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならない。

一| 保険契約者総代会が開催された日時及び場所（当該場所に存しない取締役、執行役、会計参与、監査役、会計監査人又は総代が保険契約者総代会に出席をした場合における当該出席の方法を含む。）

二| 保険契約者総代会の議事の経過の要領及びその結果

三| 保険契約者総代会に出席した取締役、執行役、会計参与、監査役又は会計監査人の氏名又は名称

四| 保険契約者総代会の議長が存するときは、議長の氏名

五| 議事録の作成に係る職務を行った取締役の氏名

（株式会社から相互会社への組織変更の認可の申請）

第四十一条 保険業を営む株式会社は、法第八十条第一項の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

一 （略）

二| 組織変更計画の内容を記載した書面

三 組織変更後相互会社の定款

四 六 （略）

七 法第七十条第二項の規定による公告をしたことを証する書面

八| 法第七十条第四項の異議を述べた保険契約者その他の債権者があるときは、当該保険契約者その他の債権者に対し、弁済し、相当の担保を提供し、若しくは当該保険契約者その他の債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社等に相当の財産を信託したこと又は当該組織変更をしても当該保険契約者その他の債権者を害するおそれがないことを証する書面

九| 法第七十条第七項の異議を述べた保険契約者の数が同項の保険契約者の総数の五分

（株式会社から相互会社への組織変更の認可の申請）

第四十一条 保険業を営む株式会社は、法第七十九条第一項の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

一 （略）

二| 組織変更計画書

三 組織変更後の相互会社の定款

四 六 （略）

七 法第七十条第一項の公告及び通知をしたことを証する書面

八| 法第七十条第二項において準用する法第十七条第二項の期間内に異議を述べた保険契約者の数又はその者の第三十七条に規定する金額が、法第七十条第二項において準用する法第十七条第四項に定める割合を超えなかったことを証する書面

九| 法第七十条第二項において準用する商法第百条第一項から第三項まで（債権者の異

の一を超えなかったことを証する書面又はその者の同項の第三十七条で定める金額が同項の金額の総額の五分の一を超えなかったことを証する書面

十 組織変更をする株式会社が株券発行会社であるときは、法第六十九条第六項において準用する会社法第二百十九条第一項本文の規定による公告をしたことを証する書面又は当該株式の全部について株券を発行していないことを証する書面

十一 組織変更をする株式会社が新株予約権を発行しているときは、法第六十九条第六項において準用する会社法第二百九十三条第一項の規定による公告をしたことを証する書面又は法第六十九条第六項において準用する会社法第二百九十三条第一項に規定する新株予約権証券を発行していないことを証する書面

十二 法第七十一条において準用する会社法第七百七十七条第三項又は第四項の通知又は公告をしたことを証する書面

十三 法第七十七条第四項の規定による公告をしたときは、これを証する書面
(削る)

十四 組織変更後相互会社の取締役及び監査役(委員会設置会社にあつては、取締役及び執行役)となるべき者が就任を承諾したことを証する書面並びにこれらの者の履歴書

十五 組織変更後相互会社の会計参与又は会計監査人を定めたときは、次に掲げる書面
イ 就任を承諾したことを証する書面

ロ 会計参与設置会社にあつては、会計参与が法第五十三条の四において準用する会社法第三百三十三条第一項に規定する者であることを証する書面及びその者の履歴書

ハ 会計監査人設置会社にあつては、会計監査人が法第五十三条の七において準用する会社法第三百三十七条第一項に規定する者であることを証する書面

議)の規定による公告及び催告をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、その者に対し弁済し、若しくは担保を提供し、若しくは信託したこと又は組織変更をしてもその者を害するおそれがないことを証する書面

(新設)

(新設)

(新設)

十 法第七十六条第三項の規定による公告をしたときは、これを証する書面

十一 法第七十六条第三項の規定による公告をしたときは、同条第四項において準用する法第十七条第二項の期間内に異議を述べた保険契約者又はその者の前条に規定する金額が、法第七十六条第四項において準用する法第十七条第四項に定める割合を超えなかったことを証する書面

十二 相互会社の取締役及び監査役(委員会等設置相互会社にあつては、取締役及び執行役)となるべき者が就任を承諾したことを証する書面並びにこれらの者の履歴書

(新設)

十六 基金の募集をしたときは、基金の抛出の申込み又は法第七十八条第三項において準用する法第三十条の契約を証する書面

十七 基金の募集をしたときは、法第七十八条第三項において準用する法第三十条の第三項の基金の払込みがあつたことを証する書面

十八 法第七十九条第二項の組織変更後相互会社の取締役（組織変更後相互会社が監査役設置会社である場合にあっては、取締役及び監査役）となるべき者の調査報告書又は同条第三項において準用する会社法第九十四条第一項（設立時取締役等が発起人である場合の特則）の規定により選任された者の調査報告書並びにこれらの附属書類

十九 （略）

二十 その他法第八十条第二項の規定による審査をするため参考となるべき事項を記載した書類

（株式会社から相互会社への組織変更後の公告事項）

第四十一条の二 法第八十二条第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 法第七十条の規定による手続の経過

（削る）

二 効力発生日（法第六十九条第四項第五号に規定する効力発生日をいう。次条第三号において同じ。）

（組織変更後相互会社の事後開示事項）

第四十一条の三 法第八十二条第二項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 法第七十条の規定及び法第七十一条において準用する会社法第七十七七条の規定による手続の経過

（削る）

十三 基金の募集をしたときは、基金の抛出の申込み及び引受けを証する書面

十四 基金の募集をしたときは、基金の抛出に係る払込みを取り扱った銀行又は信託会社の払込金の保管に関する証明書

十五 法第七十八条第二項の相互会社の取締役及び監査役となるべき者の調査報告書又は同条第三項において準用する商法第百八十四条第三項（検査役の選任）の検査役の調査報告書並びにこれらの附属書類

十六 （略）

十七 その他法第七十九条第二項の規定による審査をするため参考となるべき事項を記載した書類

（株式会社から相互会社への組織変更後の公告事項）

第四十一条の二 法第八十一条第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 法第七十条第一項及び同条第二項において準用する法第十七条第二項から第四項までに規定する手続の経過

二 法第七十条第二項において準用する商法第百条第一項（債権者の異議）の規定による公告及び催告の状況

三 組織変更の日

（株式会社から相互会社への組織変更に係る備置書類の記載事項）

第四十一条の三 法第八十一条第二項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 法第七十条第一項及び同条第二項において準用する法第十七条第二項から第四項までに規定する手続の経過

二 法第七十条第二項において準用する商法第百条第一項（債権者の異議）の規定によ

二 基金の募集をしたときは、法第七十九条第二項の組織変更後相互会社の取締役（組織変更後相互会社が監査役設置会社である場合にあっては、取締役及び監査役）となるべき者の調査に関する事項又は同条第三項において準用する会社法第九十四条第一項（設立時取締役等が発起人である場合の特則）の規定により選任された者の調査に関する事項

三 効力発生日

四 前三号に掲げるもののほか、組織変更に関する重要な事項

第二款 相互会社から株式会社への組織変更

（一株に満たない端数に係る部分につき新たに発行する株式の売却に関する事項）

第四十一条の四 法第八十六条第四項第九号及び第九十六条の七第四号に規定する売却に関し内閣府令で定める事項は、次の各号に掲げる売却の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項とする。

一 三 （略）

（一株に満たない端数に係る部分につき新たに発行する株式の買受けに関する事項）

第四十一条の五 法第八十六条第四項第十号及び第九十六条の七第五号に規定する買受けに関し内閣府令で定める事項は、次の各号に掲げる買受けの区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項とする。

一・二 （略）

（相互会社から株式会社への組織変更に係る組織変更計画）

第四十二条 法第八十六条第四項第十二号に規定する内閣府令で定める事項は、組織変更後株式会社（法第八十六条第四項第一号に規定する組織変更後株式会社をいう。以下同じ。）の第四十五条の二に規定する準備金に関する事項とする。

る公告及び催告の状況

三 基金の募集をしたときは、法第七十八条第二項の規定による相互会社の取締役及び監査役となるべき者の調査に関する事項又は同条第三項において準用する商法第八百八十四条第三項（検査役の検査）の規定による検査役の調査に関する事項

四 組織変更の日

第二款 相互会社から株式会社への組織変更

（一株に満たない端数に係る部分につき新たに発行する株式の売却に関する事項）

第四十一条の四 法第八十六条第五項第五号、第九十二条の七第一項第四号及び第九十二条の九第一項第三号に規定する売却に関し内閣府令で定める事項は、次の各号に掲げる売却の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項とする。

一 三 （略）

（一株に満たない端数に係る部分につき新たに発行する株式の買受けに関する事項）

第四十一条の五 法第八十六条第五項第五号の二、第九十二条の七第一項第四号の二及び第九十二条の九第一項第三号の二に規定する買受けに関し内閣府令で定める事項は、次の各号に掲げる買受けの区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項とする。

一・二 （略）

（相互会社から株式会社への組織変更に係る組織変更計画書の記載事項）

第四十二条 法第八十六条第五項第八号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

（組織変更をする相互会社の事前開示事項）

第四十二条の二 法第八十七条第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

（削る）

一 組織変更に関する議案の内容

（削る）

二 法第八十六条第四項第五号から第八号までに掲げる事項についての定め相当性に
関する事項

三 組織変更をする相互会社（清算相互会社（法第八十条の二に規定する清算相互会社をいう。以下同じ。）を除く。）についての次に掲げる事項

イ 最終事業年度に係る計算書類等（最終事業年度がない場合にあっては、組織変更をする相互会社の成立の日における貸借対照表）の内容

ロ 最終事業年度の末日（最終事業年度がない場合にあっては、組織変更をする相互会社の成立の日）後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容（組織変更計画備置開始日（法第八十七条第二項に規定する組織変更計画備置開始日をいう。以下この款において同じ。）後組織変更の効力が生ずる日までの間に新たな最終事業年度が存することとなる場合にあっては、当該新たな最終事業年度の末日後に生じた事象の内容に

一 組織変更後の株式会社の商号

二 組織変更後の株式会社の法第九十一条に規定する準備金の積立てに関する事項

三 令第十二条の規定により社員に対して金銭を交付をするときは、その規定

（相互会社から株式会社への組織変更に係る備置書類）

第四十二条の二 法第八十六条の二第一項に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 組織変更計画書

二 組織変更に関する議案

三 組織変更後の株式会社の定款

四 社員に対する株式の割当て（組織変更の際して株式交換（法第九十二条の五第一項の株式交換をいう。以下この款において同じ。）又は株式移転（法第九十二条の八第一項の株式移転をいう。以下この款において同じ。）を行う場合にあっては、組織変更後の株式会社の完全親会社（商法第三百五十二条第一項（株式交換）に規定する完全親会社をいう。以下この款において同じ。）の株式の割当て。次条において同じ。）に関する事項について、その理由を記載した書面

五 最終の貸借対照表及び損益計算書

限る。)

四 新設合併消滅会社(清算相互会社に限る。)が法第百八十条の十七において準用する会社法第四百九十二条第一項の規定により作成した貸借対照表

五 組織変更株式交換(法第九十六条の五第一項に規定する組織変更株式交換をいう。以下この款において同じ。)をする場合には、次に掲げる事項

イ 組織変更株式交換契約の内容

ロ 法第九十六条の七第二号及び第三号に掲げる事項についての定め(当該定めがない場合にあつては、当該定めがないこと)の相当性に関する事項

ハ 組織変更をする相互会社の社員に対して交付する株式等(法第九十六条の七第二号に規定する株式等をいう。以下この款において同じ。)の全部又は一部が組織変更株式交換完全親会社の株式であるときは、当該組織変更株式交換完全親会社の定款の定め

ニ 組織変更株式交換完全親会社の計算書類等についての次に掲げる事項

(1) 最終事業年度に係る計算書類等(最終事業年度がない場合にあつては、組織変更株式交換完全親会社の成立の日における貸借対照表)の内容

(2) 最終事業年度の末日(最終事業年度がない場合にあつては、組織変更株式交換完全親会社の成立の日。(3)において同じ。)後の日を臨時決算日(二以上の臨時決算日がある場合にあつては、最も遅いもの)とする臨時計算書類等があるときは、当該臨時計算書類等の内容

(3) 最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容(組織変更株式交換契約備置開始日(法第九十六条の五第三項において準用する会社法第七百九十四条に規定する組織変更株式交換契約備置開始日をいう。以下この節において同じ。)後組織変更株式交換の効力が生ずる日までの間に新たな最終事業年度が存することとなる場合にあつては、当該新たな最終事業年度の末日後に生じた事象の内容に限る。)

(削る)

六 組織変更の際して株式交換を行うときは、次に掲げる書類

イ 株式交換契約書

ロ 組織変更後の株式会社の完全親会社となる株式会社において株式交換契約書の承認の決議をする株主総会の会日前六月以内に作成された貸借対照表

ハ ロの貸借対照表が最終の貸借対照表でないときは、最終の貸借対照表

ニ 組織変更後の株式会社の完全親会社となる株式会社の最終の貸借対照表とともに作成された損益計算書

ホ ニの損益計算書のほかロの貸借対照表とともに損益計算書が作成されたときは、

(新設)

六 組織変更株式移転（法第九十六条の八第一項に規定する組織変更株式移転をいう。以下この款において同じ。）をする場合には、次に掲げる事項

イ 法第九十六条の九第一項第五号から第八号までに掲げる事項についての定め
の相当性に関する事項

ロ 法第九十六条の九第一項第九号の株式会社と同条第四項において準用する会社法
第八百八条第三項第三号に定める新株予約権を発行しているときは、同法第七百七
十三条第一項第九号及び第十号に掲げる事項についての定め
の相当性に関する事項
（当該新株予約権に係る事項に限る。）

ハ 他の組織変更をする相互会社又は法第九十六条の九第一項第九号の株式会社の計
算書類等についての次に掲げる事項

(1) 最終事業年度に係る計算書類等（最終事業年度がない場合にあつては、他の組
織変更をする相互会社又は法第九十六条の九第一項第九号の株式会社の成立の日
における貸借対照表）の内容

(2) 最終事業年度の末日（最終事業年度がない場合にあつては、法第九十六条の九
第一項第九号の株式会社の成立の日。（3）において同じ。）後の日を臨時決算日（二
以上の臨時決算日がある場合にあつては、最も遅いもの）とする臨時計算書類等
があるときは、当該臨時計算書類等の内容

(3) 他の組織変更をする相互会社又は法第九十六条の九第一項第九号の株式会社
において最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の
会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容（組織変更
計画備置開始日又は新設合併契約等備置開始日（会社法第八百三条第二項に規定
する新設合併契約等備置開始日をいう。）後組織変更株式移転又は株式移転の効力
が生ずる日までの間に新たな最終事業年度が存することとなる場合にあつては、
当該新たな最終事業年度の末日後に生じた事象の内容に限る。）

七 組織変更後株式会社の債務（法第八十八条第一項の規定により組織変更について異
議を述べることができる保険契約者その他の債権者に対して負担する債務（保険契約

(新設)

者その他保険契約に係る権利を有する者の当該権利（保険金請求権等を除く。）に係る債務を除く。）に限る。）の履行の見込みに関する事項

八 組織変更計画備置開始日（法第八十七条第二項に規定する組織変更計画備置開始日をいう。）後、前各号に掲げる事項に変更が生じたときは、変更後の当該事項

（組織変更後株式会社の事後開示事項）

第四十二条の二の二 法第八十七条第四項に規定する内閣府令で定める事項は、前条各号に掲げる事項とする。

（相互会社から株式会社への組織変更に係る公告事項）

第四十二条の三 法第八十八条第二項第四号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 組織変更後株式会社の資本金の額

二 社員に対する株式又は金銭の割当てに関する事項

三 五 （略）

六 組織変更をする相互会社の計算書類に関する事項として、次に掲げるもの

イ 最終事業年度に係る貸借対照表又はその要旨につき組織変更をする相互会社が法第五十四条の七第一項又は第二項の規定により公告をしている場合、次に掲げるものの

(1) 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙で公告をしているときは、当該日刊新聞紙の名称、日付及び当該公告が掲載されている頁

(2) 電子公告により公告をしているときは、法第六十四条第二項第十八号イに掲げる事項

ロ 最終事業年度に係る貸借対照表につき組織変更をする相互会社が法第五十四条の七第三項に規定する措置を執っている場合、法第六十四条第二項第十六号に掲げる事項

（新設）

（新設）

（相互会社から株式会社への組織変更の決議に係る公告事項）

第四十二条の三 法第八十七条第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 組織変更後の株式会社の資本の額

二 社員に対する株式の割当てに関する事項

三 五 （略）

（新設）

ハ 組織変更をする相互会社が法第五十四条の七第四項に規定する相互会社である場合において、当該相互会社が証券取引法第二十四条第一項の規定により最終事業年度に係る有価証券報告書を提出しているとき その旨

ニ 組織変更をする相互会社につき最終事業年度がない場合 その旨

ホ 組織変更をする相互会社が清算相互会社である場合 その旨

ヘ イからホまでに掲げる場合以外の場合 最終事業年度に係る別紙様式第十一号（少額短期保険業者にあつては、別紙様式第十一号の八）（特定取引勘定設置会社にあつては、別紙様式第十一号の二）に定める貸借対照表の要旨の内容

（保険契約に係る債権の額）

第四十三条 法第八十八条第七項に規定する内閣府令で定める金額は、生命保険会社にあつては第一号に掲げる金額とし、損害保険会社にあつては第二号及び第三号に掲げる金額の合計額とし、少額短期保険業者にあつては第二号に掲げる金額とする。

一 法第八十八条第二項の公告（以下この条において「公告」という。）の時ににおいて被保険者のために積み立てるべき金額

二・三 （略）

（社員の寄与分の計算）

第四十四条 法第九十条第二項（法第九十六条の六第二項（法第九十六条の八第二項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定めるところにより計算した金額は、組織変更をする相互会社の社員が当該相互会社と締結している保険契約ごとの寄与分の合計額とする。

2 （略）

（株式の発行等により一に満たない端数を処理する場合における市場価格）

（保険契約に係る債権の額）

第四十三条 法第八十七条第二項において準用する法第七十条第二項において準用する法第十七条第四項に規定する内閣府令で定める金額は、生命保険会社にあつては第一号に掲げる金額とし、損害保険会社にあつては第二号及び第三号に掲げる金額の合計額とし、少額短期保険業者にあつては第二号に掲げる金額とする。

一 法第八十七条第二項の公告（以下この条において「公告」という。）の時ににおいて被保険者のために積み立てるべき金額

二・三 （略）

（社員の寄与分の計算）

第四十四条 法第八十九条第二項（法第九十二条の六第二項（法第九十二条の八第二項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定めるところにより計算した金額は、組織変更を行う相互会社の社員が当該相互会社と締結している保険契約ごとの寄与分の合計額とする。

2 （略）

第四十四条の二 法第九十条第三項（法第九十六条の六第二項（法第九十六条の八第二項

において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）において読み替えて準用する会社法第二百三十四条第二項に規定する内閣府令で定める方法は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額をもって同項に規定する株式の価格とする方法とする。

一 当該株式を市場において行う取引によって売却する場合 当該取引によって売却する価格

二 前号に掲げる場合以外の場合 次に掲げる額のうちいずれか高い額

- イ 法第九十条第三項において準用する会社法第二百三十四条第二項の規定により売却する日（以下この号において「売却日」という。）における当該株式を取引する市場における最終の価格（当該売却日に売買取引がない場合又は当該売却日が当該市場の休業日に当たする場合にあつては、その後最初になされた売買取引の成立価格）
- ロ 売却日において当該株式が公開買付け等の対象であるときは、当該売却日における当該公開買付け等に係る契約における当該株式の価格

（組織変更剰余金額の計算等）

第四十五条 法第九十一条第二項に規定する内閣府令で定めるところにより計算した金額は、組織変更をする相互会社の組織変更時における純資産額として計算した金額に第一号に掲げる額のうちに第二号に掲げる額の占める割合を乗じて算出される金額とする。

一 第四十四条第一項により社員の寄与分の合計額を計算する場合に用いる方法と同様の方法により評価した組織変更をする相互会社の組織変更時における総資産の額から次に掲げる額の合計額を控除した額

イ 第四十四条第二項第二号に掲げる額

ロ 法第六十三条第一項の保険契約について、第四十四条第二項第二号に掲げる額を計算する場合に用いる方法と同様の方法により評価した保険契約上の債務を履行するために確保すべき資産の額

ハ 第四十四条第二項第二号に掲げる額を計算する場合に用いる方法と同様の方法に

（新設）

（組織変更剰余金額の計算等）

第四十五条 法第九十二条第三項に規定する内閣府令で定めるところにより計算した金額は、組織変更を行う相互会社の組織変更時における純資産額として計算した金額に第一号に掲げる額のうちに第二号に掲げる額の占める割合を乗じて算出される金額とする。

一 前条第一項により社員の寄与分の合計額を計算する場合に用いる方法と同様の方法により評価した組織変更を行う相互会社の組織変更時における総資産の額から次に掲げる額の合計額を控除した額

イ 前条第二項第二号に掲げる額

ロ 法第六十三条第一項の保険契約について、前条第二項第二号に掲げる額を計算する場合に用いる方法と同様の方法により評価した保険契約上の債務を履行するために確保すべき資産の額

ハ 前条第二項第二号に掲げる額を計算する場合に用いる方法と同様の方法により評

より評価した組織変更をする相互会社の組織変更時における債務を履行するために確保すべき資産の額（イ及びロに掲げるものを除く。）

二 前号に掲げる額から第四十四条第一項に規定する社員の寄与分の合計額を控除した額

2 組織変更後株式会社において、次に掲げる事由により貸借対照表の純資産の部又は負債の部に計上した金額が減少する場合には、当該減少額につき組織変更剰余金額を減額することができる。

一 剰余金、資本準備金又は利益準備金による欠損のてん補

二 資本金の額の減少

三 五 （略）

（資本準備金等の額）

第四十五条の二 法第九十一条第三項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 資本準備金の額 次に掲げる額の合計額

イ (1) 及び (2) に掲げる額の合計額から (3) に掲げる額を減じて得た額（零未満となる場合にあっては、零）

(1) 組織変更の直前の相互会社の基金償却積立金の額

(2) 組織変更の直前の相互会社の再評価積立金の額

(3) 法第九十条第一項の規定により社員に割り当てた株式に係る資本金の額

ロ 組織変更時発行株式（法第九十二条第一号に規定する組織変更時発行株式をいう。以下この款において同じ。）の払込み又は給付に係る額のうち、資本金として計上しないこととした額

二 利益準備金の額 法第五十八条に規定する損失てん補準備金の額

価した組織変更を行う相互会社の組織変更時における債務を履行するために確保すべき資産の額（イ及びロに掲げるものを除く。）

二 前号に掲げる額から前条第一項に規定する社員の寄与分の合計額を控除した額

2 組織変更後の株式会社において、次に掲げる事由により貸借対照表の資本の部又は負債の部に計上した金額が減少する場合には、当該減少額につき組織変更剰余金額を減額することができる。

一 剰余金又は法定準備金による資本の欠損のてん補

二 資本の減少

三 五 （略）

（組織変更における株式発行費の償却）

第四十五条の二 法第九十二条の二第六項に規定する場合には、同条第一項の規定による株式の発行の後三年以内に、毎決算期において均等額以上の償却をしなければならない。

（申込みをしようとする者に対して通知すべき事項）

第四十五条の三 法第九十三条第一項第四号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 発行可能株式総数（種類株式発行会社にあつては、各種類の株式の発行可能種類株式総数（会社法第三十七条第一項に規定する発行可能株式総数をいう。以下同じ。）を含む。）

二 組織変更後株式会社（種類株式発行会社を除く。）が発行する株式の内容として会社法第一百七十一条各号に掲げる事項を定めているときは、当該株式の内容

三 組織変更後株式会社（種類株式発行会社に限る。）が会社法第八十一条各号に掲げる事項につき内容の異なる株式を発行することとしているときは、各種類の株式の内容（ある種類の株式につき同条第三項の定款のある場合において、当該定款の定めにより組織変更後株式会社が当該種類の株式の内容を定めていないときは、当該種類の株式の内容の要綱）

四 単元株式数についての定款の定めがあるときは、その単元株式数（種類株式発行会社にあつては、各種類の株式の単元株式数）

五 次に掲げる定款の定めがあるときは、その規定

イ 会社法第三十九条第一項、第四百十条第五項又は第四百四十五条第一号若しくは第二号に規定する定款の定め

ロ 会社法第六十四条第一項に規定する定款の定め

ハ 会社法第六十七条第三項に規定する定款の定め

ニ 会社法第六十八条第一項又は第六十九条第二項に規定する定款の定め

ホ 会社法第七十四条に規定する定款の定め

ヘ 会社法第三四十七条に規定する定款の定め

ト 会社法施行規則第二十六条第一号又は第二号に規定する定款の定め

六 株主名簿管理人を置く旨の定款の定めがあるときは、その氏名又は名称及び住所並びに営業所

（新設）

七 定款に定められた事項（法第九十三条第一項第一号から第三号まで及び前各号に掲げる事項を除く。）であつて、当該組織変更をする相互会社に対して組織変更時発行株式の引受けの申込みをしようとする者が当該者に対して通知することを請求した事項

（検査役の調査を要しない市場価格のある有価証券）

第四十五条の四 法第九十六条の四において読み替えて準用する会社法第二百七条第九項第三号に規定する内閣府令で定める方法は、次に掲げる額のうちいずれか高い額をもつて同号に規定する有価証券の価格とする方法とする。

一 法第九十二条第三号の価額を定めた日（以下この条において「価額決定日」という。）における当該有価証券を取引する市場における最終の価格（当該価額決定日に売買取引がない場合又は当該価額決定日が当該市場の休業日に当たる場合にあっては、その後最初になされた売買取引の成立価格）

二 価額決定日において当該有価証券が公開買付け等の対象であるときは、当該価額決定日における当該公開買付け等に係る契約における当該有価証券の価格

（出資された財産等の価額が不足する場合に責任をとるべき取締役等）

第四十五条の五 法第九十六条の四において読み替えて準用する会社法第二百十三条第一項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる者とする。

一 社員総会（総代会を設けているときは、総代会）に現物出資財産の価額の決定に関する議案を提案した取締役

二 第一号の議案の提案が取締役会の決議に基づいて行われたときは、当該取締役会の決議に賛成した取締役

（責任追及等の訴えの提起の請求方法）

第四十五条の六 法第九十六条の四において読み替えて準用する会社法第八百四十七条第一項の内閣府令で定める方法は、次に掲げる事項を記載した書面の提出又は当該事項の

（新設）

（新設）

（新設）

電磁的方法による提供とする。

一 被告となるべき者

二 請求の趣旨及び請求を特定するのに必要な事実

(訴えを提起しない理由の通知方法)

第四十五条の七 法第九十六条の四において読み替えて準用する会社法第八百四十七条第四項の内閣府令で定める方法は、次に掲げる事項を記載した書面の提出又は当該事項の電磁的方法による提供とする。

一 組織変更後株式会社が行った調査の内容(次号の判断の基礎とした資料を含む。)

二 請求対象者の責任又は義務の有無についての判断

三 請求対象者に責任又は義務があると判断した場合において、責任追及等の訴え(法第九十六条の四において準用する会社法第八百四十七条第一項に規定する責任追及等の訴えをいう。)を提起しないときは、その理由

(完全親会社)

第四十五条の八 法第九十六条の四において読み替えて準用する会社法第八百五十一条第

一項第一号(同条第二項及び第三項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)に規定する内閣府令で定める株式会社は、ある株式会社及び当該ある株式会社の完全子会社(当該ある株式会社が発行済株式の全部を有する株式会社をいう。以下この条において同じ。)又は当該ある株式会社の完全子会社が法第九十六条の四において準用する会社法第八百五十一条第一項第一号の特定の株式会社の発行済株式の全部を有する場合における当該ある株式会社とする。

2 前項の規定の適用については、同項のある株式会社及び当該ある株式会社の完全子会社又は当該ある株式会社の完全子会社が他の株式会社の発行済株式の全部を有する場合における当該他の株式会社は、完全子会社とみなす。

(新設)

(新設)

〔組織変更株式交換完全親会社の事前開示事項〕

第四十五条の九 法第九十六条の五第三項において読み替えて準用する会社法第七百九十四

条第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 法第九十六条の七第二号及び第三号に掲げる事項についての定め（当該定めがない場合にあっては、当該定めがないこと）の相当性に関する事項

二 組織変更をする相互会社の計算書類等についての次に掲げる事項

イ 最終事業年度に係る計算書類等（最終事業年度がない場合にあっては、組織変更をする相互会社の成立の日における貸借対照表）の内容

ロ 最終事業年度の末日（最終事業年度がない場合にあっては、組織変更をする相互会社の成立の日。次号において同じ。）後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容（組織変更株式交換契約備置開始日後組織変更株式交換の効力が生ずる日までの間に新たな最終事業年度が存することとなる場合にあっては、当該新たな最終事業年度の末日後に生じた事象の内容に限る。）

三 組織変更株式交換完全親会社において最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容（組織変更株式交換契約備置開始日後組織変更株式交換の効力が生ずる日までの間に新たな最終事業年度が存することとなる場合にあっては、当該新たな最終事業年度の末日後に生じた事象の内容に限る。）

四 法第九十六条の五第三項において読み替えて準用する会社法第七百九十九条第一項の規定により組織変更株式交換について異議を述べることができる債権者があるときは、組織変更株式交換が効力を生ずる日以後における組織変更株式交換完全親会社の債務（当該債権者に対して負担する債務に限る。）の履行の見込みに関する事項

五 組織変更株式交換契約備置開始日後、前各号に掲げる事項に変更が生じたときは、変更後の当該事項

（新設）

（組織変更株式交換完全親会社の株式に準ずるもの）

第四十五条の十 法第九十六条の五第三項において読み替えて準用する会社法第七百九十四条第三項に規定する内閣府令で定めるものは、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を減じて得た額が第三号に掲げる額よりも小さい場合における法第九十六条の七第二号及び第三号の定めに従い交付する組織変更株式交換完全親会社の株式以外の株式等とする。

- 一 組織変更をする相互会社の社員に対して交付する株式等の合計額
- 二 前号に規定する株式等のうち組織変更株式交換完全親会社の株式の価額の合計額
- 三 第一号に規定する株式等の合計額に二十分の一を乗じて得た額

（株式の額）

第四十五条の十一 法第九十六条の五第三項において読み替えて準用する会社法第七百九十五条第二項第三号に規定する内閣府令で定める額は、第一号及び第二号に掲げる額の合計額から第三号に掲げる額を減じて得た額とする。

- 一 組織変更株式交換完全親会社が組織変更株式交換により取得する組織変更後株式会社の株式につき会計帳簿に付すべき額
- 二 会社計算規則第二十条第一号の規定により計上したのれんの額
- 三 会社計算規則第三十一条本文の規定により計上する負債の額（組織変更後株式会社が組織変更株式交換完全親会社（連結配当規制適用会社に限る。）の子会社（会社法第二十条第三号に規定する子会社をいう。）である場合にあつては、零）

（純資産の額）

第四十五条の十二 法第九十六条の五第三項において読み替えて準用する会社法第七百九十六条第三項第二号に規定する内閣府令で定める方法は、算定基準日（組織変更株式交換契約を締結した日（当該契約により当該契約を締結した日と異なる時（当該契約を締結した日から当該組織変更株式交換の効力が生ずる時の直前までの間の時に限る。）を

（新設）

（新設）

（新設）

定めた場合にあつては、当該時）をいう。以下この条において同じ。）における第一号から第六号までに掲げる額の合計額から第七号に掲げる額を減じて得た額（当該額が五百万円を下回る場合にあつては、五百万円）をもつて組織変更株式交換完全親会社の純資産額とする方法とする。

一 資本金の額

二 資本準備金の額

三 利益準備金の額

四 会社法第四百四十六条に規定する剰余金の額

五 最終事業年度の末日（最終事業年度がない場合にあつては、組織変更株式交換完全親会社の成立の日）における評価・換算差額等に係る額

六 新株予約権の帳簿価額

七 自己株式及び自己新株予約権の帳簿価額の合計額

2 前項の規定にかかわらず、算定基準日において組織変更株式交換完全親会社が清算株式会社である場合における法第九十六条の五第三項において読み替えて準用する会社法第七百九十六条第三項第二号に規定する内閣府令で定める方法は、同法第四百九十二条第一項の規定により作成した貸借対照表の資産の部に計上した額から負債の部に計上した額を減じて得た額（当該額が五百万円を下回る場合にあつては、五百万円）をもつて組織変更株式交換完全親会社の純資産額とする方法とする。

（株式の数）

第四十五条の十三 法第九十六条の五第三項において読み替えて準用する会社法第七百九十六条第四項に規定する内閣府令で定める数は、次に掲げる数のうちいずれか小さい数とする。

一 特定株式（法第九十六条の五第三項において読み替えて準用する会社法第七百九十六条第四項に規定する行為に係る株主総会において議決権を行使することができることを内容とする株式をいう。以下この条において同じ。）の総数に二分の一（当該株主

（新設）

総会の決議が成立するための要件として当該特定株式の議決権の総数の一定の割合以上
上の議決権を有する株主が出席しなければならない旨の定款のある場合にあつ
ては、当該一定の割合）を乗じて得た数に三分の一（当該株主総会の決議が成立する
ための要件として当該株主総会に出席した当該特定株主（特定株式の株主をいう。以
下この条において同じ。）の有する議決権の総数の一定の割合以上の多数が賛成しなけ
ればならない旨の定款の定めがある場合にあっては、一から当該一定の割合を減じて
得た割合）を乗じて得た数に一を加えた数

二 法第九十六条の五第三項において準用する会社法第七百九十六条第四項に規定する
行為に係る決議が成立するための要件として一定の数以上の特定株主の賛成を要する
旨の定款の定めがある場合において、特定株主の総数から株式会社に対して当該行為
に反対する旨の通知をした特定株主の数を減じて得た数が当該一定の数未満となると
きにおける当該行為に反対する旨の通知をした特定株主の有する特定株式の数

三 法第九十六条の五第三項において準用する会社法第七百九十六条第四項に規定する
行為に係る決議が成立するための要件として前二号の定款の定め以外の定款の定めが
ある場合において、当該行為に反対する旨の通知をした特定株主の全部が法第九十六
条の五第三項において準用する会社法第七百九十六条第四項に規定する株主総会にお
いて反対したとすれば当該決議が成立しないときは、当該行為に反対する旨の通知を
した特定株主の有する特定株式の数

四 定款で定めた数

（組織変更株式交換完全親会社の株式に準ずるもの）

第四十五条の十四 法第九十六条の五第三項において読み替えて準用する会社法第七百九
十九条第一項第三号に規定する内閣府令で定めるものは、第一号に掲げる額から第二号
に掲げる額を減じて得た額が第三号に掲げる額よりも小さい場合における法第九十六条
の七第二号及び第三号の定めに従い交付する組織変更株式交換完全親会社の株式以外の
金銭等とする。

一 組織変更をする相互会社の社員に対して交付する株式等の合計額

（新設）

- 二 前号に規定する株式等のうち組織変更株式交換完全親会社の株式の価額の合計額
- 三 第一号に規定する株式等の合計額に二十分の一を乗じて得た額

(計算書類に関する事項)

第四十五条の十五 法第九十六条の五第三項において読み替えて準用する会社法第七百九十九条第二項第三号に規定する内閣府令で定めるものは、法第九十六条の五第三項において読み替えて準用する会社法第七百九十九条第二項の規定による公告の日又は法第九十六条の五第三項において読み替えて準用する会社法第七百九十九条第二項の規定による催告の日のいずれか早い日における次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一 最終事業年度に係る貸借対照表又はその要旨につき公告対象会社(組織変更株式交換完全親会社及び組織変更をする相互会社をいう。以下この条において同じ。)が会社法第四百四十条第一項若しくは第二項又は法第五十四条の七第一項若しくは第二項の規定により公告をしている場合 次に掲げるもの

イ 官報で公告をしているときは、当該官報の日付及び当該公告が掲載されている頁

ロ 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙で公告をしているときは、当該日刊新聞紙の名称、日付及び当該公告が掲載されている頁

ハ 電子公告により公告をしているときは、会社法第九十一条第三項第二十九号イ又は法第六十四条第二項第十八号イに掲げる事項

二 最終事業年度に係る貸借対照表につき公告対象会社が会社法第四百四十条第三項又は法第五十四条の七第三項に規定する措置を執っている場合 会社法第九十一条第三項第二十七号又は法第六十四条第二項第十六号に掲げる事項

三 組織変更株式交換完全親会社が会社法第四百四十条第四項に規定する株式会社である場合又は組織変更をする相互会社が法第五十四条の七第四項に規定する相互会社である場合において、当該組織変更株式交換完全親会社又は組織変更をする相互会社が証券取引法第二十四条第一項の規定により最終事業年度に係る有価証券報告書を提出しているとき その旨

(新設)

四 公告対象会社につき最終事業年度がない場合 その旨

五 前各号に掲げる場合以外の場合 最終事業年度に係る会社計算規則第六編第二章の規定又は別紙様式第十一号（少額短期保険業者にあつては、別紙様式第十一号の八）

（特定取引勘定設置会社にあつては、別紙様式第十一号の二）に定める貸借対照表の
要旨の内容

（組織変更株式交換完全親会社の株式に準ずるもの）

第四十五条の十六 法第九十六条の五第三項において読み替えて準用する会社法第八百一条第六項において準用する同条第四項に規定する内閣府令で定めるものは、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を減じて得た額が第三号に掲げる額よりも小さい場合における法第九十六条の七第二号及び第三号の定めに従い交付する組織変更株式交換完全親会社の株式以外の株式等とする。

一 組織変更をする相互会社の社員に対して交付する株式等の合計額

二 前号に規定する株式等のうち組織変更株式交換完全親会社の株式の価額の合計額

三 第一号に規定する株式等の合計額に二十分の一を乗じて得た額

（共同して組織変更株式移転をする株式会社の事前開示事項）

第四十五条の十七 法第九十六条の九第四項において読み替えて準用する会社法第八百三条第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 会社法第七百七十三条第一項第五号から第八号までに掲げる事項についての定め
の
相当性に関する事項

二 法第九十六条の九第一項第九号の株式会社が会社法第八百八条第三項第三号に定める新株予約権を発行している場合には、同法第七百七十三条第一項第九号及び第十号に掲げる事項についての定め
の
相当性に関する事項（当該新株予約権に係る事項に限る。）

（新設）

（新設）

三 他の法第九十六条の九第一項第九号の株式会社又は組織変更をする相互会社についての次に掲げる事項

イ 最終事業年度に係る計算書類等（最終事業年度がない場合にあつては、他の法第九十六条の九第一項第九号の株式会社又は組織変更をする相互会社の成立の日における貸借対照表）の内容

ロ 最終事業年度の末日（最終事業年度がない場合にあつては、他の法第九十六条の九第一項第九号の株式会社の成立の日）後の日を臨時決算日（二以上の臨時決算日がある場合にあつては、最も遅いもの）とする臨時計算書類等があるときは、当該臨時計算書類等の内容

四 法第九十六条の九第一項第九号の株式会社又は組織変更をする相互会社において最終事業年度の末日（最終事業年度がない場合にあつては、同号の株式会社又は組織変更をする相互会社の成立の日）後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容（新設合併契約等備置開始日（会社法第八百三条第二項に規定する新設合併契約等備置開始日をいう。）又は組織変更計画備置開始日後株式移転又は組織変更株式移転の効力が生ずる日までの間に新たな最終事業年度が存することとなる場合にあつては、当該新たな最終事業年度の末日後に生じた事象の内容に限る。）

五 法第九十六条の九第四項において準用する会社法第八十条（第一項第一号及び第二号を除く。）の規定により組織変更株式移転について異議を述べることができる債権者があるときは、組織変更株式移転が効力を生ずる日以後における組織変更株式移転設立完全親会社の債務（他の法第九十六条の九第一項第九号の株式会社又は組織変更をする相互会社から承継する債務を除き、当該異議を述べることができる債権者に対して負担する債務に限る。）の履行の見込みに関する事項

六 組織変更株式移転契約備置開始日後、前各号に掲げる事項に変更が生じたときは、変更後の当該事項

（計算書類に関する事項）

第四十五条の十八 法第九十六条の九第四項において読み替えて準用する会社法第八十条第二項第三号に規定する内閣府令で定めるものは、法第九十六条の九第四項において準用する会社法第八十条第二項の規定による公告の日又は法第九十六条の九第四項において準用する会社法第八十条第二項の規定による催告の日のいずれか早い日における次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一 最終事業年度に係る貸借対照表又はその要旨につき公告対象会社（法第九十六条の九第一項第九号の株式会社及び組織変更株式移転を伴う組織変更をする相互会社をいう。以下この条において同じ。）が法第十三条の規定により読み替えて適用する会社法第四百四十条第一項の規定若しくは同条第二項の規定又は法第五十四条の七第一項若しくは第二項の規定により公告をしている場合 次に掲げるもの

イ 官報で公告をしているときは、当該官報の日付及び当該公告が掲載されている頁
ロ 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙で公告をしているときは、当該日刊新聞紙の名称、日付及び当該公告が掲載されている頁

ハ 電子公告により公告をしているときは、会社法第九百十一条第三項第二十九号イ又は法第六十四条第二項第十八号イに掲げる事項

二 最終事業年度に係る貸借対照表につき公告対象会社が会社法第四百四十条第三項又は法第五十四条の七第三項に規定する措置を執っている場合 会社法第九百十一条第三項第二十七号又は法第六十四条第二項第十六号に掲げる事項

三 公告対象会社が会社法第四百四十条第四項に規定する株式会社又は法第五十四条の七第四項に規定する相互会社である場合において、当該株式会社又は相互会社が証券取引法第二十四条第一項の規定により最終事業年度に係る有価証券報告書を提出しているとき その旨

四 公告対象会社につき最終事業年度がない場合 その旨

五 前各号に掲げる場合以外の場合 最終事業年度に係る会社計算規則第六編第二章の規定又は別紙様式第十一号（少額短期保険業者にあつては、別紙様式第十一号の八）（特定取引勘定設置会社にあつては、別紙様式第十一号の二）に定める貸借対照表の要旨の内容

（共同して組織変更株式移転をする株式会社の事後開示事項）

第四十五条の十九 法第九十六条の九第四項において読み替えて準用する会社法第八百十一条第一項第二号に規定する内閣府令で定める事項は、法第九十六条の九第一項第九号の株式会社であるときは、次に掲げる事項とする。

一 組織変更株式移転が効力を生じた日

二 法第九十六条の九第四項において準用する会社法第八百六条、第八百八条（第一項第一号及び第二号並びに第三項第一号及び第二号を除く。）及び第八百十条（第一項第一号及び第二号を除く。）の規定による手続の経過

三 組織変更をする相互会社における法第八十八条の規定による手続の経過

四 組織変更株式移転により組織変更株式移転設立完全親会社に移転した法第九十六条の九第一項第九号の株式会社の株式の数（同号の株式会社が種類株式発行会社であるときは、株式の種類及び種類ごとの数）

五 前各号に掲げるもののほか、組織変更株式移転に関する重要な事項

（相互会社から株式会社への組織変更の認可の申請）

第四十六条 相互会社は、法第九十六条の十第一項の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

一 （略）

二 組織変更計画の内容を記載した書面

三 組織変更後株式会社の定款

四 六 （略）

七 法第八十八条第二項の規定による公告をしたことを証する書面

八 法第八十八条第四項の異議を述べた保険契約者その他の債権者があるときは、当該保険契約者その他の債権者に対し、弁済し、相当の担保を提供し、若しくは当該保険

（新設）

（相互会社から株式会社への組織変更の認可の申請）

第四十六条 相互会社は、法第九十三条第一項の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

一 （略）

二 組織変更計画書

三 組織変更後の株式会社の定款

四 六 （略）

七 法第八十七条第二項の公告をしたことを証する書面

八 法第八十七条第二項において準用する法第七十条第二項において準用する法第十七条第二項の期間内に異議を述べた保険契約者の数又はその者の第四十三条に規定する

契約者その他の債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社等に相当の財産を信託したこと又は当該組織変更をしても当該保険契約者その他の債権者を害するおそれがないことを証する書面

九 法第八十八条第七項の異議を述べた保険契約者の数が同項の保険契約者の総数の五分の一を超えなかったことを証する書面又はその者の同項の第四十三条で定める金額が同項の金額の総額の五分の一を超えなかったことを証する書面

(削る)

十 組織変更後株式会社が取締役及び監査役（委員会設置会社にあつては、取締役及び執行役）となるべき者が就任を承諾したことを証する書面並びにこれらの者の履歴書

十一 組織変更後株式会社の会計参与又は会計監査人を定めたときは、次に掲げる書面
イ 就任を承諾したことを証する書面

ロ 会計参与設置会社にあつては、会計参与が会社法第三百三十三条第一項に規定する者であることを証する書面及びその者の履歴書

ハ 会計監査人設置会社にあつては、会計監査人が会社法第三百三十七条第一項に規定する者であることを証する書面

十二 法第九十二条の規定により組織変更に際して株式を発行することとしたときは、次に掲げる書面

イ 株式の引受けの申込みを証する書面

ロ 金銭を出資の目的とするときは、法第九十六条第一項の規定による払込みがあつたことを証する書面

ハ 金銭以外の財産を出資の目的とするときは、次に掲げる書面

(1) 検査役が選任されたときは、検査役の調査報告を記載した書面及びその附属書

金額が、法第八十七条第二項において準用する法第七十条第二項において準用する法第十七条第四項に定める割合を超えなかったことを証する書面

九 法第八十七条第二項において準用する法第七十条第二項において準用する商法第一百条第一項から第三項まで（債権者の異議）の規定による公告及び催告をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、その者に対し弁済し、若しくは担保を提供し、若しくは信託したこと又は組織変更をしてもその者を害するおそれがないことを証する書面

十 現に存する純資産額を証する書面

十一 株式会社の取締役及び監査役（委員会等設置会社にあつては、取締役及び執行役）となるべき者が就任を承諾したことを証する書面並びにこれらの者の履歴書

(新設)

十二 法第九十二条の二の規定により組織変更に際して株式を発行することとしたときは、次に掲げる書面

イ 株式の申込み及び引受けを証する書面

ロ 取締役及び監査役又は検査役の調査報告書、法第九十二条の二第四項において準用する商法第一百七十三条第二項第三号（財産価格の証明者の証明等）の証明及び鑑定評価を記載した書面、これらの附属書類並びに有価証券の取引所の相場を証する書面

(新設)

類

(2) 法第九十六条の四において準用する会社法第二百七条第九項第三号に掲げる場合には、有価証券の市場価格を証する書面

(3) 法第九十六条の四において準用する会社法第二百七条第九項第四号に掲げる場合には、同号に規定する証明を記載した書面及びその附属書類

(4) 法第九十六条の四において準用する会社法第二百七条第九項第五号に掲げる場合には、同号の金銭債権について記載された会計帳簿

二 検査役の報告に関する裁判があつたときは、その謄本

(削る)

十三 その他法第九十六条の十第二項の規定による審査をするため参考となるべき事項を記載した書類

(相互会社から株式会社への組織変更後の公告事項)

第四十六条の二 法第九十六条の十五において準用する法第八十二条第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 法第八十八条の規定による手続の経過

(削る)

二 効力発生日（法第八十六条第四項第十二号に規定する効力発生日をいう。次条第四号において同じ。）

(組織変更後株式会社の事後開示事項)

第四十六条の三 法第九十六条の十五において準用する法第八十二条第二項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 法第八十八条の規定による手続の経過

二 組織変更株式交換をした場合には、次に掲げる事項

ハ 検査役の報告に関する裁判があつたときは、その謄本

ニ 払込みを取り扱った銀行又は信託会社の払込金の保管に関する証明書

十三 その他法第九十三条第二項の規定による審査をするため参考となるべき事項を記載した書類

(相互会社から株式会社への組織変更後の公告事項)

第四十六条の二 法第九十六条において準用する法第八十一条第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 法第八十七条第一項及び同条第二項において準用する法第七十条第二項において準用する法第十七条第二項から第四項までに規定する手続の経過

二 法第八十七条第二項において準用する法第七十条第二項において準用する商法第百一条第一項（債権者の異議）の規定による公告及び催告の状況

三 組織変更の日

(相互会社から株式会社への組織変更に係る備置書類の記載事項)

第四十六条の三 法第九十六条において準用する法第八十一条第二項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 法第八十七条第一項及び同条第二項において準用する法第七十条第二項において準用する法第十七条第二項から第四項までに規定する手続の経過

二 法第八十七条第二項において準用する法第七十条第二項において準用する商法第百

イ 組織変更株式交換が効力を生じた日

ロ 組織変更株式交換完全親会社における法第九十六条の五第三項において準用する会社法第七百九十七条及び第七百九十九条（第一項第一号及び第二号を除く。）の規定による手続の経過

ハ 組織変更株式交換により組織変更株式交換完全親会社に移転した組織変更後株式会社の株式の数（組織変更後株式会社が種類株式発行会社であるときは、株式の種類及び種類ごとの数）

ニ イからハまでに掲げるもののほか、組織変更株式交換に関する重要な事項
三 組織変更株式移転をした場合には、次に掲げる事項

イ 組織変更株式移転が効力を生じた日

ロ 法第九十六条の九第四項において準用する会社法第八十六条、第八十八条（第一項第一号及び第二号並びに第三項第一号及び第二号を除く。）及び第八十九条（第一項第一号及び第二号を除く。）の規定による法第九十六条の九第一項第九号の株式会社における手続の経過

ハ 他の組織変更をする相互会社における法第八十八条の規定による手続の経過

ニ 組織変更株式移転により組織変更株式移転設立完全親会社に移転した組織変更後株式会社の株式の数（組織変更後株式会社が種類株式発行会社であるときは、株式の種類及び種類ごとの数）

ホ イからニまでに掲げるもののほか、組織変更株式移転に関する重要な事項

四 効力発生日

五 前各号に掲げるもののほか、組織変更に関する重要な事項

条第一項（債権者の異議）の規定による公告及び催告の状況

三 法第九十二条の二の規定により組織変更の際して株式を発行したときは、法第九十二条の二第五項において準用する商法第七十三条ノ二第一項（設立手続の調査）の規定による株式会社の取締役及び監査役となるべき者の調査に関する事項

四 組織変更の際して株式交換又は株式移転を行ったときは、次に掲げる事項

イ 株式交換又は株式移転の日

ロ 株式交換又は株式移転の日において組織変更後の株式会社に残存する純資産額
ハ 株式交換又は株式移転により完全親会社に移転した組織変更後の株式会社の株式の数

五 組織変更の日

(資産の運用方法の制限)

第四十七条 法第九十七条第二項に規定する内閣府令で定める方法は、次に掲げる方法とする。

一〇六 (略)

六の二 民法第六百六十七条第一項(組合契約)に規定する組合契約又は商法第五百三十五条(匿名組合契約)に規定する匿名組合契約に係る出資

七〇十三 (略)

(法第九十七条の二第二項に規定する資産の運用額の制限)

第四十八条 法第九十七条の二第二項に規定する内閣府令で定める資産は、総資産(特別勘定又は積立勘定(第三十条の三第一項(第六十三条において準用する場合を含む。))の規定により設ける勘定をいう。以下この条及び第四十八条の三において同じ。)を設ける場合においては、当該特別勘定又は積立勘定に属するものとして経理された資産を除く。以下この条、第四十八条の三及び第四十八条の五において同じ。)のうち次に掲げる資産とする。

一〇五 (略)

二〇五 (略)

(法第九十七条の二第二項に規定する資産の運用額の制限)

第四十八条の三 (略)

2 法第九十七条の二第二項に規定する内閣府令で定めるところにより計算した額は、次の各号に掲げる資産の運用の額の区分に応じ、当該各号に定める額とする。ただし、金融庁長官の承認を受けた場合は、この限りでない。

一 前項第一号に規定する資産の運用の額 次に掲げる資産の運用の額の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(資産の運用方法の制限)

第四十七条 法第九十七条第二項に規定する内閣府令で定める方法は、次に掲げる方法とする。

一〇六 (略)

六の二 民法第六百六十七条第一項に規定する組合契約又は商法第五百三十五条(定義)に規定する匿名組合契約に係る出資

七〇十三 (略)

(法第九十七条の二第二項に規定する資産の運用額の制限)

第四十八条 法第九十七条の二第二項に規定する内閣府令で定める資産は、総資産(特別勘定又は積立勘定(第二十六条第一項(第六十三条において準用する場合を含む。))の規定により設ける勘定をいう。以下この条及び第四十八条の三において同じ。)を設ける場合においては、当該特別勘定又は積立勘定に属するものとして経理された資産を除く。以下この条、第四十八条の三及び第四十八条の五において同じ。)のうち次に掲げる資産とする。

一〇五 (略)

二〇五 (略)

(法第九十七条の二第二項に規定する資産の運用額の制限)

第四十八条の三 (略)

2 法第九十七条の二第二項に規定する内閣府令で定めるところにより計算した額は、次の各号に掲げる資産の運用の額の区分に応じ、当該各号に定める額とする。ただし、金融庁長官の承認を受けた場合は、この限りでない。

一 前項第一号に規定する資産の運用の額 次に掲げる資産の運用の額の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ 同一人自身に対する運用に係るもの（ハに掲げるものを除く。） 総資産の額に百分の十を乗じて計算した額（前項第一号ロに規定する貸付金及び同号ニに規定する債務の保証（以下この条及び第四十八条の五において「貸付金等」という。）にあつては、総資産の額に百分の三を乗じて計算した額）

ロヽニ（略）

二（略）

3（略）

（営業保証金に代わる契約の相手方）

第五十二条の八の二 令第十三条の三に規定する内閣府令で定める金融機関は、次に掲げるものとする。

一ヽ三（略）

四 協同組織金融機関の優先出資に関する法律（平成五年法律第四十四号）第一条第一項に規定する協同組織金融機関

（削る）

（削る）

（削る）

（削る）

（営業保証金に充てることができる有価証券の価額）

イ 同一人自身に対する運用に係るもの（ハに掲げるものを除く。） 総資産の額に百分の十を乗じて計算した額（同号ロに規定する貸付金及び同号ニに規定する債務の保証（以下この条及び第四十八条の五において「貸付金等」という。）にあつては、総資産の額に百分の三を乗じて計算した額）

ロヽニ（略）

二（略）

3（略）

（営業保証金に代わる契約の相手方）

第五十二条の八の二 令第十三条の三に規定する内閣府令で定める金融機関は、次に掲げるものとする。

一ヽ三（略）

四 信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第四条（事業免許）の免許を受けた信用金庫（以下「信用金庫」という。）及び信用金庫連合会（以下「信用金庫連合会」という。）

五 農林中央金庫

六 商工組合中央金庫

七 労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）第六条（事業免許）の免許を受けた労働金庫（以下「労働金庫」という。）及び労働金庫連合会（以下「労働金庫連合会」という。）

八 中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第八十一号）第三条第二号（種類）に規定する信用協同組合（以下「信用協同組合」という。）及び同条第三号に規定する協同組合連合会で同法第九条の九第一項第一号（協同組合連合会）の事業を行う協同組合連合会（以下「信用協同組合連合会」という。）

（営業保証金に充てることができる有価証券の価額）

第五十二条の十一 法第九十九条第八項において準用する信託業法第十一条第九項の規定により有価証券を営業保証金に充てる場合における当該有価証券の価額は、次の各号に掲げる有価証券の区分に従い当該各号に掲げる額とする。

- 一 国債証券 額面金額（その権利の帰属が社債等の振替に関する法律の規定による振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされるものにあつては、その金額。以下この条において同じ。）

二 四 (略)

2・3 (略)

(情報通信の技術を利用する方法)

第五十二条の十七 法第九十九条第八項において準用する信託業法第二十六条第二項（同法第二十七条第二項及び同法第二十九条第四項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる方法とする。

一・二 (略)

2 前項各号に規定する方法は、次に規定する基準に適合するものでなければならない。

一 三 (略)

四 前項第一号ハ又はニに規定する方法にあつては、当該記載事項に掲げられた取引を最後に行った日以後五年間（当該期間が終了する日までの間に当該記載事項に係る苦情の申出があつたときは、当該期間が終了する日又は当該苦情が解決した日のいずれか遅い日までの間）次に掲げる事項を消去し又は改変することができないものであること。ただし、閲覧に供している記載事項を書面により交付する場合、委託者の承諾（信託業法施行令第十三条第一項に規定する方法による承諾をいう。）を得て前項第一号イ、ロ若しくは前項第二号に掲げる方法により交付する場合又は委託者による当該記載事項に係る消去の指図がある場合は、当該記載事項を消去することができる。

イ・ロ (略)

五 (略)

第五十二条の十一 法第九十九条第八項において準用する信託業法第十一条第九項の規定により有価証券を営業保証金に充てる場合における当該有価証券の価額は、次の各号に掲げる有価証券の区分に従い当該各号に掲げる額とする。

- 一 国債証券 額面金額

二 四 (略)

2・3 (略)

(情報通信の技術を利用する方法)

第五十二条の十七 法第九十九条第八項において準用する信託業法第二十六条第二項（同法第二十七条第二項及び同法第二十九条第四項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の内閣府令で定める方法は、次に掲げる方法とする。

一・二 (略)

2 前項各号に規定する方法は、次に規定する基準に適合するものでなければならない。

一 三 (略)

四 前項第一号ハ又はニに規定する方法にあつては、当該記載事項に掲げられた取引を最後に行った日以後五年間（当該期間が終了する日までの間に当該記載事項に係る苦情の申出があつたときは、当該期間が終了する日又は当該苦情が解決した日のいずれか遅い日までの間）次に掲げる事項を消去し又は改変することができないものであること。ただし、閲覧に供している記載事項を書面により交付する場合、委託者の承諾（信託業法施行令第十三条に規定する方法による承諾をいう。）を得て前項第一号イ、ロ若しくは前項第二号に掲げる方法により交付する場合又は委託者による当該記載事項に係る消去の指図がある場合は、当該記載事項を消去することができる。

イ・ロ (略)

五 (略)

3 (略)

第五十二条の十八 令第十三条の六第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定により示すべき電磁的方法の種類及び内容は、次に掲げる事項とする。

一・二 (略)

（信託財産状況報告書の記載事項等）

第五十二条の二十一 法第九十九条第八項において準用する信託業法第二十七条第一項本文に規定する信託財産状況報告書（以下この条において「報告書」という。）には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一〇五 (略)

六 当該信託財産に係る信託業務を第三者に委託する場合にあつては、委託先の氏名又は商号若しくは名称、住所又は所在地、委託に係る報酬並びに委託する業務の内容

二〇五 (略)

（信託財産に係る行為準則）

第五十二条の二十五 (略)

2 (略)

3 法第九十九条第八項において準用する信託業法第二十九条第三項の書面を、信託財産の計算期間ごとに、遅滞なく、次の各号に掲げる事項を記載し、受益者に交付しなければならない。

一 取引当事者の商号、名称又は氏名及び営業所又は事務所の所在地若しくは住所（当該取引当事者が個人の場合にあつては、当該個人の氏名及び住所を除く。）

二〇二二 (略)

4 (略)

3 (略)

第五十二条の十八 令第十三条の六第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定により示すべき方法の種類及び内容は、次に掲げる事項とする。

一・二 (略)

（信託財産状況報告書の記載事項等）

第五十二条の二十一 法第九十九条第八項において準用する信託業法第二十七条第一項本文に規定する信託財産状況報告書（以下この条において「報告書」という。）には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一〇五 (略)

六 当該信託財産に係る信託業務を第三者に委託する場合にあつては、委託先の氏名又は名称、住所又は所在地、委託に係る報酬並びに委託する業務の内容

二〇五 (略)

（信託財産に係る行為準則）

第五十二条の二十五 (略)

2 (略)

3 法第九十九条第八項において準用する信託業法第二十九条第三項の書面を、信託財産の計算期間ごとに、遅滞なく、次の各号に掲げる事項を記載し、受益者に交付しなければならない。

一 取引当事者の商号、名称又は氏名及び営業所又は事務所の所在地若しくは住所

二〇二二 (略)

4 (略)

(特定関係者に該当する金融機関との共同訪問に係る誤認防止)

第五十三条の四 保険会社は、当該保険会社を所属保険会社等とする生命保険募集人又は損害保険募集人が、保険募集に際して、当該保険会社の特定関係者（法第八条第一項に規定する特定関係者をいう。次条及び第五十三条の六において同じ。）に該当する金融機関（令第二条の三第四項各号に掲げる金融機関をいう。次条及び第五十三条の六において同じ。）の取締役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員、監査役、執行役（理事、監事その他これらに準ずる者を含む。）又は使用人とともに顧客を訪問する場合に、当該顧客に対して、当該保険会社と当該金融機関は別の法人であること等を記載した書面の交付により、説明を行うことを確保するための措置を講じなければならない。

(特定関係者との間の取引等を行うやむを得ない理由)

第五十四条 法第百条の三ただし書に規定する内閣府令で定めるやむを得ない理由は、次に掲げる理由とする。

一 当該保険会社が当該保険会社の取引の通常 conditions に照らして当該保険会社に不利益を与える取引又は行為を、当該保険会社の特定関係者（法第百条の三本文に規定する特定関係者をいう。以下この条、次条及び第五十四条の三において同じ。）に該当する特定保険会社（破綻保険会社（法第二百六十条第二項に規定する破綻保険会社をいう。以下この号において同じ。）並びに破綻保険会社の権利義務の全部又は一部を承継する保険会社及び外国保険会社等をいう。）との間で行う場合において、当該取引又は行為を行わなければ当該特定保険会社の事業の継続に支障を生ずるおそれがあること。

二 四 (略)

(保険会社の子会社の範囲等)

第五十六条の二 (略)

(特定関係者に該当する金融機関との共同訪問に係る誤認防止)

第五十三条の四 保険会社は、当該保険会社を所属保険会社等とする生命保険募集人又は損害保険募集人が、保険募集に際して、当該保険会社の特定関係者（法第八条第一項に規定する特定関係者をいう。次条及び第五十三条の六において同じ。）に該当する金融機関（令第二条の三第四項各号に掲げる金融機関をいう。次条及び第五十三条の六において同じ。）の取締役、執行役若しくは監査役（理事、監事その他これらに準ずる者を含む。）第五十三条の六及び第二百二十二条第一項第二号において同じ。）又は使用人とともに顧客を訪問する場合に、当該顧客に対して、当該保険会社と当該金融機関は別の法人であること等を記載した書面の交付により、説明を行うことを確保するための措置を講じなければならない。

(特定関係者との間の取引等を行うやむを得ない理由)

第五十四条 法第百条の三ただし書に規定する内閣府令で定めるやむを得ない理由は、次に掲げる理由とする。

一 当該保険会社が当該保険会社の取引の通常 conditions に照らして当該保険会社に不利益を与える取引又は行為を、当該保険会社の特定関係者（法第百条の三本文に規定する特定関係者をいう。以下この条、次条及び第五十四条の三において同じ。）に該当する特定保険会社（破綻保険会社（法第二百六十条第二項に規定する破綻保険会社をいう。以下この号において同じ。）並びに破綻保険会社の権利義務の全部又は一部を承継する保険会社及び外国保険会社等をいう。）との間で行う場合において、当該取引又は行為を行わなければ当該特定保険会社の営業又は事業の継続に支障を生ずるおそれがあること。

二 四 (略)

(保険会社の子会社の範囲等)

第五十六条の二 (略)

2 法第六百六条第二項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一〇二十三 (略)

二十四 次に掲げる行為により他の株式会社に対しその事業に必要な資金を供給する業務

イ・ロ (略)

ハ イ又はロに掲げる行為を行うことを目的とする民法第六百六十七条第一項〔組合契約〕に規定する組合契約又は投資事業有限責任組合契約に関する法律第三条第一項（投資事業有限責任組合契約）に規定する投資事業有限責任組合契約を締結すること。

二十五〇三十九 (略)

四十 民法第六百六十七条第一項〔組合契約〕に規定する組合契約又は商法第五百三十五条〔匿名組合契約〕に規定する匿名組合契約（証券取引法施行令第一条の三の二第二項各号に掲げるものを除く。）の締結の媒介、取次ぎ又は代理を行う業務（第十八号に該当するものを除く。）

四十一〇四十七 (略)

三〇10 (略)

（法第六百六条第一項の規定等が適用されないこととなる事由）

第五十七条 法第六百六条第三項に規定する内閣府令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

一・二 (略)

三 保険会社又はその子会社が所有する議決権行使することができない株式又は持分に係る議決権の取得（当該保険会社又はその子会社の意思によらない事象の発生により取得するものに限る。）

四 保険会社又はその子会社が株式を所有する会社の株式の転換（当該株式がその発行会社に取得され、その引換えに他の種類の株式が交付されることをいう。第五十八条

2 法第六百六条第二項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一〇二十三 (略)

二十四 次に掲げる行為により他の株式会社に対しその事業に必要な資金を供給する業務

イ・ロ (略)

ハ イ又はロに掲げる行為を行うことを目的とする民法第六百六十七条第一項に規定する組合契約又は投資事業有限責任組合契約に関する法律第三条第一項（投資事業有限責任組合契約）に規定する投資事業有限責任組合契約を締結すること。

二十五〇三十九 (略)

四十 民法第六百六十七条第一項に規定する組合契約又は商法第五百三十五条に規定する匿名組合契約（証券取引法施行令第一条の三の二第二項各号に掲げるものを除く。）の締結の媒介、取次ぎ又は代理を行う業務（第十八号に該当するものを除く。）

四十一〇四十七 (略)

三〇10 (略)

（法第六百六条第一項の規定等が適用されないこととなる事由）

第五十七条 法第六百六条第三項に規定する内閣府令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

一・二 (略)

三 保険会社又はその子会社が所有する商法第二百一十一条ノ二第四項に規定する種類の株式又は持分に係る議決権の取得（当該保険会社又はその子会社の意思によらない事象の発生により取得するものに限る。）

四 保険会社又はその子会社が株式を所有する会社の株式の転換（当該保険会社又はその子会社の請求による場合を除く。）

の二、第二百九条、第二百十条の三及び第二百十条の九において同じ。）（当該保険会社又はその子会社の請求による場合を除く。）

五 保険会社又はその子会社が株式又は持分を所有する会社の株式又は持分の併合又は分割

六・七 (略)

2 (略)

(子会社対象保険会社等を子会社とすることについての認可の申請等)

第五十八条 保険会社は、子会社対象保険会社等（法第百六条第四項に規定する子会社対象保険会社等をいう。以下この条において同じ。）を子会社とすることの認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一 (略)

二 当該保険会社に関する次に掲げる書類

イ 最終の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書（相互会社にあつては、剰余金の処分又は損失の処理に関する書面及び基金等変動計算書）その他最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書類

ロ (略)

ハ 株式交換により子会社対象保険会社等を子会社とする場合には、次に掲げる書類

(1) 株主総会の議事録その他必要な手続があつたことを証する書面

(2) 株式交換契約の内容を記載した書面

(3) (略)

三 当該保険会社及びその子会社等（法第百十条第二項に規定する子会社等をいう。以

五 保険会社又はその子会社が株式又は持分を所有する会社の株式又は持分の消却、併合又は分割

六・七 (略)

2 (略)

(子会社対象保険会社等を子会社とすることについての認可の申請等)

第五十八条 保険会社は、子会社対象保険会社等（法第百六条第四項に規定する子会社対象保険会社等をいう。以下この条において同じ。）を子会社とすることの認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一 (略)

二 当該保険会社に関する次に掲げる書類

イ 最終の貸借対照表、損益計算書及び利益若しくは剰余金の処分又は損失の処理に関する書面その他最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書類

ロ (略)

ハ 株式交換により子会社対象保険会社等を子会社とする場合には、次に掲げる書類

(1) 株主総会の議事録（商法第三百五十八条第一項（簡易な株式交換手続の要件）の規定により株式交換契約書について株主総会の承認を得ないで株式交換を行う場合にあっては、取締役会の議事録）

(2) 株式交換契約書

(3) (略)

三 当該保険会社及びその子会社等（法第百十条第二項に規定する子会社等をいう。以

下この号及び次項において同じ。）に関する次に掲げる書類

イ 当該保険会社及びその子会社等につき連結して記載した最終の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書（当該保険会社が相互会社である場合は、基金等変動計算書）その他これらの会社の最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書類

ロ （略）

四 当該認可に係る子会社対象保険会社等に関する次に掲げる書類

イ・ロ （略）

ハ 最終の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書その他最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書類

ニ （略）

五・六 （略）

2ゝ5 （略）

（法第七百七条第一項の規定が適用されないこととなる事由）

第五十八条の二 法第七百七条第二項に規定する内閣府令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

一ゝ三 （略）

四 保険会社又はその子会社が所有する議決権を行使することができない株式又は持分に係る議決権の取得（当該保険会社又はその子会社の意思によらない事象の発生により取得するものに限る。）

五 （略）

六 保険会社又はその子会社が株式又は持分を所有する会社の株式又は持分の併合又は分割

七ゝ十 （略）

下この号及び次項において同じ。）に関する次に掲げる書類

イ 当該保険会社及びその子会社等につき連結して記載した最終の貸借対照表、損益計算書及び剰余金計算書その他これらの会社の最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書類

ロ （略）

四 当該認可に係る子会社対象保険会社等に関する次に掲げる書類

イ・ロ （略）

ハ 最終の貸借対照表、損益計算書及び利益の処分又は損失の処理に関する書面その他最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書類

ニ （略）

五・六 （略）

2ゝ5 （略）

（法第七百七条第一項の規定が適用されないこととなる事由）

第五十八条の二 法第七百七条第二項に規定する内閣府令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

一ゝ三 （略）

四 保険会社又はその子会社が所有する商法第二百十一条ノ二第四項に規定する種類の株式又は持分に係る議決権の取得（当該保険会社又はその子会社の意思によらない事象の発生により取得するものに限る。）

五 （略）

六 保険会社又はその子会社が株式又は持分を所有する会社の株式又は持分の消却、併合又は分割

七ゝ十 （略）

(業務報告書等)

第五十九条 法第百十条第一項に規定する中間業務報告書は、事業年度開始の日から当該事業年度の九月三十日までの間の業務及び財産の状況について、保険会社である株式会社にあつては、中間事業報告書、中間貸借対照表（関連する注記を含む。以下同じ。）、中間損益計算書（関連する注記を含む。以下同じ。）、中間キャッシュ・フロー計算書、中間株主資本等変動計算書（関連する注記を含む。以下同じ。）及び保険金等の支払能力の充実の状況に関する書面、保険会社である相互会社にあつては、中間事業報告書、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間キャッシュ・フロー計算書、中間基金等変動計算書（関連する注記を含む。以下同じ。）及び保険金等の支払能力の充実の状況に関する書面、別紙様式第十一号の五（特定取引勘定設置会社にあつては、別紙様式第十一号の六）により作成し、当該期間終了後三月以内に提出しなければならない。

2 法第百十条第一項に規定する業務報告書は、保険会社である株式会社にあつては、事業報告書、附属明細書、株主総会に関する事項等に関する書面、貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書、株主資本等変動計算書、有価証券等に関する書面及び保険金等の支払能力の充実の状況に関する書面、保険会社である相互会社にあつては、事業報告書、附属明細書、社員総会又は総代会に関する事項等に関する書面、貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書、剰余金処分又は損失処理に関する書面、基金等変動計算書、基金の償却に関する書面、基金利息の支払に関する書面、有価証券等に関する書面及び保険金等の支払能力の充実の状況に関する書面に分けて、別紙様式第十二号（特定取引勘定設置会社にあつては別紙様式第十二号の二）により作成し、事業年度終了後四月以内に提出しなければならない。

3 (略)

4 法第百十条第二項に規定する中間業務報告書は、事業年度開始の日から当該事業年度の九月三十日までの間の保険会社及びその子会社等の業務及び財産の状況について、中間事業概況書、中間連結財務諸表に分けて、別紙様式第十一号の七により作成し、当該期間終了後三月以内に提出しなければならない。

(業務報告書等)

第五十九条 法第百十条第一項に規定する中間業務報告書は、事業年度開始の日から当該事業年度の九月三十日までの間の業務及び財産の状況について、保険会社である株式会社にあつては、中間営業報告書、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間キャッシュ・フロー計算書及び保険金等の支払能力の充実の状況に関する書面、保険会社である相互会社にあつては、中間事業報告書、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間キャッシュ・フロー計算書及び保険金等の支払能力の充実の状況に関する書面に分けて、別紙様式第十一号の五（特定取引勘定設置会社にあつては、別紙様式第十一号の六）により作成し、当該期間終了後三月以内に提出しなければならない。

2 法第百十条第一項に規定する業務報告書は、保険会社である株式会社にあつては、営業報告書、附属明細書、株主総会に関する事項等に関する書面、貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書、利益処分又は損失処理に関する書面、有価証券等に関する書面及び保険金等の支払能力の充実の状況に関する書面、保険会社である相互会社にあつては、事業報告書、附属明細書、社員総会又は総代会に関する事項等に関する書面、貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書、基金の償却に関する書面、基金利息の支払に関する書面、剰余金処分又は損失処理に関する書面、有価証券等に関する書面及び保険金等の支払能力の充実の状況に関する書面に分けて、別紙様式第十二号（特定取引勘定設置会社にあつては別紙様式第十二号の二）により作成し、事業年度終了後四月以内に提出しなければならない。

3 (略)

4 法第百十条第二項に規定する中間業務報告書は、事業年度開始の日から当該事業年度の九月三十日までの間の保険会社及びその子会社等の業務及び財産の状況について、保険会社である株式会社にあつては、中間営業概況書及び中間連結財務諸表、保険会社である相互会社にあつては、中間事業概況書及び中間連結財務諸表に分けて、別紙様式第十一号の七により作成し、当該期間終了後三月以内に提出しなければならない。

5 法第百十條第二項に規定する業務報告書は、事業概況書、連結財務諸表に分けて、別紙様式第十二号の三により作成し、事業年度終了後四月以内に提出しなければならない。

6・7 (略)

(業務及び財産の状況に関する説明書類に記載する事項等)

第五十九条の二 法第百十一条第一項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

一 保険会社の概況及び組織に関する次に掲げる事項

イ～ハ (略)

ニ 取締役及び監査役(委員会設置会社にあつては、取締役及び執行役)の氏名及び役職名

ホ 会計参与設置会社にあつては、会計参与の氏名及び役職名(会計参与が法人であるときは、その名称並びにその職務を行うべき社員の氏名及び役職名。以下同じ。)

二 (略)

三 保険会社の主要な業務に関する次に掲げる事項

イ (略)

ロ 直近の五事業年度における主要な業務の状況を示す指標として次に掲げる事項(15から18までに掲げる事項については、信託業務を営む場合に限る。)

(1) 経常収益の額

(2) 経常利益金額又は経常損失金額

(3) 当期純利益金額又は当期純損失金額(相互会社にあつては当期純剰余金額又は当期純損失金額)

(4)～(11) (略)

5 法第百十條第二項に規定する業務報告書は、保険会社である株式会社にあつては、営業概況書及び連結財務諸表、保険会社である相互会社にあつては、事業概況書及び連結財務諸表に分けて、別紙様式第十二号の三により作成し、事業年度終了後四月以内に提出しなければならない。

6・7 (略)

(業務及び財産の状況に関する説明書類に記載する事項等)

第五十九条の二 法第百十一条第一項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

一 保険会社の概況及び組織に関する次に掲げる事項

イ～ハ (略)

ニ 取締役及び監査役(委員会等設置会社等にあつては、取締役及び執行役)の氏名並びに役職名

(新設)

二 (略)

三 保険会社の主要な業務に関する次に掲げる事項

イ (略)

ロ 直近の五事業年度における主要な業務の状況を示す指標として次に掲げる事項(15から18までに掲げる事項については、信託業務を営む場合に限る。)

(1) 経常収益

(2) 経常利益又は経常損失

(3) 当期純利益又は当期純損失(相互会社にあつては当期純剰余又は当期純損失)

(4)～(11) (略)

(12) 相互会社にあつては、第三十条の四の規定により計算した額に占める第三十条の五第一項第一号の社員配当準備金及び同項第二号の社員配当平衡積立金に積み立てる額の合計額の割合

(13)～(18) (略)

ハ～ホ (略)

四 (略)

五 保険会社の直近の二事業年度における財産の状況に関する次に掲げる事項

イ 貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書（連結財務諸表を作成しない場合に限る。）及び株主資本等変動計算書（相互会社にあつては剰余金処分又は損失処理に関する書面及び基金等変動計算書）

ロ～チ (略)

リ 法第一百一十一条第一項の規定により公衆の縦覧に供する書類について会社法（相互会社にあつては、法）による会計監査人の監査を受けている場合にはその旨

ヌ 貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書（相互会社にあつては、剰余金処分計算書又は損失処理計算書及び基金等変動計算書）について証券取引法第九十三条の二の規定に基づき公認会計士又は監査法人の監査証明を受けている場合にはその旨

2 (略)

第五十九条の三 (略)

一 (略)

二 保険会社及びその子会社等の主要な業務に関する事項として次に掲げるもの

イ (略)

ロ 直近の五連結会計年度（連結財務諸表の作成に係る期間をいう。以下同じ。）における主要な業務の状況を示す指標として次に掲げる事項

(12) 相互会社にあつては、第二十七条の規定により計算した額に占める第二十八条第一項第一号の社員配当準備金及び同項第二号の社員配当平衡積立金に積み立てる額の合計額の割合

(13)～(18) (略)

ハ～ホ (略)

四 (略)

五 保険会社の直近の二事業年度における財産の状況に関する次に掲げる事項

イ 貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書（連結財務諸表を作成しない場合に限る。）及び利益処分又は損失処理に関する書面（相互会社にあつては剰余金処分又は損失処理に関する書面）

ロ～チ (略)

リ 法第一百一十一条第一項の規定により公衆の縦覧に供する書類について商法特例法による会計監査人の監査を受けている場合にはその旨

ヌ 保険会社が貸借対照表、損益計算書及び利益処分計算書又は損失処理計算書（相互会社にあつては、剰余金処分計算書又は損失処理計算書）について証券取引法第九十三条の二の規定に基づき公認会計士又は監査法人の監査証明を受けている場合にはその旨

2 (略)

第五十九条の三 (略)

一 (略)

二 保険会社及びその子会社等の主要な業務に関する事項として次に掲げるもの

イ (略)

ロ 直近の五連結会計年度（連結財務諸表の作成に係る期間をいう。以下同じ。）における主要な業務の状況を示す指標として次に掲げる事項

(1) 経常収益の額

(2) 経常利益金額又は経常損失金額

(3) 当期純利益金額又は当期純損失金額（保険会社が相互会社である場合には、当期純剰余金額又は当期純損失金額）

(4)・(5) （略）

三 保険会社及びその子会社等の直近の二連結会計年度における財産の状況に関する次に掲げる事項

イ 連結貸借対照表、連結損益計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結株主資本等変動計算書（保険会社が相互会社である場合は、連結基金等変動計算書）

ロ・ニ （略）

ホ 保険会社が連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結株主資本等変動計算書（保険会社が相互会社である場合は、連結基金等変動計算書）について証券取引法第九十三条の二の規定に基づき公認会計士又は監査法人の監査証明を受けている場合にはその旨

2
（略）

第五十九条の四 法第一百一十一条第一項及び第二項の規定により作成した説明書類は、当該保険会社の事業年度経過後四月以内にその縦覧を開始し、説明書類ごとに、当該事業年度の翌事業年度に係るそれぞれの説明書類の縦覧を開始するまでの間、公衆の縦覧に供しなければならない。

第五十九条の五 法第一百一十一条第四項に規定する内閣府令で定める場所は、第五十九条の二第二項に規定する場所とする。

第五十九条の六 法第一百一十一条第四項に規定する内閣府令で定める措置は、電磁的記録に記録された事項を紙面又は映像面に表示する方法とする。

(1) 経常収益

(2) 経常利益又は経常損失

(3) 当期純利益又は当期純損失（保険会社が相互会社である場合には、当期純剰余又は当期純損失）

(4)・(5) （略）

三 保険会社及びその子会社等の直近の二連結会計年度における財産の状況に関する次に掲げる事項

イ 連結貸借対照表、連結損益計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結剰余金計算書

ロ・ニ （略）

ホ 保険会社が連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結剰余金計算書について証券取引法第九十三条の二の規定に基づき公認会計士又は監査法人の監査証明を受けている場合にはその旨

2
（略）

第五十九条の四 法第一百一十一条第一項及び第二項の規定により作成した説明書類は、当該保険会社の事業年度経過後五月以内にその縦覧を開始し、説明書類ごとに、当該事業年度の翌事業年度に係るそれぞれの説明書類の縦覧を開始するまでの間、公衆の縦覧に供しなければならない。

（新設）

（新設）

(市場価格のある株式の評価益計上に関する認可の申請等)

第六十条 保険会社は、法第百十二条第一項の規定による認可を受けようとするときは、法第十三条の規定により読み替えて適用する会社法第四百三十五条第二項(計算書類等の作成及び保存)又は法第五十四条の三第二項に規定する計算書類の作成後、速やかに、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一 四 (略)

2 (略)

(市場価格のある株式の評価益の積立て)

第六十一条 法第百十二条第二項に規定する内閣府令で定める準備金は、次に掲げるものとする。

一・二 (略)

三 相互会社にあつては、責任準備金又は第三十条の五第一項第一号の社員配当準備金

(創立費の償却)

第六十一条の二 法第百十三条に規定する内閣府令で定める金額は、次に掲げるものとする。

一 会社法第二十八条第三号(定款の記載又は記録事項)に規定する報酬及び同条第四号に規定する設立に関する費用(相互会社にあつては、法第二十四条第一項第二号に規定する報酬及び同条第三号に規定する設立に関する費用)として支出した金額

二 開業準備のために支出した金額

(市場価格のある株式の評価益計上に関する認可の申請等)

第六十条 保険会社は、法第百十二条第一項の規定による認可を受けようとするときは、定時総会又は定時社員総会(総代会を設けているときは、定時総代会)の会日の八週間前までに、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一 四 (略)

2 (略)

(市場価格のある株式の評価益の積立て)

第六十一条 法第百十二条第二項に規定する内閣府令で定める準備金は、次に掲げるものとする。

一・二 (略)

三 相互会社にあつては、責任準備金又は第二十八条第一項第一号の社員配当準備金

(創立費の償却)

第六十一条の二 法第百十三条に規定する内閣府令で定める金額は、商法第百六十八条第一項第七号及び第八号(変態設立事項)の規定により支出した金額、同号ただし書の手数料及び報酬として支出した金額並びに設立登記のために支出した税額(相互会社にあつては、法第二十二條第三項第三号に規定する報酬及び同項第四号に掲げる設立費用(同号に規定する手数料及び報酬を含む))として支出した金額並びに法第二十七条第一項の設立の登記のために支出した税額)並びに商法施行規則第三十六条前段(開業費)に規定する金額(相互会社に係るこれに相当する金額を含む。)とする。

2| 商法施行規則第三十五条(創立費)及び第三十六条の規定は、保険会社である株式会社については、適用しない。

(積立勘定の設置)

第六十三條 第三十條の三の規定は、保険会社である株式会社について準用する。この場合において、「剰余金の分配をする」とあるのは「契約者配当を行う」と読み替えるものとする。

(価格変動準備金の計算)

第六十六條 保険会社は、毎決算期において保有する資産をそれぞれ次の表の上欄に掲げる資産に区分して、それぞれの資産の帳簿価額に同表の積立基準の欄に掲げる率を乗じて計算した金額の合計額以上を法第十五条第一項の価格変動準備金として積み立てなければならぬ。この場合において、当該価格変動準備金の限度額は、毎決算期において保有する資産をそれぞれ同表の上欄に掲げる資産に区分してそれぞれの資産の帳簿価額に同表の積立限度の欄に掲げる率を乗じて計算した金額の合計額とする。

(価格変動準備金の不積立て等に関する認可の申請等)

第六十七條 保険会社は、法第十五条第一項ただし書又は同条第二項ただし書の規定による認可を受けようとするときは、法第十三条の規定により読み替えて適用する会社法第四百三十五条第二項(計算書類等の作成及び保存)又は法第五十四条の三第二項に規定する計算書類の作成後、速やかに、認可申請書に当該計算書類又はこれに準ずる書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

2 (略)

(保険計理人の確認業務)

第八十條 保険計理人は、毎決算期において、次に掲げる基準その他金融庁長官が定める

(積立勘定の設置)

第六十三條 第二十六條の規定は、保険会社である株式会社について準用する。この場合において、「剰余金の分配をする」とあるのは「契約者配当を行う」と読み替えるものとする。

(価格変動準備金の計算)

第六十六條 保険会社は、毎決算期において保有する資産をそれぞれ次の表の上欄に掲げる資産に区分して、それぞれの資産の帳簿価額に同表の積立基準の欄に掲げる率を乗じて計算した金額の合計額以上を法第十五条第一項の価格変動準備金として積み立てなければならぬ。この場合において、法第十五条第一項の価格変動準備金の限度額は、毎決算期において保有する資産をそれぞれ同表の上欄に掲げる資産に区分してそれぞれの資産の帳簿価額に同表の積立限度の欄に掲げる率を乗じて計算した金額の合計額とする。

(価格変動準備金の不積立て等に関する認可の申請等)

第六十七條 保険会社は、法第十五条第一項ただし書又は同条第二項ただし書の規定による認可を受けようとするときは、定時総会又は定時社員総会(総代会を設けているときは、定時総代会)の会日の八週間前までに、認可申請書に商法第二百八十一条第一項第一号、第二号及び第四号(計算書類及びその附属明細書の作成)(法第五十九条第一項において準用する場合を含む。)若しくは商法特例法第二十一条の二十六第一項第一号、第二号及び第四号(計算書類の作成等)(法第五十二条の三第二項において準用する場合を含む。)に掲げる書類又はこれに準ずる書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

2 (略)

(保険計理人の確認業務)

第八十條 保険計理人は、毎決算期において、次に掲げる基準その他金融庁長官が定める

基準により、法第二百一十一条第一項各号に掲げる事項について確認しなければならない。

一 (略)

二 契約者配当又は社員に対する剰余金の分配が第三十条の二又は第六十二条に規定するところにより適正に行われていること。

三 (略)

(保険計理人意見書)

第八十二条 保険計理人は、法第十三条の規定により読み替えて適用する会社法第四百三十五条第二項(計算書類等の作成及び保存)又は法第五十四条の三第二項に規定する計算書類の作成後、最初に招集される取締役会に、次に掲げる事項を記載した意見書を提出しなければならない。

一 四 (略)

五 第六十四条第一項の契約者配当準備金又は第三十条の五第一項第一号の社員配当準備金への繰入れに関する事項

六・七 (略)

2 (略)

3 | 保険計理人は、第一項の規定にかかわらず、監査役(委員会設置会社にあつては、監査委員会の指定した監査委員)又は会計監査人に対し、第一項第四号から第七号までに掲げる事項の内容を通知することができる。

(事業方法書等に定めた事項の変更に係る届出)

第八十三条 法第二百二十三条第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 生命保険会社の次に掲げる保険契約に係る法第四条第二項第二号から第四号までに掲げる書類に定めた事項

基準により、法第二百一十一条第一項各号に掲げる事項について確認しなければならない。

一 (略)

二 契約者配当又は社員に対する剰余金の分配が第六十二条又は第二十五条に規定するところにより適正に行われていること。

三 (略)

(保険計理人意見書)

第八十二条 保険計理人は、定時総会又は定時社員総会(総代会を設けているときは、定時総代会)の会日の八週間前までに、次に掲げる事項を記載した意見書を取締役に提出しなければならない。

一 四 (略)

五 第六十四条第一項の契約者配当準備金又は第二十八条第一項第一号の社員配当準備金への繰入れに関する事項

六・七 (略)

2 (略)

(新設)

(事業方法書等に定めた事項の変更に係る届出)

第八十三条 法第二百二十三条第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 生命保険会社の次に掲げる保険契約に係る法第四条第二項第二号から第四号までに掲げる書類に定めた事項

イヌ (略)

ル 独立行政法人農業者年金基金法施行令(平成十五年政令第三百四十三号)第九条第一項第四号(年金基金等準備金の運用)の規定に基づき独立行政法人農業者年金基金を保険契約者とする保険契約(第百六十四条において「農業者年金基金団体生存保険契約」という。)

ヲカ (略)

二 (略)

三 損害保険会社の次に掲げる契約に係る法第四条第二項第三号及び第四号に掲げる書類に定めた事項並びに第八条第一項各号に掲げる事項、同条第二項に規定する事項並びに同条第三項及び第四項各号に掲げる事項

イ 資産に関する火災、落雷、破裂、爆発、風災、ひょう災、雪災による損害及びこれに関連する損害を対象とする保険契約(第百六十四条、第百八十九条及び第二百十二条の二第一項第一号において「火災保険契約」という。)

ロヌ (略)

ル 自動車の管理又は運行に伴う損害を対象とする保険契約(第二百十二条の二第一項第六号及び第二百十二条の四第一項第五号において「自動車保険契約」という。)であつて、次に掲げる要件を満たすもの(第百六十四条及び第百八十九条において「総付保台数十台以上の自動車保険契約」という。)

(1) (3) (略)

ヲク (略)

ヤ 事業の用に供するため施設を借用している者を被保険者とし、当該施設内における動産(自動車、船舶及び航空機を除く。)に関し偶然の事故による損害を受けること及び当該施設又は動産が偶然の事故により損害を受けた結果として事業に生じる損害(被保険者が事業の継続のために支出する費用の負担を含む。)又は損害賠償責任を対象とする保険契約(第百六十四条及び第百八十九条において「テナント総合保険契約」という。)

イヌ (略)

ル 農業者年金基金法施行令(昭和四十五年政令第二百六十六号)第九条第一項第四号(積立金の運用)の規定に基づき農業者年金基金を保険契約者とする保険契約(第百六十四条において「農業者年金基金団体生存保険契約」という。)

ヲカ (略)

二 (略)

三 損害保険会社の次に掲げる契約に係る法第四条第二項第三号及び第四号に掲げる書類に定めた事項並びに第八条第一項各号に掲げる事項、同条第二項に規定する事項並びに同条第三項及び第四項各号に掲げる事項

イ 資産に関する火災、落雷、破裂、爆発、風災、ひょう災、雪災による損害及びこれに関連する損害を対象とする保険契約(第百六十四条、第百八十九条及び第二百十一條の二第一項において「火災保険契約」という。)

ロヌ (略)

ル 自動車の管理又は運行に伴う損害を対象とする保険契約(第二百十一條の二第一項において「自動車保険契約」という。)であつて、次に掲げる要件を満たすもの(第百六十四条及び第百八十九条において「総付保台数十台以上の自動車保険契約」という。)

(1) (3) (略)

ヲク (略)

ヤ 事業の用に供するため施設を借用している者を被保険者とし、当該施設内における動産(自動車、船舶及び航空機を除く。以下このクにおいて同じ。)に関し偶然の事故による損害を受けること及び当該施設又は動産が偶然の事故により損害を受けた結果として事業に生じる損害(被保険者が事業の継続のために支出する費用の負担を含む。)又は損害賠償責任を対象とする保険契約(第百六十四条及び第百八十九条において「テナント総合保険契約」という。)

マゝテ (略)

(定款の変更に係る認可の申請等)

第八十四条 保険会社は、法第二百二十六条の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一 (略)

二 株主総会又は社員総会若しくは総代会（以下「株主総会等」という。）の議事録その他必要な手続があつたことを証する書面

三 (略)

2 金融庁長官は、前項の規定による認可の申請があつたときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査するものとする。

一 (略)

二 当該認可の申請に係る変更後の定款に法第九条第一項の公告方法及び会社法第二十七條各号（定款の記載又は記録事項）に掲げる事項（相互会社にあつては法第二十三条第一項各号に掲げる事項）が記載されていること。

(届出事項等)

第八十五条 法第二百二十七条第一項第八号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 (略)

二 保険会社を代表する取締役、保険会社の常務に從事する取締役又は監査役（委員会設置会社にあつては代表執行役、執行役又は監査委員）の就任又は退任があつた場合

マゝテ (略)

(定款の変更に係る認可の申請等)

第八十四条 保険会社は、法第二百二十六条の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一 (略)

二 株主総会又は社員総会若しくは総代会（以下「株主総会等」という。）の議事録（商法（法において準用する場合を含む。）の規定により株主総会又は社員総会の決議があつたものとみなされる場合には、当該場合に該当することを証する書面。以下同じ。）

三 (略)

2 金融庁長官は、前項の規定による認可の申請があつたときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査するものとする。

一 (略)

二 当該認可の申請に係る変更後の定款に法第二十二条第二項各号又は商法第六十六条第一項各号に掲げる事項が記載されていること。

(届出事項等)

第八十五条 法第二百二十七条第一項第八号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 (略)

二 保険会社を代表する取締役、保険会社の常務に從事する取締役又は監査役（委員会等設置会社にあつては代表執行役、執行役又は商法特例法第二十一条の八第七項（委員会の権限等）に規定する監査委員、委員会等設置相互会社にあつては代表執行役、執行役又は法第五十二条の三第二項において準用する商法特例法第二十一条の八第七項に規定する監査委員）の就任又は退任があつた場合

二の二 会計参与設置会社にあつては、保険会社の常務に従事する会計参与の就任又は退任があつた場合

二の三・二の四 (略)

三〇十五 (略)

十六 会社法第百五十六条第一項(株式の取得に関する事項の決定)(同法第百六十五条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定による株主総会又は取締役会の決議により自己の株式を取得しようとする場合

十七 (略)

2・3 (略)

4 第一項第九号に該当するときの届出は、法第十三条の規定により読み替えて適用する会社法第四百三十五条第二項(計算書類等の作成及び保存)又は法第五十四条の三第二項に規定する計算書類の作成後、速やかに、当該計算書類を添付して行うものとする。

5・6 (略)

(健全性の基準に用いる資本、基金、準備金等)

第八十六条 法第百三十条第一号に規定する資本、基金、準備金その他の内閣府令で定めるものの額は、次に掲げる額とする。

一 純資産の部の合計額から剰余金の処分として支出する金額(保険会社である相互会社にあつては、翌事業年度に社員に対する剰余金の分配として支出する額を含む。)、貸借対照表の評価・換算差額等(財務諸表等規則第六十七条に規定する評価・換算差額等をいう。第二百十一条の五十八において同じ。)の科目に計上した金額、法第七十八条第四項及び第百十三条前段の規定により貸借対照表の資産の部に計上した金額並びに繰延資産として貸借対照表の資産の部に計上した金額の合計額を控除した金額

(新設)

二の二・二の三 (略)

三〇十五 (略)

十六 商法第二百十条第一項に規定する定時総会の決議又は同法第二百十一条第三項に規定する取締役会の決議により自己の株式を取得しようとする場合(同項第一号に掲げる場合を除く。)

十七 (略)

2・3 (略)

4 第一項第九号に該当するときの届出は、定時総会又は定時社員総会(総代会を設けているときは、定時総代会)の会日の八週間前までに、商法第二百八十一条第一号、第二号及び第四号(計算書類及びその附属明細書の作成)(法第五十九条第一項において準用する場合を含む。)又は商法特例法第二十一条の二十六第一項第一号、第二号及び第四号(計算書類の作成等)(法第五十二条の三第二項において準用する場合を含む。)に掲げる書類を添付して行うものとする。

5・6 (略)

(健全性の基準に用いる資本、基金、準備金等)

第八十六条 法第百三十条第一号に規定する資本、基金、準備金その他の内閣府令で定めるものの額は、次に掲げる額とする。

一 資本の部の合計額から利益又は剰余金の処分として支出する金額(保険会社である相互会社にあつては、翌事業年度に社員に対する剰余金の分配として支出する額を含む。)、その他有価証券評価差額金(財務諸表等規則第六十八条の二の二に規定する資本の部に計上されるその他有価証券の評価差額をいう。第二百十一条の五十八において同じ。)並びに法第七十七条第四項、第九十二条の二第六項及び第百十三条前段の規定並びに商法施行規則第三十七条から第四十条まで(研究費及び開発費、新株発行費

二〇七 (略)

2 (略)

(事業譲渡等の認可の申請)

第九十四条 保険会社（外国保険会社等を含む。以下この条において同じ。）は、法第四百十二条（法第二百十一条において準用する場合を含む。）の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一 (略)

二 事業の譲渡又は譲受け（次項及び第三項において「事業譲渡等」という。）に係る契約の内容を記載した書面

三 当事者である保険会社（外国保険会社等を除く。）の株主総会等の議事録その他必要な手続があつたことを証する書面

四〇十一 (略)

(削る)

十二 (略)

二〇四 (略)

第八章 解散、合併、会社分割及び清算

第一節 解散

(解散等の認可の申請)

等、社債発行費並びに社債発行差金）の規定又は第三十二条の十から第三十二条の十三までの規定により貸借対照表の資産の部に計上した金額を控除した額

二〇七 (略)

2 (略)

(事業譲渡等の認可の申請)

第九十四条 保険会社（外国保険会社等を含む。以下この条において同じ。）は、法第四百十二条（法第二百十一条において準用する場合を含む。）の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一 (略)

二 事業の譲渡又は譲受け（次項及び第三項において「事業譲渡等」という。）に係る契約書

三 当事者である保険会社（外国保険会社等を除く。）の株主総会等の議事録又は取締役会の議事録若しくは清算人会の議事録

四〇十一 (略)

十二 商法第二百四十五条ノ五第三項（簡易な営業の譲受けの手続）の規定による反対の意思の通知をした株主があるときは、その株主が有する議決権の総数及び総株主の議決権の数を証する書面

十三 (略)

二〇四 (略)

第八章 解散、合併、分割及び清算

第一節 解散

(解散等の認可の申請)

第九十八条 保険会社等は、法第五十三条第一項の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に、次の各号に掲げる認可事項に応じ、当該各号に掲げる書類を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

一・二 (略)

三 保険業を営む株式会社を全部又は一部の当事者とする合併

イ (略)

ロ 合併契約の内容を記載した書面

ハ 当事者である保険会社等の株主総会の議事録その他必要な手続があつたことを証する書面

ニ・ホ (略)

ヘ 会社法第七百八十九条第二項、第七百九十九条第二項又は第八百十条第二項の規定による公告又は催告をしたこと及び異議を述べた債権者があるときは、その者に対し弁済し、若しくは担保を提供し、若しくは信託したこと又は合併をしてもその者を害するおそれがないことを証する書面

ト・リ (略)

(削る)

ヌ (略)

(解散に係る備置書類)

第九十九条の二 法第五十六条の二第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

第九十八条 保険会社等は、法第五十三条第一項の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に、次の各号に掲げる認可事項に応じ、当該各号に掲げる書類を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

一・二 (略)

三 保険業を営む株式会社を全部又は一部の当事者とする合併

イ (略)

ロ 合併契約書

ハ 当事者である保険会社等の株主総会の議事録（当該保険会社等が商法第四百十三條ノ三第一項（簡易な合併手続の要件）の規定により合併契約書について株主総会の承認を得ないで合併を行う場合における合併後存続する保険会社等にあつては、取締役会の議事録）

ニ・ホ (略)

ヘ 商法第四百十二条第一項（債権者の異議）の規定による公告及び催告（公告を官報のほか時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載した場合における当該会社にあつては、これらの公告）をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、その者に対し弁済し、若しくは担保を提供し、若しくは信託したこと又は合併をしてもその者を害するおそれがないことを証する書面

ト・リ (略)

ヌ 商法第四百十三條ノ三第五項（簡易な合併手続における株式買取請求）の規定による反対の意思の通知をした株主があるときは、その株主が有する議決権の総数及び総株主の議決権の数を証する書面

ル (略)

(解散に係る備置書類)

第九十九条の二 法第五十六条の二第一項に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一・二 (略)

三 当該保険会社等を保険者とする保険契約があるときは、当該保険契約の処理方針

第二節 合併

(相互会社が存続するときの株式会社と相互会社との吸収合併契約)

第九十九条の三の二 法第百六十二条第一項第六号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 吸収合併存続相互会社が吸収合併に際して吸収合併消滅株式会社(法第百六十二条第一項第一号に規定する吸収合併消滅株式会社をいう。以下この節(第百一条の二の二十一及び第百一条の二の二十四を除く。)において同じ。)の株主に対してその株式に代わる金銭を交付するときは、当該金銭の額又はその算定方法

二 前号に規定する場合には、吸収合併消滅株式会社の株主(吸収合併消滅株式会社を除く。)に対する前号の金銭の割当てに関する事項

三 吸収合併消滅株式会社が新株予約権を発行しているときは、吸収合併存続相互会社(法第百六十条第一号に規定する吸収合併存続相互会社をいう。以下この節において同じ。)が吸収合併に際して当該新株予約権の新株予約権者に対して交付する当該新株予約権に代わる金銭の額又はその算定方法

四 前号に規定する場合には、吸収合併消滅株式会社の新株予約権の新株予約権者に対する同号の金銭の割当てに関する事項

(相互会社を設立するときの株式会社と相互会社との新設合併契約)

第九十九条の三の三 法第百六十三条第一項第十号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 新設合併設立相互会社が新設合併に際して新設合併消滅株式会社(法第百六十三条第一項第一号に規定する新設合併消滅株式会社をいう。以下この節(第百一条の二の

一・二 (略)

三 当該保険会社等を保険者とする保険契約があるときは、当該保険契約の処理方針を記載した書面

第二節 合併

(新設)

(新設)

二十三及び第一百一条の二の二十四を除く。）において同じ。）の株主に対してその株式に代わる金銭を交付するときは、当該金銭の額又はその算定方法

二 前号に規定する場合には、新設合併消滅株式会社の株主（新設合併消滅株式会社を除く。）に対する前号の金銭の割当てに関する事項

三 新設合併消滅株式会社が新株予約権を発行しているときは、新設合併設立相互会社が新設合併に際して当該新株予約権の新株予約権者に対して交付する当該新株予約権に代わる金銭の額又はその算定方法

四 前号に規定する場合には、新設合併消滅株式会社の新株予約権の新株予約権者に対する同号の金銭の割当てに関する事項

（一株に満たない端数に係る部分につき新たに発行する株式の売却に関する事項）

第九十九条の四 法第百六十四条第一項第四号及び第百六十五条第一項第十号に規定する売却に関し内閣府令で定める事項は、次の各号に掲げる売却の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項とする。

一 三 （略）

（一株に満たない端数に係る部分につき新たに発行する株式の買受けに関する事項）

第九十九条の五 法第百六十四条第一項第五号及び第百六十五条第一項第十一号に規定する買受けに関し内閣府令で定める事項は、次の各号に掲げる買受けの区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項とする。

一・二 （略）

（社員の寄与分の計算）

第百条 法第百六十四条第三項又は第百六十五条第五項において準用する法第九十条第二項に規定する内閣府令で定めるところにより計算した金額は、吸収合併消滅相互会社（法第百六十条第一号に規定する吸収合併消滅相互会社をいう。以下この節において同じ。）

（一株に満たない端数に係る部分につき新たに発行する株式の売却に関する事項）

第九十九条の四 法第百六十四条第一項第三号及び第百六十五条第一項第三号に規定する売却に関し内閣府令で定める事項は、次の各号に掲げる売却の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項とする。

一 三 （略）

（一株に満たない端数に係る部分につき新たに発行する株式の買受けに関する事項）

第九十九条の五 法第百六十四条第一項第三号の二及び第百六十五条第一項第三号の二に規定する買受けに関し内閣府令で定める事項は、次の各号に掲げる買受けの区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項とする。

一・二 （略）

（社員の寄与分の計算）

第百条 法第百六十四条第三項（法第百六十五条第二項において準用する場合を含む。）において準用する法第八十九条第二項に規定する内閣府令で定めるところにより計算した金額は、法第百六十四条第一項の合併により消滅する相互会社（法第百六十五条第一項

又は新設合併消滅相互会社（法第六十一条第一号に規定する新設合併消滅相互会社をいう。以下この節において同じ。）の社員が当該吸収合併消滅相互会社又は新設合併消滅相互会社（以下この節において「消滅相互会社」という。）と締結している保険契約ごとの寄与分の合計額とする。

2 前項に規定する保険契約ごとの寄与分は、消滅相互会社が設定した保険契約の区分（以下この条において「区分」という。）ごとに、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除した額を、当該区分に属する保険契約ごとにその責任準備金、保険金、保険料その他の基準となる金額に応じて計算した金額とする。

一・二 （略）

（株式の発行等により一に満たない端数进行处理する場合における市場価格）

第百条の二 法第六十四条第三項又は第六十五条第五項において読み替えて準用する法第九十条第三項において準用する会社法第二百三十四条第二項に規定する内閣府令で定める方法は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額をもって法第六十四条第三項又は第六十五条第五項において準用する法第九十条第三項において準用する会社法第二百三十四条第二項に規定する株式の価格とする方法とする。

一 当該株式を市場において行う取引によって売却する場合 当該取引によって売却する価格

二 前号に掲げる場合以外の場合 次に掲げる額のうちいずれか高い額

イ 法第六十四条第三項又は第六十五条第五項において準用する法第九十条第三項において準用する会社法第二百三十四条第二項の規定により売却する日（以下この条において「売却日」という。）における当該株式を取引する市場における最終の価格（当該売却日に売買取引がない場合又は当該売却日が当該市場の休業日に当たたる場合にあっては、その後最初になされた売買取引の成立価格）

ロ 売却日において当該株式が公開買付け等（証券取引法第二十七条の二第六項（同法第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）に規定する公開買付け及びこれに相当する外国の法令に基づく制度をいう。以下この条において同

の合併にあっては、同項の合併により消滅する相互会社）の社員が当該相互会社と締結している保険契約ごとの寄与分の合計額とする。

2 前項に規定する保険契約ごとの寄与分は、相互会社が設定した保険契約の区分（以下この条において「区分」という。）ごとに、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除した額を、当該区分に属する保険契約ごとにその責任準備金、保険金、保険料その他の基準となる金額に応じて計算した金額とする。

一・二 （略）

（新設）

じ。）」の対象であるときは、当該売却日における当該公開買付け等に係る契約における当該株式の価格

(合併剰余金額の計算等)

第百一条 法第百六十四条第四項又は第百六十五条第六項において準用する法第九十一条第二項に規定する内閣府令で定めるところにより計算した金額は、第百条第一項に規定する消滅相互会社の合併時における純資産額として計算した金額に第一号に掲げる額のうち第二号に掲げる額の占める割合を乗じて算出される金額とする。

一 第百条第一項により社員の寄与分の合計額を計算する場合に用いる方法と同様の方法により評価した消滅相互会社の合併時における総資産の額から次に掲げる額の合計額を控除した額

イ 第百条第二項第二号に掲げる額

ロ 法第六十三条第一項の保険契約について、第百条第二項第二号に掲げる額を計算する場合に用いる方法と同様の方法により評価した保険契約上の債務を履行するために確保すべき資産の額

ハ 第百条第二項第二号に掲げる額を計算する場合に用いる方法と同様の方法により評価した消滅相互会社の合併時における債務を履行するために確保すべき資産の額(イ及びロに掲げるものを除く。)

二 前号に掲げる額から第百条第一項に規定する社員の寄与分の合計額を控除した額

2 吸収合併存続株式会社(法第百六十四条第一項第一号に規定する吸収合併存続株式会社をいう。以下この節(第百一条の二十二及び第百一条の二十四を除く。))において同じ。又は新設合併設立株式会社(法第百六十五条第一項第二号に規定する新設合併設立株式会社をいう。以下この節において同じ。))において、次に掲げる事由により貸借対照表の純資産の部又は負債の部に計上した金額が減少する場合には、当該減少額につき合併剰余金額を減額することができる。

一 剰余金、資本準備金又は利益準備金による欠損のてん補

(合併剰余金額の計算等)

第百一条 法第百六十四条第五項(法第百六十五条第二項において準用する場合を含む。))において準用する法第九十二条第三項に規定する内閣府令で定めるところにより計算した金額は、前条第一項の合併の時における当該合併により消滅する相互会社の純資産額として計算した金額に第一号に掲げる額のうち第二号に掲げる額の占める割合を乗じて算出される金額とする。

一 前条第一項により社員の寄与分の合計額を計算する場合に用いる方法と同様の方法により評価した当該合併により消滅する相互会社の合併時における総資産の額から次に掲げる額の合計額を控除した額

イ 前条第二項第二号に掲げる額

ロ 法第六十三条第一項の保険契約について、前条第二項第二号に掲げる額を計算する場合に用いる方法と同様の方法により評価した保険契約上の債務を履行するために確保すべき資産の額

ハ 前条第二項第二号に掲げる額を計算する場合に用いる方法と同様の方法により評価した当該合併により消滅する相互会社の合併時における債務を履行するために確保すべき資産の額(イ及びロに掲げるものを除く。)

二 前号に掲げる額から前条第一項に規定する社員の寄与分の合計額を控除した額

2 法第百六十四条第一項の合併後存続する株式会社又は法第百六十五条第一項の合併により設立される株式会社において、次に掲げる事由により貸借対照表の資本の部又は負債の部に計上した金額が減少する場合には、当該減少額につき合併剰余金額を減額することができる。

一 剰余金又は法定準備金による資本の欠損のてん補

二 資本金の額の減少

三〇五 (略)

(消滅株式会社の事前開示事項)

第百一条の二 法第百六十五条の二第一項に規定する内閣府令で定める事項は、同項に規定する消滅株式会社(法第百六十五条の二第一項に規定する消滅株式会社をいう。以下この節において同じ。)が吸収合併消滅株式会社である場合には、次に掲げる事項とする。

一 法第百六十二条第一項第二号及び第三号に掲げる事項についての定め(新株予約権者に対する補償の方法についての定めとして、全部又は一部の新株予約権の新株予約権者に対して交付する金銭の額を零と定めた場合における当該定めを含む。)の相当性に関する事項

二 吸収合併消滅株式会社(清算株式会社を除く。)についての次に掲げる事項

イ 最終事業年度に係る計算書類等(最終事業年度がない場合にあつては、吸収合併消滅株式会社の成立の日における貸借対照表)の内容

ロ 最終事業年度の末日(最終事業年度がない場合にあつては、吸収合併消滅株式会社の成立の日。ハにおいて同じ。)後の日を臨時決算日(二以上の臨時決算日がある場合にあつては、最も遅いもの)とする臨時計算書類等があるときは、当該臨時計算書類等の内容

ハ 最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容(法第百六十五条の二第一項各号に掲げる日のいずれか早い日後吸収合併の効力が生ずる日までの間に新たな最終事業年度が存することとなる場合にあつては、当該新たな最終事業年度の末日後に生じた事象の内容に限る。)

三 吸収合併消滅株式会社(清算株式会社に限る。)が会社法第四百九十二条第一項の規定により作成した貸借対照表

二 資本の減少

三〇五 (略)

(合併に係る備置書類)

第百一条の二 法第百六十五条の二第一項に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 合併契約書

二 次のイからハまでに掲げる場合の区分に応じそれぞれイからハまでに定める書面

イ 株式会社と相互会社とが合併する場合において、合併後存続する会社又は合併により設立される会社が相互会社であるとき 株主に対する補償に関する事項について、その理由を記載した書面

ロ 株式会社と相互会社とが合併する場合において、合併後存続する会社又は合併により設立される会社が株式会社であるとき 社員に対する株式の割当てに関する事項について、その理由を記載した書面

ハ 株式会社と株式会社とが合併する場合 合併により消滅する株式会社の株主に対する株式の割当てに関する事項について、その理由を記載した書面

三 各会社において合併契約書の承認の決議をする株主総会等の会日前六月以内に作成された合併をする各会社の貸借対照表

四 吸収合併存続相互会社についての次に掲げる事項

イ 最終事業年度に係る計算書類等（最終事業年度がない場合にあつては、吸収合併存続相互会社の成立の日における貸借対照表）の内容

ロ 最終事業年度の末日（最終事業年度がない場合にあつては、吸収合併存続相互会社の成立の日）後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容（法第百六十五条の二第一項各号に掲げる日のいずれか早い日後吸収合併の効力が生ずる日までの間に新たな最終事業年度が存することとなる場合にあつては、当該新たな最終事業年度の末日後に生じた事象の内容に限る。）

五 吸収合併が効力を生ずる日以後における吸収合併存続相互会社の債務（法第百六十五条の七第一項の規定により合併について異議を述べることができる保険契約者その他の債権者に対して負担する債務（保険契約者その他保険契約に係る権利を有する者の当該権利（保険金請求権等を除く。）に係る債務を除く。）に限る。）の履行の見込みに関する事項

六 法第百六十五条の二第一項各号に掲げる日のいずれか早い日後、前各号に掲げる事項に変更が生じたときは、変更後の当該事項

2 法第百六十五条の二第一項に規定する内閣府令で定める事項は、同項に規定する消滅株式会社が新設合併消滅株式会社である場合は、次に掲げる事項とする。

一 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める定め の 相当性に関する事項

イ 新設合併設立会社（法第百六十五条の四第一項に規定する新設合併設立会社をいう。以下この節において同じ。）が相互会社である場合 法第百六十三条第一項第六号から第八号までに掲げる事項についての定め（新株予約権者に対する補償の方法についての定めとして、全部又は一部の新株予約権の新株予約権者に対して交付する金銭の額を零と定めた場合における当該定めを含む。）

ロ 新設合併設立会社が株式会社である場合 法第百六十五条第二項第六号から第十四号までに掲げる事項についての定め（新株予約権者に対する補償の方法について

四 前号の貸借対照表が最終の貸借対照表でないときは、最終の貸借対照表

五 合併をする各会社の最終の貸借対照表とともに作成された損益計算書

六 前号の損益計算書のほか第三号の貸借対照表とともに損益計算書が作成されたときは、合併をする各会社の当該損益計算書

の定めとして、全部又は一部の新株予約権の新株予約権者に対して交付する新設合併設立株式会社の新株予約権の数及び金銭の額を零と定めた場合における当該定めを含む。)

二 新設合併消滅株式会社（清算株式会社を除く。）についての次に掲げる事項

イ 最終事業年度に係る計算書類等（最終事業年度がない場合にあつては、新設合併消滅株式会社の成立の日における貸借対照表）の内容

ロ 最終事業年度の末日（最終事業年度がない場合にあつては、新設合併消滅株式会社の成立の日。ハにおいて同じ。）後の日を臨時決算日（二以上の臨時決算日がある場合にあつては、最も遅いもの）とする臨時計算書類等があるときは、当該臨時計算書類等の内容

ハ 最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容（法第百六十五条の二第一項各号に掲げる日のいずれか早い日後新設合併の効力が生ずる日までの間に新たな最終事業年度が存することとなる場合にあつては、当該新たな最終事業年度の末日後に生じた事象の内容に限る。）

三 新設合併消滅相互会社（清算相互会社を除く。）についての次に掲げる事項

イ 最終事業年度に係る計算書類等（最終事業年度がない場合にあつては、新設合併消滅相互会社の成立の日における貸借対照表）の内容

ロ 新設合併消滅相互会社において最終事業年度の末日（最終事業年度がない場合にあつては、新設合併消滅相互会社の成立の日）後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容（法第百六十五条の二第一項各号に掲げる日のいずれか早い日後新設合併の効力が生ずる日までの間に新たな最終事業年度が存することとなる場合にあつては、当該新たな最終事業年度の末日後に生じた事象の内容に限る。）

四 新設合併消滅会社（清算株式会社又は清算相互会社に限る。）が会社法第四百九十二条第一項（法第百八十条の十七において準用する場合を含む。）の規定により作成した貸借対照表

五 新設合併が効力を生ずる日以後における新設合併設立会社の債務（保険契約者その他保険契約に係る権利を有する者の当該権利（保険金請求権等を除く。）に係る債務又は他の新設合併消滅会社から承継する債務を除く。）の履行の見込みに関する事項

六 法第六十五条の二第一項各号に掲げる日のいずれか早い日後、前各号に掲げる事項に変更が生じたときは、変更後の当該事項

（消滅株式会社の計算書類に関する公告事項）

第一百一条の二の二 法第六十五条の七第二項第三号に規定する内閣府令で定めるものは、同項の規定による公告の日における次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一 最終事業年度に係る貸借対照表又はその要旨につき消滅株式会社が法第十三条の規定により読み替えて適用する会社法第四百四十条第一項の規定又は同条第二項の規定により公告をしている場合 次に掲げるもの

イ 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙で公告をしているときは、当該日刊新聞紙の名称、日付及び当該公告が掲載されている頁

ロ 電子公告により公告をしているときは、会社法第九百十一条第三項第二十九号イに掲げる事項

二 最終事業年度に係る貸借対照表につき消滅株式会社が会社法第四百四十条第三項に規定する措置を執っている場合 同法第九百十一条第三項第二十七号に掲げる事項

三 消滅株式会社が会社法第四百四十条第四項に規定する株式会社である場合において、当該株式会社が証券取引法第二十四条第一項の規定により最終事業年度に係る有価証券報告書を提出しているとき その旨

四 消滅株式会社が会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第二十八条の規定により会社法第四百四十条の規定が適用されないものである場合 その旨

五 消滅株式会社につき最終事業年度がない場合 その旨

六 消滅株式会社が清算株式会社である場合 その旨

（新設）

七 前各号に掲げる場合以外の場合 最終事業年度に係る別紙様式第十一号（少額短期保険業者にあつては、別紙様式第十一号の八）（特定取引勘定設置会社にあつては、別紙様式第十一号の二）に定める貸借対照表の要旨の内容

（消滅株式会社の公告事項）

第百一条の二の三 法第百六十五条の七第二項第五号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 吸収合併存続会社又は新設合併設立会社の基金の総額又は資本金の額
二 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める事項

イ 吸収合併存続会社又は新設合併設立会社が相互会社であるとき 消滅株式会社の株主及び新株予約権者又は新設合併消滅相互会社の社員に対する金銭の割当てに関する事項

ロ 新設合併設立会社が株式会社であるとき 次に掲げる事項

(1) 新設合併消滅株式会社の株主に対する株式又は金銭の割当てに関する事項
(2) 新設合併消滅株式会社の新株予約権者に対する新株予約権又は金銭の割当てに関する事項

(3) 新設合併消滅相互会社の社員に対する株式又は金銭の割当てに関する事項

(4) 新設合併消滅相互会社の社員に対する株式の割当てにより生ずる一株に満たない端数に係る部分につき新たに発行する株式の売却の方法その他売却に関し第十九条の四に規定する事項

(5) (4)の株式を買い受けるときは、買受けの方法その他買受けに関し第十九条の五各号に掲げる事項

三 消滅株式会社の保険契約者の合併後における権利に関する事項

四 公告対象会社（吸収合併存続相互会社又は新設合併消滅相互会社をいう。以下この号において同じ。）の計算書類に関する事項として、法第百六十五条の十七第二項の規定による公告の日における次のイからトまでに掲げる場合の区分に応じ、当該イから

（新設）

トまでに定めるもの

イ 最終事業年度に係る貸借対照表又はその要旨につき公告対象会社が法第五十四条の七第一項又は第二項の規定により公告をしている場合 次に掲げるもの

(1) 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙で公告をしているときは、当該日刊新聞紙の名称、日付及び当該公告が掲載されている頁

(2) 電子公告により公告をしているときは、法第六十四条第二項第十八号イに掲げる事項

ロ 最終事業年度に係る貸借対照表につき公告対象会社が法第五十四条の七第三項に規定する措置を執っている場合 法第六十四条第二項第十六号に掲げる事項

ハ 公告対象会社が法第五十四条の七第四項に規定する相互会社である場合において、当該相互会社が証券取引法第二十四条第一項の規定により最終事業年度に係る有価証券報告書を提出しているとき その旨

ニ 公告対象会社につき最終事業年度がない場合 その旨

ホ 公告対象会社が清算株式会社又は清算相互会社である場合 その旨

ヘ イからホまでに掲げる場合以外の場合 最終事業年度に係る別紙様式第十一号（少額短期保険業者にあつては、別紙様式第十一号の八）（特定取引勘定設置会社にあつては、別紙様式第十一号の二）に定める貸借対照表の要旨の内容

（保険契約に係る債権の額）

第一百一条の二の四 法第六十五条の七第四項において準用する法第七十条第七項に規定する内閣府令で定める金額は、生命保険会社にあつては第一号に掲げる金額とし、損害保険会社にあつては第二号及び第三号に掲げる金額の合計額とし、少額短期保険業者にあつては第二号に掲げる金額とする。

一 法第六十五条の七第二項の公告（以下この条において「公告」という。）の時ににおいて被保険者のために積み立てるべき金額

二 未経過期間（保険契約に定めた保険期間のうち、公告の時ににおいて、まだ経過して

（新設）

いない期間をいう。)に対応する保険料の金額

三 公告の時に於いて第七十條第一項第三号の払戻積立金として積み立てるべき金額

(吸収合併存続株式会社の事前開示事項)

第百一條の二の五 法第百六十五條の九第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 法第百六十四條第一項第二号から第六号までに掲げる事項についての定めとの相当性に関する事項

二 吸収合併存続株式会社についての次に掲げる事項

イ 最終事業年度に係る計算書類等(最終事業年度がない場合にあつては、吸収合併存続株式会社成立の日における貸借対照表)の内容

ロ 最終事業年度の末日(最終事業年度がない場合にあつては、吸収合併存続株式会社成立の日。ハにおいて同じ。)後の日を臨時決算日(二以上の臨時決算日がある場合にあつては、最も遅いもの)とする臨時計算書類等があるときは、当該臨時計算書類等の内容

ハ 吸収合併存続株式会社において最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容(法第百六十五條の九第一項各号に掲げる日のいずれか早い日後吸収合併の効力が生ずる日までの間に新たな最終事業年度が存することとなる場合にあつては、当該新たな最終事業年度の末日後に生じた事象の内容に限る。)

三 吸収合併消滅相互会社(清算相互会社を除く。)についての次に掲げる事項

イ 最終事業年度に係る計算書類等(最終事業年度がない場合にあつては、吸収合併消滅相互会社の成立の日における貸借対照表)の内容

ロ 吸収合併消滅相互会社において最終事業年度の末日(最終事業年度がない場合にあつては、吸収合併消滅相互会社の成立の日)後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容(法第百六十五條の九第一項各号に掲げる日のいずれか早い日後吸収合併の効力

(新設)

が生ずる日までの間に新たな最終事業年度が存することとなる場合にあっては、当該新たな最終事業年度の末日後に生じた事象の内容に限る。〕

四 吸収合併消滅会社（清算相互会社に限る。）が法第八十条の十七において準用する会社法第四百九十二条第一項の規定により作成した貸借対照表

五 吸収合併が効力を生ずる日以後における吸収合併存続株式会社の債務（法第六十五条の十二において準用する法第六十五条の七第一項の規定により合併について異議を述べることができる保険契約者その他の債権者に対して負担する債務（保険契約者その他保険契約に係る権利を有する者の当該権利（保険金請求権等を除く。）に係る債務を除く。）に限る。）の履行の見込みに関する事項

六 法第六十五条の九第一項各号に掲げる日のいずれか早い日後、前各号に掲げる事項に変更が生じたときは、変更後の当該事項

（純資産の額）

第一百一条の二の六 法第六十五条の十一第一項第二号に規定する内閣府令で定める方法は、算定基準日（吸収合併契約を締結した日（当該これらの契約により当該これらの契約を締結した日と異なる時（当該これらの契約を締結した日後から当該吸収合併の効力が生ずる時の直前までの間の時に限る。）を定めた場合にあっては、当該時）をいう。以下この条において同じ。）における第一号から第六号までに掲げる額の合計額から第七号に掲げる額を減じて得た額（当該額が五百万円を下回る場合にあっては、五百万円）をもつて吸収合併存続株式会社の純資産額とする方法とする。

一 資本金の額

二 資本準備金の額

三 利益準備金の額

四 会社法第四百四十六条に規定する剰余金の額

五 最終事業年度の末日（最終事業年度がない場合にあっては、吸収合併存続株式会社の成立の日）における評価・換算差額等に係る額

（新設）

六 新株予約権の帳簿価額

七 自己株式及び自己新株予約権の帳簿価額の合計額

- 2) 前項の規定にかかわらず、算定基準日において吸収合併存続株式会社が清算株式会社である場合における法第百六十五条の十一第二号に規定する内閣府令で定める方法は、会社法第四百九十二条第一項の規定により作成した貸借対照表の資産の部に計上した額から負債の部に計上した額を減じて得た額（当該額が五百万円を下回る場合にあっては、五百万円）をもつて吸収合併存続株式会社の純資産額とする方法とする。

（株式の数）

第百一条の二の七 法第百六十五条の十一第二項に規定する内閣府令で定める数は、次に掲げる数のいずれか小さい数とする。

- 一 特定株式（法第百六十五条の十一第二項に規定する行為に係る株主総会において議決権を行使することができることを内容とする株式をいう。以下この条において同じ。）の総数に二分の一（当該株主総会の決議が成立するための要件として当該特定株式の議決権の総数の一定の割合以上の議決権を有する株主が出席しなければならない旨の定款の定めがある場合にあっては、当該一定の割合）を乗じて得た数に三分の一（当該株主総会の決議が成立するための要件として当該株主総会に出席した当該特定株主（特定株式の株主をいう。以下この条において同じ。）の有する議決権の総数の一定の割合以上の多数が賛成しなければならない旨の定款の定めがある場合にあっては、一から当該一定の割合を減じて得た割合）を乗じて得た数に一を加えた数は、一から当該一定の割合を減じて得た割合）を乗じて得た数に一を加えた数
- 二 法第百六十五条の十一第二項に規定する行為に係る決議が成立するための要件として一定の数以上の特定株主の賛成を要する旨の定款の定めがある場合において、特定株主の総数から株式会社に対して当該行為に反対する旨の通知をした特定株主の数を減じて得た数が当該一定の数未満となるときにおける当該行為に反対する旨の通知をした特定株主の有する特定株式の数

- 三 法第百六十五条の十一第二項に規定する行為に係る決議が成立するための要件とし

（新設）

て前二号の定款の定め以外の定款の定めがある場合において、当該行為に反対する旨の通知をした特定株主の全部が同項に規定する株主総会において反対したとすれば当該決議が成立しないときは、当該行為に反対する旨の通知をした特定株主の有する特定株式の数

四 定款で定めた数

（吸収合併存続株式会社の計算書類に関する公告事項）

第百一条の二の八 法第百六十五条の十二において準用する法第百六十五条の七第二項第三号に規定する内閣府令で定めるものは、法第百六十五条の十二において準用する法第百六十五条の七第二項の規定による公告の日における次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一 最終事業年度に係る貸借対照表又はその要旨につき吸収合併存続株式会社が法第百六十五条の規定により読み替えて適用する会社法第四百四十条第一項の規定又は同条第二項の規定により公告をしている場合 次に掲げるもの

イ 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙で公告をしているときは、当該日刊新聞紙の名称、日付及び当該公告が掲載されている頁

ロ 電子公告により公告をしているときは、会社法第九百十一条第三項第二十九号イに掲げる事項

二 最終事業年度に係る貸借対照表につき吸収合併存続株式会社が会社法第四百四十条第三項に規定する措置を執っている場合 同法第九百十一条第三項第二十七号に掲げる事項

三 吸収合併存続株式会社が会社法第四百四十条第四項に規定する株式会社である場合において、当該株式会社が証券取引法第二十四条第一項の規定により最終事業年度に係る有価証券報告書を提出しているとき その旨

四 吸収合併存続株式会社につき最終事業年度がない場合 その旨

五 吸収合併存続株式会社が清算株式会社である場合 その旨

（新設）

六 前各号に掲げる場合以外の場合 最終事業年度に係る別紙様式第十一号（少額短期保険業者にあつては、別紙様式第十一号の八）（特定取引勘定設置会社にあつては、別紙様式第十一号の二）に定める貸借対照表の要旨の内容

（吸収合併存続株式会社の公告事項）

第百一条の二の九 法第百六十五条の十二において準用する法第百六十五条の七第二項第五号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 吸収合併存続株式会社の資本金の額

二 吸収合併消滅相互会社の社員に対する株式又は金銭の割当てに関する事項

三 社員に対する株式の割当てにより生ずる一株に満たない端数に係る部分につき新たに発行する株式の売却の方法その他売却に関し第九十九条の四に規定する事項

四 吸収合併消滅相互会社の保険契約者の合併後における権利に関する事項

五 第三号の株式を買い受けるときは、買受けの方法その他買受けに関し第九十九条の五各号に掲げる事項

六 吸収合併消滅相互会社の計算書類に関する事項として、法第百六十五条の十二において準用する法第百六十五条の七第二項の規定による公告の日における次のイからヘまでに掲げる場合の区分に応じ、当該イからヘまでに定めるもの

イ 最終事業年度に係る貸借対照表又はその要旨につき吸収合併消滅相互会社が法第五十四条の七第一項又は第二項の規定により公告をしている場合 次に掲げるもの

(1) 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙で公告をしているときは、当該日刊新聞紙の名称、日付及び当該公告が掲載されている頁

(2) 電子公告により公告をしているときは、法第六十四条第二項第十八号イに掲げる事項

ロ 最終事業年度に係る貸借対照表につき吸収合併消滅相互会社が法第五十四条の七第三項に規定する措置を執っている場合 法第六十四条第二項第十六号に掲げる事項

（新設）

ハ 吸収合併消滅相互会社が法第五十四条の七第四項に規定する相互会社である場合において、当該相互会社が証券取引法第二十四条第一項の規定により最終事業年度に係る有価証券報告書を提出しているとき その旨

ニ 吸収合併消滅相互会社につき最終事業年度がない場合 その旨

ホ 吸収合併消滅相互会社が清算相互会社である場合 その旨

ヘ イからホまでに掲げる場合以外の場合 最終事業年度に係る別紙様式第十一号（少額短期保険業者にあつては、別紙様式第十一号の八）（特定取引勘定設置会社にあつては、別紙様式第十一号の二）に定める貸借対照表の要旨の内容

（保険契約に係る債権の額）

第百一条の二十 法第百六十五条の十二において準用する法第百六十五条の七第二項において準用する法第七十条第七項に規定する内閣府令で定める金額は、生命保険会社にあつては第一号に掲げる金額とし、損害保険会社にあつては第二号及び第三号に掲げる金額の合計額とし、少額短期保険業者にあつては第二号に掲げる金額とする。

一 法第百六十五条の十二において準用する法第百六十五条の七第二項の公告（以下この条において「公告」という。）の時ににおいて被保険者のために積み立てるべき金額

二 未経過期間（保険契約に定めた保険期間のうち、公告の時ににおいて、まだ経過していない期間をいう。）に対応する保険料の金額

三 公告の時ににおいて第七十条第一項第三号の払戻積立金として積み立てるべき金額

（吸収合併存続株式会社の事後開示事項）

第百一条の二十一 法第百六十五条の十三第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 吸収合併が効力を生じた日

二 吸収合併消滅相互会社における法第百六十五条の十七の規定による手続の経過

（新設）

（新設）

三 吸収合併存続株式会社における法第百六十五条の十二において準用する法第百六十五条の四第一項及び第二項並びに第百六十五条の五第一項、法第百六十五条の十二において準用する法第百六十五条の五第二項において準用する会社法第百八十五条第五項から第七項まで並びに法第百六十五条の十二において準用する法第百六十五条の七の規定による手続の経過

四 吸収合併により吸収合併存続株式会社が吸収合併消滅相互会社から承継した重要な権利義務に関する事項

五 法第百六十五条の十五第一項の規定により吸収合併消滅相互会社が備え置いた書面又は電磁的記録に記載又は記録がされた事項（吸収合併契約の内容を除く。）

六 法第百六十九条の五第一項の変更の登記をした日

七 前各号に掲げるもののほか、吸収合併に関する重要な事項

（新設合併設立株式会社の事後開示事項）

第百一条の二の十二 法第百六十五条の十四第三項において準用する法第百六十五条の十

三第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 新設合併が効力を生じた日

二 法第百六十五条の四第一項及び第二項の規定による株主及び新株予約権者に対する通知又は公告の手続の経過

三 法第百六十五条の五第一項、同条第二項において準用する会社法第百八十五条第五項から第七項まで、法第百六十五条の六第一項、同条第二項において準用する会社法第百八十七条第五項から第七項まで並びに法第百六十五条の七並びに法第百六十五条の十七の規定による手続の経過

四 新設合併により新設合併設立株式会社が新設合併消滅会社から承継した重要な権利義務に関する事項

五 法第百六十五条の二第一項又は第百六十五条の十五第一項の規定により新設合併消滅会社が備え置いた書面又は電磁的記録に記載又は記録がされた事項（新設合併契約

（新設）

の内容を除く。)

六 前各号に掲げるもののほか、新設合併に関する重要な事項

(消滅相互会社の事前開示事項)

第百一条の二十三 法第百六十五条の十五第一項に規定する内閣府令で定める事項は、同項に規定する消滅相互会社が吸収合併消滅相互会社である場合には、次に掲げる事項とする。

一 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める定め(当該定めがない場合にあつては、当該定めがないこと)の相当性に関する事項

イ 吸収合併存続会社(法第百六十五条の十七第二項第二号に規定する吸収合併存続会社をいう。以下この節において同じ。)が相互会社である場合 法第百六十条第

二号に掲げる事項についての定め

ロ 吸収合併存続会社が株式会社である場合 法第百六十四条第一項第二号から第六号までに掲げる事項についての定め

二 吸収合併消滅相互会社の社員に対して交付する株式等の全部又は一部が吸収合併存続株式会社の株式であるときは、当該吸収合併存続株式会社の定款の定め

三 吸収合併消滅相互会(清算相互会社を除く。)についての次に掲げる事項

イ 最終事業年度に係る計算書類等(最終事業年度がない場合にあつては、吸収合併消滅相互会社の成立の日における貸借対照表)の内容

ロ 吸収合併消滅相互会社において最終事業年度の末日(最終事業年度がない場合にあつては、吸収合併消滅相互会社の成立の日)後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容(法第百六十五条の十五第一項各号に掲げる日のいずれか早い日後吸収合併の効力が生ずる日までの間に新たな最終事業年度が存することとなる場合にあつては、当該新たな最終事業年度の末日後に生じた事象の内容に限る。)

四 吸収合併消滅会社(清算相互会社に限る。)が法第百八十条の十七において準用する

(新設)

会社法第四百九十二条第一項の規定により作成した貸借対照表

五) 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに掲げる事項

イ) 吸収合併存続会社が相互会社である場合 吸収合併存続相互会社についての次に掲げる事項

(1) 最終事業年度に係る計算書類等（最終事業年度がない場合にあつては、吸収合併存続相互会社の成立の日における貸借対照表）の内容

(2) 吸収合併存続相互会社において最終事業年度の末日（最終事業年度がない場合にあつては、吸収合併存続相互会社の成立の日）後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容（法第百六十五条の十五第一項各号に掲げる日のいずれか早い日後吸収合併の効力が生ずる日までの間に新たな最終事業年度が存することとなる場合にあつては、当該新たな最終事業年度の末日後に生じた事象の内容に限る。）

ロ) 吸収合併存続会社が株式会社である場合 吸収合併存続株式会社についての次に掲げる事項

(1) 最終事業年度に係る計算書類等（最終事業年度がない場合にあつては、吸収合併存続株式会社の成立の日における貸借対照表）の内容

(2) 最終事業年度の末日（最終事業年度がない場合にあつては、吸収合併存続株式会社の成立の日。(3)において同じ。）後の日を臨時決算日（二以上の臨時決算日がある場合にあつては、最も遅いもの）とする臨時計算書類等があるときは、当該臨時計算書類等の内容

(3) 最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容（法第百六十五条の十五第一項各号に掲げる日のいずれか早い日後吸収合併の効力が生ずる日までの間に新たな最終事業年度が存することとなる場合にあつては、当該新たな最終事業年度の末日後に生じた事象の内容に限る。）

六) 吸収合併が効力を生ずる日以後における吸収合併存続相互会社又は吸収合併存続株式会社の債務（法第百六十五条の十七第一項の規定により合併について異議を述べる

ことができる保険契約者その他の債権者に対して負担する債務（保険契約者その他保険契約に係る権利を有する者の当該権利（保険金請求権等を除く。）に係る債務を除く。）に限る。）の履行の見込みに関する事項

七 法第百六十五条の十五第一項各号に掲げる日のいずれか早い日後、前各号に掲げる事項に変更が生じたときは、変更後の当該事項

2 法第百六十五条の十五第一項に規定する内閣府令で定める事項は、同項に規定する消滅相互会社が新設合併消滅相互会社である場合は、次に掲げる事項とする。

一 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める定め相当性に関する事項

イ 新設合併設立会社が相互会社である場合 法第百六十一条第六号又は第百六十三条第一項第六号から第八号までに掲げる事項についての定め

ロ 新設合併設立会社が株式会社である場合 法第百六十五条第一項第六号から第十四号までに掲げる事項についての定め

二 新設合併消滅相互会社（清算相互会社を除く。）の計算書類等についての次に掲げる事項

イ 最終事業年度に係る計算書類等（最終事業年度がない場合にあつては、新設合併消滅相互会社の成立の日における貸借対照表）の内容

ロ 最終事業年度の末日（最終事業年度がない場合にあつては、新設合併消滅相互会社の成立の日）後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容（法第百六十五条の十五第一項各号に掲げる日のいずれか早い日後新設合併の効力が生ずる日までの間に新たな最終事業年度が存することとなる場合にあつては、当該新たな最終事業年度の末日後に生じた事象の内容に限る。）

三 新設合併消滅株式会社（清算株式会社を除く。）の計算書類等についての次に掲げる事項

イ 最終事業年度に係る計算書類等（最終事業年度がない場合にあつては、新設合併消滅株式会社の成立の日における貸借対照表）の内容

ロ 最終事業年度の末日（最終事業年度がない場合にあつては、新設合併消滅株式会社の成立の日。ハにおいて同じ。）後の日を臨時決算日（二以上の臨時決算日がある場合にあつては、最も遅いもの）とする臨時計算書類等があるときは、当該臨時計算書類等の内容

ハ 新設合併消滅株式会社において最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容（法第百六十五条の十五第一項各号に掲げる日のいずれか早い日後新設合併の効力が生ずる日までの間に新たな最終事業年度が存することとなる場合にあつては、当該新たな最終事業年度の末日後に生じた事象の内容に限る。）

四 新設合併消滅会社（清算株式会社又は清算相互会社に限る。）が会社法第四百九十二条第一項（法第百八十条の十七において準用する場合を含む。）の規定により作成した貸借対照表

五 新設合併が効力を生ずる日以後における新設合併設立会社の債務（保険契約者その他の保険契約に係る権利を有する者の当該権利（保険金請求権等を除く。）に係る債務又は他の新設合併消滅会社から承継する債務を除く。）の履行の見込みに関する事項

六 法第百六十五条の十五第一項各号に掲げる日のいずれか早い日後、前各号に掲げる事項に変更が生じたときは、変更後の当該事項

（消滅相互会社の公告事項）

第百一条の二の十四 法第百六十五条の十七第二項第四号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 吸収合併存続会社又は新設合併設立会社の基金の総額又は資本金の額
- 二 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める事項
 - イ 吸収合併存続会社又は新設合併設立会社が相互会社であるとき 消滅相互会社の社員又は新設合併消滅株式会社の株主及び新株予約権者に対する金銭の割当てに関する事項

（新設）

ロ 吸収合併存続会社又は新設合併設立会社が株式会社であるとき 次に掲げる事項

(1) 消滅相互会社の社員に対する株式又は金銭の割当てに関する事項

(2) 消滅相互会社の社員に対する株式の割当てにより生ずる一株に満たない端数に係る部分につき新たに発行する株式の売却の方法その他売却に関し第九十九条の四に規定する事項

(3) 新設合併消滅株式会社の株主に対する株式又は金銭の割当てに関する事項

(4) 新設合併消滅株式会社の新株予約権者に対する新株予約権又は金銭の割当てに関する事項

(5) (4)の株式を買い受けるときは、買受けの方法その他買受けに関し第九十九条の五各号に掲げる事項

三 消滅相互会社の保険契約者の合併後における権利に関する事項

四 第二号ロ(2)の株式を買い受けるときは、買受けの方法その他買受けに関し第九十九条の五各号に掲げる事項

五 公告対象会社（消滅相互会社、新設合併消滅株式会社及び吸収合併存続会社をいう。以下この号において同じ。）の計算書類に関する事項として、法第六十五條の十七第二項の規定による公告の日における次のイからトまでに掲げる場合の区分に応じ、当該イからトまでに定めるもの

イ 最終事業年度に係る貸借対照表又はその要旨につき公告対象会社が法第五十四条の七第一項若しくは第二項の規定又は法第十三條の規定により読み替えて適用する会社法第四百四十條第一項の規定若しくは同条第二項の規定により公告をしている場合 次に掲げるもの

(1) 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙で公告をしているときは、当該日刊新聞紙の名称、日付及び当該公告が掲載されている頁

(2) 電子公告により公告をしているときは、法第六十四条第二項第十八号イ又は会社法第九百一十一條第三項第二十九号イに掲げる事項

ロ 最終事業年度に係る貸借対照表につき公告対象会社が法第五十四条の七第三項又は会社法第四百四十條第三項に規定する措置を執っている場合 法第六十四條第二

項第十六号又は会社法第九十一条第三項第二十七号に掲げる事項

ハ 公告対象会社が法第五十四条の七第四項に規定する相互会社又は会社法第四百四十条第四項に規定する株式会社である場合において、当該相互会社又は株式会社が証券取引法第二十四条第一項の規定により最終事業年度に係る有価証券報告書を提出しているとき その旨

ニ 公告対象会社が会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第二十八条の規定により会社法第四百四十条の規定が適用されないものである場合 その旨

ホ 公告対象会社につき最終事業年度がない場合 その旨

ヘ 公告対象会社が清算株式会社又は清算相互会社である場合 その旨

ト イからへまでに掲げる場合以外の場合 最終事業年度に係る別紙様式第十一号（少額短期保険業者にあつては、別紙様式第十一号の八）（特定取引勘定設置会社にあつては、別紙様式第十一号の二）に定める貸借対照表の要旨の内容

（保険契約に係る償権の額）

第一百一条の二十五 法第六十五条の十七第四項において準用する法第八十八条第七項に規定する内閣府令で定める金額は、生命保険会社にあつては第一号に掲げる金額とし、損害保険会社にあつては第二号及び第三号に掲げる金額の合計額とし、少額短期保険業者にあつては第二号に掲げる金額とする。

一 法第六十五条の十七第二項の公告（以下この条において「公告」という。）の時に
おいて被保険者のために積み立てるべき金額

二 未経過期間（保険契約に定めた保険期間のうち、公告の時ににおいて、まだ経過していない期間をいう。）に対応する保険料の金額

三 公告の時ににおいて第七十条第一項第三号の払戻積立金として積み立てるべき金額

（吸収合併存続相互会社の事前開示事項）

第一百一条の二十六 法第六十五条の十九第一項に規定する内閣府令で定める事項は、

（新設）

（新設）

次に掲げる事項とする。

一 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める定め（当該定めがない場合にあつては、当該定めがないこと）の相当性に関する事項

イ 吸収合併消滅会社が相互会社である場合 法第六十条第二号に掲げる事項についての定め

ロ 吸収合併消滅会社が株式会社である場合 法第六十二条第一項第二号及び第三号に掲げる事項に掲げる事項についての定め

二 吸収合併存続相互会社についての次に掲げる事項

イ 最終事業年度に係る計算書類等（最終事業年度がない場合にあつては、吸収合併存続相互会社の成立の日における貸借対照表）の内容

ロ 最終事業年度の末日（最終事業年度がない場合にあつては、吸収合併存続相互会社の成立の日）後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容（法第六十五条の十九第一項各号に掲げる日のいずれか早い日後吸収合併の効力が生ずる日までの間に新たな最終事業年度が存することとなる場合にあつては、当該新たな最終事業年度の末日後に生じた事象の内容に限る。）

三 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに掲げる事項

イ 吸収合併消滅会社が相互会社である場合 吸収合併消滅相互会社（清算相互会社を除く。）についての次に掲げる事項

(1) 最終事業年度に係る計算書類等（最終事業年度がない場合にあつては、吸収合併消滅相互会社の成立の日における貸借対照表）の内容

(2) 最終事業年度の末日（最終事業年度がない場合にあつては、吸収合併消滅相互会社の成立の日）後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容（法第六十五条の十九第一項各号に掲げる日のいずれか早い日後吸収合併の効力が生ずる日までの間に新たな最終事業年度が存することとなる場合にあつては、当該新たな最終事業年度の末日後に生じた事象の内容に限る。）

ロ 吸収合併消滅会社が株式会社である場合 吸収合併消滅株式会社（清算株式会社を除く。）についての次に掲げる事項

(1) 最終事業年度に係る計算書類等（最終事業年度がない場合にあつては、吸収合併消滅株式会社の成立の日における貸借対照表）の内容

(2) 最終事業年度の末日（最終事業年度がない場合にあつては、吸収合併消滅株式会社の成立の日。（3）において同じ。）後の日を臨時決算日（二以上の臨時決算日がある場合にあつては、最も遅いもの）とする臨時計算書類等があるときは、当該臨時計算書類等の内容

(3) 最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容（法第百六十五条の十九第一項各号に掲げる日のいずれか早い日後吸収合併の効力が生ずる日までの間に新たな最終事業年度が存することとなる場合にあつては、当該新たな最終事業年度の末日後に生じた事象の内容に限る。）

四 吸収合併消滅会社（清算株式会社又は清算相互会社に限る。）が会社法第四百九十二条第一項（法第百八十条の十七において準用する場合を含む。）の規定により作成した貸借対照表

五 吸収合併が効力を生ずる日以後における吸収合併存続相互会社の債務（法第百六十五条の二十において準用する法第百六十五条の十七第一項の規定により合併について異議を述べることができる保険契約者その他の債権者に対して負担する債務（保険契約者その他保険契約に係る権利を有する者の当該権利（保険金請求権等を除く。）に係る債務を除く。）に限る。）の履行の見込みに関する事項

六 法第百六十五条の九第一項各号に掲げる日のいずれか早い日後、前各号に掲げる事項に変更が生じたときは、変更後の当該事項

（吸収合併存続相互会社の公告事項）

第百一条の二の十七 法第百六十五条の二十において準用する法第百六十五条の十七第二項第四号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

（新設）

- 一 吸収合併存続相互会社の基金の総額
- 二 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める事項
 - イ 吸収合併消滅会社が相互会社であるとき 吸収合併消滅相互会社の社員に対する金銭の割当てに関する事項
 - ロ 吸収合併消滅会社が株式会社であるとき 吸収合併消滅株式会社の株主及び新株予約権者に対する補償に関する事項
- 三 吸収合併消滅会社の保険契約者の合併後における権利に関する事項
- 四 公告対象会社（吸収合併存続相互会社及び吸収合併消滅会社をいう。以下この号において同じ。）の計算書類に関する事項として、法第百六十五条の二十において準用する法第百六十五条の十七第二項の規定による公告の日における次のイからトまでに掲げる場合の区分に応じ、当該イからトまでに定めるもの
 - イ 最終事業年度に係る貸借対照表又はその要旨につき公告対象会社が法第五十四条の七第一項若しくは第二項の規定又は法第十三条の規定により読み替えて適用する会社法第四百四十条第一項の規定若しくは同条第二項の規定により公告をしている場合 次に掲げるもの
 - (1) 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙で公告をしているときは、当該日刊新聞紙の名称、日付及び当該公告が掲載されている頁
 - (2) 電子公告により公告をしているときは、法第六十四条第二項第十八号イ又は会社法第九百十一条第三項第二十九号イに掲げる事項
 - ロ 最終事業年度に係る貸借対照表につき公告対象会社が法第五十四条の七第三項又は会社法第四百四十条第三項に規定する措置を執っている場合 法第六十四条第二項第十六号又は会社法第九百十一条第三項第二十七号に掲げる事項
 - ハ 公告対象会社が法第五十四条の七第四項に規定する相互会社又は会社法第四百四十条第四項に規定する株式会社である場合において、当該相互会社又は株式会社が証券取引法第二十四条第一項の規定により最終事業年度に係る有価証券報告書を提出しているとき その旨

ニ 公告対象会社が会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第二十八条の規定により会社法第四百四十条の規定が適用されないものである場合 その旨

ホ 公告対象会社につき最終事業年度がない場合 その旨

ヘ 公告対象会社が清算株式会社又は清算相互会社である場合 その旨

ト イからへまでに掲げる場合以外の場合 最終事業年度に係る別紙様式第十一号（少額短期保険業者にあつては、別紙様式第十一号の八）（特定取引勘定設置会社にあつては、別紙様式第十一号の二）に定める貸借対照表の要旨の内容

（保険契約に係る債権の額）

第百一条の二十八 法第百六十五条の二十において読み替えて準用する法第百六十五条の十七第四項において準用する法第八十八条第七項に規定する内閣府令で定める金額は、生命保険会社にあつては第一号に掲げる金額とし、損害保険会社にあつては第二号及び第三号に掲げる金額の合計額とし、少額短期保険業者にあつては第二号に掲げる金額とする。

一 法第百六十五条の二十において準用する法第百六十五条の十七第二項の公告（以下この条において「公告」という。）の時ににおいて被保険者のために積み立てるべき金額

二 未経過期間（保険契約に定めた保険期間のうち、公告の時ににおいて、まだ経過していない期間をいう。）に対応する保険料の金額

三 公告の時ににおいて第七十条第一項第三号の払戻積立金として積み立てるべき金額

（吸収合併存続相互会社の事後開示事項）

第百一条の二十九 法第百六十五条の二十一第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 吸収合併が効力を生じた日

二 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、吸収合併消滅会社における当該イ又はロに定める手続の経過

（新設）

（新設）

イ 吸収合併消滅会社が株式会社である場合 吸収合併消滅会社における次に定める
手続の経過

(1) 法第百六十五条の四第一項及び第二項の規定による株主及び新株予約権者に
対する通知又は公告の手続の経過

(2) 法第百六十五条の五第一項、同条第二項において準用する会社法第七百八十五
条第五項から第七項まで、法第百六十五条の六第一項、同条第二項において準用
する会社法第七百八十七条第五項から第七項まで並びに法第百六十五条の七の規
定による手続の経過

ロ 吸収合併消滅会社が相互会社である場合 法第百六十五条の十七の規定による手
続の経過

三 吸収合併存続相互会社における法第百六十五条の二十において準用する法第百六十
五条の十七の規定による手続の経過

四 吸収合併により吸収合併存続相互会社が吸収合併消滅会社から承継した重要な権利
義務に関する事項

五 法第百六十五条の二又は法第百六十五条の十五第一項の規定により吸収合併消滅会社
が備え置いた書面又は電磁的記録に記載又は記録がされた事項（吸収合併契約の内容
を除く。）

六 法第百六十九条の五第一項の変更の登記をした日

七 前各号に掲げるもののほか、吸収合併に関する重要な事項

（新設合併設立相互会社の事後開示事項）

第百一条の二十 法第百六十五条の二十二第三項において準用する法第百六十五条の

二十一第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 新設合併が効力を生じた日

二 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める手続の経過

イ 株式会社と相互会社との新設合併 次に定める手続の経過

（新設）

(1) 法第百六十五条の四第一項及び第二項の規定による株主及び新株予約権者に
対する通知又は公告の手續の経過

(2) 法第百六十五条の五第一項、同条第二項において準用する会社法第七百八十五
条第五項から第七項まで、法第百六十五条の六第一項、同条第二項において準用
する会社法第七百八十七條第五項から第七項まで並びに法第百六十五条の七の規
定並びに法第百六十五条の十七の規定による手續の経過

ロ 相互会社と相互会社との新設合併 法第百六十五条の十七の規定による手續の経
過

三 新設合併により新設合併設立相互会社が新設合併消滅会社から承継した重要な権利
義務に関する事項

四 法第百六十五条の二第一項又は第百六十五条の十五第一項の規定により新設合併消
滅会社が備え置いた書面又は電磁的記録に記載又は記録がされた事項

五 前各号に掲げるもののほか、新設合併に関する重要な事項

(会社法合併会社の事前開示事項)

第百一条の二十一 法第百六十五条の二十三の規定により読み替えて適用する会社法
第七百八十二条第一項に規定する内閣府令で定める事項は、同項に規定する消滅株式会
社等が吸収合併消滅株式会社（同法第七百四十九条第一項第二号に規定する吸収合併消
滅株式会社をいう。以下この条及び第百一条の二十四において同じ。）である場合
には、次に掲げる事項とする。

一 吸収合併消滅株式会社（清算株式会社を除く。）についての次に掲げる事項

イ 最終事業年度に係る計算書類等（最終事業年度がない場合にあっては、吸収合併
消滅株式会社の成立の日における貸借対照表）の内容

ロ 最終事業年度の末日（最終事業年度がない場合にあっては、吸収合併消滅株式会
社の成立の日）後の日を臨時決算日（二以上の臨時決算日がある場合にあっては、
最も遅いもの）とする臨時計算書類等があるときは、当該臨時計算書類等の内容

(新設)

二 吸収合併消滅株式会社（清算株式会社に限る。）が会社法第四百九十二条第一項の規定により作成した貸借対照表

三 合併後消滅する会社法合併会社の保険契約者の合併後における権利に関する事項

第百一条の二十二 法第六十五条の二十三の規定により読み替えて適用する会社法

第七百九十四条第一項に規定する内閣府令で定める事項は、同項に規定する存続株式会社等が吸収合併存続株式会社（同法第七百四十九条第一項第一号に規定する吸収合併存続株式会社をいう。以下この条及び第百一条の二十四において同じ。）である場合には、次に掲げる事項とする。

一 吸収合併存続株式会社についての次に掲げる事項

イ 最終事業年度に係る計算書類等（最終事業年度がない場合にあつては、吸収合併存続株式会社の成立の日における貸借対照表）の内容

ロ 最終事業年度の末日（最終事業年度がない場合にあつては、吸収合併存続株式会社の成立の日）後の日を臨時決算日（二以上の臨時決算日がある場合にあつては、最も遅いもの）とする臨時計算書類等があるときは、当該臨時計算書類等の内容

二 合併後消滅する会社法合併会社の保険契約者の合併後における権利に関する事項

第百一条の二十三 法第六十五条の二十三の規定により読み替えて適用する会社法

第八百三条第一項に規定する内閣府令で定める事項は、同項に規定する消滅株式会社等が新設合併消滅株式会社（同法第七百五十三条第一項第六号に規定する新設合併消滅株式会社をいう。以下この条及び次条において同じ。）である場合には、次に掲げる事項とする。

一 新設合併消滅株式会社（清算株式会社を除く。）についての次に掲げる事項

イ 最終事業年度に係る計算書類等（最終事業年度がない場合にあつては、新設合併消滅株式会社の成立の日における貸借対照表）の内容

ロ 最終事業年度の末日（最終事業年度がない場合にあつては新設合併消滅株式会社

（新設）

（新設）

の成立の日)後の日を臨時決算日(二以上の臨時決算日がある場合にあっては、最も遅いもの)とする臨時計算書類等があるときは、当該臨時計算書類等の内容

二 新設合併消滅株式会社(他の新設合併消滅株式会社を除き、清算株式会社に限る。)が会社法第四百九十二条第一項の規定により作成した貸借対照表

三 合併後消滅する会社法合併会社の保険契約者の合併後における権利に関する事項

(計算書類に関する公告事項)

第百一条の二十四 法第六十五条の二十四第二項第三号に規定する内閣府令で定めるものは、同項の規定による公告の日における次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一 最終事業年度に係る貸借対照表又はその要旨につき公告対象会社(吸収合併消滅株式会社、吸収合併存続株式会社又は新設合併消滅株式会社をいう。以下この条において同じ。)が法第十三条の規定により読み替えて適用する会社法第四百四十条第一項の規定又は同条第二項の規定により公告をしている場合 次に掲げるもの

イ 官報で公告をしているときは、当該官報の日付及び当該公告が掲載されている頁

ロ 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙で公告をしているときは、当該日刊新聞紙の名称、日付及び当該公告が掲載されている頁

ハ 電子公告により公告をしているときは、会社法第九十一条第三項第二十九号イに掲げる事項

二 最終事業年度に係る貸借対照表につき公告対象会社が会社法第四百四十条第三項に規定する措置を執っている場合 同法第九十一条第三項第二十七号に掲げる事項

三 公告対象会社が会社法第四百四十条第四項に規定する株式会社である場合において、当該株式会社が証券取引法第二十四条第一項の規定により最終事業年度に係る有価証券報告書を提出しているとき その旨

四 公告対象会社が会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第二十八条の規定により会社法第四百四十条の規定が適用されないものである場合 その旨

(新設)

五 公告対象会社につき最終事業年度がない場合 その旨

六 公告対象会社が清算株式会社である場合 その旨

七 前各号に掲げる場合以外の場合 最終事業年度に別紙様式第十一号（少額短期保険業者にあつては、別紙様式第十一号の八）（特定取引勘定設置会社にあつては、別紙様式第十一号の二）又は会社会計規則第六編第二章の規定による貸借対照表の要旨の内容

（会社法合併会社の公告事項）

第百一条の三 法第百六十五条の二十四第二項第五号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 合併後存続する保険会社等又は合併により設立する保険会社等の資本金の額

二 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める事項

イ 株式会社と株式会社とが合併する場合 合併後消滅する株式会社の株主に対する金銭等（会社法第百五十一条に規定する金銭等をいう。以下同じ。）の割当て又は新株予約権者に対する新株予約権若しくは金銭の割当てに関する事項

ロ 株式会社と持分会社とが合併する場合 合併後消滅する株式会社の株主に対する金銭等の割当て若しくは新株予約権者に対する新株予約権若しくは金銭の割当て又は合併後消滅する持分会社の社員に対する金銭等の割当てに関する事項

三 合併後消滅する会社法合併会社の保険契約者の合併後における権利に関する事項

（合併に係る公告事項）

第百一条の三 法第百六十六条第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 合併後存続する会社又は合併により設立される会社の基金の総額又は資本の額

二 次のイからハまでに掲げる場合の区分に応じそれぞれイからハまでに定める事項

イ 株式会社と相互会社とが合併する場合において、合併後存続する会社又は合併により設立される会社が相互会社であるとき 株主に対する補償に関する事項

ロ 株式会社と相互会社とが合併する場合において、合併後存続する会社又は合併により設立される会社が株式会社であるとき 次に掲げる事項

(1) 社員に対する株式の割当てに関する事項

(2) 社員に対する株式の割当てにより生ずる一株に満たない端数に係る部分につき新たに発行する株式の売却の方法その他売却に関し第九十九条の四に規定する事項

ハ 株式会社と株式会社とが合併する場合 合併により消滅する株式会社の株主に対する株式の割当てに関する事項

三 合併後における保険契約者の権利に関する事項

四 第二号ロ(2)の株式を買い受けるときは、買受けの方法その他買受けに関し第九十九条の五各号に掲げる事項

（保険契約に係る債権の額）

第百二条 法第百六十五条の二十四第七項に規定する内閣府令で定める金額は、生命保険会社にあつては第一号に掲げる金額とし、損害保険会社にあつては第二号及び第三号に掲げる金額の合計額とし、少額短期保険業者にあつては第二号に掲げる金額とする。

一 法第百六十五条の二十四第二項の公告（以下この条において「公告」という。）の時に
おいて被保険者のために積み立てるべき金額

二 未経過期間（保険契約に定めた保険期間のうち、公告の時に、まだ経過して
いない期間をいう。）に対応する保険料の金額

三 公告の時に、第七十条第一項第三号の払戻積立金として積み立てるべき金額

（合併後の公告事項）

第百三条 法第百六十六条第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項と
する。

一 次のイからホまでに掲げる場合の区分に応じ、当該イからホまでに掲げる事項

イ 合併後存続する保険会社等又は合併により設立する保険会社等が吸収合併存続株
式会社である場合 第百一条の二の十一第二号及び第三号の規定による手続の経過

ロ 合併後存続する保険会社等又は合併により設立する保険会社等が新設合併設立株
式会社である場合 第百一条の二の十二第二号及び第三号の規定による手続の経過

ハ 合併後存続する保険会社等又は合併により設立する保険会社等が吸収合併存続相
互会社である場合 第百一条の二の十九第二号及び第三号の規定による手続の経過

ニ 合併後存続する保険会社等又は合併により設立する保険会社等が新設合併設立相
互会社である場合 第百一条の二の二十第二号の規定による手続の経過

ホ 会社法合併会社を全部又は一部の当事者とする合併であるとき 次に掲げる手続

（保険契約に係る債権の額）

第百二条 法第百六十六条第二項において準用する法第十七条第四項（法第二百五十五条
第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定める金額
は、生命保険会社にあつては第一号に掲げる金額とし、損害保険会社にあつては第二号
及び第三号に掲げる金額の合計額とし、少額短期保険業者にあつては第二号に掲げる金
額とする。

一 法第百六十六条第一項の公告（以下この条において「公告」という。）の時に、おいて
被保険者のために積み立てるべき金額

二 未経過期間（保険契約に定めた保険期間のうち、公告の時に、まだ経過して
いない期間をいう。）に対応する保険料の金額

三 公告の時に、第七十条第一項第三号の払戻積立金として積み立てるべき金額

（合併後の公告事項）

第百三条 法第百六十六条第四項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項と
する。

一 法第百六十六条第一項及び同条第二項において準用する法第十七条第二項から第四
項までに規定する手続の経過

の経過

(1) 吸収合併消滅株式会社における法第六十五条の二十四並びに会社法第七百八十五条及び七百八十七条の規定による手続の経過

(2) 吸収合併存続株式会社における法第六十五条の二十四及び会社法第七百九十条七条の規定による手続の経過

(3) 新設合併消滅株式会社における法第六十五条の二十四並びに会社法第八百六条及び第八百八条の規定による手続の経過

二 吸収合併がその効力を生ずる日又は合併により設立する保険会社等の成立の日

三 合併後存続する保険会社等又は合併により設立する保険会社等の本店又は主たる事務所の所在地

(合併後存続する保険会社等又は合併により設立する保険会社等の事後開示事項)

第百三条の二 法第六十六条第二項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 次のイからホまでに掲げる場合の区分に応じ、当該イからホまでに掲げる事項

イ 合併後存続する保険会社等又は合併により設立する保険会社等が吸収合併存続株式会社である場合 第百一条の二の十一第二号及び第三号の規定による手続の経過

ロ 合併後存続する保険会社等又は合併により設立する保険会社等が新設合併設立株式会社である場合 第百一条の二の十二第二号及び第三号の規定による手続の経過

ハ 合併後存続する保険会社等又は合併により設立する保険会社等が吸収合併存続相互会社である場合 第百一条の二の十九第二号及び第三号の規定による手続の経過

ニ 合併後存続する保険会社等又は合併により設立する保険会社等が新設合併設立相

二 商法第四百十二条第一項（債権者の異議）（法第七十三条第一項において準用する場合を含む。）の規定による公告及び催告の状況

三 合併の日

四 合併後存続する会社又は合併により設立される会社の本店又は主たる事務所の所在地

(合併に係る備置書類の記載事項)

第百三条の二 法第六十六条第五項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 法第六十六条第一項及び同条第二項において準用する法第十七条第二項から第四項までに規定する手続の経過

互会社である場合 第一百一条の二十第二号の規定による手続の経過

ホ 合併後存続する保険会社等又は合併により設立する保険会社等が会社法合併会社を全部又は一部の当事者とする合併であるとき 次に掲げる手続の経過

(1) 吸収合併消滅株式会社における法第六十五条の二十四並びに会社法第七百八十五条及び七百八十七条の規定による手続の経過

(2) 吸収合併存続株式会社における法第六十五条の二十四及び会社法第七百九十条の規定による手続の経過

(3) 新設合併消滅株式会社における法第六十五条の二十四並びに会社法第八百六条及び第八百八条の規定による手続の経過

二 会社法合併会社における会社法第八百一条第三項第一号又は第八百十五条第三項第一号に定める書面又は電磁的記録

(合併の認可の申請)

第一百五条 保険会社等は、法第六十七条第一項の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

一 (略)

二 合併契約の内容を記載した書面

三 当事者である保険会社等の株主総会等の議事録その他必要な手続があったことを証する書面

四七 (略)

八 法第六十五条の七第二項(法第六十五条の十二において準用する場合を含む。)

法第六十五条の十七第二項(法第六十五条の二十において準用する場合を含む。)

又は法第六十五条の二十四第二項の規定による公告をしたこと及び異議を述べた債

二 商法第四百十二条第一項(債権者の異議)(法第七十三条第一項において準用する場合を含む。)の規定による公告及び催告の状況

三 合併の日

四 合併により消滅した会社から承継した財産の価額及び債務の額

(合併の認可の申請)

第一百五条 保険会社等は、法第六十七条第一項の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

一 (略)

二 合併契約書

三 当事者である保険会社等の株主総会等の議事録(商法第四百十三条ノ三第一項(簡易な合併手続の要件)の規定により合併契約書について株主総会の承認を得ないで合併を行う場合における合併後存続する保険会社等にあつては、取締役会の議事録)

四七 (略)

八 法第六十六条第一項の規定による公告をしたことを証する書面

権者があるときは、その者に対し弁済し、若しくは担保を提供し、若しくは信託したこと又は合併をしてもその者を害するおそれがないことを証する書面

九 次のイからハまでに掲げる場合の区分に応じ、当該イからハまでに定める割合を超えなかったことを証する書面

イ 法第百六十六条第一項後段の保険会社等（合併をしないこととなったものを除く。）が消滅株式会社又は吸収合併継続株式会社である場合、法第百六十五条の七第二項第四号（法第百六十五条の十二において準用する場合を含む。）の期間内に異議を述べた保険契約者の数が法第百六十五条の七第四項（法第百六十五条の十二において準用する場合を含む。以下イにおいて同じ。）において準用する法第七十条第七項（法第二百五十五条第二項の規定により読み替えて適用する場合（以下イにおいて単に「法第二百五十五条第二項の規定により読み替えて適用する場合」という。）を含む。以下イにおいて同じ。）の保険契約者の総数の五分の一（法第二百五十五条第二項の規定により読み替えて適用する場合は、十分の一）又はその者の法第百六十五条の七第四項において準用する法第七十条第七項の内閣府令で定める金額が法第百六十五条の七第四項において準用する法第七十条第七項の金額の総額の五分の一（法第二百五十五条第二項の規定により読み替えて適用する場合は、十分の一）

ロ 法第百六十六条第一項後段の保険会社等（合併をしないこととなったものを除く。）が消滅相互会社又は吸収合併継続相互会社である場合、法第百六十五条の七第二項第三号（法第百六十五条の二十において準用する場合を含む。）の期間内に異議を述べた保険契約者の数が法第百六十五条の十七第四項（法第百六十五条の二十において準用する場合を含む。以下ロにおいて同じ。）において準用する法第八十八条第七項（法第二百五十五条第二項の規定により読み替えて適用する場合（以下ロにおいて単に「法第二百五十五条第二項の規定により読み替えて適用する場合」という。）を含む。以下ロにおいて同じ。）の保険契約者の総数の五分の一（法第二百五十五条第二項の規定により読み替えて適用する場合は、十分の一）又はその者の法第百六十五条の十七第四項において準用する法第八十八条第七項の内閣

九 法第百六十六条第二項において準用する法第十七条第二項の期間内に異議を述べた保険契約者又はその者の第百二条に規定する金額が、法第百六十六条第二項において準用する法第十七条第四項（法第二百五十五条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に定める割合を超えなかったことを証する書面

府令で定める金額が法第百六十五条の十七第四項において準用する法第八十八条第七項の金額の総額の五分の一（法第二百五十五条第二項の規定により読み替えて適用する場合にあつては、十分の一）

ハ 法第百六十六条第一項後段の保険会社等（合併をしないこととなつたものを除く。）が会社法合併会社である場合 法第百六十五条の二十四第二項第四号の期間内に異議を述べた保険契約者の数が同条第七項（法第二百五十五条第二項の規定により読み替えて適用する場合（以下ハにおいて単に「法第二百五十五条第二項の規定により読み替えて適用する場合」という。）を含む。以下ハにおいて同じ。）の保険契約者の総数の五分の一（法第二百五十五条第二項の規定により読み替えて適用する場合にあつては、十分の一）又はその者の法第百六十五条の二十四第七項の内閣府令で定める金額が同項の金額の総額の五分の一（法第二百五十五条第二項の規定により読み替えて適用する場合にあつては、十分の一）

十 法第百六十五条の四第一項又は第二項（法第百六十五条の十二において準用する場合を含む。）並びに会社法第七百八十三条第五項又は第六項、第七百八十五条第三項又は第四項、第七百八十七条第三項又は第四項、第七百九十七条第三項又は第四項、第八百四条第四項又は第五項、第八百六条第三項又は第四項及び第八百八条第三項又は第四項の規定による通知又は公告をしたことを証する書面

十一 会社法第二百十九条第一項（第六号に係る部分に限る。）及び第二百九十三条第一項（第三号に係る部分に限る。）（これらの規定を法第百六十五条の四において準用する場合を含む。）の公告及び通知をしたことを証する書面

十二 法第百六十五条の八第二項及び第百六十五条の十八第二項の規定による公告をしたときは、これを証する書面

十三 （略）

（削る）

（削る）

十 商法第四百十二条第一項（債権者の異議）（法第百七十三条第一項において準用する場合を含む。）の規定による公告及び催告（公告を官報のほか時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載した場合における当該会社にあつては、これらの公告）をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、その者に対し弁済し、若しくは担保を提供し、若しくは信託したこと又は合併をしてもその者を害するおそれがないことを証する書面

（新設）

（新設）

十一 （略）

十二 株式の併合をする場合においては、商法第二百十五条第一項（株式の併合の公告等）の規定による公告及び通知をしたことを証する書面

十三 商法第四百八条第五項又は第六項（合併契約書の承認）の場合にあつては、同法

十四・十五 (略)

(削る)

十六 (略)

十七 合併に際して会計参与又は会計監査人を選任したときは、次に掲げる書面
イ 就任を承諾したことを証する書面

ロ 会計参与設置会社にあつては、会計参与が会社法第三百三十三条第一項（法第五
十三条の四において準用する場合を含む。）に規定する者であることを証する書面及
びその者の履歴書

ハ 会計監査人設置会社にあつては、会計監査人が会社法第三百三十七条第一項（法
第五十三条の七において準用する場合を含む。）に規定する者であることを証する書
面

(削る)

十八～二十一 (略)

2 (略)

3 法第二条第十五項の規定は、第一項第二十号に規定する議決権について準用する。

第二節の二 会社分割

(吸収分割株式会社の事前開示事項)

第百五条の二 法第七十三条の三の規定により読み替えて適用する会社法第七百八十二
条第一項に規定する内閣府令で定める事項は、同項に規定する消滅株式会社等が吸収分

第四百十六条第四項（合併に関する準用規定）において準用する同法第三百五十条第
一項（株式譲渡制限の公告等）の規定による公告及び通知をしたことを証する書面

十四・十五 (略)

十六 合併をする会社の一方が合併後存続する場合において、合併により資本を増加す
るときは、商法第四百十三条ノ二第一項（存続会社の資本増加の限度額）に規定する
限度額を、合併により株式会社を設立する場合においては、同条第二項（新設会社の
資本の限度額）に規定する額を証する書面

十七 (略)

(新設)

十八 商法第四百十三条ノ三第五項（簡易な合併手続における株式買取請求）の規定に
よる反対の意思の通知をした株主があるときは、その株主が有する議決権の総数及び
総株主の議決権の数を証する書面

十九～二十二 (略)

2 (略)

3 法第二条第十五項の規定は、第一項第二十一号に規定する議決権について準用する。

第二節の二 分割

(分割に係る備置書類)

第百五条の二 法第七十三条の三第一項に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げ
る書類とする。

割株式会社（同法第七百五十八条第二号に規定する吸収分割株式会社をいう。以下この節において同じ。）である場合には、次に掲げる事項とする。

一 吸収分割株式会社（清算株式会社を除く。）についての次に掲げる事項

イ 最終事業年度に係る計算書類等（最終事業年度がない場合にあつては、吸収分割株式会社の成立の日における貸借対照表）の内容

ロ 最終事業年度の末日（最終事業年度がない場合にあつては、吸収分割株式会社の成立の日）後の日を臨時決算日（二以上の臨時決算日がある場合にあつては、最も遅いもの）とする臨時計算書類等があるときは、当該臨時計算書類等の内容

二 吸収分割株式会社（清算株式会社に限る。）が会社法第四百九十二条第一項の規定により作成した貸借対照表

三 会社分割後における保険契約者の権利に関する事項

（吸収分割承継株式会社の事前開示事項）

第百五条の二の二 法第七十三条の三の規定により読み替えて適用する会社法第七百九十四条第一項に規定する内閣府令で定める事項は、同項に規定する存続株式会社等が吸収分割承継株式会社（同法第七百五十八条第一号に規定する吸収分割承継株式会社をいう。以下この節において同じ。）である場合には、次に掲げる事項とする。

一 吸収分割承継株式会社についての次に掲げる事項

イ 最終事業年度に係る計算書類等（最終事業年度がない場合にあつては、吸収分割承継株式会社の成立の日における貸借対照表）の内容

一 分割計画書又は分割契約書（以下この節において「分割計画書等」という。）

二 分割をする会社又はその株主に対する株式の割当てに関する事項について、その理由を記載した書面

三 各会社が負担すべき債務の履行の見込みがあること及びその理由を記載した書面

四 分割計画書等の承認の決議をする株主総会の会日前六月以内に作成された分割をする各会社の貸借対照表

五 前号の貸借対照表が最終の貸借対照表でないときは、最終の貸借対照表

六 分割の当事者である会社の最終の貸借対照表とともに作成された損益計算書

七 前号の損益計算書のほか第四号の貸借対照表とともに損益計算書が作成されたときは、その損益計算書

（新設）

ロ 最終事業年度の末日（最終事業年度がない場合にあつては、吸収分割承継株式会社の成立の日）後の日を臨時決算日（二以上の臨時決算日がある場合にあつては、最も遅いもの）とする臨時計算書類等があるときは、当該臨時計算書類等の内容

二 会社分割後における保険契約者の権利に関する事項

（新設分割株式会社の事前開示事項）

第百五十五条の三 法第百七十三条の三の規定により読み替えて適用する会社法第百八十三条第一項に規定する内閣府令で定める事項は、同項に規定する消滅株式会社等が新設分割株式会社（同法第百六十三条第五号に規定する新設分割株式会社をいう。以下この節において同じ。）である場合には、次に掲げる事項とする。

一 新設分割株式会社（清算株式会社を除く。）についての次に掲げる事項

イ 最終事業年度に係る計算書類等（最終事業年度がない場合にあつては、新設分割株式会社の成立の日における貸借対照表）の内容

ロ 最終事業年度の末日（最終事業年度がない場合にあつては新設分割株式会社の成立の日）後の日を臨時決算日（二以上の臨時決算日がある場合にあつては、最も遅いもの）とする臨時計算書類等があるときは、当該臨時計算書類等の内容

二 新設分割株式会社（他の新設分割株式会社を除き、清算株式会社に限る。）が会社法第四百九十二条第一項の規定により作成した貸借対照表

三 会社分割後における保険契約者の権利に関する事項

（計算書類に関する公告事項）

第百五十五条の四 法第百七十三条の四第二項第三号に規定する内閣府令で定めるものは、同項の規定による公告の日又は同項の規定による催告の日のいずれか早い日における次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一 最終事業年度に係る貸借対照表又はその要旨につき公告対象会社（分割当事会社（法第百七十三条の四第二項に規定する分割当事会社をいう。以下この節において同じ。）

（新設）

（新設）

又は会社法第七百八十九条第二項第三号、第七百九十九条第二項第三号若しくは第八百十條第二項第三号の株式会社（吸収分割株式会社、吸収分割承継株式会社又は新設分割株式会社に限る。）をいう。以下この条において同じ。）が同法第四百四十條第一項（法第十三條の規定の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定又は会社法第四百四十條第二項の規定により公告をしている場合、次に掲げるもの

イ 官報で公告をしているときは、当該官報の日付及び当該公告が掲載されている頁

ロ 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙で公告をしているときは、当該日刊新聞紙の名称、日付及び当該公告が掲載されている頁

ハ 電子公告により公告をしているときは、会社法第九百十一条第三項第二十九号イに掲げる事項

二 最終事業年度に係る貸借対照表につき公告対象会社が会社法第四百四十條第三項に規定する措置を執っている場合 同法第九百十一条第三項第二十七号に掲げる事項

三 公告対象会社が会社法第四百四十條第四項に規定する株式会社である場合において、当該株式会社が証券取引法第二十四条第一項の規定により最終事業年度に係る有価証券報告書を提出しているとき その旨

四 公告対象会社が会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第二十八条の規定により会社法第四百四十條の規定が適用されないものである場合 その旨

五 公告対象会社につき最終事業年度がない場合 その旨

六 公告対象会社が清算株式会社である場合 その旨

七 前各号に掲げる場合以外の場合 最終事業年度に係る会社計算規則第六編第二章の規定又は別紙様式第十一号（少額短期保険業者にあつては、別紙様式第十一号の八）（特定取引勘定設置会社にあつては、別紙様式第十一号の二）による貸借対照表の要旨の内容

（会社分割に係る公告事項）

第百五條の三 法第百七十三條の四第二項第五号に規定する内閣府令で定める事項は、次

（分割に係る公告事項）

第百五條の三 法第百七十三條の四第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げ

に掲げる事項とする。

一 分割当事会社の会社分割後における資本金の額

二 吸収分割会社（法第七十三条の四第一項第一号に規定する吸収分割会社をいう。以下この節において同じ。）又は新設分割会社（同項第三号に規定する新設分割会社をいう。以下この節において同じ。）に対する金銭等の割当てに関する事項

三 吸収分割会社又は新設分割会社の新株予約権者に対する新株予約権の割当てに関する事項

四 会社分割後における保険契約者の権利に関する事項

（保険契約に係る債権の額）

第百五条の四 法第七十三条の四第六項に規定する内閣府令で定める金額は、生命保険会社にあつては第一号に掲げる金額とし、損害保険会社にあつては第二号及び第三号に掲げる金額の合計額とし、少額短期保険業者にあつては第二号に掲げる金額とする。

一 法第七十三条の四第二項の公告（以下この条において「公告」という。）の時ににおいて被保険者のために積み立てるべき金額

二・三 （略）

第百五条の五 削除

る事項とする。

一 分割の当事者である会社の分割後における資本金の額

二 分割をする会社又はその株主に対する株式の割当てに関する事項

（新設）

三 分割後における保険契約者の権利に関する事項

（保険契約に係る債権の額）

第百五条の四 法第七十三条の四第二項において準用する法第十七条第四項に規定する内閣府令で定める金額は、生命保険会社にあつては第一号に掲げる金額とし、損害保険会社にあつては第二号及び第三号に掲げる金額の合計額とし、少額短期保険業者にあつては第二号に掲げる金額とする。

一 法第七十三条の四第一項の公告（以下この条において「公告」という。）の時ににおいて被保険者のために積み立てるべき金額

二・三 （略）

（分割に係る備置書類の記載事項）

第百五条の五 法第七十三条の四第五項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 法第七十三条の四第二項において準用する法第十七条第二項から第四項までに規定する手続の経過

二 商法第三百七十四条ノ四第一項又は第三百七十四条ノ二十第一項（債権者の異議）の規定による公告及び催告の状況

三 分割の日

(会社分割の認可の申請)

第百五条の六 保険会社等は、法第百七十三条の六第一項の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

一 (略)

二 吸収分割契約又は新設分割計画の内容を記載した書面

三 当事者である保険会社等の株主総会の議事録その他必要な手続があつたことを証する書面

四 (略)

五 会社分割により承継しようとする事業又は会社分割により承継させようとする事業に係る損益の状況を記載した書面

六 会社分割により保険契約を承継させる場合においては、次に掲げる書面

イ 会社分割により保険契約を承継させる保険会社等を保険者とする保険契約について、会社分割により承継させるものとされる保険契約（以下この号において「分割対象契約」という。）及び分割対象契約以外の保険契約の区別を明示して、保険契約の種類ごとに保険契約者の数、保険契約の件数及び保険金額の合計額並びに責任準備金の額を記載した書面

ロ (略)

ハ 会社分割により保険契約を承継する会社を保険者とする保険契約について、その種類ごとに保険契約者の数、保険契約の件数及び保険金額の合計額並びに責任準備金の額を記載した書面

七 当事者である保険会社の会社分割後における収支の見込みを記載した書面

八 (略)

四 分割をした会社から承継した権利義務並びに財産の価額及び債務の額
(分割の認可の申請)

第百五条の六 保険会社等は、法第百七十三条の六第一項の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

一 (略)

二 分割計画書等

三 当事者である保険会社等の株主総会の議事録（商法第三百七十四条ノ六又は第三百七十四条ノ二十二若しくは第三百七十四条ノ二十三（簡易な分割手続）の規定により分割計画書又は分割契約書について株主総会の承認を得ないで分割を行う保険会社等にあつては、取締役会の議事録）

四 (略)

五 分割により承継しようとする事業又は分割により承継させようとする事業に係る損益の状況を記載した書面

六 分割により保険契約を承継させる場合においては、次に掲げる書面

イ 分割により保険契約を承継させる保険会社等を保険者とする保険契約について、分割により承継させるものとされる保険契約（以下この号において「分割対象契約」という。）及び分割対象契約以外の保険契約の区別を明示して、保険契約の種類ごとに保険契約者の数、保険契約の件数及び保険金額の合計額並びに責任準備金の額を記載した書面

ロ (略)

ハ 分割により保険契約を承継する会社を保険者とする保険契約について、その種類ごとに保険契約者の数、保険契約の件数及び保険金額の合計額並びに責任準備金の額を記載した書面

七 当事者である保険会社の分割後における収支の見込みを記載した書面

八 (略)

九 法第百七十三条の四第二項の規定による公告又は催告をしたことを証する書面

十 法第百七十三条の四第四項の異議を述べた保険契約者その他の債権者があるときは、当該保険契約者その他の債権者に対し、弁済し、相当の担保を提供し、若しくは当該保険契約者その他の債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社等に相当の財産を信託したこと又は当該分割をしても当該保険契約者その他の債権者を害するおそれがないことを証する書面

十一 法第百七十三条の四第六項の異議を述べた保険契約者の数が同項の保険契約者の総数の五分の一を超えなかったことを証する書面又はその者の第百五条の四で定める金額が法第百七十三条の四第六項の金額の総額の五分の一を超えなかったことを証する書面

(削る)

十二 会社法第二百九十三条第一項(第四号及び第五号に係る部分に限る。)の規定による公告及び通知をしたことを証する書面

十三・十四 (略)

(削る)

十五 会社分割に際して就任する取締役、執行役又は監査役があるときは、就任を承諾したことを証する書面及びこれらの者の履歴書

十六 会社分割に際して会計参与又は会計監査人を選任したときは、次に掲げる書面

九 法第百七十三条の四第一項の規定による公告をしたことを証する書面

十 法第百七十三条の四第二項において準用する法第一百七十二条の期間内に異議を述べた保険契約者又はその者の第百五条の四に規定する金額が、法第百七十三条の四第二項において準用する法第一百七十二条第四項に定める割合を超えなかったことを証する書面

十一 商法第三百七十四条ノ四第一項又は第三百七十四条ノ二十第一項(債権者の異議)の規定による公告及び催告(同項ただし書の規定により公告を官報のほか時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載した場合における当該会社にあつては、これらの公告)をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、その者に対し弁済し、若しくは担保を提供し、若しくは信託したこと又は分割をしてもその者を害するおそれがないことを証する書面

十二 株式の併合をする場合においては、商法第二百十五条第一項(株式の併合の公告等)の規定による公告及び通知をしたことを証する書面

十三 商法第三百七十四条ノ十七第六項又は第七項(分割契約書の承認)の場合にあつては、同法第三百七十四条ノ三十一第二項(分割に関する準用規定)において準用する同法第三百五十条第一項(株式譲渡制限の公告等)の規定による公告及び通知をしたことを証する書面

十四・十五 (略)

十六 吸収分割により資本を増加するときは、商法第三百七十四条ノ二十一(営業を承継する会社の資本増加の限度額)に規定する限度額を、新設分割により株式会社を設立するときは、同法第三百七十四条ノ五(新設会社の資本の限度額)に規定する限度額を証する書面

十七 分割に際して就任する取締役、執行役又は監査役があるときは、就任を承諾したことを証する書面及びこれらの者の履歴書

(新設)

イ 就任を承諾したことを証する書面

ロ 会計参与設置会社にあつては、会計参与が会社法第三百三十三条第一項に規定する者であることを証する書面及びその者の履歴書

ハ 会計監査人設置会社にあつては、会計監査人が会社法第三百三十七条第一項に規定する者であることを証する書面

(削る)

十七 当該会社分割により子会社対象会社等を子会社とする場合には、当該子会社対象会社等に関する第五十八条第一項第四号又は第二百十一条の三十四第一項第四号に掲げる書類

十八 当該会社分割を行った後における保険会社が子会社等を有する場合には、当該保険会社及び当該子会社等の収支の見込みを記載した書類

十九 当該会社分割により当該保険会社等の子会社が子会社でなくなる場合には、当該子会社の名称を記載した書類

二十 当該会社分割により保険会社等又はその子会社が国内の会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて保有することとなる場合には、当該国内の会社の名称及び業務の内容を記載した書類

二十一 (略)

2 前項の認可申請書は、保険会社等を全部の当事者とする会社分割の場合にあつては、当事者である保険会社等の連名で提出しなければならない。

3 法第二条第十五項の規定は、第一項第二十号に規定する議決権について準用する。

4 (略)

(会社分割後の公告事項)

第百五条の七 法第百七十三条の七第一項前段に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

十八 商法第三百七十四条ノ二十三第五項(簡易な吸収分割手続における株式買取請求)の規定による反対の意思の通知をした株主があるときは、その株主が有する議決権の総数及び総株主の議決権の数を証する書面

十九 当該分割により子会社対象会社等を子会社とする場合には、当該子会社対象会社等に関する第五十八条第一項第四号又は第二百十一条の三十四第一項第四号に掲げる書類

二十 当該分割を行った後における保険会社が子会社等を有する場合には、当該保険会社及び当該子会社等の収支の見込みを記載した書類

二十一 当該分割により当該保険会社等の子会社が子会社でなくなる場合には、当該子会社の名称を記載した書類

二十二 当該分割により保険会社等又はその子会社が国内の会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて保有することとなる場合には、当該国内の会社の名称及び業務の内容を記載した書類

二十三 (略)

2 前項の認可申請書は、保険会社等を全部の当事者とする分割の場合にあつては、当事者である保険会社等の連名で提出しなければならない。

3 法第二条第十五項の規定は、第一項第二十二号に規定する議決権について準用する。

4 (略)

(分割後の公告事項)

第百五条の七 法第百七十三条の七第一項前段に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 法第百七十三条の四の規定による手続の経過

(削る)

二 会社分割が効力を生じた日

三 会社分割により保険契約を承継した会社の商号及び本店の所在地

(会社分割による保険契約の承継の効力)

第百五条の八 会社分割により保険契約を承継したことにより、法第四条第二項第二号から第四号までに掲げる書類（以下この項において「事業方法書等」という。）に定めた事項を、当該会社分割により保険契約を承継させる会社の事業方法書等に定めた事項のうち当該会社分割による承継に係る保険契約に関する部分を付加した内容に変更しなければならぬ場合においては、当該会社分割が効力を生じた時に、法第百二十三条第一項の規定による認可を要する事項については、その認可を受けたものと、同条第二項の規定による届出を要する事項については、変更があつたものとみなす。

2 会社分割により保険契約を承継した会社は、資産の運用方法又は第四十八条第一項及び第三項、第四十八条の三第一項並びに第四十八条の五第一項に掲げる資産の運用額が会社分割により財産を承継したことにより第四十七条から第四十九条までの規定による制限に反することとなつた場合においては、その方法又は額により資産の運用を行うことができる。この場合において、当該会社分割により保険契約を承継した会社は、漸次、第四十七条から第四十九条までの規定の趣旨に従つて、その資産の運用方法又は運用額を改めなければならない。

(清算人の就職の届出)

第百七条 保険会社等の清算人は、法第百七十四条第八項の規定による届出をしようとするときは、届出書に当該保険会社等の登記事項証明書を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

一 法第百七十三条の四第二項において準用する法第一百七条第二項から第四項までに規定する手続の経過

二 商法第三百七十四条ノ四又は第三百七十四条ノ二十（債権者の異議）の規定による公告及び催告の状況

三 分割の日

四 分割により保険契約を承継した会社の商号及び本店の所在地

(分割による保険契約の承継の効力)

第百五条の八 分割により保険契約を承継したことにより、法第四条第二項第二号から第四号までに掲げる書類（以下この項において「事業方法書等」という。）に定めた事項を、当該分割により保険契約を承継させる会社の事業方法書等に定めた事項のうち当該分割による承継に係る保険契約に関する部分を付加した内容に変更しなければならない場合においては、当該分割が効力を生じた時に、法第百二十三条第一項の規定による認可を要する事項については、その認可を受けたものと、同条第二項の規定による届出を要する事項については、変更があつたものとみなす。

2 分割により保険契約を承継した会社は、資産の運用方法又は第四十八条第一項及び第三項、第四十八条の三第一項並びに第四十八条の五第一項に掲げる資産の運用額が分割により財産を承継したことにより第四十七条から第四十九条までの規定による制限に反することとなつた場合においては、その方法又は額により資産の運用を行うことができる。この場合において、当該分割により保険契約を承継した会社は、漸次、第四十七条から第四十九条までの規定の趣旨に従つて、その資産の運用方法又は運用額を改めなければならない。

(清算人の就職の届出)

第百七条 保険会社等の清算人は、法第百七十四条第五項の規定による届出をしようとするときは、届出書に当該保険会社等の登記事項証明書を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

(削る)

(債権申出期間内の弁済の許可の申請)

第百九条 法第百七十八条の規定により読み替えて適用する会社法第五百条第二項(法第百八十一条の二において準用する場合を含む。)の規定による許可の申請は、清算人全員の連名の許可申請書を金融庁長官等に提出して行わなければならない。

2 (略)

(清算相互会社の業務の適正を確保するための体制)

第百十条の二 法第百八十条の八第三項第四号に規定する内閣府令で定める体制は、次に掲げる体制とする。

- 一 清算人の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- 二 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(電磁的記録による決算書類の提出)

第百七条の二 法第百七十六条に規定する内閣府令で定める電磁的記録は、日本工業規格×六二二三に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジに該当する構造の磁気ディスクとする。

2 前項の電磁的記録への記録は、次に掲げる方式に従ってしなければならない。

一 トラックフォーマットについては、日本工業規格×六二二五に規定する方式

二 ポリウム及びファイル構成については、日本工業規格×〇六〇五に規定する方式

3 第一項の電磁的記録には、日本工業規格×六二二三に規定するラベル領域に、次に掲げる事項を記載した書面をはり付けなければならない。

一 提出者の氏名

二 提出年月日

(債権申出期間内の弁済の許可の申請)

第百九条 法第百七十八条の規定により読み替えて適用する商法第四百二十三条(債権申出期間内の弁済)(法第百八十三条第一項において準用する場合を含む。)の規定による許可の申請は、清算人全員の連名の許可申請書を金融庁長官等に提出して行わなければならない。

2 (略)

(新設)

三 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
四 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制

五 前号の使用人の清算人からの独立性に関する事項

六 清算人及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

七 その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

2 清算人が二人以上ある清算相互会社である場合には、前項に規定する体制には、業務の決定が適正に行われることを確保するための体制を含むものとする。

（社債を引き受ける者の募集に際して清算人会が定めるべき事項）

第百十条の三 法第百八十条の十四第六項第五号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 二以上の募集（法第六十一条の募集をいう。以下この条において同じ。）に係る法第六十一条各号に掲げる事項の決定を委任するときは、その旨

二 募集社債の総額の上限（前号に規定する場合にあつては、各募集に係る募集社債の総額の上限の合計額）

三 募集社債の利率の上限その他の利率に関する事項の要綱

四 募集社債の払込金額（法第六十一条第九号に規定する払込金額をいう。以下この号において同じ。）の総額の最低金額その他の払込金額に関する事項の要綱

（清算人会設置相互会社の業務の適正を確保するための体制）

第百十条の四 法第百八十条の十四第六項第六号に規定する内閣府令で定める体制は、次に掲げる体制とする。

一 清算人の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

（新設）

（新設）

- 二 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- 三 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- 四 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制
- 五 前号の使用人の清算人からの独立性に関する事項
- 六 清算人及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
- 七 その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

（清算人会の議事録）

- 第百十条の五 法第百八十条の十五において読み替えて準用する会社法第三百六十九条第三項の規定による清算人会の議事録の作成については、この条の定めるところによる。
- 2 清算人会の議事録は、書面又は電磁的記録をもって作成しなければならない。
- 3 清算人会の議事録は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならない。
 - 一 清算人会が開催された日時及び場所（当該場所に存しない清算人又は監査役が清算人会に出席をした場合における当該出席の方法を含む。）
 - 二 清算人会が次に掲げるいずれかのものに該当するときは、その旨
 - イ 法第百八十条の十五において読み替えて準用する会社法第三百六十六条第二項の規定による清算人の請求を受けて招集されたもの
 - ロ 法第百八十条の十五において読み替えて準用する会社法第三百六十六条第三項の規定により清算人が招集したもの
 - ハ 法第五十三条の二十において準用する会社法第三百八十三条第二項の規定による監査役の請求を受けて招集されたもの
 - ニ 法第五十三条の二十において準用する会社法第三百八十三条第三項の規定により監査役が招集したもの

（新設）

三 清算人会の議事の経過の要領及びその結果

四 決議を要する事項について特別の利害関係を有する清算人があるときは、その氏名

五 次に掲げる規定により清算人会において述べられた意見又は発言があるときは、その意見又は発言の内容の概要

イ 法第五十三条の二十において準用する会社法第三百八十二条

ロ 法第五十三条の二十において準用する会社法第三百八十三条第一項

ハ 法第八十条の十四第九項において準用する会社法第三百六十五条第二項

六 清算会に出席した監査役の氏名

七 清算会の議長が存するときは、議長の氏名

4 次の各号に掲げる場合には、清算会の議事録は、当該各号に定める事項を内容とするものとする。

一 法第八十条の十五において読み替えて準用する会社法第三百七十条の規定により清算会の決議があつたものとみなされた場合 次に掲げる事項

イ 清算会の決議があつたものとみなされた事項の内容

ロ イの事項の提案をした清算人の氏名

ハ 清算会の決議があつたものとみなされた日

ニ 議事録の作成に係る職務を行った清算人の氏名

二 法第八十条の十五において読み替えて準用する会社法第三百七十二条第一項の規定により清算会への報告を要しないものとされた場合 次に掲げる事項

イ 清算会への報告を要しないものとされた事項の内容

ロ 清算会への報告を要しないものとされた日

ハ 議事録の作成に係る職務を行った清算人の氏名

(財産目録)

第百十条の六 法第八十条の十七において準用する会社法第四百九十二条第一項の規定

(新設)

により作成すべき財産目録については、この条の定めるところによる。

2| 前項の財産目録に計上すべき財産については、その処分価格を付すことが困難な場合を除き、法第百八十条各号に掲げる場合に該当することとなった目における処分価格を付さなければならない。この場合において、清算相互会社の会計帳簿については、財産目録に付された価格を取得価額とみなす。

3| 第一項の財産目録は、次に掲げる部に区分して表示しなければならない。この場合において、第一号及び第二号に掲げる部は、その内容を示す適当な名称を付した項目に細分することができる。

一 資産

二 負債

三 正味資産

（清算開始時の貸借対照表）

第百十条の七 法第百八十条の十七において準用する会社法第四百九十二条第一項の規定により作成すべき貸借対照表については、財産目録に基づき、別紙様式第十二号（少額短期保険業者にあつては、別紙様式第十六号の十六）（特定取引勘定設置会社にあつては、別紙様式第十二号の二）に定める貸借対照表に準じて作成しなければならない。

2| 処分価格を付すことが困難な資産がある場合には、前項の貸借対照表には、当該資産に係る財産評価の方針を注記しなければならない。

（各清算事務年度に係る貸借対照表）

第百十条の八 法第百八十条の十七において準用する会社法第四百九十四条第一項の規定により作成すべき各清算事務年度に係る貸借対照表は、各清算事務年度に係る会計帳簿に基づき、別紙様式第十二号（少額短期保険業者にあつては、別紙様式第十六号の十六）（特定取引勘定設置会社にあつては、別紙様式第十二号の二）に定める貸借対照表に準じて作成しなければならない。

（新設）

（新設）

2| 法第百八十条の十七において準用する会社法第四百九十四条第一項の規定により作成すべき各清算事務年度に係る貸借対照表の附属明細書は、別紙様式第十二号（少額短期保険業者にあつては、別紙様式第十六号の十六）（特定取引勘定設置会社にあつては、別紙様式第十二号の二）に定める附属明細書に準じて作成しなければならない。

（各清算事務年度に係る事務報告）

第百十条の九 法第百八十条の十七において準用する会社法第四百九十四条第一項の規定により作成すべき各清算事務年度に係る事務報告は、清算に関する事務の執行の状況に係る重要な事項をその内容としなければならない。

2| 法第百八十条の十七において準用する会社法第四百九十四条第一項の規定により作成すべき各清算事務年度に係る事務報告の附属明細書は、事務報告の内容を補足する重要な事項を、その内容としなければならない。

（清算相互会社の監査報告）

第百十条の十 法第百八十条の十七において準用する会社法第四百九十五条第一項の規定による監査については、この条の定めるところによる。

2| 清算相互会社の監査役は、各清算事務年度に係る貸借対照表及び事務報告並びにこれらの附属明細書を受領したときは、次に掲げる事項（監査役会設置会社の監査役の監査報告にあつては、第一号から第五号までに掲げる事項）を内容とする監査報告を作成しなければならない。

一 監査役の監査の方法及びその内容

二 各清算事務年度に係る貸借対照表及びその附属明細書が当該清算相互会社の財産の状況をすべての重要な点において適正に表示しているかどうかについての意見

三 各清算事務年度に係る事務報告及びその附属明細書が法令又は定款に従い当該清算相互会社の状況を正しく示しているかどうかについての意見

四 清算人の職務の遂行に関し、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事

（新設）

（新設）

実があつたときは、その事実

五 監査のため必要な調査ができなかつたときは、その旨及びその理由

六 監査報告を作成した日

3 清算相互会社の監査役会は、前項の規定により清算相互会社の監査役が作成した監査報告に基づき、監査役会の監査報告を作成しなければならない。

4 清算相互会社の監査役会の監査報告は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならない。

一 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

二 第二項第二号から第五号までに掲げる事項

三 監査報告を作成した日

5 特定監査役は、第百十条の八第一項の貸借対照表及び前条第一項の事務報告の全部を受領した日から四週間を経過した日（特定清算人（次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者をいう。以下この条において同じ。）及び特定監査役の間で合意した日がある場合にあつては、当該日）までに、特定清算人に対して、監査報告（監査役会設置会社にあつては、第三項の規定により作成した監査役会の監査報告に限る。）の内容を通知しなければならない。

一 この項の規定による通知を受ける者を定めた場合 当該通知を受ける者として定められた者

二 前号に掲げる場合以外の場合 第百十条の八第一項の貸借対照表及び前条第一項の事務報告並びにこれらの附属明細書の作成に関する職務を行つた清算人

6 第百十条の八第一項の貸借対照表及び前条第一項の事務報告並びにこれらの附属明細書については、特定清算人が前項の規定による監査報告の内容の通知を受けた日に、監査役の監査を受けたものとする。

7 前項の規定にかかわらず、特定監査役が第五項の規定により通知をすべき日までに同項の規定による監査報告の内容の通知をしない場合には、当該通知をすべき日に、第百十条の八第一項の貸借対照表及び前条第一項の事務報告並びにこれらの附属明細書につ

いては、監査役の監査を受けたものとみなす。

8| 第五項及び前項に規定する「特定監査役」とは、次の各号に掲げる清算相互会社の区分に応じ、当該各号に定める者とする。

一| 監査役設置会社（監査役会設置会社を除く。） 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める者

イ| 二以上の監査役が存する場合において、第五項の規定による監査報告の内容の通知をすべき監査役を定めたとき 当該通知をすべき監査役として定められた監査役

ロ| 二以上の監査役が存する場合において、第五項の規定による監査報告の内容の通知をすべき監査役を定めていないとき すべての監査役

ハ| イ又はロに掲げる場合以外の場合 監査役

二| 監査役会設置会社 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める者

イ| 監査役会が第五項の規定による監査報告の内容の通知をすべき監査役を定めた場合 当該通知をすべき監査役として定められた監査役

ロ| イに掲げる場合以外の場合 すべての監査役

（決算報告）

第百十三条の二 法第百八十三条第一項において準用する会社法第五百七条第一項の規定により作成すべき決算報告は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならない。

この場合において、第一号及び第二号に掲げる事項については、適切な項目に細分することができる。

一| 債権の取立て、資産の処分その他の行為によって得た収入の額

二| 債務の弁済、清算に係る費用の支払その他の行為による費用の額

三| 残余財産の額（支払税額がある場合には、その税額及び当該税額を控除した後の財産の額）

（新設）

四 社員への残余財産の分配額

2 前項第四号に掲げる事項については、残余財産の分配を完了した日を注記しなければならない。

(保存者に関する届出)

第百十四条 保険会社等の清算人は、会社法第五百八条第二項（法第百八十三条第一項において準用する場合を含む。）の規定により帳簿資料を保存する者が選任されたときは、遅滞なく、その商号、名称又は氏名及び住所を金融庁長官等に届け出なければならない。

(総資産額)

第百十四条の二 法第百八十四条において読み替えて準用する会社法第五百三十六条第一項第二号に規定する内閣府令で定める方法は、法第百八十条の十七において準用する会社法第四百九十二条第一項の規定により作成した貸借対照表の資産の部に計上した額を総資産額とする方法とする。

(債権者集会の招集の決定事項)

第百十四条の三 法第百八十四条において読み替えて準用する会社法第五百四十八条第一項第四号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 次条の規定により債権者集会参考書類に記載すべき事項

二 書面による議決権の行使の期限（債権者集会（法第百八十四条において準用する会社法第二編第九章第二節第八款の規定の適用のある債権者の集会をいう。以下この節において同じ。）の日時以前の時であつて、法第百八十四条において準用する会社法第五百四十九条第一項の規定による通知を発した時から二週間を経過した時以後の時に限る。）

三 法第百八十四条において準用する会社法第五百四十八条第一項第三号に掲げる事項を定めたときは、次に掲げる事項

(保存者に関する届出)

第百十四条 保険会社等の清算人は、商法第四百二十九条（書類の保存）（法第百八十三条第一項において準用する場合を含む。）の規定により保存者が選任されたときは、遅滞なく、その商号、名称又は氏名及び住所を金融庁長官等に届け出なければならない。

(新設)

(新設)

イ 電磁的方法による議決権の行使の期限（債権者集会の日時以前の時であつて、法第百八十四条において準用する会社法第五百四十九条第一項の規定による通知を發した時から二週間を経過した時以後の時に限る。）

ロ 法第百八十四条において準用する会社法第五百四十九条第二項の承諾をした協定債権者（法第百八十四条において準用する会社法第五百十七条第一項に規定する協定債権者をいう。以下この節において同じ。）の請求があつた時に当該協定債権者に対して法第百八十四条において準用する会社法第五百五十条第一項の規定による議決権行使書面（法第百八十四条において準用する会社法第五百五十条第一項に規定する議決権行使書面をいう。以下この節において同じ。）の交付（当該交付に代えて行う法第百八十四条において読み替えて準用する会社法第五百五十条第二項の規定による電磁的方法による提供を含む。）をすることとするときは、その旨

ハ 一の協定債権者が同一の議案につき法第百八十四条において準用する会社法第五百五十六条第一項又は第五百五十七条第一項の規定により重複して議決権を行使した場合において、当該同一の議案に対する議決権の行使の内容が異なるものであるときにおける当該協定債権者の議決権の行使の取扱いに関する事項を定めるときは、その事項

二 第百十四条の五の取扱いを定めるときは、その取扱いの内容

（債権者集会参考書類）

第百十四条の四 債権者集会参考書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 当該債権者集会参考書類の交付を受けるべき協定債権者が有する協定債権（法第百八十四条において準用する会社法第五百十五条第三項に規定する協定債権をいう。）について法第百八十四条において準用する会社法第五百四十八条第二項又は第三項の規定により定められた事項

二 議案

2 債権者集会参考書類には、前項に定めるもののほか、協定債権者の議決権の行使につ

（新設）

いて参考となると認める事項を記載することができる。

- 3| 同一の債権者集会に關して協定債権者に対して提供する債権者集会参考書類に記載すべき事項（第一項第二号に掲げる事項に限る。）のうち、他の書面に記載している事項又は電磁的方法により提供している事項がある場合には、これらの事項は、債権者集会参考書類に記載することを要しない。

- 4| 同一の債権者集会に關して協定債権者に対して提供する招集通知（法第百八十四条において準用する会社法第五百四十九条第一項又は第二項の規定による通知をいう。以下この節において同じ。）の内容とすべき事項のうち、債権者集会参考書類に記載している事項がある場合には、当該事項は、招集通知の内容とすることを要しない。

（議決権行使書面）

第百十四条の五 法第百八十四条において準用する会社法第五百五十条第一項の規定により交付すべき議決権行使書面に記載すべき事項又は法第百八十四条において読み替えて準用する会社法第五百五十一条第一項若しくは第二項の規定により電磁的方法により提供すべき議決権行使書面に記載すべき事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 各議案についての同意の有無（棄権の欄を設ける場合にあっては、棄権を含む。）を記載する欄

- 二 第百十四条の三第三号ハに掲げる事項を定めたときは、当該事項

- 三 第百十四条の三第三号ニに掲げる事項を定めたときは、第一号の欄に記載がない議決権行使書面が招集者（法第百八十四条において準用する会社法第五百四十八条第一項に規定する招集者をいう。以下この条において同じ。）に提出された場合における各議案についての賛成、反対又は棄権のいずれかの意思の表示があつたものとする取扱いの内容

四 議決権の行使の期限

- 五 議決権を行使すべき協定債権者の氏名又は名称及び当該協定債権者について法第百八十四条において準用する会社法第五百四十八条第二項又は第三項の規定により定め

（新設）

られた事項

2| 第百十四条の三第三号ロに掲げる事項を定めた場合には、招集者は、法第百八十四条において準用する会社法第五百四十九条第二項の承諾をした協定債権者の請求があつた時に、当該協定債権者に対して、法第百八十四条において準用する会社法第五百五十条第一項の規定による議決権行使書面の交付（当該交付に代えて行ふ法第百八十四条において読み替えて準用する会社法第五百五十条第二項の規定による電磁的方法による提供を含む。）をしなければならない。

3| 同一の債権者集会に関して協定債権者に対して提供する招集通知の内容とすべき事項のうち、議決権行使書面に記載している事項がある場合には、当該事項は、招集通知の内容とすることを要しない。

4| 同一の債権者集会に関して協定債権者に対して提供する議決権行使書面に記載すべき事項（第一項第二号から第四号までに掲げる事項に限る。）のうち、招集通知の内容としている事項がある場合には、当該事項は、議決権行使書面に記載することを要しない。

（書面による議決権行使の期限）

第百十四条の六 法第百八十四条において読み替えて準用する会社法第五百五十六条第二項に規定する内閣府令で定める時は、第百十四条の三第二号の行使の期限とする。

（電磁的方法による議決権行使の期限）

第百十四条の七 法第百八十四条において読み替えて準用する会社法第五百五十七条第一項に規定する内閣府令で定める時は、第百十四条の三第三号イの行使の期限とする。

（債権者集会の議事録）

第百十四条の八 法第百八十四条において準用する会社法第五百六十一条の規定による債権者集会の議事録の作成については、この条の定めるところによる。

2| 債権者集会の議事録は、書面又は電磁的記録をもつて作成しなければならない。

（新設）

（新設）

（新設）

3| 債権者集会の議事録は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならない。

一| 債権者集会が開催された日時及び場所

二| 債権者集会の議事の経過の要領及びその結果

三| 法第百八十四条において準用する会社法第五百九十九条の規定により債権者集会において述べられた意見があるときは、その意見の内容の概要

四| 法第百八十四条において準用する会社法第五百六十二条の規定により債権者集会に對する報告及び意見の陳述がされたときは、その報告及び意見の内容の概要

五| 債権者集会に出席した清算人の氏名

六| 債権者集会の議長が存するときは、議長の氏名

七| 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名又は名称

(外国保険業者の提出する免許申請書の添付書類)

第百十八条 法第百八十七条第三項に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一・二 (略)

三 本店又は主たる事務所において作成した最終の財産目録、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書(外国相互会社にあつては、剰余金の処分又は損失の処理に関する書面及び基金等変動計算書)に相当するもの

四・六 (略)

2・3 (略)

(日本における代表者の兼職の認可の申請等)

第百三十三条 外国保険会社等の日本における代表者は、法第百九十二条第五項の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付し、当該外国保険会社等を経由して金融庁長官に提出しなければならない。ただし、常務に従事しよう

(外国保険業者の提出する免許申請書の添付書類)

第百十八条 法第百八十七条第三項に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一・二 (略)

三 本店又は主たる事務所において作成した最終の財産目録、貸借対照表、損益計算書及び利益若しくは剰余金の処分又は損失の処理に関する書面

四・六 (略)

2・3 (略)

(日本における代表者の兼職の認可の申請等)

第百三十三条 外国保険会社等の日本における代表者は、法第百九十二条第三項の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付し、当該外国保険会社等を経由して金融庁長官に提出しなければならない。ただし、常務に従事しよう

とする他の会社が保険会社又は外国保険会社等である場合においては、第四号に掲げる書類を添付することを要しない。

一 三 (略)

四 当該他の会社の定款（これに準ずるものを含む。）、最終の貸借対照表、損益計算書、事業報告書、株主資本等変動計算書（相互会社にあつては、剰余金の処分又は損失の処理に関する書面及び基金等変動計算書）に相当するものその他最近における業務、財産及び損益の状況に関する事項を記載した書面

五 (略)

2 (略)

(計算書類の公告)

第百三十三条の二 外国相互会社が法第百九十三条第二項において準用する会社法第八百十九条第一項の規定により貸借対照表に相当するもの（以下この条において「外国貸借対照表」という。）の公告をする場合には、外国貸借対照表に関する注記（注記に相当するものを含む。）の部分を省略することができる。

2 法第百九十三条第二項において準用する会社法第八百十九条第二項に規定する外国貸借対照表の要旨とは、外国貸借対照表を次に掲げる項目（当該項目に相当するものを含む。）に区分したものをいう。

一 資産の部

イ 流動資産

ロ 固定資産

ハ その他

二 負債の部

イ 流動負債

ロ 固定負債

ハ その他

三 純資産の部

とする他の会社が保険会社又は外国保険会社等である場合においては、第四号に掲げる書類を添付することを要しない。

一 三 (略)

四 当該他の会社の定款（これに準ずるものを含む。）、最終の貸借対照表、損益計算書、事業報告書、利益若しくは剰余金の処分又は損失の処理に関する書面その他最近における業務、財産及び損益の状況に関する事項を記載した書面

五 (略)

2 (略)

(新設)

イ 基金及び基金償却積立金

ロ 剰余金

ハ その他

3 外国相互会社が法第九十三条第二項において準用する会社法第八十九条第一項の規定による外国貸借対照表の公告又は法第九十三条第一項において準用する会社法第八十九条第二項の規定による外国貸借対照表の要旨の公告をする場合において、当該外国貸借対照表が日本語以外の言語で作成されているときは、当該外国相互会社は、当該公告を日本語をもつてすることを要しない。

4 外国貸借対照表が存しない外国相互会社については、当該外国相互会社にこの府令の規定を適用することとしたならば作成されることとなるものを外国貸借対照表とみなして、前三項の規定を適用する。

(法第九十三条第二項において準用する会社法第八十九条第三項の規定による措置)

第三百三十三条の三 法第九十三条第二項において準用する会社法第八十九条第三項の規定による措置は、第十四条の五第一項第一号ロに掲げる方法のうち、インターネットに接続された自動公衆送信装置を使用する方法によって行わなければならない。

(会計帳簿の作成)

第三百三十八条の二 法第九十八条第一項において読み替えて準用する法第五十四条の第二項の規定により外国相互会社が作成すべき会計帳簿は、書面又は電磁的記録をもつて作成しなければならない。

(成立の日の貸借対照表)

第三百三十八条の三 法第九十八条第一項において準用する法第五十四条の三第一項の規定により作成すべき貸借対照表は、外国相互会社の成立の日における会計帳簿に基づき作成しなければならない。

(新設)

(新設)

(新設)

(業務報告書等)

第四百三十三条 法第九十九条において準用する法第一百十条第一項に規定する中間業務報告書（以下この条において「中間業務報告書」という。）は、日本における事業年度開始の日から当該事業年度の九月三十日までの間の日本における業務及び財産の状況について、日本における保険業の中間事業報告書、日本における保険業の中間貸借対照表、日本における保険業の中間損益計算書、日本における保険業の中間キャッシュ・フロー計算書及び保険金等の支払能力の充実の状況に関する書面に分けて、別紙様式第十四号の二（特定取引勘定届出外国保険会社等にあつては、別紙様式第十四号の三）により作成し、当該期間終了後三月以内に提出しなければならない。

2・3 (略)

(業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等)

第四百三十三条の二 (略)

2・3 (略)

4 法第九十九条において準用する法第一百一十一条第一項及び第四項に規定する内閣府令で定める場所は、外国保険会社等の日本における支店等（外国保険会社等の日本における支店を除く。）とする。

5 法第九十九条において準用する法第一百一十一条第四項に規定する不特定多数の者が公告すべき内容である情報の提供を受けることができる状態に置く措置であつて内閣府令で定めるものは、送信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて情報の提供を受ける者の閲覧に供し、当該情報の提供を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録する方法のうち、インターネットに接続された自動公衆送信装置を使用する方法とする。

(業務、経理に関する規定の準用)

(業務報告書等)

第四百三十三条 法第九十九条において準用する法第一百十条第一項に規定する中間業務報告書（以下この条において「中間業務報告書」という。）は、日本における事業年度開始の日から当該事業年度の九月三十日までの間の日本における業務及び財産の状況について、日本における保険業の中間業務報告書、日本における保険業の中間貸借対照表、日本における保険業の中間損益計算書、日本における保険業の中間キャッシュ・フロー計算書及び保険金等の支払能力の充実の状況に関する書面に分けて、別紙様式第十四号の二（特定取引勘定届出外国保険会社等にあつては、別紙様式第十四号の三）により作成し、当該期間終了後三月以内に提出しなければならない。

2・3 (略)

(業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等)

第四百三十三条の二 (略)

2・3 (略)

4 法第九十九条において準用する法第一百一十一条第一項に規定する内閣府令で定める場所は、外国保険会社等の日本における支店等（外国保険会社等の日本における支店を除く。）とする。

(新設)

(業務、経理に関する規定の準用)

第六百六十条 第四十九条、第五十条、第五十二条の五及び第五十二条の六から第五十三条の十までの規定は外国保険会社等について、第六十二条の規定は外国保険会社等が契約者配当を行う場合について、第六十三条の規定は外国保険会社等が公正かつ衡平な契約者配当を行うために日本において設ける勘定について、第六十六条の規定は外国保険会社等が日本において積み立てる法第九十九条において準用する法第一百五十五条第一項の価格変動準備金について、第七十一条の規定は外国保険会社等が日本における保険契約を再保険に付した場合について、第七十三条の規定は外国保険会社等が日本における事業年度に係る毎決算期に積み立てなければならない支払備金について、第七十九条の規定は外国保険会社等の日本における保険計理人が当該外国保険会社等の日本における代表者に提出する意見書について、それぞれ準用する。この場合において、第四十九条中「第四十七条、第四十八条、第四十八条の三及び第四十八条の五」とあるのは「第三百三十九条、第四百四十条及び第四百四十条の三」と、第五十条中「第四十七条、第四十八条、第四十八条の三、第四十八条の五及び前条」とあるのは「第三百三十九条、第四百四十条及び第四百四十条の三並びに第六百六十条において準用する第四十九条」と、第五十三条中「保険契約者」とあるのは「日本における保険契約者」と、同条第一項第一号中「第七十四条第一号」とあるのは「第五百五十三条第一号」と、第五十三条の二中「業務」とあるのは「日本における業務」と、「顧客」とあるのは「日本における顧客」と、同条第一項第一号中「法第九十八条」とあるのは「法第九十九条において準用する法第九十八条」と、同条第三項中「営業所又は事務所」とあるのは「日本における支店等（法第八十五条第一項に規定する支店等をいう。以下同じ。）」と、第五十三条の三中「営業所又は事務所」とあるのは「日本における支店等」と、「顧客」とあるのは「日本における顧客」と、第五十三条の二中「業務」とあるのは「日本における業務」と、「顧客」とあるのは「日本における顧客」と、第五十三条の四中「特定関係者（法第八条第一項に規定する特定関係者をいう。次条及び第五十三条の六において同じ。）」とあるのは「特殊関係者（法第九十四条第一項に規定する特殊関係者をいう。以下同じ。）」と、「顧客」とあるのは「日本における顧客」と、第五十三条の五中「営業所又は事務所」とあるのは「日本における支店等」と、「特

第六百六十条 第四十九条、第五十条、第五十二条の五及び第五十二条の六から第五十三条の十までの規定は外国保険会社等について、第六十二条の規定は外国保険会社等が契約者配当を行う場合について、第六十三条の規定は外国保険会社等が公正かつ衡平な契約者配当を行うために日本において設ける勘定について、第六十六条の規定は外国保険会社等が日本において積み立てる法第九十九条において準用する法第一百五十五条第一項の価格変動準備金について、第七十一条の規定は外国保険会社等が日本における保険契約を再保険に付した場合について、第七十三条の規定は外国保険会社等が日本における事業年度に係る毎決算期に積み立てなければならない支払備金について、第七十九条の規定は外国保険会社等の日本における保険計理人が当該外国保険会社等の日本における代表者に提出する意見書について、それぞれ準用する。この場合において、第四十九条中「第四十七条、第四十八条、第四十八条の三及び第四十八条の五」とあるのは「第三百三十九条、第四百四十条及び第四百四十条の三」と、第五十条中「第四十七条、第四十八条、第四十八条の三、第四十八条の五及び前条」とあるのは「第三百三十九条、第四百四十条及び第四百四十条の三並びに第六百六十条において準用する第四十九条」と、第五十三条中「保険契約者」とあるのは「日本における保険契約者」と、同条第一項第一号中「第七十四条第一号」とあるのは「第五百五十三条第一号」と、第五十三条の二中「業務」とあるのは「日本における業務」と、「顧客」とあるのは「日本における顧客」と、同条第一項第一号中「法第九十八条」とあるのは「法第九十九条において準用する法第九十八条」と、同条第三項中「営業所又は事務所」とあるのは「日本における支店等（法第八十五条第一項に規定する支店等をいう。以下同じ。）」と、第五十三条の三中「営業所又は事務所」とあるのは「日本における支店等」と、「顧客」とあるのは「日本における顧客」と、第五十三条の二中「業務」とあるのは「日本における業務」と、「顧客」とあるのは「日本における顧客」と、第五十三条の四中「特定関係者（法第八条第一項に規定する特定関係者をいう。次条及び第五十三条の六において同じ。）」とあるのは「特殊関係者（法第九十四条第一項に規定する特殊関係者をいう。以下同じ。）」と、「顧客」とあるのは「日本における顧客」と、第五十三条の五中「営業所又は事務所」とあるのは「日本における支店等」と、「特

定関係者」とあるのは「特殊関係者」と、第五十三条の六中「特定関係者」とあるのは「特殊関係者」と、「顧客」とあるのは「日本における顧客」と、第五十三条の七中「法第九十七条、第九十八条又は第九十九条」とあるのは「法第九十九条において準用する法第九十七条、第九十八条又は第九十九条」と、「業務」とあるのは「日本における業務」と、「顧客」とあるのは「日本における顧客」と、第五十三条の八中「顧客」とあるのは「日本における顧客」と、第五十三条の九中「資金需要者」とあるのは「日本における顧客」と、第五十三条の十中「業務」とあるのは「日本における業務」と、「顧客」とあるのは「日本における顧客」と、第六十二条本文中「保険契約」とあるのは「日本における保険契約」と、同条第一号中「保険契約者」とあるのは「日本における保険契約者」と、第六十三条において準用する第三十条の三第三項中「法第四条第二項第二号」とあるのは「法第八十七条第三項第二号」と、第六十六条中「毎決算期において保有する資産」とあるのは「日本における事業年度に係る毎決算期において日本における資産」と、「帳簿価額」とあるのは「日本における事業年度に係る決算期の帳簿価額」と、第七十一条第二項中「保険契約」とあるのは「日本における保険契約」と、第七十三条第一項中「保険契約」とあるのは「日本における保険契約」と、「保険金等」とあるのは「保険金、返戻金その他の給付金」と、「毎決算期」とあるのは「日本における事業年度に係る毎決算期」と、「前条」とあるのは「第百五十二条」と、同条第二項中「法第四条第二項第四号」とあるのは「法第八十七条第三項第四号」と、第七十九条第一項中「前条」とあるのは「第百五十七条」と、第八十二条第一項中「法第十三条の規定により読み替えて適用する会社法第四百三十五条第二項（計算書類等の作成及び保存）」又は法第五十四条の三第二項に規定する計算書類の作成後、最初に招集される取締役会」とあるのは「業務報告書の提出期限の三週間前までに」と、同項第一号中「商号又は名称」とあるのは「商号、名称又は氏名」と、同項第三号中「前条」とあるのは「第百五十九条」と、同項第四号中「又は社員に対する剰余金の分配に関する事項」とあるのは「に関する事項」と、同項第五号中「第六十四条第一項の契約者配当準備金又は第三十条の五第一項第一号の社員配当準備金」とあるのは「第百四十六条第一項の契約者配当準備金」と、同項第六号中「第七十九条の二」とあるのは「第百五十七条の二」と、同条第二項中「取締役会」とあるのは「外国保険会社等の日本における代表者」と読み替

定関係者」とあるのは「特殊関係者」と、第五十三条の六中「特定関係者」とあるのは「特殊関係者」と、「顧客」とあるのは「日本における顧客」と、第五十三条の七中「法第九十七条、第九十八条又は第九十九条」とあるのは「法第九十九条において準用する法第九十七条、第九十八条又は第九十九条」と、「業務」とあるのは「日本における業務」と、「顧客」とあるのは「日本における顧客」と、第五十三条の八中「顧客」とあるのは「日本における顧客」と、第五十三条の九中「資金需要者」とあるのは「日本における顧客」と、第五十三条の十中「業務」とあるのは「日本における業務」と、「顧客」とあるのは「日本における顧客」と、第六十二条本文中「保険契約」とあるのは「日本における保険契約」と、同条第一号中「保険契約者」とあるのは「日本における保険契約者」と、第六十三条において準用する第二十六条第三項中「法第四条第二項第二号」とあるのは「法第八十七条第三項第二号」と、第六十六条中「毎決算期において保有する資産」とあるのは「日本における事業年度に係る毎決算期において日本における資産」と、「帳簿価額」とあるのは「日本における事業年度に係る決算期の帳簿価額」と、第七十一条第二項中「保険契約」とあるのは「日本における保険契約」と、第七十三条第一項中「保険契約」とあるのは「日本における保険契約」と、「保険金等」とあるのは「保険金、返戻金その他の給付金」と、「毎決算期」とあるのは「日本における事業年度に係る毎決算期」と、「前条」とあるのは「第百五十二条」と、同条第二項中「法第四条第二項第四号」とあるのは「法第八十七条第三項第四号」と、第七十九条第一項中「前条」とあるのは「第百五十七条」と、第八十二条第一項中「定時総会又は定時社員総会（総代会を設けているときは、定時総代会）の会日の八週間前」とあるのは「業務報告書の提出期限の三週間前」と、同項第一号中「商号又は名称」とあるのは「商号、名称又は氏名」と、同項第三号中「前条」とあるのは「第百五十九条」と、同項第四号中「又は社員に対する剰余金の分配に関する事項」とあるのは「に関する事項」と、同項第五号中「第六十四条第一項の契約者配当準備金又は第二十八条第一項第一号の社員配当準備金」とあるのは「第百四十六条第一項の契約者配当準備金」と、同項第六号中「第七十九条の二」とあるのは「第百五十七条の二」と、同条第二項中「取締役会」とあるのは「外国保険会社等の日本における代表者」と読み替えるものとする。

えるものとする。

（債権申出期間内の弁済の許可の申請）

第百七十五条 法第二百十二条第四項において準用する法第七十八条の規定により読み替えて適用する会社法第五百条第二項（債務の弁済の制限）の規定による許可の申請は、清算人全員の連名の許可申請書を金融庁長官に提出して行わなければならない。

2 前項の許可申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 理由書

二 前項の許可をすべき場合であることを証する書面

（外国保険会社等の財産についての清算に関する事項）

第百七十五条の二 第百十条の二、第百十条の四から第百十条の七まで及び第百十四条の二から第百十四条の八までの規定は、その性質上許されないものを除き、法第二百十二条第四項において読み替えて準用する会社法第四百八十二条第三項第四号、第四百八十九条第六項第六号、第四百九十二条第一項、第五百三十六条第一項第二号、第五百四十八条第一項第四号、第五百五十一条第一項及び第二項、第五百五十六條第二項、第五百五十七條第一項並びに第五百六十一条の規定により内閣府令で定めるべき事項について準用する。

（清算に係る外国保険会社等が払い戻す金額）

第百七十六条 法第二百十二条第五項において準用する法第七十七条第三項に規定する内閣府令で定める金額は、第五百五十条第一項第二号の二又は第百五十一条第一項第三号の払戻積立金として日本において積み立てるべき金額とする。

（外国相互会社の財産についての清算に関する事項）

（債権申出期間内の弁済の許可の申請）

第百七十五条 法第二百十二条第四項において準用する法第七十八条の規定により読み替えて適用する商法第四百二十三条（債権申出期間内の弁済）の規定による許可の申請は、清算人全員の連名の許可申請書を金融庁長官に提出して行わなければならない。

2 前項の許可申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 理由書

二 前項の許可をすべき場合であることを証する書面

（新設）

（清算に係る外国保険会社等が払い戻す金額）

第百七十六条 法第二百十二条第六項において準用する法第七十七条第三項に規定する内閣府令で定める金額は、第五百五十条第一項第二号の二又は法第百五十一条第一項第三号の払戻積立金として日本において積み立てるべき金額とする。

第百七十六條の二、第百十條の二、第百十條の四から第百十條の七まで及び第百十四條の二から第百十四條の八までの規定は、その性質上許されないものを除き、法第二百十三條において読み替えて準用する会社法第八百二十二條第三項において準用する会社法第四百八十二條第三項第四号、第四百八十九條第六項第六号、第四百九十二條第一項、第五百三十六條第一項第二号、第五百四十八條第一項第四号、第五百五十條第一項、第五百五十一條第一項及び第二項、第五百五十六條第二項、第五百五十七條第一項並びに第五百六十一條の規定により内閣府令で定めるべき事項について準用する。

第百七十八條 (略)

2 法第八十五條第一項の免許を有しない外国保険業者は、法第二百十八條第一項の規定による届出をしようとするときは、届出書に次に掲げる書類（当該外国保険業者が個人の場合にあつては、第一号に掲げる書面に限る。）を添付して金融庁長官に提出しなければならぬ。

一 (略)

二 資本金の額若しくは出資の総額又は基金の総額を記載した書面

三 (略)

(特定法人の提出する免許申請書の添付書類)

第百七十九條 法第二百二十條第三項に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一・二 (略)

三 本店又は主たる事務所において作成した最終の財産目録、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書に相当するもの

四・七 (略)

2 (略)

(新設)

第百七十八條 (略)

2 法第八十五條第一項の免許を有しない外国保険業者は、法第二百十八條第一項の規定による届出をしようとするときは、届出書に次に掲げる書類（当該外国保険業者が個人の場合にあつては、第一号に掲げる書面に限る。）を添付して金融庁長官に提出しなければならぬ。

一 (略)

二 資本の額若しくは出資の総額又は基金の総額を記載した書面

三 (略)

(特定法人の提出する免許申請書の添付書類)

第百七十九條 法第二百二十條第三項に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一・二 (略)

三 本店又は主たる事務所において作成した最終の財産目録、貸借対照表、損益計算書及び利益若しくは剰余金の処分又は損失の処理に関する書面

四・七 (略)

2 (略)

第百九十二条 (略)

2・3 (略)

4 第一項第六号に規定する不祥事件とは、免許特定法人、引受社員若しくは総代理店の取締役、執行役、会計参与、監査役若しくは使用人（生命保険募集人及び損害保険募集人である者を除く。）又は生命保険募集人若しくは損害保険募集人又はそれらの役員若しくは使用人が次の各号のいずれかに該当する行為を行ったことをいう。

一五 (略)

5 (略)

(清算に係る引受社員が払い戻す金額)

第百九十三条 法第二百三十五条第五項において準用する法第七十七条第三項に規定する内閣府令で定める金額は、第百五十条第一項第二号の二又は第百五十一条第一項第三号の払戻積立金として日本において積み立てた金額とする。

(特定法人等の清算に関する規定の準用)

第百九十四条 第百七十四条の規定は法第二百三十五条第二項の規定により利害関係人が清算人の選任又は解任を請求する場合について、第百七十五条の規定は法第二百三十五条第四項において準用する法第七十八条の規定により読み替えて適用する会社法第五百条第二項（債務の弁済の制限）の規定による許可の申請について、第百七十七条の規定は清算に係る免許特定法人及び引受社員の清算人について、それぞれ準用する。

2 第百十条の二、第百十条の四から第百十条の七まで及び第百十四条の二から第百十四条の八までの規定は、その性質上許されないものを除き、法第二百三十五第四項において読み替えて準用する会社法第四百八十二条第三項第四号、第四百八十九条第六項第六号、第四百九十二条第一項、第五百三十六条第一項第二号、第五百四十八条第一項第四号、第五百五十条第一項、第五百五十一条第一項及び第二項、第五百五十六条第二項、第五百五十七条第一項並びに第五百六十一条の規定により内閣府令で定めるべき事項に

第百九十二条 (略)

2・3 (略)

4 第一項第六号に規定する不祥事件とは、免許特定法人、引受社員若しくは総代理店の取締役、執行役、監査役若しくは使用人（生命保険募集人及び損害保険募集人である者を除く。）又は生命保険募集人若しくは損害保険募集人又はそれらの役員若しくは使用人が次の各号のいずれかに該当する行為を行ったことをいう。

一五 (略)

5 (略)

(清算に係る引受社員が払い戻す金額)

第百九十三条 法第二百三十五条第六項において準用する法第七十七条第三項に規定する内閣府令で定める金額は、第百五十条第一項第二号の二又は第百五十一条第一項第三号の払戻積立金として日本において積み立てた金額とする。

(特定法人等の清算に関する規定の準用)

第百九十四条 第百七十四条の規定は法第二百三十五条第二項の規定により利害関係人が清算人の選任又は解任を請求する場合について、第百七十五条の規定は法第二百三十五条第四項において準用する法第七十八条の規定により読み替えて適用する商法第四百二十三条（債権申出期間内の弁済）の規定による許可の申請について、第百七十七条の規定は清算に係る免許特定法人及び引受社員の清算人について、それぞれ準用する。

(新設)

ついて準用する。

(総代理店の届出事項等)

第百九十五条 法第二百三十九条に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一・二 (略)

三 資本金の額

四 取締役(委員会設置会社にあつては、取締役及び執行役)の履歴書

五 会計参与設置会社であるときは、会計参与の履歴書

六 監査役設置会社(監査役の監査の範囲を会計に限定するものに限定する旨の定款の定めがある株式会社を含む。)であるときは、監査役の履歴書

七・九 (略)

(契約条件の変更の申出)

第百九十六条 保険会社(外国保険会社等を含む。以下この章において同じ。)は、法第二百四十条の二第一項の規定による申出を行おうとするときは、申出書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一 (略)

二 最終の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書(相互会社にあつては、剰余金処分又は損失処理に関する書面及び基金等変動計算書)その他最近における財産及び損益の状況を知ることができる書類(外国保険会社等にあつては、日本における保険業に係るものに限る。)

三 (略)

(契約条件の変更に係る書類の備置き等)

(総代理店の届出事項等)

第百九十五条 法第二百三十九条に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一・二 (略)

三 資本金の額

四 取締役及び監査役(委員会等設置会社等にあつては、取締役及び執行役)の経歴

(新設)

(新設)

五・七 (略)

(契約条件の変更の申出)

第百九十六条 保険会社(外国保険会社等を含む。以下この章において同じ。)は、法第二百四十条の二第一項の規定による申出を行おうとするときは、申出書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一 (略)

二 最終の貸借対照表、損益計算書及び利益処分計算書又は損失処理計算書(相互会社にあつては、剰余金処分計算書又は損失処理計算書)その他の最近における財産及び損益の状況を知ることができる書類(外国保険会社等にあつては、日本における保険業に係るものに限る。)

三 (略)

(契約条件の変更に係る備置書類)

第百九十八条 法第二百四十条の七第一項に規定する内閣府令で定める事項は、前条各号に掲げる事項とする。

(保険調査人の選任等)

第百九十九条 金融庁長官は、法第二百四十条の八第一項の規定により保険調査人を選任したとき又は同条第三項の規定により保険調査人を解任したときは、その旨及び当該保険調査人の商号、名称又は氏名を同条第五項の被調査会社に通ずるものとする。

(保険会社の主要株主基準値以上の数の議決権を保有する者になろうとする場合の認可の申請等)

第二百九条 法第二百七十一条の十第一項各号に掲げる取引又は行為により一の保険会社の主要株主基準値以上の数の議決権を保有する者になろうとする会社その他の法人は、同項の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一 (略)

二 当該法人に関する次に掲げる書類（当該法人が外国の法人であること等の理由により次に掲げる書類の一部がない場合は、当該書類に相当する書類）

イ・ロ (略)

ロ 法人の登記事項証明書

第百九十八条 法第二百四十条の七第一項に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 契約条件の変更がやむを得ない理由を示す書類

二 契約条件の変更の内容を示す書類

三 契約条件の変更後の業務及び財産の状況の予測を示す書類

四 基金及び保険契約者等以外の債権者に対する債務の取扱いに関する事項を示す書類

五 経営責任に関する事項を示す書類

六 その他契約条件の変更に關し必要な事項を示す書類

(保険調査人の選任等)

第百九十九条 金融庁長官は、法第二百四十条の八第一項の規定により保険調査人を選任したとき又は同条第三項の規定により保険調査人を解任したときは、その旨及び当該保険調査人の商号、名称又は氏名を法第二百四十条の八第五項の被調査会社に通ずるものとする。

(保険会社の主要株主基準値以上の数の議決権を保有する者になろうとする場合の認可の申請等)

第二百九条 法第二百七十一条の十第一項各号に掲げる取引又は行為により一の保険会社の主要株主基準値以上の数の議決権を保有する者になろうとする会社その他の法人は、同項の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一 (略)

二 当該法人に関する次に掲げる書類（当該法人が外国の法人であること等の理由により次に掲げる書類の一部がない場合は、当該書類に相当する書類）

イ・ロ (略)

ロ 法人の登記事項証明書

ハ 取締役及び監査役（委員会設置会社にあつては、取締役及び執行役）の履歴書

ニ 会計参与設置会社にあつては、会計参与の履歴書

ホ・チ （略）

リ 最終の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書（相互会社にあつては、剰余金処分又は損失処理に関する書面及び基金等変動計算書）その他当該法人の最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書類

ヌ・ル （略）

ヲ その子会社等（令第二条の第三項に規定する子法人等及び同条第三項に規定する関連法人等をいう。以下この条において同じ。）の名称、主たる営業所又は事務所の位置及び業務の内容を記載した書類

三〇六 （略）

2 （略）

3 法第二百七十一条の十第一項各号に掲げる取引又は行為により一の保険会社の主要株主基準値以上の数の議決権を保有する会社その他の法人の設立をしようとする者は、同項の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一 （略）

二 当該認可を受けて設立される会社その他の法人（以下この項において「設立法人」という。）に関する次に掲げる書類（当該設立法人が外国の法人であること等の理由により次に掲げる書類の一部がない場合は、当該書類に相当する書類）

イ （略）

ロ 取締役及び監査役（委員会設置会社にあつては、取締役及び執行役）の履歴書

ハ 会計参与設置会社にあつては、会計参与の履歴書

ニ （略）

ハ 取締役及び監査役（委員会等設置会社にあつては、取締役及び執行役）の履歴書

（新設）

ニ・ト （略）

チ 最終の貸借対照表、損益計算書及び利益処分計算書又は損失処理計算書その他当該法人の最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書類

リ・ヌ （略）

ル その子会社等の名称、主たる営業所又は事務所の位置及び業務の内容を記載した書類

三〇六 （略）

2 （略）

3 一の保険会社の主要株主基準値以上の数の議決権を保有する会社その他の法人の設立をしようとする者は、法第二百七十一条の十第一項の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一 （略）

二 当該認可を受けて設立される会社その他の法人（以下この項において「設立法人」という。）に関する次に掲げる書類（当該設立法人が外国の法人であること等の理由により次に掲げる書類の一部がない場合は、当該書類に相当する書類）

イ （略）

ロ 取締役及び監査役（委員会等設置会社等にあつては、取締役及び執行役）の履歴書

（新設）

ハ （略）

ホ 当該設立が創立総会の決議を要するものである場合には、これに関する創立総会の議事録（当該設立法人が株式移転（組織変更株式移転を含む。以下同じ）、合併又は会社分割により設立される場合にあっては、これに関する株主総会の議事録その他必要な手続があつたことを証する書面）

ヘ・ト （略）

リ 資本金の額その他の当該設立後における財産の状況を知ることができる書類
リ〜ル （略）

三 当該設立後五事業年度におけるその保有する当該保険会社の議決権に係るキャッシュ・フローの見込み及び当該見込みのネットプレゼントバリュを記載した書類

四〜六 （略）

4 （略）

5 法第二百七十一条の十第一項第一号に規定する内閣府令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

一・二 （略）

三 当該保険会社の議決権を行使することができない株式に係る議決権の取得によるその総株主の議決権に占める保有する議決権の割合の増加（当該保険会社の議決権の保有者になろうとする者の意思によらない事象の発生により取得するものに限る。）

四 （略）

五 当該保険会社が株式の併合又は分割を行ったことによるその総株主の議決権に占める保有する議決権の割合の増加

六〜八 （略）

6 （略）

二 当該設立が創立総会の決議を要するものである場合には、これに関する創立総会の議事録（当該設立法人が株式移転、合併又は分割により設立される場合にあっては、これに関する株主総会の議事録（当該設立法人が商法第三百七十四条ノ六第一項（簡易な新設分割手続の要件）の規定により分割計画書について株主総会の承認を得ないで設立される場合には、これに関する取締役会の議事録）

ホ・ヘ （略）

ト 資本金の額その他の当該設立後における財産の状況を知ることができる書類
リ〜ル （略）

三 当該設立後五営業年度におけるその保有する当該保険会社の議決権に係るキャッシュ・フローの見込み及び当該見込みのネットプレゼントバリュを記載した書類

四〜六 （略）

4 （略）

5 法第二百七十一条の十第一項第一号に規定する内閣府令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

一・二 （略）

三 当該保険会社の商法第二百一十一条ノ二第四項に規定する種類の株式に係る議決権の取得によるその総株主の議決権に占める保有する議決権の割合の増加（当該保険会社の議決権の保有者になろうとする者の意思によらない事象の発生により取得するものに限る。）

四 （略）

五 当該保険会社が株式の消却、併合又は分割を行ったことによるその総株主の議決権に占める保有する議決権の割合の増加

六〜八 （略）

6 （略）

(保険会社を子会社とする持株会社になろうとする場合の認可の申請等)

第二百十條の三 法第二百七十一條の十八第一項各号に掲げる取引又は行為により保険会社を子会社とする持株会社になろうとする会社は、同項の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して内閣総理大臣に提出しなければならない。

一 (略)

二 当該会社に関する次に掲げる書類

イ 定款

ロ 会社の登記事項証明書

ハ 取締役及び監査役(委員会設置会社にあつては、取締役及び執行役)の履歴書

ニ 会計参与設置会社にあつては、会計参与の履歴書

ホ・チ 主要な株主の商号、名称又は氏名及びその保有する議決権の数を記載した書面

リ 最終の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書その他当該会社の最近における業務、財産及び損益の状況に関する事項を記載した書面

ヌ・ル

三 当該会社の子会社に関する次に掲げる書類

イ (略)

ロ 役員の役職名及び氏名又は名称を記載した書類

ハ (略)

四 当該認可後五事業年度における当該会社及びその子会社の収支の見込みを記載した書類

五 (略)

2 法第二百七十一條の十八第一項各号に掲げる取引又は行為により保険会社を子会社とする持株会社の設立をしようとする者は、同項の規定による認可を受けようとするとき

(保険会社を子会社とする持株会社になろうとする場合の認可の申請等)

第二百十條の三 保険会社を子会社とする持株会社になろうとする会社は、法第二百七十一條の十八第一項の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して内閣総理大臣に提出しなければならない。

一 (略)

二 当該会社に関する次に掲げる書類

イ 定款

ロ 会社の登記事項証明書

ハ 取締役及び監査役(委員会等設置会社にあつては、取締役及び執行役)の履歴書(新設)

ニ・ト 主要な株主の商号、名称又は氏名及びその保有する議決権の数を記載した書面

チ 最終の貸借対照表、損益計算書及び利益の処分又は損失の処理に関する書面その他当該会社の最近における業務、財産及び損益の状況に関する事項を記載した書面

リ・ヌ

三 当該会社の子会社に関する次に掲げる書類

イ (略)

ロ 役員の役職名及び氏名を記載した書類

ハ (略)

四 当該認可後五営業年度における当該会社及びその子会社の収支の見込みを記載した書類

五 (略)

2 保険会社を子会社とする持株会社の設立をしようとする者は、法第二百七十一條の十八第一項の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添

は、認可申請書に次に掲げる書類を添付して内閣総理大臣に提出しなければならない。

一 (略)

二 当該認可を受けて設立される会社（以下この項において「設立会社」という。）に関する次に掲げる書類

イ (略)

ロ 取締役及び監査役（委員会設置会社にあつては、取締役及び執行役）の履歴書

ハ 会計参与設置会社にあつては、会計参与の履歴書

ニ (略)

ホ 当該設立が創立総会の決議を要するものである場合には、これに関する創立総会の議事録（当該設立会社が株式移転、合併又は会社分割により設立される場合にあつては、これに関する株主総会の議事録その他必要な手続があつたことを証する書面）

ヘ ㄴ ㄴ (略)

三 当該設立会社の子会社に関する次に掲げる書類

イ (略)

ロ 役員の役職名及び氏名又は名称を記載した書類

ハ (略)

ニ 最終の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書その他当該会社の最近における業務、財産及び損益の状況に関する事項を記載した書面

四 当該設立後五事業年度における設立会社及びその子会社の収支の見込みを記載した書類

五 (略)

3 内閣総理大臣は、前二項の規定による認可の申請に係る法第二百七十一条の十九第一項に規定する審査をするときは、次に掲げる事項に配慮するものとする。

付して内閣総理大臣に提出しなければならない。

一 (略)

二 当該認可を受けて設立される会社（以下この項において「設立会社」という。）に関する次に掲げる書類

イ (略)

ロ 取締役及び監査役（委員会等設置会社にあつては、取締役及び執行役）の履歴書（新設）

ハ (略)

ニ 当該設立が創立総会の決議を要するものである場合には、これに関する創立総会の議事録（当該設立会社が株式移転、合併又は分割により設立される場合にあつては、これに関する株主総会の議事録（当該設立会社が商法第三百七十四条ノ六第一項（簡易な新設分割手続の要件）の規定により分割計画書について株主総会の承認を得ないで設立される場合には、これに関する取締役会の議事録））

ホ ㄴ ㄴ (略)

三 当該設立会社の子会社に関する次に掲げる書類

イ (略)

ロ 役員の役職名及び氏名を記載した書類

ハ (略)

ニ 最終の貸借対照表、損益計算書及び利益の処分又は損失の処理に関する書面その他当該会社の最近における業務、財産及び損益の状況に関する事項を記載した書面

四 当該設立後五営業年度における設立会社及びその子会社の収支の見込みを記載した書類

五 (略)

3 内閣総理大臣は、前二項の規定による認可の申請に係る法第二百七十一条の十九第一項に規定する審査をするときは、次に掲げる事項に配慮するものとする。

一 当該認可の申請をした会社又は当該認可を受けて設立される会社（以下この項において「申請者等」という。）及びその子会社の収支が当該認可後又は設立後五事業年度において良好に推移することが見込まれること。

二（略）

4 法第二百七十一条の十八第一項第一号に規定する内閣府令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

一～三 （略）

四 当該保険会社の議決権を行使することができない株式に係る議決権の取得によるその総株主の議決権に占める保有する議決権の割合の増加（当該保険会社の議決権の保有者になろうとする者の意思によらない事象の発生により取得するものに限る。）

五（略）

六 当該保険会社が株式の併合又は分割を行ったことによるその総株主の議決権に占める保有する議決権の割合の増加

七・八 （略）

5（略）

（保険会社を子会社とする持株会社になろうとする場合の認可の予備審査）

第二百十條の四 法第二百七十一条の十八第一項各号に掲げる取引又は行為により保険会社を子会社とする持株会社になろうとする会社又は保険会社を子会社とする持株会社の設立をしようとする者は、同項の規定による認可を受けようとするときは、前条第一項又は第二項に定めるところに準じた書類を内閣総理大臣に提出して予備審査を求めることができる。

（保険持株会社の子会社に係る承認の申請）

第二百十條の八 法第二百七十一条の二十二第二項に規定する内閣府令で定める事項は、当該承認の申請に係る会社に関する次に掲げる事項とする。

一（略）

一 当該認可の申請をした会社又は当該認可を受けて設立される会社（以下この項において「申請者等」という。）及びその子会社の収支が当該認可後又は設立後五営業年度において良好に推移することが見込まれること。

二（略）

4 法第二百七十一条の十八第一項第一号に規定する内閣府令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

一～三 （略）

四 当該保険会社の商法第二百一十一条ノ二第四項に規定する種類の株式に係る議決権の取得によるその総株主の議決権に占める保有する議決権の割合の増加（当該保険会社の議決権の保有者になろうとする者の意思によらない事象の発生により取得するものに限る。）

五（略）

六 当該保険会社が株式の消却、併合又は分割を行ったことによるその総株主の議決権に占める保有する議決権の割合の増加

七・八 （略）

5（略）

（保険会社を子会社とする持株会社になろうとする場合の認可の予備審査）

第二百十條の四 保険会社を子会社とする持株会社になろうとする会社又は保険会社を子会社とする持株会社の設立をしようとする者は、法第二百七十一条の十八第一項の規定による認可を受けようとするときは、前条第一項又は第二項に定めるところに準じた書類を内閣総理大臣に提出して予備審査を求めることができる。

（保険持株会社の子会社に係る承認の申請）

第二百十條の八 法第二百七十一条の二十二第二項に規定する内閣府令で定める事項は、当該承認の申請に係る会社に関する次に掲げる事項とする。

一（略）

二 資本金の額	
三 取締役及び監査役（委員会設置会社にあつては、取締役及び執行役）の氏名	
四 会計参与設置会社にあつては、会計参与の氏名又は名称	
五・六（略）	
2 法第二百七十一条の二十二第二項に規定する申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。	
一（略）	
二 当該保険持株会社及びその子会社に関する次に掲げる書類	
イ 当該保険持株会社及びその子会社につき連結して記載した最終の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書その他これらの会社の最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書面	
ロ（略）	
ハ 株式交換（組織変更株式交換を含む。）により子会社対象保険会社等を子会社とする場合には、次に掲げる書類	
(1)（略）	
(2) 株式交換契約（組織変更株式交換契約を含む。）の内容を記載した書面	
(3)（略）	
三 当該承認の申請に係る会社の最終の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書その他最近における業務、財産及び損益の状況に関する事項を記載した書面	
四（略）	
3（略）	
(保険持株会社の子会社に係る承認の例外)	
第二百十条の九 法第二百七十一条の二十二第四項に規定する内閣府令で定める事由は、次に掲げる事由とする。	
一・二（略）	

二 資本の額	
三 取締役及び監査役（委員会等設置会社にあつては、取締役及び執行役）の氏名（新設）	
四・五（略）	
2 法第二百七十一条の二十二第二項に規定する申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。	
一（略）	
二 当該保険持株会社及びその子会社に関する次に掲げる書類	
イ 当該保険持株会社及びその子会社につき連結して記載した最終の貸借対照表、損益計算書及び剰余金計算書その他これらの会社の最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書面	
ロ（略）	
ハ 株式交換により子会社対象保険会社等を子会社とする場合には、次に掲げる書類	
(1)（略）	
(2) 株式交換契約書	
(3)（略）	
三 当該承認の申請に係る会社の最終の貸借対照表、損益計算書及び利益の処分又は損失の処理その他最近における業務、財産及び損益の状況に関する事項を記載した書面	
四（略）	
3（略）	
(保険持株会社の子会社に係る承認の例外)	
第二百十条の九 法第二百七十一条の二十二第四項に規定する内閣府令で定める事由は、次に掲げる事由とする。	
一・二（略）	

三 保険持株会社又はその子会社が所有する議決権を行使することができる株式に係る議決権の取得によるその総株主の議決権に占める保有する議決権の割合の増加（当該保険会社の議決権の保有者になろうとする者の意思によらない事象の発生により取得するものに限る。）

四 （略）

五 保険持株会社又はその子会社が株式又は持分を所有する会社の株式又は持分の併合又は分割

六・七 （略）

（保険持株会社に係る業務報告書）

第二百十条の十 法第二百七十一条の二十四第一項の規定による中間業務報告書は、事業年度開始の日から当該事業年度の九月三十日までの間の業務及び財産の状況について、中間事業概況書、中間連結財務諸表に分けて、別紙様式第十五号の二の五により作成し、当該期間経過後三月以内（外国所在保険持株会社（保険会社を子会社とする外国の持株会社であつて、法第二百七十一条の十八第一項の認可を受けて設立され、又は同項若しくは同条第三項ただし書の認可を受けているものをいう。次項及び第二百十条の十四において同じ。）にあつては、当該期間経過後六月以内）に金融庁長官に提出しなければならない。

2 法第二百七十一条の二十四第一項の規定による業務報告書は、事業概況書、連結財務諸表に分けて、別紙様式第十五号の三により作成し、事業年度終了後四月以内（外国所在保険持株会社にあつては、事業年度終了後六月以内）に金融庁長官に提出しなければならない。

3～6 （略）

（保険持株会社に係る業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等）

第二百十条の十の二 法第二百七十一条の二十五第一項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

一 保険持株会社の概況及び組織に関する次に掲げる事項

三 保険持株会社又はその子会社が所有する商法第二百十一条ノ二第四項に規定する種類の株式又は持分に係る議決権の取得（当該保険持株会社又はその子会社の意思によらない事象の発生により取得するものに限る。）

四 （略）

五 保険持株会社又はその子会社が株式又は持分を所有する会社の株式又は持分の消却、併合又は分割

六・七 （略）

（保険持株会社に係る業務報告書等）

第二百十条の十 法第二百七十一条の二十四第一項の規定による中間業務報告書は、営業年度開始の日から当該営業年度の九月三十日までの間の業務及び財産の状況について、中間営業概況書、中間連結財務諸表に分けて、別紙様式第十五号の二の五により作成し、当該期間経過後三月以内（外国所在保険持株会社（保険会社を子会社とする外国の持株会社であつて、法第二百七十一条の十八第一項の認可を受けて設立され、又は同項若しくは同条第三項ただし書の認可を受けているものをいう。次項及び第二百十条の十四において同じ。）にあつては、当該期間経過後六月以内）に金融庁長官に提出しなければならない。

2 法第二百七十一条の二十四第一項の規定による業務報告書は、営業概況書、連結財務諸表に分けて、別紙様式第十五号の三により作成し、営業年度終了後四月以内（外国所在保険持株会社にあつては、営業年度終了後六月以内）に金融庁長官に提出しなければならない。

3～6 （略）

（保険持株会社に係る業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等）

第二百十条の十の二 法第二百七十一条の二十五第一項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

一 保険持株会社の概況及び組織に関する次に掲げる事項

イ・ハ (略)

ニ 取締役及び監査役（委員会設置会社にあつては、取締役及び執行役）の氏名及び役職名

ホ 会計参与設置会社にあつては、会計参与の氏名及び役職名

二 (略)

三 保険持株会社及びその子会社等の主要な業務に関する事項として次に掲げるもの

イ 直近の営業又は事業年度における事業の概況

ロ 直近の五連結会計年度における主要な業務の状況を示す指標として次に掲げる事項

(1) 経常収益の額

(2) 経常利益金額又は経常損失金額

(3) 当期純利益金額又は当期純損失金額

(4)・(5) (略)

四 保険持株会社及びその子会社等の直近の二連結会計年度における財産の状況に関する次に掲げる事項

イ 連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結株主資本等変動計算書

ロ・ハ (略)

ニ 保険持株会社及びその子法人等（令第二条の三第二項に規定する子法人等を含む。）が二以上の異なる種類の事業を営んでいる場合の事業の種類ごとの区分に従い、当該区分に属する経常収益の額、経常利益金額又は経常損失金額及び資産の額（以下この号において「経常収益等」という。）として算出したもの（各経常収益等の総額に占める割合が少ない場合を除く。）

ホ 保険持株会社が連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結株主資本等変動計算書について証券取引法第百九十三条の二の規定に基づき公認会計士又は監査法人の証明を受けている場合にはその旨

イ・ハ (略)

ニ 取締役及び監査役（委員会等設置会社にあつては、取締役及び執行役）の氏名及び役職名

(新設)

二 (略)

三 保険持株会社及びその子会社等の主要な業務に関する事項として次に掲げるもの

イ 直近の営業又は事業年度における営業又は事業の概況

ロ 直近の五連結会計年度における主要な業務の状況を示す指標として次に掲げる事項

(1) 経常収益

(2) 経常利益又は経常損失

(3) 当期純利益又は当期純損失

(4)・(5) (略)

四 保険持株会社及びその子会社等の直近の二連結会計年度における財産の状況に関する次に掲げる事項

イ 連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結剰余金計算書

ロ・ハ (略)

ニ 保険持株会社及びその子法人等（令第二条の三第二項に規定する子法人等を含む。）が二以上の異なる種類の事業を営んでいる場合の事業の種類ごとの区分に従い、当該区分に属する経常収益の額、経常利益又は経常損失の額及び資産の額（以下この号において「経常収益等」という。）として算出したもの（各経常収益等の総額に占める割合が少ない場合を除く。）

ホ 保険持株会社が連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結剰余金計算書について証券取引法第百九十三条の二の規定に基づき公認会計士又は監査法人の証明を受けている場合にはその旨

2／4 (略)

第二百十條の十の三 保険持株会社は、法第二百七十一条の二十五第一項の規定により作成した書類（外国所在保険持株会社にあつては、前条第二項及び第三項に規定する書類。以下この項及び次項において「説明書類等」という。）の縦覧を、当該保険持株会社の事業年度経過後五月以内（外国所在保険持株会社にあつては、事業年度経過後六月以内）に開始し、当該事業年度の翌事業年度に係るそれぞれの説明書類等の縦覧を開始するまでの間、公衆の縦覧に供しなければならない。

2／4 (略)

第二百十條の十の四 法第二百七十一条の二十五第三項に規定する内閣府令で定める場所は、第二百十條の十の二第四項に規定する場所とする。

第二百十條の十の五 法第二百七十一条第四項に規定する内閣府令で定める措置は、電磁的記録に記録された事項を紙面又は映像面に表示する方法とする。

（保険持株会社の事業報告等の記載事項）

第二百十條の十一 法第二百七十一条の二十六の規定による事業報告は、別紙様式第十五号の四により作成しなければならない。

2 (略)

（保険持株会社に係る合併の認可の申請）

第二百十條の十二 保険持株会社は、法第二百七十一条の三十一第一項の規定による合併の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一 (略)

二 株主総会の議事録その他必要な手続があつたことを証する書面

2／4 (略)

第二百十條の十の三 保険持株会社は、法第二百七十一条の二十五第一項の規定により作成した書類（外国所在保険持株会社にあつては、前条第二項及び第三項に規定する書類。以下この項及び次項において「説明書類等」という。）の縦覧を、当該保険持株会社の営業年度経過後五月以内（外国所在保険持株会社にあつては、営業年度経過後六月以内）に開始し、当該営業年度の翌営業年度に係るそれぞれの説明書類等の縦覧を開始するまでの間、公衆の縦覧に供しなければならない。

2／4 (略)

（新設）

（新設）

（保険持株会社の営業報告書等の記載事項）

第二百十條の十一 法第二百七十一条の二十六の規定による営業報告書は、別紙様式第十五号の四により作成しなければならない。

2 (略)

（保険持株会社に係る合併の認可の申請）

第二百十條の十二 保険持株会社は、法第二百七十一条の三十一第一項の規定による合併の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一 (略)

二 株主総会の議事録（商法第四百十三条ノ三第一項（簡易な合併手続の要件）の規定

三 前号に規定する場合において、合併後存続する保険持株会社が、合併により消滅する会社の株主又は社員に対して交付すべき金銭等（金銭その他の財産をいう。）の額を定めたときは、最終の貸借対照表

四 合併契約の内容を記載した書面

五 (略)

六 当該保険持株会社及びその子会社等につき連結して記載した最終の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書その他これらの会社の最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書面

七 会社法第七百八十九条第二項（債権者の異議）、第七百九十九条第二項（債権者の異議）又は第八百十條第二項（債権者の異議）の規定による公告をしたこと及び異議を述べた債権者があるときは、その者に対し弁済し、若しくは担保を提供し、若しくは信託したこと又は合併をしてもその者を害するおそれがないことを証する書面

八 株券発行会社が株式の併合をする場合には、会社法第二百十九條第一項本文（株券の提出に関する公告等）の規定による公告をしたことを証する書面又は当該株式の全部について株券を発行していないことを証する書面

九 (略)

十 合併後存続する保険持株会社の定款、取締役及び監査役（委員会設置会社にあつては、取締役及び執行役）の履歴書並びに事務所の所在地を記載した書類並びに合併後における保険持株会社及びその子会社等の収支の見込みを記載した書類

十一 会計参与設置会社にあつては、会計参与の履歴書

十二 合併の当事者の一部が保険持株会社でない場合には、当該保険持株会社でない当事者の従前の定款並びに最終の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書その他最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書面

により合併契約書について株主総会の承認を得ないで合併を行う場合における合併後存続する保険持株会社にあつては、取締役会の議事録）

三 前号に規定する場合において、合併後存続する保険持株会社が、合併により消滅する株式会社の株主に対して支払う金額を定めたときは、最終の貸借対照表

四 合併契約書

五 (略)

六 当該保険持株会社及びその子会社等につき連結して記載した最終の貸借対照表、損益計算書及び剰余金計算書その他これらの会社の最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書面

七 商法第四百十二條第一項（債権者の異議）の規定による公告及び催告（公告を官報のほか時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載した場合における保険持株会社にあつては、これらの公告）をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、その者に対し弁済し、若しくは担保を提供し、若しくは信託したこと又は合併をしてもその者を害するおそれがないことを証する書面

八 株式の併合をする場合には、商法第二百十五條第一項（株式の併合の公告等）の規定による公告及び通知の状況を記載した書類

九 (略)

十 合併後存続する保険持株会社の定款、取締役及び監査役（委員会等設置会社にあつては、取締役及び執行役）の履歴書並びに事務所の所在地を記載した書類並びに合併後における保険持株会社及びその子会社等の収支の見込みを記載した書類

十一 (新設)

十二 合併の当事者の一部が保険持株会社でない場合には、当該保険持株会社でない当事者の従前の定款並びに最終の貸借対照表、損益計算書及び利益の処分又は損失の処理に関する書面その他最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書

十三・十四 (略)

(削る)

十五・十六 (略)

2 (略)

(保険持株会社に係る会社分割の認可の申請)

第二百十条の十二の二 保険持株会社は、法第二百七十一条の三十一第二項の規定による会社分割の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一 (略)

二 株主総会の議事録その他必要な手続があつたことを証する書面

三 吸収分割契約又は新設分割計画の内容を記載した書面

四 会社分割の費用を記載した書類

五 当該保険持株会社及びその子会社等につき連結して記載した最終の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書その他これらの会社の最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書類

六 法第一百七十三条の四第四項の異議を述べた保険契約者その他の債権者があるときは、当該保険契約者その他の債権者に対し、弁済し、相当の担保を提供し、若しくは当該保険契約者その他の債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社等に相当の財産を信託したこと又は当該分割をしても当該保険契約者その他の債権者を害するおそれがないことを証する書面

面

十二・十三 (略)

十四 商法第四百十三条ノ三第五項（簡易な合併手続における株式買取請求）の規定による反対の意思の通知をした株主があるときは、その株主が有する議決権の総数及び総株主の議決権の数を証する書面

十五・十六 (略)

2 (略)

(保険持株会社に係る分割の認可の申請)

第二百十条の十二の二 保険持株会社は、法第二百七十一条の三十一第二項の規定による分割の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一 (略)

二 株主総会の議事録（商法第三百七十四条ノ六又は第三百七十四条ノ二十二若しくは第三百七十四条ノ二十三（簡易な分割手続）の規定により分割計画書又は分割契約書について株主総会の承認を得ないで分割を行う保険持株会社にあつては、取締役会の議事録及び最終の貸借対照表）

三 分割計画書又は分割契約書

四 分割費用を記載した書類

五 当該保険持株会社及びその子会社等につき連結して記載した最終の貸借対照表、損益計算書及び剰余金計算書その他これらの会社の最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書類

六 商法第三百七十四条ノ四第一項又は第三百七十四条ノ二十第一項（債権者の異議）の規定による公告及び催告（同項ただし書の規定により公告を官報のほか時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載した場合における保険持株会社にあつては、これらの公告）をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、その者に対し弁済し、若しくは担保を提供し、若しくは信託したこと又は分割をしてもその者を害す

七 株券発行会社が株式の併合をする場合には、会社法第二百十九条第一項本文（株券の提出に関する公告等）の規定による公告をしたことを証する書面又は当該株式の全部について株券を発行していないことを証する書面

八 （略）

九 当該会社分割を行った後における保険持株会社及びその子会社の収支の見込みを記載した書類

十 会社分割の当事者の一部が保険持株会社でない場合には、当該保険持株会社でない当事者の従前の定款並びに最終の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書その他最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書面

十一 当該会社分割の当事者である保険持株会社が行う子会社の経営管理に係る体制を記載した書類

十二 （略）

十三 当該会社分割により当該保険持株会社の子会社が子会社でなくなる場合には、当該子会社の名称を記載した書類

十四 吸収分割により資本金の額を増加するとき及び新設分割により株式会社を設立するときは会社法第四百四十五条第五項（資本金の額及び準備金の額）に規定する額を証する書面

（削る）

十五・十六 （略）

2 （略）

（保険持株会社に係る事業譲渡等の認可の申請）

第二百十条の十三 保険持株会社は、法第二百七十一条の三十一第三項の規定による事業

をおそれないことを証する書面

七 株式の併合をする場合には、商法第二百五条第一項（株式の併合の公告等）の規定による公告及び通知の状況を記載した書類

八 （略）

九 当該分割を行った後における保険持株会社及びその子会社の収支の見込みを記載した書類

十 分割の当事者の一部が保険持株会社でない場合には、当該保険持株会社でない当事者の従前の定款並びに最終の貸借対照表、損益計算書及び利益の処分又は損失の処理に関する書面その他最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書面

十一 当該分割の当事者である保険持株会社が行う子会社の経営管理に係る体制を記載した書類

十二 （略）

十三 当該分割により当該保険持株会社の子会社が子会社でなくなる場合には、当該子会社の名称を記載した書類

十四 吸収分割により資本を増加するとき又は商法第三百七十四条ノ二十一（営業を承継する会社の資本増加の限度額）に規定する限度額を、新設分割により株式会社を設立するときは同法第三百七十四条ノ五（新設会社の資本の限度額）に規定する限度額を証する書面

十五 商法第三百七十四条ノ二十三第五項（簡易な吸収分割手続における株式買取請求）の規定による反対の意思の通知をした株主があるときは、その株主が有する議決権の総数及び総株主の議決権の数を証する書面

十六・一七 （略）

2 （略）

（保険持株会社に係る営業譲渡等の認可の申請）

第二百十条の十三 保険持株会社は、法第二百七十一条の三十一第三項の規定による営業

の譲渡又は譲受け（以下この条において「事業譲渡等」という。）の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一 （略）

二 当該事業譲渡等が株主総会又は取締役会の決議を要するものである場合には、これに関する株主総会の議事録又は取締役会の議事録その他必要な手続があったことを証する書面

三 事業譲渡等の契約の内容を記載した書面

四 当該保険持株会社及びその子会社等につき連結して記載した最終の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書その他これらの会社の最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書面

五 （略）

六 当該事業譲渡等を行った後における保険持株会社及びその子会社の収支の見込みを記載した書類

七 ～十 （略）

（削る）

十一 （略）

2 （略）

（届出事項）

第二百十条の十四 （略）

2 法第二百七十一条の三十二第二項第八号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

の譲渡又は譲受け（以下この条において「営業譲渡等」という。）の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一 （略）

二 当該営業譲渡等が株主総会又は取締役会の決議を要するものである場合には、これに関する株主総会の議事録又は取締役会の議事録

三 営業譲渡等の契約書

四 当該保険持株会社及びその子会社等につき連結して記載した最終の貸借対照表、損益計算書及び剰余金計算書その他これらの会社の最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書面

五 （略）

六 当該営業譲渡等を行った後における保険持株会社及びその子会社の収支の見込みを記載した書類

七 ～十 （略）

十一 商法第二百四十五条ノ五第一項（簡易な営業の譲受けの手続）の規定により総会の決議を経ないで営業又は事業の全部の譲受けを行うときは、最終の貸借対照表及び商法第二百四十五条ノ五第三項の規定による反対の意思の通知をした株主があるときは、その株主が有する議決権の総数及び総株主の議決権の数を証する書面

十二 （略）

2 （略）

（届出事項）

第二百十条の十四 （略）

2 法第二百七十一条の三十二第二項第八号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一・二 (略)

三 保険持株会社を代表する取締役又は保険持株会社の常務に従事する取締役（委員会設置会社にあつては代表執行役又は執行役、外国所在保険持株会社にあつては当該外国所在保険持株会社を代表する取締役若しくは執行役若しくはこれらに類する職にある者又は当該外国所在保険持株会社の常務に従事する取締役若しくは執行役若しくはこれらに類する職にある者）の就任又は退任があつた場合

四〇六 (略)

七 保険持株会社が会社法第四百三十五条第二項（計算書類等の作成及び保存）の規定により作成する事業報告及びその附属明細書を定時株主総会に提出した場合

八 (略)

3 保険持株会社（保険持株会社であつた会社を含む。）は、法第二百七十一条の三十二第二項の規定による届出をしようとするときは、届出書に理由書その他参考となるべき事項を記載した書類（前項第七号に掲げる場合にあつては同号に規定する事業報告及びその附属明細書又は前項第八号に掲げる場合にあつては同号に規定する書類）を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

（登録申請書の添付書類）

第二百一十一条の二 法第二百七十二条の二第二項に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一〇三 (略)

四 取締役及び監査役（委員会設置会社（法第八条第二項に規定する委員会設置会社をいう。以下同じ。）にあつては取締役及び執行役とし、会計参与設置会社（法第五十三条の十八第一項に規定する会計参与設置会社をいう。以下同じ。）にあつては会計参与を含む。以下この条において同じ。）並びに保険計理人の履歴書（当該会社が法人である場合にあっては、当該書類に相当する書類）

五〇十 (略)

一・二 (略)

三 保険持株会社を代表する取締役又は保険持株会社の常務に従事する取締役（委員会等設置会社にあつては代表執行役又は執行役、外国所在保険持株会社にあつては当該外国所在保険持株会社を代表する取締役若しくは執行役若しくはこれらに類する職にある者又は当該外国所在保険持株会社の常務に従事する取締役若しくは執行役若しくはこれらに類する職にある者）の就任又は退任があつた場合

四〇六 (略)

七 保険持株会社が商法第二百八十一条第一項（計算書類の作成）又は商法特例法第二十一条の二十六第一項（計算書類の作成等）の規定により作成する営業報告書及び附属明細書を定時総会に提出した場合

八 (略)

3 保険持株会社（保険持株会社であつた会社を含む。）は、法第二百七十一条の三十二第二項の規定による届出をしようとするときは、届出書に理由書その他参考となるべき事項を記載した書類（前項第七号に掲げる場合にあつては同号に規定する営業報告書及び附属明細書又は前項第八号に掲げる場合にあつては同号に規定する書類）を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

（登録申請書の添付書類）

第二百一十一条の二 法第二百七十二条の二第二項に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一〇三 (略)

四 取締役及び監査役（法第八条第二項に規定する委員会等設置会社等にあつては、取締役及び執行役。以下この条において同じ。）並びに保険計理人の履歴書

五〇十 (略)

十一 登録申請者が子会社等（法第二百七十二条の十六第三項に規定する子会社等）をいう。以下この号及び第二百十一条の七第一項第一号において同じ。）を有する場合には、次に掲げる書類

イ（略）

ロ 当該子会社等の役員の役職名及び氏名又は名称を記載した書類

ハ（略）

ニ 当該子会社等の最終の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書その他当該子会社等の最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書類

（取締役等の兼職の承認の申請等）

第二百十一条の二十二 少額短期保険業者の常務に從事する取締役（委員会設置会社にあつては、執行役。次項において同じ。）は、法第二百七十二条の十第一項の規定による承認を受けようとするときは、承認申請書に次に掲げる書類を添付し、当該少額短期保険業者を経由して金融庁長官等に提出しなければならない。

一（略）

五 当該他の会社の定款（これに準ずるものを含む。）、最終の貸借対照表、損益計算書、事業報告書、株主資本等変動計算書その他最近における業務、財産及び損益の状況に関する事項を記載した書面

六（略）

2（略）

（少額短期保険子会社対象会社を子会社とすることについての承認の申請等）

第二百十一条の三十四 少額短期保険業者は、法第二百七十二条の十四第二項に規定する承認を受けようとするときは、承認申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

一（略）

十一 登録申請者が子会社等（法第二百七十二条の十六第三項に規定する子会社等）をいう。以下この号及び第二百十一条の七第一項第一号において同じ。）を有する場合には、次に掲げる書類

イ（略）

ロ 当該子会社等の役員の役職名及び氏名を記載した書類

ハ（略）

ニ 当該子会社等の最終の貸借対照表、損益計算書及び利益処分又は損失処理に関する書面その他の当該子会社等の最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書類

（取締役等の兼職の承認の申請等）

第二百十一条の二十二 少額短期保険業者の常務に從事する取締役（委員会等設置会社等にあつては、執行役。次項において同じ。）は、法第二百七十二条の十第一項の規定による承認を受けようとするときは、承認申請書に次に掲げる書類を添付し、当該少額短期保険業者を経由して金融庁長官等に提出しなければならない。

一（略）

五 当該他の会社の定款（これに準ずるものを含む。）、最終の貸借対照表、損益計算書、事業報告書、利益若しくは剰余金の処分又は損失の処理に関する書面その他最近における業務、財産及び損益の状況に関する事項を記載した書面

六（略）

2（略）

（少額短期保険子会社対象会社を子会社とすることについての承認の申請等）

第二百十一条の三十四 少額短期保険業者は、法第二百七十二条の十四第二項に規定する承認を受けようとするときは、承認申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

一（略）

二 当該少額短期保険業者に関する次に掲げる書類

イ 最終の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書その他最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書類

ロ (略)

ハ 株式交換により少額短期保険子会社対象会社を子会社とする場合には、次に掲げる書類

(1) 株主総会の議事録その他必要な手続があったことを証する書面

(2)・(3) (略)

三 (略)

四 当該承認に係る少額短期保険子会社対象会社に関する次に掲げる書類

イ・ロ (略)

ハ 最終の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書その他最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書類

ニ (略)

五・六 (略)

2 金融庁長官等は、前項の規定による承認の申請があったときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査するものとする。

一 当該申請をした少額短期保険業者（以下この項において「申請少額短期保険業者」という。）の資本の額又は基金の総額が当該申請に係る少額短期保険子会社対象会社の議決権を取得し、又は保有するに足りる十分な額であること。

二～四 (略)

(業務報告書等)

第二百十一条の三十五 法第二百七十二条の十六第一項に規定する業務報告書は、少額短期保険業者である株式会社にあつては、事業報告書、附属明細書、株主総会に関する事

二 当該少額短期保険業者に関する次に掲げる書類

イ 最終の貸借対照表、損益計算書及び利益若しくは剰余金の処分又は損失の処理に関する書面その他最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書類

ロ (略)

ハ 株式交換により少額短期保険子会社対象会社を子会社とする場合には、次に掲げる書類

(1) 株主総会の議事録（商法第三百五十八条第一項（簡易な株式交換手続の要件）の規定により株式交換契約書について株主総会の承認を得ないで株式交換を行う場合にあっては、取締役会の議事録）

(2)・(3) (略)

三 (略)

四 当該承認に係る少額短期保険子会社対象会社に関する次に掲げる書類

イ・ロ (略)

ハ 最終の貸借対照表、損益計算書及び利益の処分又は損失の処理に関する書面その他最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書類

ニ (略)

五・六 (略)

2 金融庁長官等は、前項の規定による承認の申請があったときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査するものとする。

一 当該申請をした少額短期保険業者（以下この項において「申請少額短期保険業者」という。）の資本の額又は基金の総額が当該申請に係る少額短期保険子会社対象会社の議決権を取得し、又は保有するに足りる十分な額であること。

二～四 (略)

(業務報告書等)

第二百十一条の三十五 法第二百七十二条の十六第一項に規定する業務報告書は、少額短期保険業者である株式会社にあつては、営業報告書、附属明細書、株主総会に関する事

項等に関する書面、貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書、株主資本等変動計算書、有価証券等に関する書面及び保険金等の支払能力の充実の状況に関する書面、少額短期保険業者である相互会社にあつては、事業報告書、附属明細書、社員総会又は総代会に関する事項等に関する書面、貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書、基金の償却に関する書面、基金利息の支払に関する書面、剰余金処分又は損失処理に関する書面、基金等変動計算書、有価証券等に関する書面及び保険金等の支払能力の充実の状況に関する書面に分けて、別紙様式第十六号の十七により作成し、事業年度終了後四月以内に提出しなければならない。

2 法第二百七十二条の十六第二項に規定する中間業務報告書は、事業年度開始の日から当該事業年度の九月三十日までの間の業務及び財産の状況について、特定少額短期保険業者（法第二百七十二条の十六第二項に規定する特定少額短期保険業者をいう。以下この章において同じ。）である株式会社にあつては、中間事業報告書、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間キャッシュ・フロー計算書、中間株主資本等変動計算書及び保険金等の支払能力の充実の状況に関する書面、特定少額短期保険業者である相互会社にあつては、中間事業報告書、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間キャッシュ・フロー計算書、中間基金等変動計算書及び保険金等の支払能力の充実の状況に関する書面に分けて、別紙様式第十六号の十八により作成し、当該期間終了後三月以内に提出しなければならない。

3・4 (略)

（業務及び財産の状況に関する説明書類に記載する事項等）
第二百十一條の三十六 法第二百七十二條の十七において準用する法第百十一條第一項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

一 少額短期保険業者の概況及び組織に関する次に掲げる事項

イハ (略)

ニ 取締役及び監査役（委員会設置会社にあつては取締役及び執行役とし、会計参与設置会社にあつては会計参与を含む。）の氏名又は名称並びに役職名

二 (略)

項等に関する書面、貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書、利益処分又は損失処理に関する書面、有価証券等に関する書面及び保険金等の支払能力の充実の状況に関する書面、少額短期保険業者である相互会社にあつては、事業報告書、附属明細書、社員総会又は総代会に関する事項等に関する書面、貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書、基金の償却に関する書面、基金利息の支払に関する書面、剰余金処分又は損失処理に関する書面、有価証券等に関する書面及び保険金等の支払能力の充実の状況に関する書面に分けて、別紙様式第十六号の十七により作成し、事業年度終了後四月以内に提出しなければならない。

2 法第二百七十二条の十六第二項に規定する中間業務報告書は、事業年度開始の日から当該事業年度の九月三十日までの間の業務及び財産の状況について、特定少額短期保険業者（法第二百七十二条の十六第二項に規定する特定少額短期保険業者をいう。以下この章において同じ。）である株式会社にあつては、中間営業報告書、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間キャッシュ・フロー計算書及び保険金等の支払能力の充実の状況に関する書面、特定少額短期保険業者である相互会社にあつては、中間事業報告書、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間キャッシュ・フロー計算書及び保険金等の支払能力の充実の状況に関する書面に分けて、別紙様式第十六号の十八により作成し、当該期間終了後三月以内に提出しなければならない。

3・4 (略)

（業務及び財産の状況に関する説明書類に記載する事項等）
第二百十一條の三十六 法第二百七十二條の十七において準用する法第百十一條第一項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

一 少額短期保険業者の概況及び組織に関する次に掲げる事項

イハ (略)

ニ 取締役及び監査役（委員会等設置会社等にあつては、取締役及び執行役）の氏名並びに役職名

二 (略)

三 少額短期保険業者の主要な業務に関する次に掲げる事項

イ (略)

ロ 直近の三事業年度における主要な業務の状況を示す指標等として次に掲げる事項

(1) (略)

(2) 経常利益金額又は経常損失金額

(3) 当期純利益金額又は当期純損失金額（相互会社にあつては、当期純剰余金額又は当期純損失金額）

(4) (13) (略)

ハ・ニ (略)

四 (略)

五 少額短期保険業者の直近の二事業年度における財産の状況に関する次に掲げる事項

イ 貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書（連結財務諸表を作成しない場合に限る。）及び株主資本等変動計算書（相互会社にあつては、剰余金処分又は損失処理に関する書面及び基金等変動計算書）

ロ・ニ (略)

ホ 少額短期保険業者が貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書（相互会社にあつては、剰余金処分計算書又は損失処理計算書及び基金等変動計算書）について証券取引法第九十三条の二の規定に基づき公認会計士又は監査法人の監査証明を受けている場合にはその旨

2 (略)

第二百十一条の三十七 法第二百七十二条の十七において準用する法第百十一条第二項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

一 (略)

二 特定少額短期保険業者及びその子会社等の主要な業務に関する事項として次に掲げるもの

イ (略)

ロ 直近の三連結会計年度における主要な業務の状況を示す指標として次に掲げる事

三 少額短期保険業者の主要な業務に関する次に掲げる事項

イ (略)

ロ 直近の三事業年度における主要な業務の状況を示す指標等として次に掲げる事項

(1) (略)

(2) 経常利益又は経常損失

(3) 当期純利益又は当期純損失（相互会社にあつては、当期純剰余又は当期純損失）

(4) (13) (略)

ハ・ニ (略)

四 (略)

五 少額短期保険業者の直近の二事業年度における財産の状況に関する次に掲げる事項

イ 貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書（連結財務諸表を作成しない場合に限る。）及び利益処分又は損失処理に関する書面（相互会社にあつては、剰余金処分又は損失処理に関する書面）

ロ・ニ (略)

ホ 少額短期保険業者が貸借対照表、損益計算書及び利益処分計算書又は損失処理計算書（相互会社にあつては、剰余金処分計算書又は損失処理計算書）について証券取引法第九十三条の二の規定に基づき公認会計士又は監査法人の監査証明を受けている場合にはその旨

2 (略)

第二百十一条の三十七 法第二百七十二条の十七において準用する法第百十一条第二項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

一 (略)

二 特定少額短期保険業者及びその子会社等の主要な業務に関する事項として次に掲げるもの

イ (略)

ロ 直近の三連結会計年度における主要な業務の状況を示す指標として次に掲げる事

- 項
- (1) 経常収益の額
 - (2) 経常利益金額又は経常損失金額
 - (3) 当期純利益金額又は当期純損失金額（特定少額短期保険業者が相互会社である場合には、当期純剰余金額又は当期純損失金額）
 - (4) 総資産額
- 三 特定少額短期保険業者及びその子会社等の直近の二連結会計年度における財産の状況に関する次に掲げる事項
- イ 連結貸借対照表、連結損益計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結株主資本等変動計算書（相互会社にあつては、連結剰余金計算書及び連結基金等変動計算書）
- ロ・ハ (略)
- ニ 特定少額短期保険業者が連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結株主資本等変動計算書（相互会社にあつては、連結剰余金計算書及び連結基金等変動計算書）について証券取引法第百九十三条の二の規定に基づき公認会計士又は監査法人の監査証明を受けている場合にはその旨
- 2 (略)
- (価格変動準備金の不積立て等に関する認可の申請等)
- 第二百十一条の四十四 少額短期保険業者は、法第二百七十二条の十八において準用する法第百十五条第一項ただし書又は同条第二項ただし書の規定による認可を受けようとするときは、定時株主総会又は定時社員総会（総代会を設けているときは、定時総代会）の会日の八週間前までに、認可申請書に法第十三条の規定により読み替えて適用する会社法第四百三十五条第二項（計算書類等の作成及び保存）に規定する計算書類若しくは法第五十四条の三第二項に規定する計算書類又はこれに準ずる書類を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

- 項
- (1) 経常収益
 - (2) 経常利益又は経常損失
 - (3) 当期純利益又は当期純損失（特定少額短期保険業者が相互会社である場合には、当期純剰余又は当期純損失）
 - (4) 総資産額
- 三 特定少額短期保険業者及びその子会社等の直近の二連結会計年度における財産の状況に関する次に掲げる事項
- イ 連結貸借対照表、連結損益計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結剰余金計算書
- ロ・ハ (略)
- ニ 特定少額短期保険業者が連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結剰余金計算書について証券取引法第百九十三条の二の規定に基づき公認会計士又は監査法人の監査証明を受けている場合にはその旨
- 2 (略)
- (価格変動準備金の不積立て等に関する認可の申請等)
- 第二百十一条の四十四 少額短期保険業者は、法第二百七十二条の十八において準用する法第百十五条第一項ただし書又は同条第二項ただし書の規定による認可を受けようとするときは、定時総会又は定時社員総会（総代会を設けているときは、定時総代会）の会日の八週間前までに、認可申請書に商法第二百八十一条第一号、第二号及び第四号（計算書類及びその附属明細書の作成）（法第五十九条第一項において準用する場合を含む。）若しくは商法特例法第二十一条の二十六第一項第一号、第二号及び第四号（計算書類の作成等）（法第五十二条の三第二項において準用する場合を含む。）に掲げる書類又はこれに準ずる書類を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

(届出事項等)

第二百十一條の五十四 法第二百七十二條の二十一第一項第六号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 (略)

二 少額短期保険業者を代表する取締役、少額短期保険業者の常務に従事する取締役又は監査役(委員会設置会社にあつては代表執行役、執行役又は法第二條第十九項に規定する監査委員とし、会計参与設置会社にあつては、会計参与を含む)の就任又は退任があつた場合

三 十二 (略)

十三 会社法第一百五十五條第三号(株式会社による自己の株式の取得)の規定により自己の株式を取得しようとする場合

十四 (略)

2 (略)

3 第一項第八号に該当するときの届出は、定時株主総会又は定時社員総会(総代会を設けているときは、定時総代会)の会日の八週間前までに、法第十三條の規定により読み替えて適用する会社法第四百三十五條第二項(計算書類等の作成及び保存)に規定する計算書類又は法第五十四條の三第二項に規定する計算書類を添付して行うものとする。

4・5 (略)

(健全性の基準に用いる資本、基金、準備金等)

第二百十一條の五十八 法第二百七十二條の二十八において準用する法第三百十條第一号に規定する資本、基金、準備金その他の内閣府令で定めるものの額は、次に掲げる額とする。

(届出事項等)

第二百十一條の五十四 法第二百七十二條の二十一第一項第六号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 (略)

二 少額短期保険業者を代表する取締役、少額短期保険業者の常務に従事する取締役又は監査役(委員会等設置会社にあつては代表執行役、執行役又は商法特例法第二十一條の八第七項(委員会の権限等)に規定する監査委員、委員会等設置相互会社にあつては代表執行役、執行役又は法第五十二條の三第二項において準用する商法特例法第二十一條の八第七項に規定する監査委員)の就任又は退任があつた場合

三 十二 (略)

十三 商法第二百十條第一項に規定する定時総会の決議又は同法第二百十一條ノ三第一項に規定する取締役会の決議により自己の株式を取得しようとする場合(同項第一号に掲げる場合を除く。)

十四 (略)

2 (略)

3 第二項第八号に該当するときの届出は、定時総会又は定時社員総会(総代会を設けているときは、定時総代会)の会日の八週間前までに、商法第二百八十一條第一項第一号、第二号及び第四号(計算書類及びその附属明細書の作成)(法第五十九條第一項において準用する場合を含む。)(又は商法特例法第二十一條の二十六第一項第一号、第二号及び第四号(計算書類の作成等)(法第五十二條の三第二項において準用する場合を含む。))に掲げる書類を添付して行うものとする。

4・5 (略)

(健全性の基準に用いる資本、基金、準備金等)

第二百十一條の五十八 法第二百七十二條の二十八において準用する法第三百十條第一号に規定する資本、基金、準備金その他の内閣府令で定めるものの額は、次に掲げる額とする。

一 純資産の部の合計額から利益又は剰余金の処分として支出する金額（少額短期保険業者である相互会社にあつては、翌事業年度に社員に対する剰余金の分配として支出する額を含む。）、その他有価証券評価差額金の額、研究費、開発費、新株発行費等、社債発行費及び社債発行差金として貸借対照表の資産の部に計上した金額並びに法第七十八条第四項及び法第二百七十二条の十八において準用する法第百十三条前段の規定により貸借対照表の資産の部に計上した金額を控除した額

二〇七 （略）

2 （略）

（保険契約の移転の認可の申請）

第二百十一条の六十三 （略）

2 前項の認可申請書には、次に掲げる書類（第十号に掲げる書類については、移転先会社が少額短期保険業者である場合に限る。）を添付しなければならない。

一・二 （略）

三 移転会社及び移転先会社（外国保険会社等を除く。）の株主総会等の議事録その他必要な手続があつたことを証する書面

四〇十四 （略）

（事業譲渡等の認可の申請）

第二百十一条の六十六 少額短期保険業者は、法第二百七十二条の三十第一項において準用する法第百四十二条の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

一 （略）

二 事業の譲渡又は譲受け（次項において「事業譲渡等」という。）に係る契約の内容を記載した書面

一 資本の部の合計額から利益又は剰余金の処分として支出する金額（少額短期保険業者である相互会社にあつては、翌事業年度に社員に対する剰余金の分配として支出する額を含む。）、その他有価証券評価差額金並びに法第七十七条第四項、第九十二条の二第六項及び第二百七十二条の十八において準用する法第百十三条前段の規定並びに商法施行規則第三十七条から第四十条まで（研究費及び開発費、新株発行費等、社債発行費並びに社債発行差金）の規定又は第三十二条の十から第三十二条の十三までの規定により貸借対照表の資産の部に計上した金額を控除した額

二〇七 （略）

2 （略）

（保険契約の移転の認可の申請）

第二百十一条の六十三 （略）

2 前項の認可申請書には、次に掲げる書類（第十号に掲げる書類については、移転先会社が少額短期保険業者である場合に限る。）を添付しなければならない。

一・二 （略）

三 移転会社及び移転先会社（外国保険会社等を除く。）の株主総会等の議事録

四〇十四 （略）

（事業譲渡等の認可の申請）

第二百十一条の六十六 少額短期保険業者は、法第二百七十二条の三十第一項において準用する法第百四十二条の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

一 （略）

二 事業の譲渡又は譲受け（次項において「事業譲渡等」という。）に係る契約書

三 当事者である少額短期保険業者の株主総会等の議事録又は取締役会の議事録若しくは

三 当事者である少額短期保険業者の株主総会等の議事録その他必要な手続があつたことを証する書面又は取締役会の議事録その他必要な手続があつたことを証する書面若しくは清算人会の議事録その他必要な手続があつたことを証する書面

四〇八 (略)

九 会社法第四百六十八条第二項のときにおいて同法第四百六十九条第一項の規定による請求をした株主があるときは、その株主が有する議決権の総数及び総株主の議決権の数を証する書面

十 (略)

二・三 (略)

(業務及び財産の管理の委託の認可の申請)

第二百一十一条の六十八 (略)

二 前項の認可申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一・二 (略)

三 委託会社及び受託会社（外国保険会社等を除く。）の株主総会等の議事録その他必要な手続があつたことを証する書面

四〇七 (略)

(管理委託契約の変更又は解除の認可の申請)

第二百一十一条の六十九 (略)

二 前項の認可申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一・二 (略)

三 委託会社及び受託会社（外国保険会社等を除く。）の株主総会等の議事録その他必要な手続があつたことを証する書面

四〇七 (略)

(少額短期保険主要株主に係る承認を要しない事由)

は清算会の議事録

四〇八 (略)

九 商法第二百四十五条ノ五第三項（簡易な営業の譲受けの手続）の規定による反対の意思の通知をした株主があるときは、その株主が有する議決権の総数及び総株主の議決権の数を証する書面

十 (略)

二・三 (略)

(業務及び財産の管理の委託の認可の申請)

第二百一十一条の六十八 (略)

二 前項の認可申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一・二 (略)

三 委託会社及び受託会社（外国保険会社等を除く。）の株主総会等の議事録

四〇七 (略)

(管理委託契約の変更又は解除の認可の申請)

第二百一十一条の六十九 (略)

二 前項の認可申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一・二 (略)

三 委託会社及び受託会社（外国保険会社等を除く。）の株主総会等の議事録

四〇七 (略)

(少額短期保険主要株主に係る承認を要しない事由)

第二百十一条の七十 法第二百七十二条の三十一第一項第一号に規定する内閣府令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

一・二 (略)

三 当該少額短期保険業者の議決権を行使することができない株式に係る議決権の取得によるその総株主の議決権に占める保有する議決権の割合の増加（当該少額短期保険業者の議決権の保有者になろうとする者の意思によらない事象の発生により取得するものに限る。）

四・八 (略)

2 (略)

(少額短期保険業者の主要株主基準値以上の議決権の保有者に係る承認申請書の提出等)

第二百十一条の七十一 (略)

2 法第二百七十二条の三十二第二項に規定する内閣府令で定める書面は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に掲げる書面とする。

一 法第二百七十二条の三十一第一項各号に掲げる取引又は行為により一の少額短期保険業者の主要株主基準値以上の数の議決権の保有者になろうとする者が法人（法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。）である場合

イ (略)

ロ 当該法人に関する次に掲げる書類（当該法人が外国の法人であること等の理由により次に掲げる書類の一部がない場合は、当該書類に相当する書類）

(1)・(2) (略)

(3) 取締役及び監査役（委員会設置会社にあつては取締役及び執行役とし、会計参与設置会社にあつては会計参与を含む。）の履歴書（当該者が法人である場合にあつては、当該書類に相当する書類）

(4) (略)

(5) 当該承認に係る法第二百七十二条の三十一第一項各号に掲げる取引又は行為が株

第二百十一条の七十 法第二百七十二条の三十一第一項第一号に規定する内閣府令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

一・二 (略)

三 当該少額短期保険業者の商法第二百十一条ノ二第四項に規定する種類の株式に係る議決権の取得によるその総株主の議決権に占める保有する議決権の割合の増加（当該少額短期保険業者の議決権の保有者になろうとする者の意思によらない事象の発生により取得するものに限る。）

四・八 (略)

2 (略)

(少額短期保険業者の主要株主基準値以上の議決権の保有者に係る承認申請書の提出等)

第二百十一条の七十一 (略)

2 法第二百七十二条の三十二第二項に規定する内閣府令で定める書面は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に掲げる書面とする。

一 法第二百七十二条の三十一第一項各号に掲げる取引又は行為により一の少額短期保険業者の主要株主基準値以上の数の議決権の保有者になろうとする者が法人（法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。）である場合

イ (略)

ロ 当該法人に関する次に掲げる書類（当該法人が外国の法人であること等の理由により次に掲げる書類の一部がない場合は、当該書類に相当する書類）

(1)・(2) (略)

(3) 取締役及び監査役（委員会等設置会社等にあつては、取締役及び執行役）の履歴書

(4) (略)

主総会又は取締役会（これらに準ずる機関を含む。以下この号において同じ。）の決議を要するものである場合には、これに関する株主総会の議事録その他必要な手続があったことを証する書面又は取締役会の議事録その他必要な手続があったことを証する書面

(6)・(7) (略)

(8) 最終の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書（相互会社あつては、剰余金処分又は損失処理に関する書面及び基金等変動計算書）その他当該法人の最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書類

(9)～(11) (略)

ハ (略)

二 (略)

三 少額短期保険業者の主要株主基準値以上の数の議決権の保有者である会社その他の法人の設立をしようとする場合

イ (略)

ロ 当該承認を受けて設立される会社その他の法人（以下このロにおいて「設立法人」という。）に関する次に掲げる書類（当該設立法人が外国の法人であること等の理由により次に掲げる書類の一部がない場合は、当該書類に相当する書類）

(1) (略)

(2) 取締役及び監査役（委員会設置会社にあつては取締役及び執行役とし、会計参与設置会社にあつては会計参与を含む。）の履歴書（当該者が法人である場合にあつては、当該書類に相当する書類）

(3) (略)

(4) 当該設立が創立総会の決議を要するものである場合には、これに関する創立総会の議事録（当該設立法人が株式移転、合併又は会社分割により設立される場合にあつては、これに関する株主総会の議事録）その他必要な手続があつたことを証する書面

(5) 当該承認に係る法第二百七十二条の三十一第一項各号に掲げる取引又は行為が株主総会又は取締役会（これらに準ずる機関を含む。以下この号において同じ。）の決議を要するものである場合には、これに関する株主総会の議事録又は取締役会の議事録

(6)・(7) (略)

(8) 最終の貸借対照表、損益計算書及び利益処分計算書又は損失処理計算書その他当該法人の最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書類

(9)～(11) (略)

ハ (略)

二 (略)

三 少額短期保険業者の主要株主基準値以上の数の議決権の保有者である会社その他の法人の設立をしようとする場合

イ (略)

ロ 当該承認を受けて設立される会社その他の法人（以下このロにおいて「設立法人」という。）に関する次に掲げる書類（当該設立法人が外国の法人であること等の理由により次に掲げる書類の一部がない場合は、当該書類に相当する書類）

(1) (略)

(2) 取締役及び監査役（委員会等設置会社等にあつては、取締役及び執行役）の履歴書

(3) (略)

(4) 当該設立が創立総会の決議を要するものである場合には、これに関する創立総会の議事録（当該設立法人が株式移転、合併又は分割により設立される場合にあつては、これに関する株主総会の議事録（当該設立法人が商法第三百七十四条ノ六第一項（簡易な新設分割手続の要件）の規定により分割計画書について株主総会の承認を得ないで設立される場合には、これに関する取締役会の議事録））

(5)・(6) (略)

(7) 資本の額その他の当該設立後における財産の状況を知ることができる書類

(8)・(10) (略)

ハ (略)

(少額短期保険業者持株会社に係る承認を要しない事由)

第二百十一条の七十三 法第二百七十二条の三十五第一号に規定する内閣府令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

一～三 (略)

四 当該少額短期保険業者の議決権を行使することができない株式に係る議決権の取得によるその総株主の議決権に占める保有する議決権の割合の増加(当該少額短期保険業者の議決権の保有者になろうとする者の意思によらない事象の発生により取得するものに限る。)

五 (略)

六 当該少額短期保険業者が株式の併合又は分割を行ったことによるその総株主の議決権に占める保有する議決権の割合の増加

七・八 (略)

2 (略)

(少額短期保険持株会社に係る承認申請書の提出等)

第二百十一条の七十四 (略)

2 法第二百七十二条の三十六第二項に規定する内閣府令で定める書類は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に掲げる書類とする。

一 法第二百七十二条の三十五第一項各号に掲げる取引又は行為により少額短期保険業者を子会社とする持株会社になろうとする場合

(5)・(6) (略)

(7) 資本の額その他の当該設立後における財産の状況を知ることができる書類

(8)・(10) (略)

ハ (略)

(少額短期保険業者持株会社に係る承認を要しない事由)

第二百十一条の七十三 法第二百七十二条の三十五第一号に規定する内閣府令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

一～三 (略)

四 当該少額短期保険業者の商法第二百一十一條ノ二第四項に規定する種類の株式に係る議決権の取得によるその総株主の議決権に占める保有する議決権の割合の増加(当該少額短期保険業者の議決権の保有者になろうとする者の意思によらない事象の発生により取得するものに限る。)

五 (略)

六 当該少額短期保険業者が株式の消却、併合又は分割を行ったことによるその総株主の議決権に占める保有する議決権の割合の増加

七・八 (略)

2 (略)

(少額短期保険持株会社に係る承認申請書の提出等)

第二百十一条の七十四

2 法第二百七十二条の三十六第二項に規定する内閣府令で定める書類は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に掲げる書類とする。

一 法第二百七十二条の三十五第一項各号に掲げる取引又は行為により少額短期保険業者を子会社とする持株会社になろうとする場合

イ
(略)

口 当該会社に関する次に掲げる書類

(1) 略

(2) 取締役及び監査役（委員会設置会社にあつては取締役及び執行役とし、会計参与設置会社にあつては会計参与を含む。）の履歴書（当該者が法人である場合にあつては、当該書類に相当する書類）

(3) (略)

(4) 当該承認に係る法第二百七十二条の三十五第一項各号に掲げる取引又は行為が株主総会又は取締役会の決議を要するものである場合には、これに関する株主総会等の議事録その他必要な手続があったことを証する書面又は取締役会の議事録その他必要な手続があったことを証する書面

(5)
•
(6)
(略)

(7) 株主資本等変動計算書その他当該会社の最近における業務、財産及び損益の状況に関する事項を記載した書面（貸借対照表及び損益計算書を除く。）

(8)
•
(9)
(略)

八
(略)

二 少額短期保険業者を子会社とする持株会社を設立しようとする場合

イ
(略)

口 当該承認を受けて設立される会社（以下この号において「設立会社」という。）に関する次に掲げる書類

(1) 取締役及び監査役（委員会等設置会社にあつては取締役及び執行役とし、会計参与設置会社にあつては会計参与を含む。）の履歴書（当該者が法人である場合にあつては、当該書類に相当する書類）

(2)
(略)

(3) 当該設立が創立総会の決議を要するものである場合には、これに関する創立総会の議事録（当該設立会社が株式移転、合併又は会社分割により設立される場合にあっては）

イ
(略)

口 当該会社に関する次に掲げる書類

(1)
(略)

(2) 取締役及び監査役（委員会等設置会社にあつては、取締役及び執行役）の履歴書

(3) (略)

(4) 当該承認に係る法第二百七十二条の三十五第一項各号に掲げる取引又は行為が株主総会又は取締役会の決議を要するものである場合には、これに関する株主総会の議事録又は取締役会の議事録

(5)
•
(6)
(略)

(7) 最終の利益の処分又は損失の処理に関する書面その他当該会社の最近における業務、財産及び損益の状況に関する事項を記載した書面（貸借対照表及び損益計算書を除く。）

(8)
•
(9)
(略)

八
(略)

二 少額短期保険業者を子会社とする持株会社を設立しようとする場合

イ
(略)

口 当該承認を受けて設立される会社（以下この号において「設立会社」という。）に関する次に掲げる書類

(1) 取締役及び監査役（委員会等設置会社にあつては、取締役及び執行役）の履歴書

(2) (略)

(3) 当該設立が創立総会の決議を要するものである場合には、これに関する創立総会の議事録（当該設立会社が株式移転、合併又は分割により設立される場合にあって

つては、これに関する株主総会の議事録（その他必要な手続があったことを証する書面）

(4)・(5) (略)

(6) 資本金の額その他の当該設立後における財産の状況を知ることができる書類

(7)・(8) (略)

ハ 当該設立会社の子会社に関する次に掲げる書類

(1) (略)

(2) 役員の役職名及び氏名又は名称を記載した書類

(3) 最終の貸借対照表、株主資本等変動計算書その他当該会社の最近における業務、財産及び損益の状況に関する事項を記載した書面

(4) (略)

(少額短期保険持株会社の子会社に係る承認の申請)

第二百十一條の七十八 法第二百七十二條の三十九第二項に規定する内閣府令で定める事項は、当該承認の申請に係る会社に関する次に掲げる事項とする。

一 (略)

二 資本金の額

三 取締役及び監査役（委員会設置会社にあつては取締役及び執行役とし、会計参与設置会社にあつては会計参与を含む。）の氏名

四・五 (略)

2 法第二百七十二條の三十九第二項に規定する申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 (略)

二 当該少額短期保険持株会社及びその子会社に関する次に掲げる書類

イ 当該少額短期保険持株会社及びその子会社につき連結して記載した最終の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書その他これらの会社の最近における業務

は、これに関する株主総会の議事録（当該設立会社が商法第三百七十四条ノ六第一項（簡易な新設分割手続の要件）の規定により分割計画書について株主総会の承認を得ないで設立される場合には、これに関する取締役会の議事録）

(4)・(5) (略)

(6) 資本金の額その他の当該設立後における財産の状況を知ることができる書類

(7)・(8) (略)

ハ 当該設立会社の子会社に関する次に掲げる書類

(1) (略)

(2) 役員の役職名及び氏名を記載した書類

(3) 最終の貸借対照表、損益計算書及び利益の処分又は損失の処理に関する書面その他当該会社の最近における業務、財産及び損益の状況に関する事項を記載した書面

(4) (略)

(少額短期保険持株会社の子会社に係る承認の申請)

第二百十一條の七十八 法第二百七十二條の三十九第二項に規定する内閣府令で定める事項は、当該承認の申請に係る会社に関する次に掲げる事項とする。

一 (略)

二 資本の額

三 取締役及び監査役（委員会等設置会社にあつては、取締役及び執行役）の氏名

四・五 (略)

2 法第二百七十二條の三十九第二項に規定する申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 (略)

二 当該少額短期保険持株会社及びその子会社に関する次に掲げる書類

イ 当該少額短期保険持株会社及びその子会社につき連結して記載した最終の貸借対照表、損益計算書及び剰余金計算書その他これらの会社の最近における業務、財産及

、財産及び損益の状況を知ることができる書面

ロ 株式交換により子会社となる場合には、次に掲げる書類

(1) 株主総会の議事録その他必要な手続があったことを証する書面

(2) 株式交換契約の内容を記載した書面

(3) (略)

三 当該承認の申請に係る会社の最終の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書その他最近における業務、財産及び損益の状況に関する事項を記載した書面

3 (略)

(少額短期保険持株会社の子会社に係る承認の例外)

第二百一十一条の七十九 法第二百七十二条の三十九第四項に規定する内閣府令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

一・二 (略)

三 少額短期保険持株会社又はその子会社が議決権を行使することができない株式又は持分に係る議決権の取得（当該少額短期保険持株会社又はその子会社の意思によらない事象の発生により取得するものに限る。）

四〇七 (略)

(少額短期保険持株会社に係る業務報告書等)

第二百一十一条の八十 法第二百七十二条の四十第一項において準用する法第二百七十一条の二十四第一項の規定による中間業務報告書は、事業年度開始の日から当該事業年度の九月三十日までの間の業務及び財産の状況について、中間営業概況書、中間連結財務諸表に分けて、別紙様式第十六号の二十四により作成し、当該期間経過後三月以内（外国所在少額短期保険持株会社（少額短期保険業者を子会社とする外国の持株会社であつて、法第二百七十二条の三十五第一項の承認を受けて設立され、又は同項若しくは同条第三項ただし書の承認を受けているものをいう。以下同じ。）にあつては、当該期間経過後六月以内）に金融庁長官に提出しなければならない。

び損益の状況を知ることができる書面

ロ 株式交換により子会社となる場合には、次に掲げる書類

(1) 株主総会の議事録

(2) 株式交換契約書

(3) (略)

三 当該承認の申請に係る会社の最終の貸借対照表、損益計算書及び利益の処分又は損失の処理その他最近における業務、財産及び損益の状況に関する事項を記載した書面

3 (略)

(少額短期保険持株会社の子会社に係る承認の例外)

第二百一十一条の七十九 法第二百七十二条の三十九第四項に規定する内閣府令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

一・二 (略)

三 少額短期保険持株会社又はその子会社が所有する商法第二百一十一条ノ二第四項に規定する種類の株式又は持分に係る議決権の取得（当該少額短期保険持株会社又はその子会社の意思によらない事象の発生により取得するものに限る。）

四〇七 (略)

(少額短期保険持株会社に係る業務報告書等)

第二百一十一条の八十 法第二百七十二条の四十第一項において準用する法第二百七十一条の二十四第一項の規定による中間業務報告書は、営業年度開始の日から当該営業年度の九月三十日までの間の業務及び財産の状況について、中間営業概況書、中間連結財務諸表に分けて、別紙様式第十六号の二十四により作成し、当該期間経過後三月以内（外国所在少額短期保険持株会社（少額短期保険業者を子会社とする外国の持株会社であつて、法第二百七十二条の三十五第一項の承認を受けて設立され、又は同項若しくは同条第三項ただし書の承認を受けているものをいう。以下同じ。）にあつては、当該期間経過後六月以内）に金融庁長官に提出しなければならない。

2 法第二百七十二条の四十第一項において準用する法第二百七十一条の二十四第一項の規定による業務報告書は、事業概況書、連結財務諸表に分けて、別紙様式第十六号の二十五により作成し、事業年度終了後四月以内（外国所在少額短期保険持株会社にあつては、事業年度終了後六月以内）に金融庁長官等に提出しなければならない。

3～6 （略）

（少額短期保険持株会社に係る業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧）
第二百十一條の八十一 法第二百七十二条の四十第一項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

一 少額短期保険持株会社の概況及び組織に関する次に掲げる事項

イ～ハ （略）

ニ 取締役及び監査役（委員会設置会社にあつては取締役及び執行役とし、会計参与設置会社にあつては会計参与を含む。）の氏名又は名称及び役職名（当該者が法人である場合を除く。）

二 （略）

三 少額短期保険持株会社及びその子会社等の主要な業務に関する事項として次に掲げるもの

イ 直近の事業年度における事業の概況

ロ 直近の三連結会計年度における主要な業務の状況を示す指標として次に掲げる事項

項 (1) 経常収益の額

(2) 経常利益金額又は経常損失金額

(3) 当期純利益金額又は当期純損失金額

(4)・(5) （略）

四 少額短期保険持株会社及びその子会社等の直近の二連結会計年度における財産の状況に関する次に掲げる事項

イ 連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結株主資本等変動計算書

2 法第二百七十二条の四十第一項において準用する法第二百七十一条の二十四第一項の規定による業務報告書は、営業概況書、連結財務諸表に分けて、別紙様式第十六号の二十五により作成し、営業年度終了後四月以内（外国所在少額短期保険持株会社にあつては、営業年度終了後六月以内）に金融庁長官等に提出しなければならない。

3～6 （略）

（少額短期保険持株会社に係る業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧）
第二百十一條の八十一 法第二百七十二条の四十第一項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

一 少額短期保険持株会社の概況及び組織に関する次に掲げる事項

イ～ハ （略）

ニ 取締役及び監査役（委員会等設置会社にあつては、取締役及び執行役）の氏名及び役職名

二 （略）

三 少額短期保険持株会社及びその子会社等の主要な業務に関する事項として次に掲げるもの

イ 直近の営業又は事業年度における営業又は事業の概況

ロ 直近の三連結会計年度における主要な業務の状況を示す指標として次に掲げる事項

項 (1) 経常収益

(2) 経常利益又は経常損失

(3) 当期純利益又は当期純損失

(4)・(5) （略）

四 少額短期保険持株会社及びその子会社等の直近の二連結会計年度における財産の状況に関する次に掲げる事項

イ 連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結剰余金計算書

ロ・ハ (略)

ニ 少額短期保険持株会社及びその子法人等が二以上の異なる種類の事業を営んでいる場合の事業の種類ごとの区分に従い、当該区分に属する経常収益の額、経常利益金額又は経常損失金額の額及び資産の額（以下この号において「経常収益等」という。）として算出したもの（各経常収益等の総額に占める割合が少ない場合を除く。）

ホ 少額短期保険持株会社が連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結株主資本等変動計算書について証券取引法第百九十三条の二の規定に基づき公認会計士又は監査法人の証明を受けている場合にはその旨

2ゝ4 (略)

第二百十一条の八十二 少額短期保険持株会社は、法第二百七十二条の四十第一項において準用する法第二百七十一条の二十五第一項の規定により作成した書類（外国所在少額短期保険持株会社にあつては、前条第二項及び第三項に規定する書類。以下この項及び次項において「説明書類等」という。）の縦覧を、当該少額短期保険持株会社の事業年度経過後五月以内（外国所在少額短期保険持株会社にあつては、事業年度経過後六月以内）に開始し、当該事業年度の翌事業年度に係るそれぞれの説明書類等の縦覧を開始するまでの間、公衆の縦覧に供しなければならない。

2ゝ4 (略)

第二百十一条の八十二の二 法第二百七十二条の四十第一項において準用する法第二百七十一条の二十五第三項に規定する内閣府令で定める場所は、第二百十条の十の二第四項に規定する場所とする。

第二百十一条の八十二の三 法第二百十一条第四項に規定する内閣府令で定める措置は、電磁的記録に記録された事項を紙面又は映像面に表示する方法とする。

（少額短期保険持株会社の業務報告等の記載事項）

ロ・ハ (略)

ニ 少額短期保険持株会社及びその子法人等が二以上の異なる種類の事業を営んでいる場合の事業の種類ごとの区分に従い、当該区分に属する経常収益の額、経常利益又は経常損失の額及び資産の額（以下この号において「経常収益等」という。）として算出したもの（各経常収益等の総額に占める割合が少ない場合を除く。）

ホ 少額短期保険持株会社が連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結剰余金計算書について証券取引法第百九十三条の二の規定に基づき公認会計士又は監査法人の証明を受けている場合にはその旨

2ゝ4 (略)

第二百十一条の八十二 少額短期保険持株会社は、法第二百七十二条の四十第一項において準用する法第二百七十一条の二十五第一項の規定により作成した書類（外国所在少額短期保険持株会社にあつては、前条第二項及び第三項に規定する書類。以下この項及び次項において「説明書類等」という。）の縦覧を、当該少額短期保険持株会社の営業年度経過後五月以内（外国所在少額短期保険持株会社にあつては、営業年度経過後六月以内）に開始し、当該営業年度の翌営業年度に係るそれぞれの説明書類等の縦覧を開始するまでの間、公衆の縦覧に供しなければならない。

2ゝ4 (略)

（新設）

（新設）

（少額短期保険持株会社の営業報告書等の記載事項）

第二百十一条の八十三 法第二百七十二条の四十第一項において準用する法第二百七十一
条の二十六の規定による事業報告書は、別紙様式第十六号の二十六により作成しなければならない。

2 (略)

(届出事項)

第二百十一条の八十五 (略)

2・3 (略)

4 法第二百七十二条の四十二第二項第八号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げ
る場合とする。

一・二 (略)

三 少額短期保険持株会社を代表する取締役又は少額短期保険持株会社の常務に従事す
る取締役(委員会設置会社)にあつては代表執行役又は執行役、外国所在少額短期保険持
株会社にあつては当該外国所在少額短期保険持株会社を代表する取締役若しくは執行
役若しくはこれらに類する職にある者又は当該外国所在少額短期保険持株会社の常務
に従事する取締役若しくは執行役若しくはこれらに類する職にある者)の就任又は退任
があつた場合

四・六 (略)

七 少額短期保険持株会社が会社法第四百三十五条第二項(計算書類等の作成及び保存)
の規定により作成する事業報告書及び附属明細書を定時総会に提出した場合

八 (略)

5 少額短期保険持株会社(少額短期保険持株会社であつた会社を含む。)は、法第二百七
十二条の四十二第二項の規定による届出をしようとするときは、届出書に理由書その他参
考となるべき事項を記載した書類(前項第七号に掲げる場合にあつては同号に規定する事
業報告書及びその附属明細書又は前項第八号に掲げる場合にあつては同号に規定する書
類)を添付して財務局長等に提出しなければならない。

第二百十一条の八十三 法第二百七十二条の四十第一項において準用する法第二百七十一
条の二十六の規定による営業報告書は、別紙様式第十六号の二十六により作成しなければ
ならない。

2 (略)

(届出事項)

第二百十一条の八十五 (略)

2・3 (略)

4 法第二百七十二条の四十二第二項第八号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げ
る場合とする。

一・二 (略)

三 少額短期保険持株会社を代表する取締役又は少額短期保険持株会社の常務に従事す
る取締役(委員会等設置会社)にあつては代表執行役又は執行役、外国所在少額短期保険
持株会社にあつては当該外国所在少額短期保険持株会社を代表する取締役若しくは執
行役若しくはこれらに類する職にある者又は当該外国所在少額短期保険持株会社の常
務に従事する取締役若しくは執行役若しくはこれらに類する職にある者)の就任又は退
任があつた場合

四・六 (略)

七 少額短期保険持株会社が商法第二百八十一条第一項(計算書類の作成)又は商法特例
法第二十一条の二十六第一項(計算書類の作成等)の規定により作成する営業報告書及
び附属明細書を定時総会に提出した場合

八 (略)

5 少額短期保険持株会社(少額短期保険持株会社であつた会社を含む。)は、法第二百七
十二条の四十二第二項の規定による届出をしようとするときは、届出書に理由書その他参
考となるべき事項を記載した書類(前項第七号に掲げる場合にあつては同号に規定する営
業報告書及び附属明細書又は前項第八号に掲げる場合にあつては同号に規定する書類)を
添付して財務局長等に提出しなければならない。

(保険仲立人の氏名等の明示に係る情報通信の技術を利用する方法)

第二百三十条の二 法第二百九十六条第二項に規定する電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて内閣府令で定めるものは、次に掲げる方法とする。

一・二 (略)

2ゝ4 (略)

(保険契約の申込みの撤回等に係る情報通信の技術を利用する方法)

第二百四十条の二 法第三百九条第二項に規定する電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて内閣府令で定めるものは、次に掲げる方法とする。

一・二 (略)

2ゝ4 (略)

(標準処理期間)

第二百四十六条 内閣総理大臣等は、法、令又はこの府令の規定による次の各号に掲げる免許、認可又は承認に関する申請（予備審査に係るものを除く。）がその事務所に到達したときは、当該各号に定める期間内に、当該申請に対する処分をするよう努めるものとする。

一 (略)

二 法第八条第二項の規定による取締役（委員会設置会社にあつては、執行役）の兼職の認可 三十日

三 法第十七条の二第三項の規定による資本金の額の減少の認可 六十日

四 法第五十五条の二第五項の規定による社員配当準備金等の積立の例外に係る定款の定め
の認可 三十日

(保険仲立人の氏名等の明示に係る情報通信の技術を利用する方法)

第二百三十条の二 法第二百九十六条第二項の内閣府令で定める方法は、次に掲げる方法とする。

一・二 (略)

2ゝ4 (略)

(保険契約の申込みの撤回等に係る情報通信の技術を利用する方法)

第二百四十条の二 法第三百九条第二項の内閣府令で定める方法は、次に掲げる方法とする。

一・二 (略)

2ゝ4 (略)

(標準処理期間)

第二百四十六条 内閣総理大臣等は、法、令又はこの府令の規定による次の各号に掲げる免許、認可又は承認に関する申請（予備審査に係るものを除く。）がその事務所に到達したときは、当該各号に定める期間内に、当該申請に対する処分をするよう努めるものとする。

一 (略)

二 法第八条第二項の規定による取締役（委員会等設置会社等にあつては、執行役）の兼職の認可 三十日

三 法第十七条第六項の規定による資本の減少の認可 六十日

四 法第五十八条第五項の規定による社員配当準備金等の積立の例外に係る定款の定め
の認可 三十日

四の二〇二十三 (略)

2 (略)

別表 (第五十二条の二十二第三項関係)

帳簿の種類	記載事項	記載要領等	備考
信託勘定元帳	計上年月日、勘定科目、借方、貸方、残高	借方欄、貸方欄には、勘定科目ごとの変動状況を記載すること。	信託勘定元帳の科目について日々の変動及び残高を記載した日計表を作成する場合は、当該日計表のつくりをもつて信託勘定元帳とすることができ。
(略)			

別表 (第五十九条の二第一項第五号ホ関係 (生命保険会社))

項目	記載する事項
(略)	

別表 (第五十九条の二第一項第五号ホ関係 (外国生命保険会社等))

項目	記載する事項
(略)	

別表 (第五十九条の二第一項第五号ホ関係 (特定生命保険業免許を受けた免許特定法人))

項目	記載する事項
(略)	

四の二〇二十三 (略)

2 (略)

別表 (第五十二条の二十二第三項関係)

帳簿の種類	記載事項	記載要領等	備考
信託勘定元帳	計上年月日、勘定科目、借方、貸方、残高	備考欄、貸方勘定には、勘定科目ごとの変動状況を記載すること。	信託勘定元帳の科目について日々の変動及び残高を記載した日計表を作成する場合は、当該日計表のつくりをもつて信託勘定元帳とすることができ。
(略)			

別表 (第五十九条の二第一項第五号ニ関係 (生命保険会社))

項目	記載する事項
(略)	

別表 (第五十九条の二第一項第五号ニ関係 (外国生命保険会社等))

項目	記載する事項
(略)	

別表 (第五十九条の二第一項第五号ニ関係 (特定生命保険業免許を受けた免許特定法人))

項目	記載する事項
(略)	

別表（第五十九条の二第一項第五号ホ関係（損害保険会社））	
項目	記載する事項
（略）	
別表（第五十九条の二第一項第五号ホ関係（外国損害保険会社等））	
項目	記載する事項
（略）	
別表（第五十九条の二第一項第五号ホ関係（特定損害保険業免許を受けた免許特定法人））	
項目	記載する事項
（略）	

別表（第五十九条の二第一項第五号ニ関係（損害保険会社））	
項目	記載する事項
（略）	
別表（第五十九条の二第一項第五号ニ関係（外国損害保険会社等））	
項目	記載する事項
（略）	
別表（第五十九条の二第一項第五号ニ関係（特定損害保険業免許を受けた免許特定法人））	
項目	記載する事項
（略）	